

神戸市文化財保存活用地域計画

神戸市

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画作成の背景と目的.....	1
第2節	「文化財」・「歴史文化」の定義.....	2
第3節	文化財保存活用地域計画の位置づけ.....	3
3-1	文化財保存活用地域計画の位置づけ.....	3
3-2	上位・関連計画について.....	4
第4節	計画作成の経緯と体制.....	7
第5節	計画期間.....	9
第2章	神戸市の概要	10
第1節	神戸市の自然・地理的環境.....	10
1-1	位置.....	10
1-2	行政区の変遷.....	10
1-3	地形.....	11
1-4	地質・断層.....	12
1-5	気候.....	13
1-6	生態系・植生.....	14
1-7	景観.....	17
1-8	自然・地理的環境についてのまとめ.....	18
第2節	神戸市の社会的状況.....	19
2-1	人口動態.....	19
2-2	土地利用.....	20
2-3	交通.....	21
2-4	産業.....	22
2-5	多文化共生.....	27
2-6	市民による活動と市民参加のまちづくり.....	27
2-7	社会的状況についてのまとめ.....	28
第3節	神戸市の歴史的背景.....	29
3-1	旧石器時代から縄文時代.....	29
3-2	弥生時代.....	30
3-3	古墳時代.....	32
3-4	古代.....	33
3-5	中世.....	35
3-6	近世.....	36
3-7	近代（明治時代から第二次世界大戦前）.....	38
3-8	現代（第二次世界大戦後～）.....	40
3-9	災害史.....	42
第3章	神戸市の文化財の概要	47
第1節	神戸市における文化財保護行政の歩み.....	47
第2節	指定等文化財.....	52
2-1	有形文化財（建造物）.....	52
2-2	有形文化財（美術工芸品）.....	54
2-3	有形文化財（石造物）.....	56

2-4	民俗文化財・無形文化財.....	57
2-5	記念物.....	59
2-6	伝統的建造物群保存地区.....	62
2-7	文化環境保存区域.....	63
2-8	行政区別の指定等文化財の分布状況.....	64
第3節	埋蔵文化財.....	67
第4節	未指定文化財.....	68
第5節	日本遺産.....	68
第4章	神戸市の歴史文化の特徴.....	71
第5章	神戸市の文化財の保存・活用に関する現状.....	73
第1節	既存の文化財所在調査の概要.....	73
第2節	文化財の保存・活用に関するアンケート調査の概要.....	76
第3節	文化財の保存・活用に関する取り組み.....	78
3-1	神戸市の文化財の保存・活用に関する取り組み.....	78
3-2	民間の文化財に関する保存・活用の取り組み.....	87
第6章	神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿とその課題.....	90
第1節	文化財の保存・活用についての目指すべき姿.....	90
1-1	主体から見た文化財の保存・活用における目指すべき姿.....	90
1-2	地域性から見た文化財の保存・活用における目指すべき姿.....	90
1-3	保存・活用に関する方向性についての展望.....	91
第2節	文化財の保存・活用に関する課題.....	92
2-1	課題の整理.....	92
2-2	「文化財をまもる」にあたっての課題.....	92
2-3	「文化財をいかす」にあたっての課題.....	94
2-4	「文化財をつたえる」にあたっての課題.....	95
2-5	地域を特定した課題.....	96
第7章	神戸市の文化財の保存・活用に対する方針.....	97
第1節	文化財の保存・活用に対する方針の考え方.....	97
第2節	「文化財をまもる」ための方針.....	98
2-1	文化財の所在把握に対する方針.....	98
2-2	文化財を取り巻く環境の変化に対する方針.....	98
2-3	防災・防犯対策に対する方針.....	98
2-4	保存環境に対する方針.....	99
第3節	「文化財をいかす」ための方針.....	99
3-1	情報発信・公開に対する方針.....	99
3-3	観光等産業における活用に対する方針.....	100
3-4	教育の場における活用に対する方針.....	100
3-5	人材の育成及び活用事業の連携に対する方針.....	100
第4節	「文化財をつたえる」ための方針.....	101
4-1	継承方法に対する方針.....	101
4-2	価値観の多様化に対する方針.....	101
第5節	地域を特定した文化財の保存・活用に関する方針.....	101
5-1	六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に対する方針.....	101
5-2	北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針.....	102

第8章	神戸市の文化財の保存・活用に関する措置	103
第1節	神戸市の文化財の保存・活用に関する具体的な措置	103
第2節	新しい取り組みにおける重点事業	117
2-1	神戸歴史遺産制度	117
2-2	様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業	119
2-3	史跡等の整備	119
第9章	神戸市の文化財の保存・活用の推進体制	123
第1節	文化財の保存・活用の推進体制	123
第2節	現在の神戸市等行政の体制（令和4年度）	123
2-1	文化財を所管する部署・組織	123
2-2	関係部局及び部署	124
2-3	兵庫県関係部署	124
第3節	主な外郭団体及び地域の文化財関係機関	125
資料1	神戸市指定等文化財一覧	126
1.	建造物	126
2.	美術工芸品	130
3.	石造物	134
4.	民俗文化財	135
5.	無形文化財	135
6.	史跡	136
7.	名勝	136
8.	天然記念物	137
9.	伝統的建造物群	137
10.	文化環境保存区域	138
11.	歴史的建造物	138
12.	神戸歴史遺産（未指定）	139
資料2	代表的な神戸市域の郷土誌等	140
資料3	アンケート調査結果	142
1.	市民意識調査	142
2.	文化財所有者調査	149
3.	観光企業調査	154

第1章 はじめに

第1節 計画作成の背景と目的

文化財の保護については、これまで明治時代以降にこしやじほぞんほう 古社寺保存法、しせきめいしょうてんねんきねんぶつほぞんほう 史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、昭和25年（1950）には文化財保護法（以下、「法」という）を制定し、文化財の指定等や規制及び助成などを規定し、保存・活用が行われてきた。しかし近年では全国的な過疎化や少子高齢社会等に伴う文化財の散逸や滅失が生じ、あるいは大規模な自然災害等による被害も頻繁に発生するなど様々な問題が生じている。特に農村部では、廃村によりその土地の歴史や文化が消滅する危機に直面している。これまでのように文化財所有者（以下「所有者」という）及び保存団体や行政の文化財担当部局だけではその継承を担うことが困難になりつつある。

文化財の保存と活用は、文化財を活用することによって多くの人々にその大切さを共感してもらい、保存していくことへの理解に繋がるため、相互に関連しながら継続性のある保護を図っていく必要がある。

このような状況を背景として、平成29年（2017）に文化芸術基本法が改正された。その中では「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などと連携を図るよう配慮が必要」とされている。また、文化財についても平成30年（2018）にこれまで法や条例で保護されてきた文化財と、価値づけが明確でなかった未指定文化財も含めて、まちづくりなどに活かし、さらに地域社会総がかりでその継承に取り組むことを趣旨とした文化財保護法の改正が行われた。その具体的な方策として都道府県は文化財保存活用大綱を策定し、市町村は文化財保存活用地域計画を作成することが可能となった。

神戸市では、法や、昭和39年（1964）に制定された兵庫県文化財保護条例（以下、「県条例」という）と昭和53年（1978）に制定された神戸市都市景観条例や、文化財に関連する条例により文化財の保存・活用が図られてきた。しかし、平成7年（1995）1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、沿岸部を中心に多くの歴史的な建造物や歴史資料などがき損・滅失したことは、神戸市における文化財の保存・活用にとって非常に深刻な出来事であった。そのような状況を受け平成9年（1997）には、「神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（以下、「市条例」という）を制定し、市内の文化財を保護するための様々な方策を定めた。震災前から進めていた調査を基に、市条例によりこれまででは239件に及ぶ指定等を行ってきた。

神戸市の人口は阪神・淡路大震災以降、平成20年（2008）に震災前まで持ち直し、平成23年（2011）にはそれまで最高の1,544,970人に達した。しかし、それ以降は毎年減少している。特に北区及び西区の農村部における減少傾向は顕著である。人口の増加率についてみれば、平成12年（2000）をピークに減少に転じ、同年には65歳以上の老年人口が15歳未満の少年人口より多くなり、生産年齢人口の減少も進んでいる。事実、神戸市が令和元年（2019）に実施した自治会などを対象としたアンケートでも役員の高齢化や後継者不足、行事への参加者の減少などが多く寄せられている。神戸市内における文化財の所有者や管理者などの担い手も同様に高年齢化しており、文化財の管理や継承が難しくなりつつある。さらに歴史的な建造物が売却され、解体される事例も散見されてきた。その上、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的打撃や伝統的な祭り・行事を行う機会の喪失など文

化財を保存・活用していくための状況がより悪化している。

また、近年は勢力の強い台風や豪雨などの自然災害により、文化財がき損、滅失する事例が相次いでいる。特に平成 30 年（2018）には度重なる台風により茅葺建物をはじめとして多くの建造物が損壊した。

また一方生活様式や周辺環境の変化に伴い、文化財を継承していくために必要な素材の確保も容易ではなくなっている。

このような状況を背景として、神戸市においても文化財を次世代に継承するために障害となっている現状の課題を抽出し、市街地と農村部が一体となっている神戸市の特性を考慮に入れつつ、課題を解決していく必要がある。そのために、令和 2 年(2020)に策定された兵庫県文化財保存活用大綱を勘案の上、実効的な計画として文化財保存活用地域計画を作成し、更なる保存・活用の促進を目指すこととした。

第 2 節 「文化財」・「歴史文化」の定義

文化財という言葉は、一般的には国宝や重要文化財など指定文化財を指すと捉えられることが多いが、法では指定未指定に関わらず六類型の有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群を文化財としている。そして神戸市では、これまで主に指定等文化財について保護を図ってきた。しかし、文化財の保護を強化していくために、本計画では、埋蔵文化財をはじめ、これまで法や条例では指定等の文化財として未だ価値づけされていない歴史的な建造物、伝統的な祭り・行事、植生等のみならず、食文化をはじめとした文化的価値を有する事物や事象も文化財としての保護の対象とする。

また、本計画で述べる歴史文化とは、文化財とその周辺の歴史的・自然的な環境（自然環境、景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など）が一体となったものとする。つまり、地域に固有の風土の下、先人によって生み出され、また生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動及びその成果に加え、それが存在する環境を総体的に把握した概念と捉えられ、神戸らしさを表出させたものと位置づけることができる。

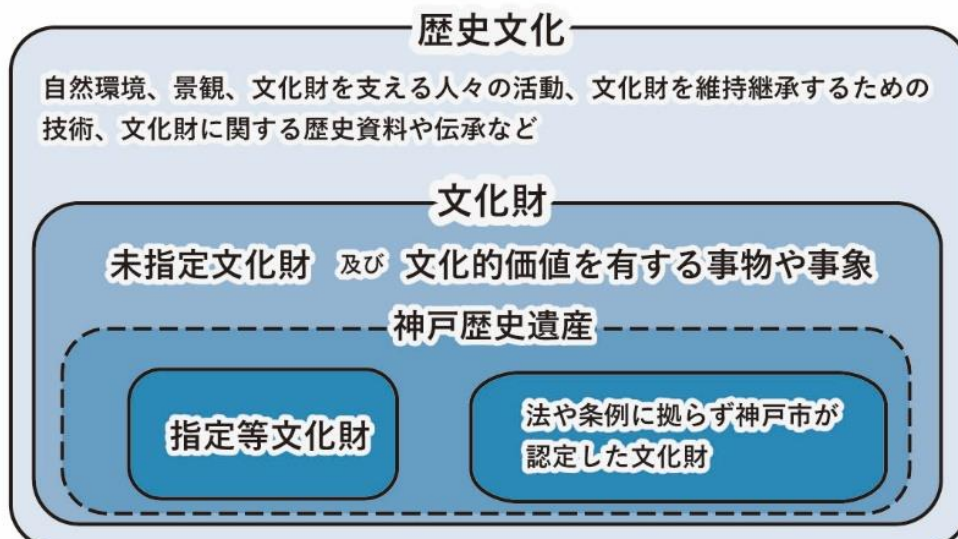


図 1 「文化財」・「歴史文化」の定義

第3節 文化財保存活用地域計画の位置づけ

3-1 文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、神戸市の上位計画である新・神戸市基本構想、第5次神戸市基本計画（神戸づくりの指針）及び神戸2025ビジョンに示された将来像を目指し、実現するための本市の文化財行政における今後の方針を示す基本計画である。

その他、本市における他分野の関連計画及び兵庫県文化財保存活用大綱と整合性を図り、文化財保護法第183条の3において規定する法定計画として定める。

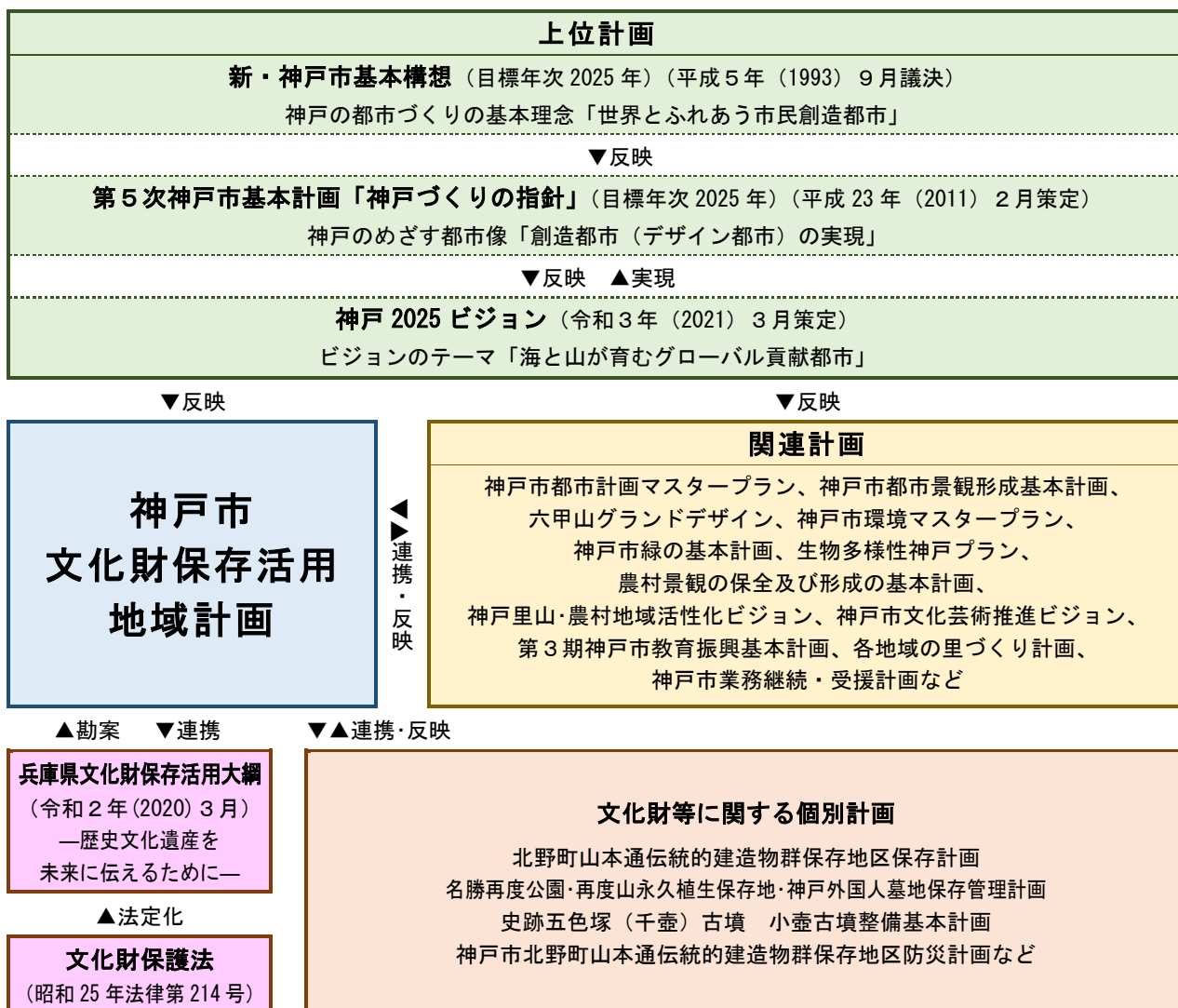


図2 上位計画及び関連計画との関連図

神戸市では、「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」^{*}の達成に向けた取り組みを進めており、上位計画である神戸2025ビジョンでも整合性をとっている。本計画に基づく取り組みもSDGsの達成に寄与するものであり、第7章の方針には該当する目標のロゴを付すこととする。

^{*}「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、平成 28 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際社会共通の目標である。経済・社会・環境をめぐる 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

3-2 上位・関連計画について

上位・関連計画における文化財等に関する方針・施策等は下表のとおり記載されている。

表1 上位計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>新・神戸市基本構想（目標年次令和7年（2025）） （平成5年（1993）9月議決） 対象期間 平成5（1993）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「魅力が息づく快適環境のまち」 ・農村地域の自然環境や農村文化の保全と活用を図り、人と自然が共生できる緑豊かな地域づくりを進める。 ・海、坂、山、そして街と田園という神戸の都市空間が持つ魅力や、地域の個性的な資源を活かし、発展させ、多彩で変化に富んだ都市空間を創出する。 ・歴史的な環境や神戸らしい景観を守り、育て、文化や芸術の香りあふれる都市整備を進め、より個性的で質の高い都市を未来へ継承する。 ・多様な魅力資源を活かし、つくり、回遊性を確保して都市に深みを与える。さらに、界隈性を高め、人々が集い楽しめる、にぎわいのある都市を実現する。 「国際性にあふれる文化交流のまち」 ・神戸の文化環境や文化財を活かしながら生活文化・芸術文化を高め、世界に向けて発信できる神戸らしい文化を創造する。 「次代を支える経済躍動のまち」 ・神戸の歴史と風土を基盤に成長してきた地場産業を生活文化産業としてとらえ、さらなる発展を図る。</p>
<p>第5次神戸市基本計画「神戸づくりの指針」（目標年次令和7年（2025）） （平成23（2011）年2月策定） 計画期間 平成23（2011）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「くらしを守り経済を発展させる」 ・賑わいや心地よさなどが感じられるよう、六甲山・摩耶山、有馬温泉、須磨・舞子など都心近郊にある自然や、古代以来の国際港都の歴史に基づくみなとやまちの観光資源の魅力向上に取り組む。 ・地域の自然や歴史・文化資源を活用したエコツーリズム、農村を活用したグリーンツーリズム、有馬温泉との連携によるヘルスツーリズム等のニューツーリズム（新しい形態の観光）を推進する。 「ひとを育み新たな豊かさを創造する」 ・市内各地に存在する有形無形の歴史的・文化的資源を活かし、文化に対する理解を促進し、まちや地域への愛着を育み、地域文化を振興する。 ・映画、ジャズ、洋菓子など神戸が日本での「発祥の地」となる文化資源や地域で育まれた文化の持つ物語性を活用し、都市のブランドを高め発信する。 ・文学・歴史の薫り高い「須磨」、「兵庫津」、知名度の高い「最古泉『有馬』」、「灘の生一本」などにおいて歴史が培ってきた文化資源を活かしたまちづくりを行う。 「安全を高め未来につなぐ」 ・港、異人館、酒蔵、温泉、田園などの神戸の特徴的なまちなみについて、そこでの人々の営み（風習や生活様式など）や様々な活動などを含めて保全・育成するとともに、自然景観と市街地景観が調和する良好な眺望景観を大切にすることにより、魅力ある景観形成をめざす。</p>
<p>神戸2025ビジョン （令和3（2021）年3月策定） 計画期間 令和3（2021）～令和7（2025） 年度</p>	<p>基本目標2 妊娠・出産・子育て支援と特色ある教育環境の充実 ・神戸の特色ある学び（創造的学び・国際教育など）の推進 基本目標3 多様な文化・芸術・魅力づくり ・心豊かな生活が送れるように街の魅力を高め、文化・芸術・スポーツを振興する。 ・文化財の新たな保存と活用の推進。 ・神戸観光の推進。 ・六甲山・摩耶山での観光と豊かな自然を活かしたアートシーンの推進。 ・須磨海岸・海浜公園の魅力向上。 ・地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域の活性化。 基本目標7 多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化 ・地域活動の活性化</p>

表2 関連計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>神戸市都市計画マスタープラン (平成 23 (2011) 年 3 月策定) 計画期間：平成 23 (2011) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「市街地・住環境の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫南部・長田南部では、数多くの歴史資源の魅力を十分に活かし、世界に誇れるものづくり産業と調和したまちづくりを推進する。 ・良好な農村景観や伝統的農家住宅の保全などに取り組む。 <p>「都市デザイン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北野、旧居留地、南京町、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成をはかる地区について、まちづくり団体などと連携しながら地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組む。 ・地域のシンボルとなっている、近代建築物や地域文化を伝える古民家などについて、継続的な利用や新たな機能を加えた活用を促進することにより、良好な状態で保存するとともに、周辺地域と一体となった景観形成にも取り組む。 ・都心・ウォーターフロントにおいて、歴史的建築物など地域の資源などを活かし、歴史の重層性が感じられる魅力的な空間を創造する。 ・風致地区周辺など、社寺林や屋敷林などの緑が多く集まったエリアは、「緑地保存配慮地区」に指定し、地域住民による「緑をともに守り育てる」という共通認識のもと、協働と参画によりまちなみの保全・育成を図る。 ・風土・風習や生活文化、市民気質などが現れた、地域の活動やイベントなどの振興をはかりながら、神戸らしい文化的景観を大切に守り育てる。
<p>神戸市都市景観形成基本計画 (昭和 57 (1982) 年 7 月策定) 令和 3 (2021) 年 8 月改正 計画期間：昭和 57 (1982) 年～</p>	<p>「基本目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の発掘と保全・活用：歴史的連続性のある都市空間や歴史的建築物あるいは目になじんだランドマークなどは市民共有の貴重な財産である。これらの景観資源を新たに発掘し、都市や地域のシンボルとして保全し、市民の共感（アイデンティティ）を育むものとして活用していくことが大切である。あわせて、生活の長い積重ねの中で引き継がれてきた祭りや伝統行事も、重要な景観資源として継承していく。 <p>「景観類型別の景観形成計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（自然地域景観 田園集落景観）茅葺民家の保全・活用、社寺等歴史的建築物の保全、農村環境の保全（里づくり）を図る。 ・（市街地地区景観 住宅地景観）住宅地における文化環境を形成するために、伝統行事をはじめとする地域の文化的活動の展開を支援する。
<p>六甲山グランドデザイン (平成 31 (2019) 年 3 月策定) 計画期間：平成 30 (2018) 年～</p>	<p>「再度山ゾーン：学びと発見に満ちた山地」(自然と歴史を体感する空間を整備する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国名勝である再度公園や外国人墓地の PR。 ・自然、歴史などの資源を体験できるプログラム造成。 ・神戸の歴史（外国人墓地に紐づいた神戸の歴史、植生の変遷等）を学ぶ機会の充実。
<p>神戸市環境マスタープラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間：平成 28 (2016) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「基本方針 3：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地勢などの自然環境と相まって存在するという本市の文化的・歴史的資源の特色を活かす保全や活用に取り組む。 ・埋蔵文化財やその他の文化財等の実態調査により現状を把握するとともに、文化財の指定、保存、活用等を推進する。 ・市所有文化財建造物の保存修理、民有文化財の保存修理及び維持管理に対する助成等により、文化的・歴史的資源の保全を推進する。 ・歴史的建造物の保全・活用、異人館、五色塚古墳等の文化財の公開などにより、市民と文化財とのふれあいの機会の増大や文化財に対する普及啓発等を推進する。 ・建築専門家や活用促進団体など民間団体との連携強化を図り、所有者や活用事業者とのマッチングや保全活用のための資金収集の仕組みなどを構築することにより、地域の文化を伝える茅葺建物、開港以降に建てられた近代建造物や異人館など歴史的建造物の保全・活用を行い、神戸ならではの景観を次世代に継承する。 <p>「基本方針 4：安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の特色である茅葺建物の維持のために、市民とともに茅（ススキ）を通じて循環型文化への理解を深める必要がある。 ・公害や災害を克服してきた経験は、神戸の環境と密接にかかわるものであり、環境学習を行う際には、歴史的、文化的な事柄もあわせて学び、神戸の環境への理解を深める取り組みとする。 ・「住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい」と思えるまちをつくるためには、その地域の歴史文化を知る必要がある。 ・市内には、ポートアイランドや六甲アイランドの海上都市から北西部の農村集落まで、様々な特色を持った地域があり、それらのよさを見つけ、伸ばしていく学習の機会を提供する。

計画名	文化財等に関する方針・施策等
神戸市緑の基本計画(グリーンコ ウベ 21 プラン) (平成 23 (2011) 年 3 月改定) 計画期間:平成 23 (2011) ~令 和 7 (2025) 年度	緑の将来像(2)「まちのゾーン」 ・神戸港の歴史や、須磨・舞子に広がる自然環境・景観を大切に守りながら、緑に 彩られたデザイン性に優れたオープンスペースの創出によって、新たな憩いや賑 わいが生まれ、歩いていて楽しくなるような魅力と活力あるまちをめざす。
生物多様性神戸プラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間:平成 28 (2016) ~令 和 7 (2025) 年度	「基本戦略 1 :場をまもる・つくる」 ・多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを楽しむことができる場の保全・創出。
農村景観の保全及び形成の基本 計画 (平成 12 (2000) 年度策定) 計画期間:平成 13 (2011) 年~	「歴史に学び、文化を育てる」 ・土地を利用し、建築物を造る時には、近隣の文化財や史跡との調和に十分な注意 を払い、景観を保全する。 ・里づくりに、文化財、史跡、伝承を活用し、景観の歴史の蓄積としてつくりあげ る。 ・鎮守の森、社寺の大木を地域のシンボルとして守り、鳥や虫などと合わせ、人と 自然が歴史の中で一体となった景観を創る。 ・祭や伝統的行事、伝統芸能の伝承に、地域全体で取り組む。 ・途絶えてしまった祭や伝統行事を掘り起こし、もう一度、地域文化として根づか せるように取り組む。
神戸里山・農村地域活性化ビジョ ン (令和 2 (2020) 年 5 月策定) 計画期間:令和 3 (2021) 年~	「地域文化資源の保全、活用」 ・神戸歴史遺産認定制度の創設と文化財保護。 ・文化資源保存活動の支援。 ・地域文化資源のネットワーク化。
神戸市文化芸術推進ビジョン (令和 2 (2020) 年度策定) 計画期間:令和 3 (2021) ~令和 12 (2030) 年度	「将来像 4 :自然を活かす」 ・豊かな自然や街中の豊富な文化資源を活かし、エリアごとに異なる地域の魅力・個 性に磨きをかける。 ・「地域資源×アート」による地域のブランディングを図り、新しい神戸のイメージ を醸成する。 ・神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用を進める。
第 3 期神戸市教育振興基本計画 (令和 2 (2020) 年 7 月策定) 計画期間:令和 2 (2020) ~令和 5 (2023) 年度	「豊かな心の育成」 ・専門家を派遣し、鑑賞や和楽器体験を行う「わが国の伝統音楽」出前授業等を通 じて、伝統文化に触れる機会を提供する。 ・博物館・美術館や文化財の公開施設など神戸の歴史や文化を学び体験できる施設 を積極的に活用することで、地域の歴史への理解を進めるとともに、地域への愛 着を一層醸成する。
里づくり計画 (平成 11 (1999) 年度以降策定) ※策定年は地区によって異なる	地域住民の主體的な取り組みによる良好な営農環境と農村環境の保全を図るため、 西区、北区の地区・集落を基本単位として里づくり協議会が策定する計画。地域の 特性に合わせて、地域の整備の目標及び方針や農業の振興、環境の整備、土地の利 用、景観の保全及び形成、交流などの計画を位置づけるもの。2021 年 1 月現在、西 区で 53 地区、北区で 39 地区が策定。 《里づくり計画の一例》 (西区伊川谷町小寺地区) 小寺集落内の美しい風景や歴史ある建築物といった次世代へ残すべき景観につい て、「小寺小道」散策マップの案内板を設置し、遊歩道として維持管理する。 (北区淡河町南僧尾地区) 地域の伝統文化や秋祭り・盆踊り等の伝統行事の伝承を図り地域の活性化を推進す る。観音堂等いたみのひどい歴史的建築物を保全するとともにその歴史由来等を調 査し、活用する。このため史実報告書及びマップの作成と標識の設置等を検討する。
神戸市業務継続・受援計画 (令和 3 (2021) 年 8 月策定)	神戸市地域防災計画の下部計画で、災害時における適切な業務体制を運用するた めの基本事項として業務継続と災害支援の両面から定めたもの。支援を要する経常業 務として「埋蔵文化財調査」及び「文化財の被害調査・保護」が位置付けられて、対 応計画に受援シート・業務フローが作成されている。

第4節 計画作成の経緯と体制

神戸市では、第1章に示したように国及び県などと協力し、個別に文化財の保存・活用について対処してきた。しかし、神戸市内における文化財に対しての保存・活用がより実効性を持ち、計画的に推進される必要があるとの判断から、平成30年（2018）の文化財保護法改正により位置付けられた文化財保存活用地域計画を令和2年（2020）より作成することとなった。

神戸市文化財保存活用地域計画は、神戸市文化財保存活用地域計画協議会及び神戸市文化財保護審議会において意見聴取し、庁内関係部局の協力のもと作成した。



図3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会の様子

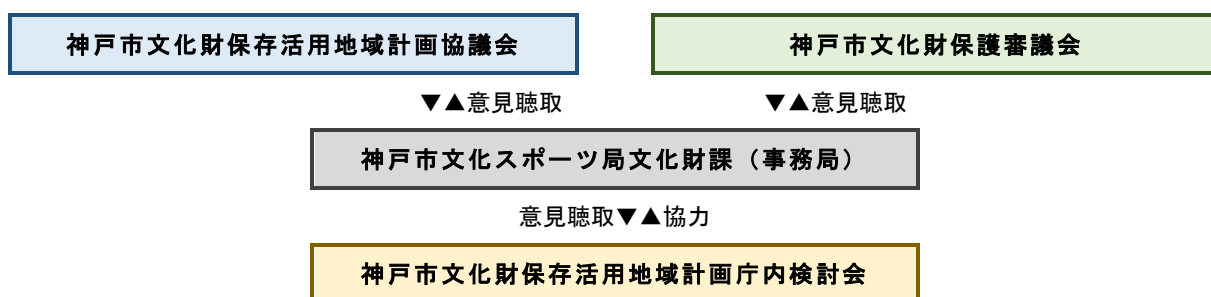


図4 文化財保存活用地域計画作成にかかる体制

表3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会委員（令和2年～4年度）

菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（神戸市文化財保護審議会副会長・歴史） ※協議会会長	学識経験者
黒田 龍二	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
三輪 康一	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
岩田 茂樹	奈良国立博物館特任研究員（令和2・3年度）・名誉館員（令和4年度） （神戸市文化財保護審議会委員・美術工芸品）	学識経験者
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授 （神戸市文化財保護審議会委員・歴史）	学識経験者
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和2年度） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和3年度） 園田学園女子大学学長（令和4年度） （神戸市文化財保護審議会委員・民俗）	学識経験者
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地生物多様性チーフコーディネーター （神戸市文化財保護審議会委員・記念物）	学識経験者
大藪 典子	一般財団法人 神戸観光局専務理事（～令和3年度）	観光部門
中西 理香子	一般財団法人 神戸観光局専務理事（令和4年～）	観光部門
勝盛 典子	公益財団法人 香雪美術館館長（令和2～3年度）・嘱託（令和4年度）	文化財所有者
井上 舞	神戸大学大学院人文学研究科特命助教	地域研究組織
大国 正美	株式会社 神戸新聞社取締役（令和2年度）・常務取締役（令和3・4年度）	マスコミ
服部 孝司	公益財団法人 神戸市民文化振興財団理事長	文化芸術
高尾 ひろ子	神戸市婦人団体協議会副会長（令和2年度）・理事（令和3・4年度）	市民代表
慈 憲一	灘百選の会事務局長	市民代表

オブザーバー：甲斐 昭光（兵庫県教育委員会文化財課課長）

表 4 神戸市文化財保護審議会委員（平成 31 年～令和 4 年度）

黒田 龍二	神戸大学名誉教授	建築（建築史）
橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授	建築（近代建築）
島田 敏男	奈良文化財研究所 文化遺産部長（～令和 2 年度）	建築（建築史）
大林 潤	奈良文化財研究所 文化遺産部長（令和 3 年度～）	建築（建築史）
三輪 康一	神戸大学名誉教授	建築（伝統的建造物・都市景観）
増記 隆介	神戸大学大学院人文学研究科准教授 ～令和 2 年度	美術工芸品（絵画史）
筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授 令和 3 年度～	美術工芸品（絵画史）
岩田 茂樹	奈良国立博物館 特任研究員（令和 2・3 年）・名誉館員（令和 4 年度）	美術工芸品（彫刻史）
芳井 敬郎	花園大学名誉教授 ～令和 2 年度	民俗（民俗学）
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和 2 年度） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和 3 年度） 園田学園女子大学学長（令和 4 年度）	民俗（民俗学）
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授	歴史（中世史）
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長	歴史（近世史）
戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授	歴史（近代史）
黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館名誉館長 ※会長	歴史（考古学）
菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 ※副会長	歴史（考古学）
林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特命教授	記念物（庭園史）
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地 生物多様性チーフコーディネーター	記念物（植物学）

表 5 神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会

所管課	分野
文化スポーツ局文化交流課	文化芸術
文化スポーツ局文化財課	文化財（事務局）
神戸市立博物館学芸課	博物館活動
経済観光局観光企画課	観光
経済観光局農政計画課	農村計画
都市局景観政策課	景観
北神区役所まちづくり課	まちづくり
垂水区役所まちづくり課	まちづくり
西区役所まちづくり課	まちづくり
危機管理室	防災
教育委員会教科指導課	学校教育

表 6 計画作成の経緯

令和2年2月17日	神戸市文化財保護審議会にて計画作成の実施について報告
令和2年8月19日	神戸市文化財保護審議会にて計画骨子について報告
令和2年10月9日	第1回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画骨子説明。歴史文化の特徴及び文化財の保存・活用に関する課題について意見聴取。
令和2年10月16日	第1回神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会開催 計画骨子説明。庁内関係部局における文化財に関する事業及び課題について情報共有。
令和2年9月28日～ 10月18日	神戸市ネットモニターを対象に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和2年10～11月	神戸市内文化財所有者に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和2年11～12月	神戸市内観光事業者を対象に文化財の活用に関する意識調査を実施。
令和2年12月14日	神戸市文化財保護審議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和2年12月21日	第2回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和3年3月4日	第3回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画素案について意見徴取。
令和3年3月11日	神戸市文化財保護審議会開催 計画素案について意見聴取
令和3年12月～ 令和4年1月	パブリックコメント実施
令和4年3月7日	第4回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 パブリックコメント結果の報告及び計画素案について意見聴取
令和4年3月11日	神戸市文化財保護審議会開催 パブリックコメント結果の報告及び計画素案について意見聴取

※令和2年度については、株式会社総合計画機構に作成支援業務を委託した。

第5節 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022)から令和13年度(2031)までの10年間とする。新・神戸市基本構想が令和7年度(2025)に終了することや社会状況や経済状況などを勘案し、毎年計画の進捗を確認したうえで、5年を目安に計画の見直しを行うとともに、計画終了時に自己評価を行い、次期計画へ反映させる。

また、計画中に計画期間やその実施に支障が生じるおそれがある変更(軽微な変更を除く)や、市内に存在する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更が生じた場合は、文化庁と協議のうえ、変更の認定を申請する。なお、軽微な変更については、その内容について兵庫県を通じて文化庁に情報提供を行う。

第2章 神戸市の概要

第1節 神戸市の自然・地理的環境

1-1 位置

神戸市は兵庫県の南東部に位置し、市域は東西約 36km、南北約 30km で、総面積は約 557km² を測る。神戸市と隣接する市町として、東側に芦屋市・西宮市、北側に宝塚市・三田市・三木市、西側に稲美町・明石市がある。市中央部にある六甲山系（最高峰標高 931m）の山並みによって南北に隔てられ、南側は大阪湾に面している。北側は、内陸部となり丘陵地が広がっている。このことは文化や産業などの成立や発展にも大きな影響を与えてきた。なお、明治時代以前の国名でいうと、摂津国と播磨国の一部にあたり、その境界は現在の須磨区にあったとされており、古代から様々な歴史や物語の舞台にもなっている。

関西では神戸市、大阪市、京都市の3都市を中心とした大都市圏が形成されている。神戸市はこれら3都市の中で西側に位置している。

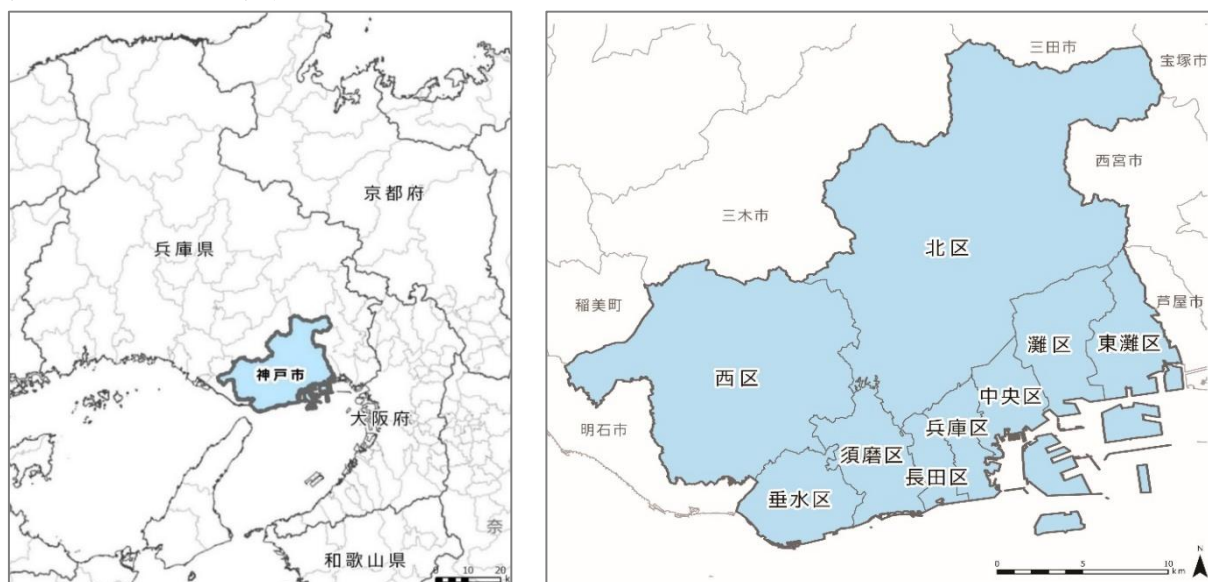


図5 神戸市の位置(左)と行政区界(右)

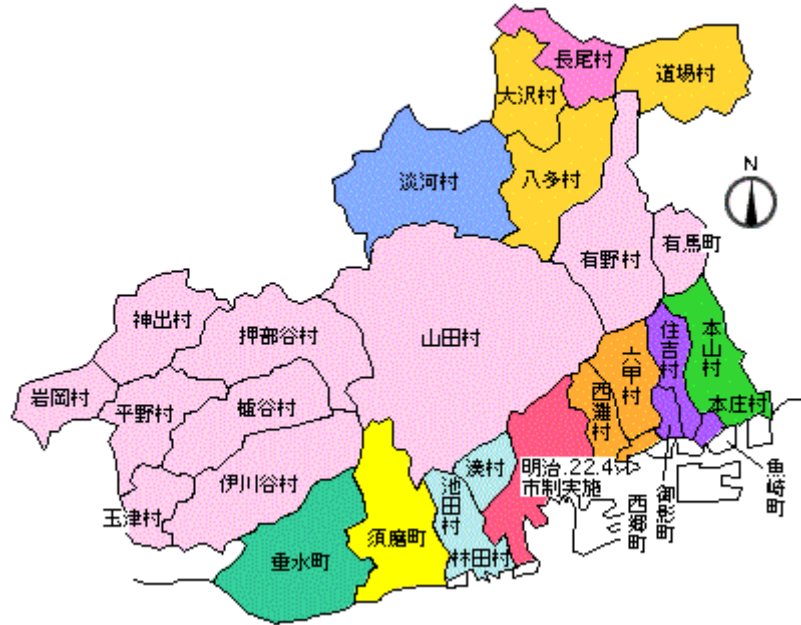
(白地図出典：国土地理院 地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>))

1-2 行政区の変遷

神戸市は、明治22年(1889)4月の市制町村制施行によって誕生した。発足当時の神戸市は、神戸区、荒田村、葺合村の区域(現在の中央区と兵庫区の一部)のみで、面積21.28km²と小規模であった。その後、東西に位置する西灘村や須磨町などの編入を経て、昭和6年(1931)9月1日に区制が施行された。六甲山系以南にある灘区、葺合区、神戸区、湊東区、湊西区、湊区、林田区、須磨区の8区が設置された。戦後、昭和22年(1947)には六甲山系以北にある有馬町や西側に位置する伊川谷村など10か町村が編入し、昭和25年(1950)には臨海部東側の御影町、魚崎町、住吉村など周辺町村の編入を経て、昭和33年(1958)の淡河村の編入により、現在の神戸市域がほぼできあがった。その後はポートアイランド、六甲アイランドなどの臨海部の埋め立てにより面積は広がっている。

神戸市は指定都市制度運用開始の昭和31年(1956)から政令指定都市であり、これ以降高度経済成

長期に突入し、大規模な都市開発が進められた。現在は9区の行政区（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区）で構成されている。



凡 例			
明治 22年(1889) 4月1日 21.28km ²	昭和 4年(1929) 4月1日 83.06 km ²	昭和 25年(1950) 4月1日 404.66km ²	昭和 30年(1955) 10月15日 492.60 km ²
明治 29年(1896) 4月1日 37.02 km ²	昭和 16年(1941) 7月1日 115.05km ²	昭和 25年(1950) 10月10日 420.64km ²	昭和 33年(1958) 2月1日 529.58 km ²
大正 9年(1920) 4月1日 63.58 km ²	昭和 22年(1947) 3月1日 390.50km ²	昭和 26年(1951) 7月1日 479.88 km ²	埋立地

図 6 神戸市域の変遷（出典：神戸市 HP）

1-3 地形

神戸市域の地形は六甲山系によって隔てられ、南北で様相が異なっている。南側の六甲山系南麓地域は、山側から扇状地、海岸低地、埋立地などが続く地形となっている。北側及び西側の北部・西部地域は、たいしゃくさん たんじょうさん 帝釈山・丹生山系を中央にして、丘陵地が波状に広がっている。六甲山系は西側へいくほど高度を下げ、須磨付近で海岸部にあたり、その西側は緩やかな丘陵地や台地につながっている。

高度経済成長期以降、六甲山系の土砂で臨海部の埋め立てを行うとともに、土砂の採取地を新たな街として造成する開発（神戸の開発手法「山、海へ行く」）が行われた経緯があり、神戸市の地形はそれに伴い大きく変容している。

山と海の距離が短い六甲山系南麓地域では、六甲山系のある北側を「山側」、大阪湾に面する南側を「海側」と称しており、地形をベースとした空間認識が市民の間でみられる。また、六甲山系は江戸時代までは里山として周辺の村々に恵みを与え、明治時代には神戸港開港とともにやってきた外国人によって別荘地やレジャーの場として開発され、現在はそれに加えて多様な娯楽施設が設置され、また毎日登山などが行われる場にもなっており、六甲山の存在は神戸市の暮らしや文化の形成に大きな影響を与えている。

河川の流域は、六甲水系、明石川水系、加古川水系、むこがわ 武庫川水系に大きく四分され、いずれも瀬戸内海に注いでいる。そのうち六甲水系は六甲山系南麓を流れる短く急流の数条の河川からなり、洪水の危険性や堤防による町の分断、神戸港への土砂流出などの諸問題を解決するため、生田川や湊川は河道の付け替えなどの河川改修が行われてきた。他の3水系は東西をつなぐ輸送路として利用されてき

た。

海域の地形は、六甲山系の隆起と大阪湾の沈降によって水深が深くなっている。神戸港は水深の深さに加えて、北西の季節風を遮る六甲山系、西側からの風や明石海峡の潮流の影響を抑える和田岬、錨を下ろしやすい粘土質の海底など、停泊しやすい自然条件に恵まれており、古くから天然の良港と呼ばれてきた。

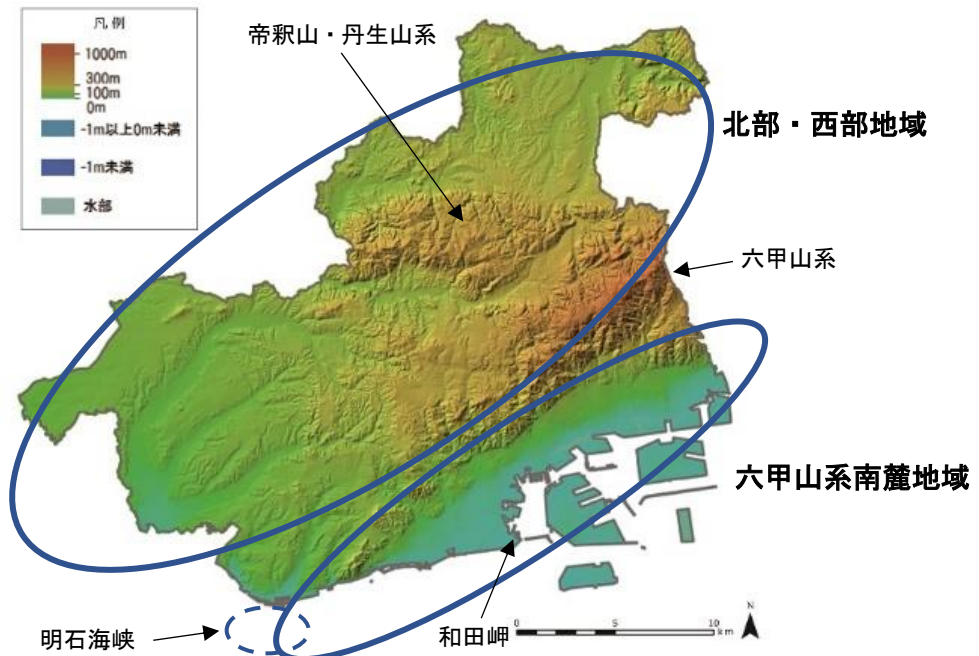


図7 神戸市域の色別標高図

(出典：国土地理院 地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>))



図8 神戸市の主な水系 (出典：神戸市 HP)

1-4 地質・断層

神戸市域の主な地質は、六甲山系を構成する花崗岩類、その北側に分布する有馬層群、主として北西にひろがる神戸層群、さらにその縁辺部にみられる沖積層や大阪層群からなる。

このうち、六甲山系の大部分に分布する花崗岩の中でも東部に分布するものは、固く耐久性が高い

ため良質な石材として使用されてきた歴史があり、六甲山系は大坂城石垣の採石場の1つになっていた。その積出港であった「御影」の地名が由来となって、江戸時代から「御影石」と呼ばれるようになった歴史もある。花崗岩がもたらしたのは石材だけでなく、西宮神社の東南の地域で得られる名水「宮水」がある。六甲山系の花崗岩からミネラル分が溶け出すことで、硬度が高く酒造りに適した成分になっており、灘の酒造りにとっても欠かせない存在になっている。これらの恩恵がある一方で、花崗岩が風化した真砂土は崩れやすい特性もあり、昭和13年（1938）の阪神大水害に代表されるような土砂災害を繰り返し引き起こしてきた要因にもなっている。明治時代以降、土砂災害の発生を抑制するため、六甲山系では長期にわたって治山・砂防事業が行われている。

地質構造的には、六甲山系は有馬-高槻断層帯と六甲-淡路島断層帯が交わる位置にあり、神戸市は活断層の多い地帯にある。そのため、活断層を起因とする直下型地震が発生することがあり、平成7年（1995）1月17日に発生した兵庫県南部地震は甚大な被害をもたらした。断層が露出する場所はいくつかあり、長田区の国指定天然記念物丸山衝上断層はその一つである。また、有馬温泉は非火山性の温泉であり、湧出経路として断層との関連性が指摘されている。

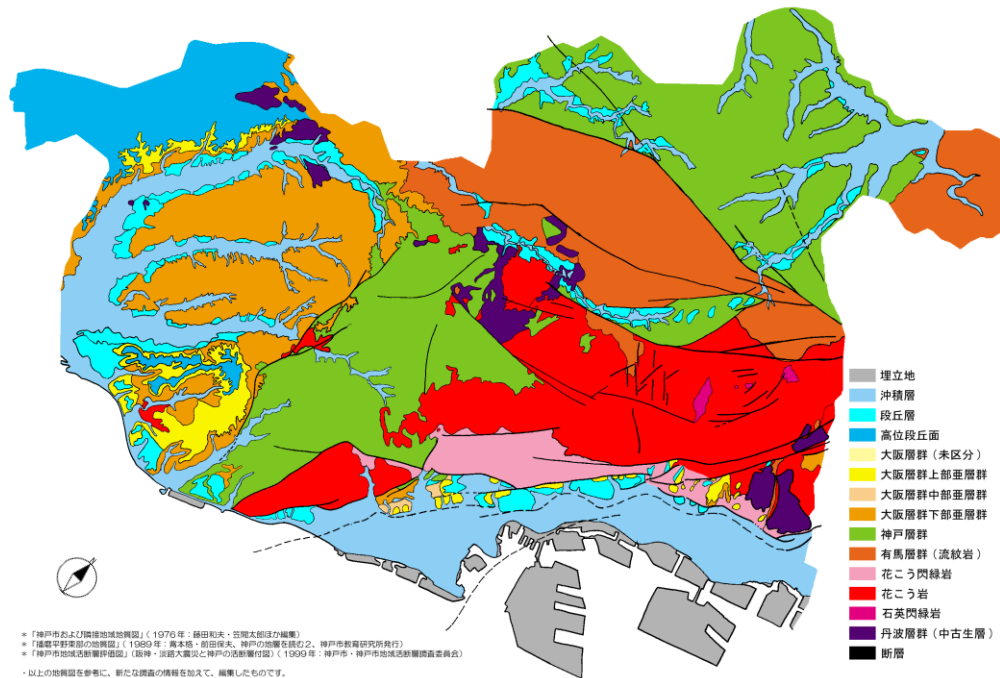


図9 神戸市の地質・断層（出典：神戸市教育委員会デジタル化・神戸の自然シリーズ）

1-5 気候

気象庁アメダス神戸観測所（中央区脇浜海岸通）のデータによると、年平均気温と年間降水量の平年値（1981～2010年）はそれぞれ16.7℃、1216.2mmであり、比較的温暖少雨である瀬戸内気候区の特徴を示している。

六甲山系南麓地域では、秋から冬にかけて、六甲山系から海側に向かって、冷たく強い北風が吹き、これを六甲おろしと呼んでいる。灘の酒蔵では北側の窓を開けて六甲おろしを取り入れることで、酒造りに必要な冷涼な環境を生み出しており、灘の酒造業の発展に大きな影響を与えている。

一方で、六甲山系の北側は高度が上がり、冬の季節風の影響を受けるため、南側よりやや寒冷な気候となっている。そして、神戸市西区の明石川以西には、集水面積が少ない台地が広がっているため、農業用のため池が多く造られている。

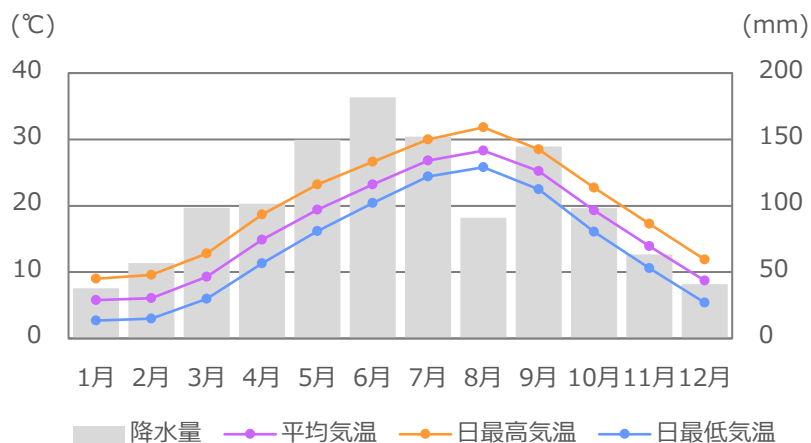


図 10 神戸市の月別降水量と気温 (年平均値 1981~2010 年)
(出典：気象庁アメダス神戸観測所データ)

1-6 生態系・植生

(1) 動植物の種数

神戸市には、森林や田園、河川、海域、市街地といった様々な環境があり、約 8,000 種類もの動植物 (海水に生息しているものを除く) が確認されている。このうち 932 種が神戸版レッドリスト 2020 として選定されている。

六甲山系南麓地域の市街地には、都市環境でも適応できる生物が多く生息している。六甲山系の北側や西側の農村地域では、農地やため池、里山林など里山の環境下で豊かな生物相が育まれている。

瀬戸内海国立公園に指定されている六甲山系には、地理的立地と生育環境から北方系や南紀系、山陽系など様々な系統の植物種が分布している。

沿岸部の海生生物については、須磨海岸以東と比べて、自然海浜等が現存している須磨海岸以西の方が多くの種類の動物 (魚類、甲殻類等) が生息・生育している。

日本最大の内海である瀬戸内海は、冬の水温が低いため、一部の魚類は水温の高い外海へと移動する。一方、カタクチイワシやイカナゴなどは、内海を生息域としている。

表 7 神戸市で確認している動植物の種数

分類		確認種数
動物	哺乳類	35
	鳥類	319
	爬虫類	18
	両生類	17
	魚類	70
	昆虫類	5038
	甲殻類	46
	貝類 (陸産)	100
	貝類 (淡水・汽水産)	132
	動物計	5775
植物 (シダ植物・種子植物)		2224
合計		7999

出典：神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ 2020-

(2) 植生

神戸市域の植生は、温暖で湿潤な気候のため、基本的に照葉樹林で構成されていたと考えられる。しかし、六甲山系では明治時代以前から用材や薪炭利用のための伐採をはじめとした山林開発が行われたことで、現存植生は基本的にアカマツやコナラなどで構成される二次林になっている。二次林が多く分布している一方で、六甲山の山頂付近には冷温帯域の自然植生であるブナ林が点在している。

西区伊川谷町にある県指定天然記念物^{たいさんじ}太山寺の原生林は、面積約 11ha の暖帯常緑広葉樹林であり、コジイ林とウバメガシ林で特徴づけられ、カギカズラなどの貴重種も多数含み、六甲山系の代表的植物生態を保存する貴重な森林となっている。垂水区名谷町にある県指定天然記念物^{てんぼうりんじ}転法輪寺の原生林、北区の石峯寺や有間神社などの社寺林においても、規模の大きいコジイの自然林となっている。これらに代表される自然林は、北部・西部地区に比較的多く分布している。

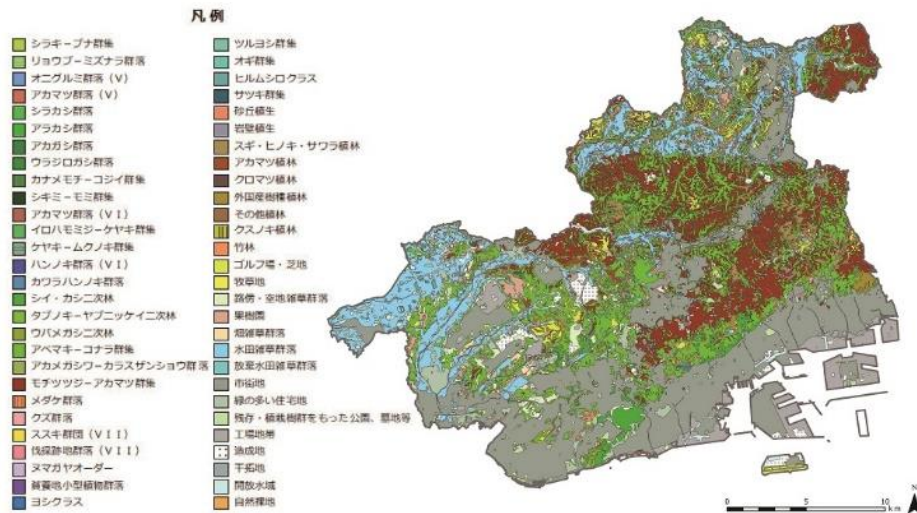


図 11 神戸市の植生（出典：第 7 回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター））

(3) 植物のある環境と人の営み

① 里山管理・砂防植林

(2) 植生でも触れたように六甲山系では古くから用材や薪炭利用を目的とした里山管理が広く行われていたが、度重なる自然災害に加え、江戸時代から明治時代にかけての過度の伐採が原因となって、六甲山系は所々ではげ山と化していた。六甲山系の荒廃によって多くの土砂災害が発生していたため、明治 35 年（1902）から水資源の保全と砂防を目的とした砂防植林が行われ、クロマツやハゼノキ、クスノキなどが植樹された。六甲山の緑化発祥の地である再度山を中心とする植林地は、^{ふたたびこうえん}再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地として国指定名勝になっている。

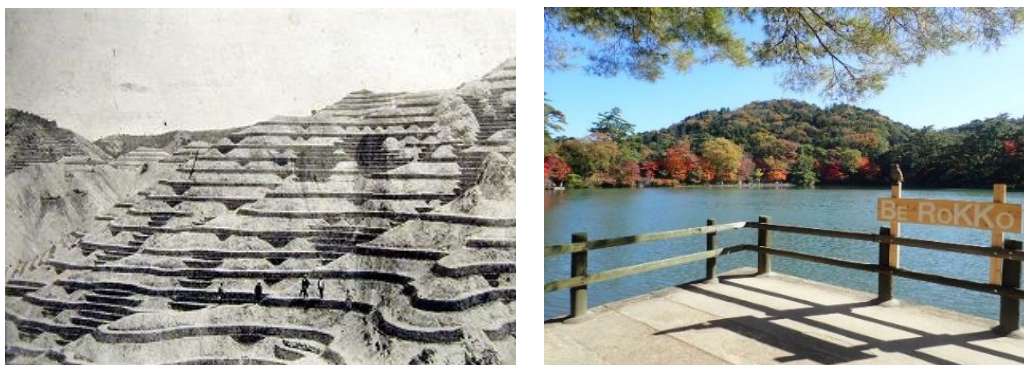


図 12 再度山の明治 35 年（1902）の緑化の様子（左）と現在の再度公園（右）（神戸市森林整備事務所提供）

②社寺林

社寺林は建造物などと一体として守られてきた森であり、時に信仰の対象として地域の歴史の中で守られてきた文化性だけでなく、都市化が進む現代において貴重な植生となっている。さらに生態学的にも価値のあるものでもある。神戸市内には、太山寺の原生林や有間神社の社叢しゃそうなど県や市の天然記念物に指定されている社寺林が存在している。また、樹林に限らず、県指定天然記念物神前の大クスなどをはじめとして境内などで巨樹となっている樹木も天然記念物として指定されている。その他にも、住吉川沿いのクロマツや湊川神社の社叢みながわじんじゃなど神戸市市民公園条例による「市民の木」や「市民の森」に指定されている社寺林や巨樹も存在している。



図 13 湊川神社の社叢(左)と神前の大クス(右)

③公園緑地

公園緑地においては、日本最古の近代公園の1つである中央区の国登録記念物（名勝）東遊園地や国指定名勝再度公園・再度山永久植生保存地・外国人墓地など、外国人居留地であった歴史と関連のある名勝地がある。これら2つの公園と中央区の国登録記念物相楽園、須磨区の須磨浦公園、北区の瑞宝寺公園、垂水区の舞子公園は、日本の歴史公園100選（第2次選定含む）に選定されている。

阪神・淡路大震災の際、公園は避難地や救援活動の場としての役割を果たし、この教訓が全国で防災公園の位置付けの見直しや整備推進につながった。東遊園地では、毎年「阪神淡路大震災 1.17 のつどい」が行われており、慰霊の場となっている。

冷涼な気候である六甲山上には、昭和8年（1933）に牧野富太郎博士の指導を受けて、現在の阪神電気鉄道株式会社が日本初の高山植物園である六甲高山植物園を開園している。現在も民間企業が運営する珍しい植物園である。



図 14 東遊園地の「1.17 希望の灯り」及び「慰霊と復興のモニュメント」（左）と相楽園(右)

1-7 景観

神戸市には、北野町山本通伝統的建造物群保存地区や旧外国人居留地といった異国情緒あふれる町並みの景観や都心・ウォーターフロントなどの港町らしい景観、緑あふれる住宅街の景観、里山や田畑などの農村景観、六甲山系の山並みや明石海峡などの自然環境由来の景観など様々な景観が形成されている。

特に海・まち・山が近接している六甲山系南麓地域は、景観資源が相互に関係することで、神戸市を象徴する景観となっている。

良好な自然的景観を形成している区域のうち、自然環境の保全と開発の調和を図る区域である「風致地区」は、六甲山系や木々の緑の中に家がとけ込み、閑静な町並みを形作っている地域など10か所(約9,215ha(市域の約17%))が指定されている。

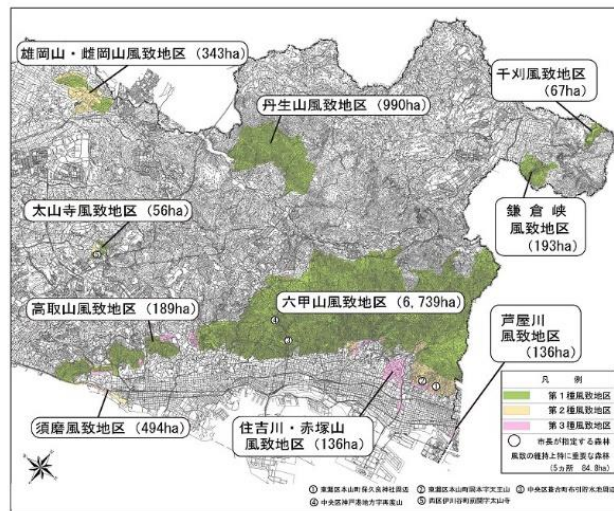


図15 神戸市の風致地区

神戸市では、昭和53年(1978)に神戸市都市景観条例を制定、昭和57年(1982)に神戸市都市景観形成基本計画を策定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進している。この景観条例は、大都市での景観保全の動きがあった初期に制定されたもので、兵庫県で初の景観条例となっている。さらに平成16年(2004)には景観法も制定され、法と条例により都市景観政策に取り組んでいる。神戸市の行政区域全域(「人と自然との共生ゾーン」を除く。)を景観計画区域とし、条例に基づく景観資源の指定制度を運用している。さらに市民が主体的に景観の形成を図ることを目的として、景観形成市民団体及び景観形成市民協定を認定している。また、景観の保全だけに限らず、市民公募を基に「神戸らしい眺望景観50選・10選」や「神戸都心夜景10選を選定」するなど、景観の魅力化にも取り組んでいる。

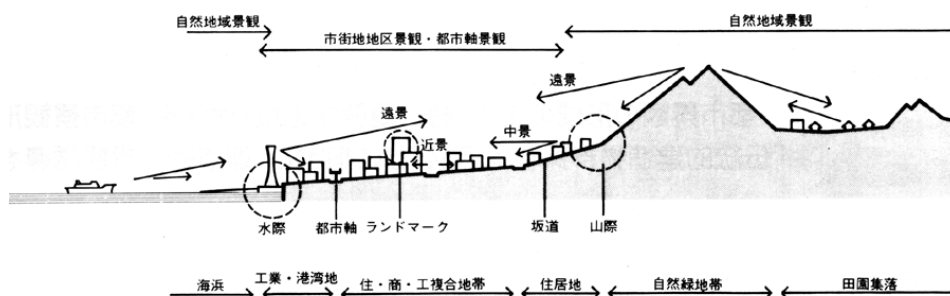


図16 神戸市の地形特性と景観上の特色 (出典: 神戸市都市景観形成基本計画)



図 17 ウォーターフロントの景観(左)と掬星台からの眺望景観(右)

1-8 自然・地理的環境についてのまとめ

1-3 図 7 で示した 2 つの地域ごとに自然・地理的環境の特徴を整理した。

(1) 六甲山系南麓地域

六甲山系を背山として、主に六甲水系により形成された扇状地と、港に適した水深の深い海域地形が特徴的である。異国情緒あふれる町並みや都市及び港湾地域など特徴的な景観がみられる。また、海沿いの狭い範囲に道路、鉄道などの交通路が集中している。

(2) 北部・西部地域

六甲山系と帝釈山系を中心に丘陵地が広がる。原生林が社叢などに維持されているところがあることに加え、河川段丘に耕作地が連なり、里山の景観が形成されている。河川にそって主要交通路が発達している。

第2節 神戸市の社会的状況

2-1 人口動態

神戸市の人口は、令和2年(2020)9月末の住民基本台帳人口によると1,516,638人である。第二次世界大戦や阪神・淡路大震災による人口減少はあったものの増加傾向は続いてきたが、平成24年(2012)に人口が初めて減少に転じ、以降少子高齢化が進行している。なお、令和4年4月には、1,512,751人に減じている。

平成22年(2010)から令和2年(2020)の人口増減を区別にみると、中央区以東は増加しているが、それ以外の区については減少しており、北区、長田区、須磨区については2020年9月末現在高齢化率が3割を超えている。北区や西区を含む郊外は、高度成長期におけるニュータウンなどの住宅開発によって人口が急増したが、現在は人口減少が進んでいる。また、農村部では老年人口の増加が著しく、農家の後継者不足が顕著となっている。「神戸人口ビジョン(改訂版)」によると、令和12年(2030)には1,454,000人、令和42年(2060)には1,110,000人まで減少することが推計されている。

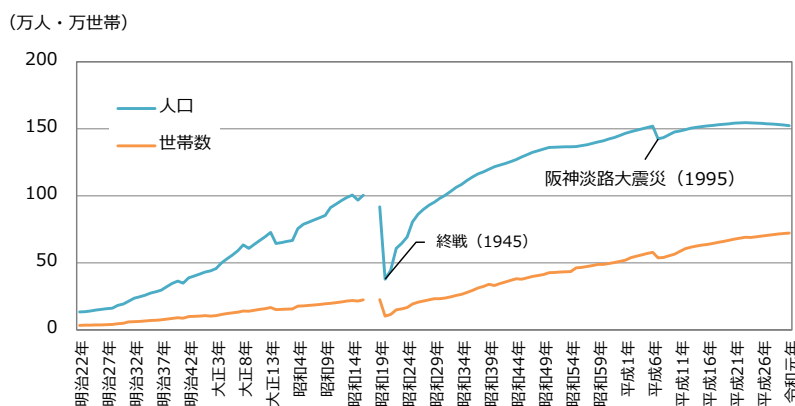
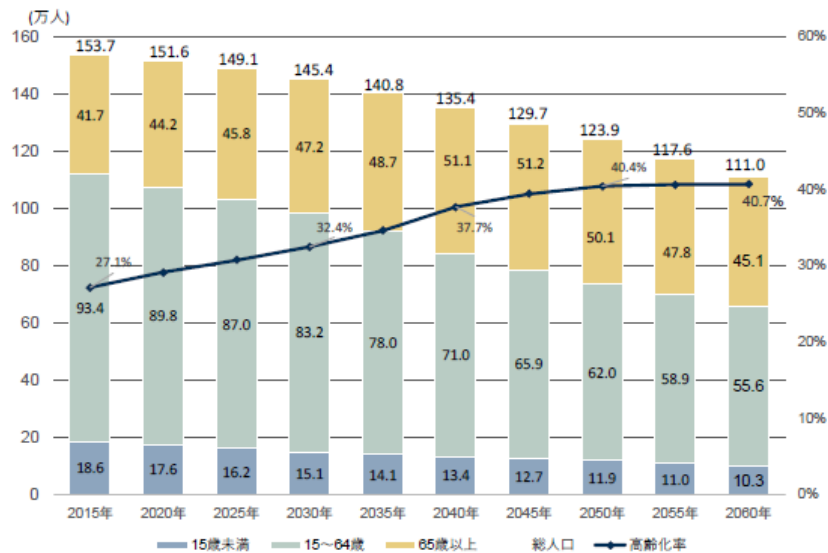


図18 人口・世帯の推移(明治22年(1889)～令和元年(2019)) (出典：神戸市統計書 令和元年度版)

表8 各区・年齢階級別人口(住民基本台帳人口(外国人を含む)) (出典：神戸市住民基本台帳人口)

	令和2年(2020)9月末				平成27年(2015)9月末	平成22年(2010)9月末	平成22年(2010)～令和2年(2020)人口増減
	年少人口(15歳未満)	生産年齢人口(15～65歳未満)	老年人口(65歳以上)	総人口	総人口	総人口	
全市	183,396 12.0%	911,058 59.7%	432,406 28.3%	1,516,638	1,547,494	1,556,787	-40,149 (-3%)
東灘区	28,271 13.2%	132,874 62.2%	52,528 24.6%	213,672	213,635	209,926	+3,746 (+1%)
灘区	17,132 12.9%	81,605 61.5%	34,049 25.6%	136,426	132,448	129,948	+6,478 (+4%)
中央区	14,163 10.2%	91,495 66.1%	32,796 23.7%	143,359	130,248	124,976	+18,383 (+14%)
兵庫区	10,790 9.9%	67,075 61.6%	31,095 28.5%	106,897	109,019	110,824	-3,927 (-4%)
北区	25,903 12.1%	122,415 57.0%	66,521 31.0%	210,775	223,869	230,094	-19,319 (-9%)
長田区	9,371 9.6%	55,316 56.9%	32,482 33.4%	94,213	100,868	104,943	-10,730 (-11%)
須磨区	18,289 11.4%	90,400 56.4%	51,716 32.2%	157,604	165,269	169,778	-12,174 (-8%)
垂水区	29,321 13.3%	125,075 56.8%	65,616 29.8%	214,936	224,550	225,624	-10,688 (-5%)
西区	30,156 12.5%	144,803 60.2%	65,603 27.3%	238,756	247,588	250,674	-11,918 (-5%)



【推計方法】2020年の推計値から「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」における仮定値（純移動率、生残率、出生率、出生性比）を用いて推計している。（出生中位・死亡中位仮定）

図19 人口の将来展望（推計結果）（出典：神戸人口ビジョン（改訂版））

2-2 土地利用

神戸市の土地利用は、六甲山系を境に様相が分かれる。六甲山系南麓地域は、中心市街地や住宅街などが広がり、湾岸部には工業地帯や人工島も存在するなど都市的な土地利用となっている。一方、六甲山系を挟んで北部・西部地域は、集合住宅や戸建て住宅が集まるニュータウンがあるものの、山林や農地が多くを占めている。

都市計画としては、東灘区から須磨区にかけて臨海部に見られる古くからの市街地や埋立地、北区・垂水区・西区などのニュータウンを主とした市域の約4割（約20,395ha）が市街化区域であり、コンパクトなまちづくりが進められている。主に北区や西区で指定されている市街化調整区域では、無秩序な市街化が抑制され、良好な農村環境や自然環境が保全・継承されている。

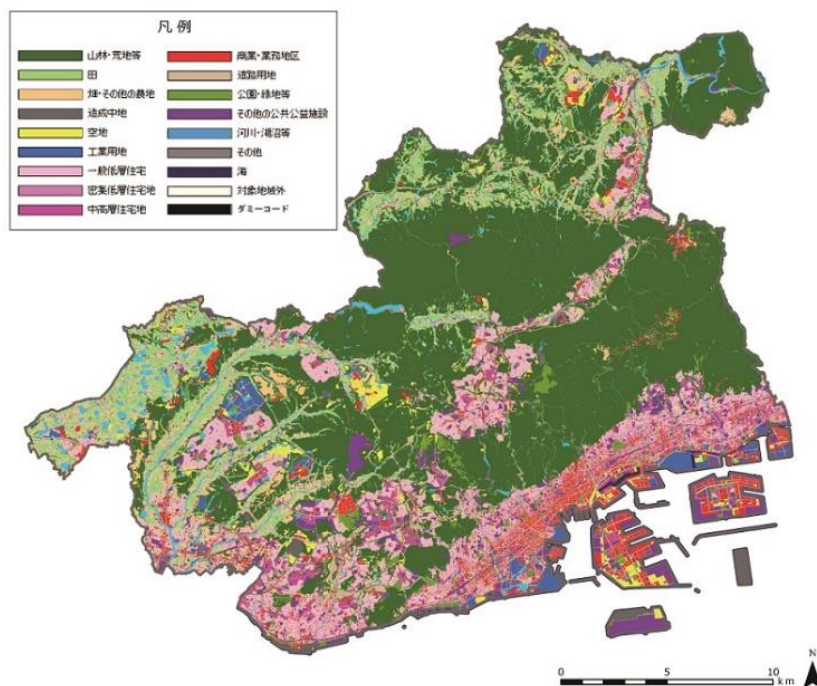


図20 神戸市の土地利用図（出典：数値地図5000（土地利用）2008年調査）

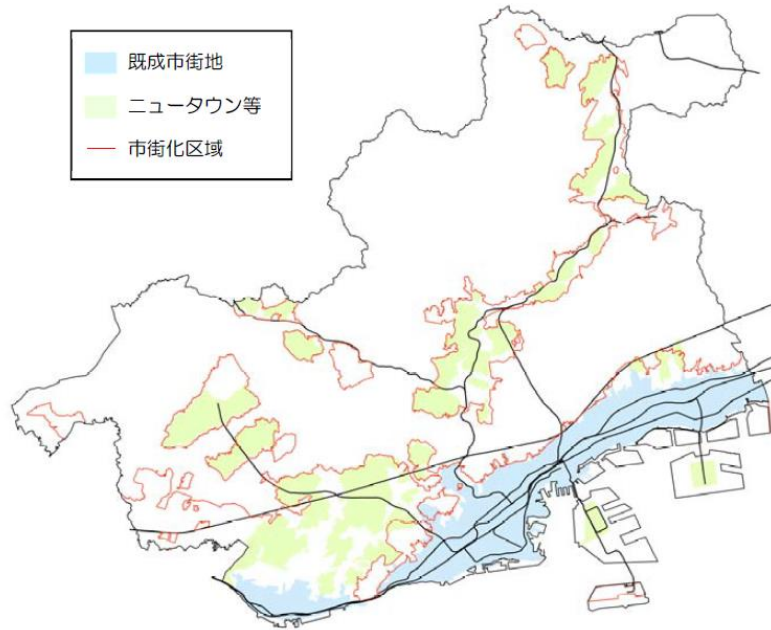


図 21 神戸市の市街地等の分布と市街化区域（出典：神戸市都市空間向上計画）

2-3 交通

（1）道路交通

旧街道としては西国街道や西国浜街道、有馬街道（湯山街道）などがあり、北区淡河町など宿場町の町並みが残る地域もある。

幹線道路としては国道 2 号線や国道 43 号線、山陽自動車道、中国自動車道、新名神高速道路、阪神高速道路などがあり、広域的な交通ネットワークが構築されている。市内の各市街地を結ぶ道路網には、市と民間のバス路線が多く整備されている。これらの道路やバス路線のネットワークは六甲山系南麓地域の市街地では発達しているが、北部・西部地域の農村部（旧集落）では市街地に比べて十分に整備されているとは言えない状況にある。

（2）鉄道交通

現在の神戸市域に鉄道が開通したのは、明治 7 年（1874）の大阪～神戸間が最初であり、日本で 2 番目の路線である。政府の路線開拓の経緯により、J R 神戸駅は東海道本線（東京～神戸）の終点であり、山陽本線（神戸～門司）の起点となっている。

J R 在来線・新幹線や私鉄、地下鉄、新交通システム、ケーブルカーなど様々な鉄道路線があり、各市街地間を結ぶ生活利用だけでなく、観光地へのアクセスや全国への広域的な利用が行われている。各交通機関が集まる三宮は神戸市のターミナル拠点となっており、これらの鉄道のネットワークは主に六甲山系南麓地域の市街地に集中している。北部・西部地域においては、ニュータウンと都心を結ぶ鉄道はあるが、農村地域（旧集落）の利便性は低い状況にある。

市内には鉄道事業者によって開発された住宅地がいくつかあり、その例として阪神急行電鉄（現、阪急電鉄株式会社）による東灘区の岡本住宅地や神戸有馬電気鉄道（現、神戸電鉄株式会社）による北区の鈴蘭台の宅地開発があげられる。一方で、別荘地やレジャーの場として開発された六甲山や摩耶山には、ロープウェイやケーブルカーなどの交通手段が整備された。

(3) 海上交通

現在の神戸市域に港が築かれたのは、奈良時代に行基ぎょうきが築いたとされる摂播五泊せつばんごはくの1つである大輪田泊おおわだのとまり（現在の兵庫区沿岸部）が始まりとされている。大輪田泊は、平安時代末期に平清盛たいらのきよもりが修築し、日宋貿易の拠点とされた。室町時代には、足利義満あしかがよしみつにより日明貿易の拠点となり、江戸時代には兵庫津ひょうごのつと呼ばれ、北前船の発着港として栄えた。神戸港は、日米修好通商条約（安政5年（1858））が締結された10年後の慶応3年（1868）12月7日に開港し、神戸外国人居留地が造成された。

現在の神戸港は国際貿易港（五大港）の1つであり、旅客、貨物ともに多くの人に利用されている。上海や九州、四国などと往来する旅客船とフェリー（定期航路）があり、クルーズ客船も入港する。

※ 瀬戸内海の航路に沿って摂津から播磨にかけての地域に置かれた5か所の港。

(4) 航空交通

ポートアイランド沖に整備されている神戸空港は、平成18年（2006）に開港した海上空港である。東京（羽田）や札幌（新千歳）、那覇など10都市以上に就航している（2020年10月現在）。



図22 神戸市の公共交通網図（出典：神戸市地域公共交通網形成計画）

2-4 産業

(1) 農水産業

神戸市では北区、西区を中心として都市近郊型の農業が営まれており、野菜や果物、花卉、水稻かきなど様々な農産物が生産されている。農林水産省発表の平成30年度市町村別農業産出額（推計）は146億8千万円であり、県下では2番目の農業産出額となっている。また、畜産も盛んであり、神戸ビーフや乳製品も多く出荷されている。

瀬戸内海に面していることもあり水産業も営まれている。明治時代はイカナゴやイワシなどを対象とした地曳網などの漁が主体であった。その後、漁船の動力化が進展し、近海

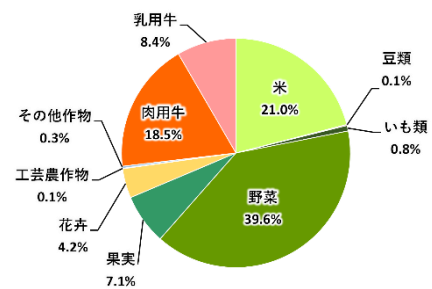


図23 神戸市の種類別農業産出額の割合（出典：平成30年度市町村別農業産出額（推計）（農林水産省））

漁業も行われるようになっていったが、高度経済成長による周辺環境の変化により漁場は縮小していった。現在、垂水・塩屋・舞子の3つの漁港と、須磨浦・須磨東・長田・兵庫の4つの漁船だまりを有している。

イカナゴは、春先になると各家庭で炊く郷土料理「いかなごのくぎ煮」として親しまれており、長田区や垂水区などが発祥と言われている。

表9 主な神戸市の特産品（農水産物）

特産品	概要	産地
野菜栽培 (こうべ旬菜)	近代以前まで米麦などが中心だったが、明治・大正時代から、都市の発展と呼応して、野菜を主とした食用農産物が生産されるようになった。その頃から、神戸や大阪などの市場にも出荷されていた。明治37年(1904)には、神戸市農会が設立され、西洋野菜や果実、花卉などの園芸作物の改良や、畜産業の改良が進められていた。そうした中、昭和4年(1929)の昭和恐慌を起因とする昭和農業恐慌が発生し、神戸市はその対策として、水稻栽培から野菜及び果物栽培への転換を進め、大正時代・昭和戦前期にかけて次第に盛んになっていった。西神や北神地域での野菜などの供給は、臨海部での農地の宅地転用や自動車の普及などにより、重要な役割を果たすようになった。 現在、小松菜やチンゲン菜、キャベツ、トマトなどが兵庫県内の主要産地になっている。平成10年(1998)より、神戸市内で生産される人と環境の安全に配慮された「こうべ旬菜」が栽培されている。	主に西区、北区
山田錦（酒米）	六甲山系の北側は山田錦の生産に適した環境にあり、広く全国に出荷されている。山田錦のベースである“山田穂”の名称は、北区山田町藍那の地名が由来とする説がある。	主に北区
花卉（かき）栽培	温暖で晴天の日が多いため、花の栽培に適した環境にある。新鉄砲ゆり、切花用、菊などが生産されている。花の栽培は、明治時代末期頃に山田村において趣味として栽培した菊苗を本格的に栽培したのが始まりとされる。大正時代の生花の普及などによって切花の需要が拡大し、盛んとなっていった。	西区伊川谷町・岩岡町・平野町・押部谷町、北区淡河町・山田町
神戸ビーフ	兵庫県産の黒毛和種である但馬牛を素牛として生産されている。品質の高い牛肉のみが「神戸ビーフ」の称号が与えられ、世界的にも認知されている銘柄牛である。 神戸港開港以前から既に但馬産の牛肉は外国人の間で高い評価を得ていた。神戸港開港後、イギリス人が神戸で牛肉店を開業し、その後日本人の食生活にも浸透した。昭和40年代の畜産団地の造成などにより、肉用牛の頭数は大きく増加した。神戸ビーフのブランド定義は、昭和58年(1983)に神戸肉流通推進協議会が明確化した。	主に西区、北区
いかなごのくぎ煮	神戸市内沿岸漁業の主要漁獲物で、毎年2月末から3月にかけて漁期が始まる。いかなごのくぎ煮（佃煮）は、郷土料理として親しまれている。	長田区から垂水区など沿岸部
ちりめん	イワシの稚魚を食塩水で煮た後に乾燥させたものである。5月から11月に水揚げされる。	垂水区、須磨区など沿岸部
須磨海苔	兵庫県が有数の海苔生産地であり、11月から4月に本養殖される。海苔養殖は、昭和35年(1960)から須磨浦地区で試験的に行われ、その後浮き流し式による本格的な養殖が始められた。	垂水区、須磨区など沿岸部

(2) 工業

六甲山系南麓地域の沿岸部は、大阪湾沿いに立地する阪神工業地帯の一部であり、鉄道車両や船舶、鉄鋼などの重化学工業が盛んな一大工業地帯となっている。内陸部においても西区を中心に産業団地が開発されており、神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）や西神インダストリアルパークなどが整備されている。

神戸市の工業は神戸港が開港されてから、海と山が近接している豊かな自然環境や国際貿易港の存在、外国文化との交流により発達してきた。

当初はマッチ製造などの軽工業が中心であったが、明治時代末期頃から臨海部で造船所や製鉄工場が林立し、重化学工業の町として発展していった。また神戸市は、阪神・淡路大震災後の経済活性化のために、ポートアイランドに先端医療技術の研究開発拠点を整備し、医療産業に関わる企業の誘致を推進している。

地場産業としては、自然環境を活かして発展した「酒造」、国際貿易港のある立地を活かして発展した「ケミカルシューズ」や「真珠加工」、外国文化を取り入れて発展した「洋菓子」や「近代洋服・アパレル」など様々な産業が存在している。これらの産業は、西洋文化が発祥とされるものが多い。

伝統工芸品としては、明治6年（1873）開催のウィーン万博に出品された有馬籠や室町時代より生産されているとされる有馬の人形筆があり、兵庫県指定伝統的工芸品に指定されている。また、江戸時代以前からの歴史のある有馬筆の作成に係る伝統的な技術は、兵庫県指定無形文化財に指定されている。

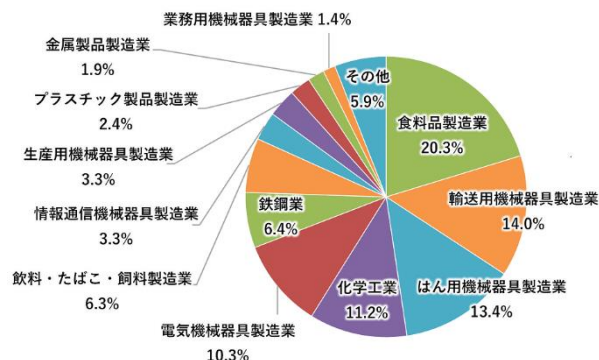


図 24 神戸市の産業分類別製造品出荷額等の割合
(出典：2020年工業統計調査(経済産業省))



図 25 有馬籠
(出典：Feel KOBE (一財) 神戸観光局)



図 26 有馬の人形筆(左)と有馬筆(右) (出典：Feel KOBE (一財) 神戸観光局)

表 10 主な神戸市の地場産業

地場産業	概要	地域
酒造	灘五郷とは、今津郷（西宮市）、西宮郷（西宮市）、魚崎郷（東灘区）、御影郷（東灘区）、西郷（灘区）のことを指す。灘の酒造りは、室町時代から行われていたという記録があるが、寛永年間（1624～43）に伊丹の雑喉屋文右衛門が西宮に移り住み酒づくりを開始したのが最初とされる。18世紀以降、樽廻船によって江戸向けに輸送されたことで発展した。六甲山から吹く冷たい風である「六甲おろし」、硬水の「宮水」、酒米の「山田錦」、丹波杜氏など人材の集まりやすさなどの良好な環境が灘の酒造りを発展させた。	灘区、東灘区
ケミカル シューズ	神戸港開港後に発展していたゴム工業からゴム靴の製造が行われていた。戦後、物資不足に陥り、化学素材を原料としたケミカルシューズが製造されるようになった。長田区周辺は全国有数の靴の産地となっている。	主に長田区
真珠加工	昭和3年（1928）の真円真珠特許公開後に真珠の集散地として発展した。神戸市が真珠加工の町として発展した理由には、三重県や愛媛県など真珠の養殖地に近いこと、国際貿易港である神戸港があること、六甲山からの反射光が真珠の選別に適していたことなどが挙げられる。北野町には、「パールストリート」と呼ばれる通りがあり、真珠関連の会社が集積している。現在でも、世界に流通する日本の真珠うち約7割は神戸市から輸出されている。	主に中央区 （北野町周辺）
洋菓子	外国文化との交流の中で、ゴンチャロフ製菓やモロゾフ、ユーハイムなどに代表される企業が営業を開始し、神戸市で本格的な洋菓子づくりが始まった。その後、外国文化を取り入れた神戸市民によって洋菓子文化は発展した。	全域
近代洋服・ アパレル	神戸市で初めての洋服店は、明治2年（1869）にイギリスの洋服商であるカベルが旧居留地16番館に開業した洋服店とされている。その後、オーダーメイドのテーラーや婦人服、子供服など多くのアパレル企業が設立された。昭和48年（1973）の「ファッション都市宣言」以来、官民連携でファッション産業によるまちづくりを進めている。	中央区を主として 全域
神戸洋家具	神戸港開港後、海外から持ち込まれた洋家具を船大工が修理を行っていた。その後、洋家具の修理から製造へと成長し、神戸市は日本における洋家具発祥の地となった。	主に垂水区
コーヒー	神戸港開港によってもたらされた外国文化と神戸港からの生豆の輸入により、多くの焙煎業者が誕生した。明治11年（1878）に喫茶店の元祖であるコーヒー・ハウスが日本で初めて開業したとされる。コーヒー文化は現在もなお、市民生活に根付いている。	中央区、兵庫区、 長田区を主として 全域
マッチ	日本におけるマッチ産業は東京で始まったが、その後海外輸出に適した神戸市での生産が盛んとなった。ヨーロッパでのマッチ生産が滞った第一次世界大戦時には、多くのマッチが神戸市で製造されて、神戸港から大量のマッチが輸出された。現在は生産地を姫路市周辺に移しているが、兵庫県内のマッチの全国シェアは90%にのぼる。	

(3) 観光業

神戸市には、神戸ポートタワーや神戸海洋博物館などがある「都心・ウォーターフロント」や異国情緒溢れる「北野異人館街」「旧居留地」、日本三大中華街の一つである南京町、自然を活かしたレジャー施設が多く集まる六甲・^{まや}摩耶エリア、日本三名泉の一つである有馬温泉など集客性の高い観光資源が多く存在している。それ以外にも、西区の太山寺や北区の無動寺など重要文化財を有する古刹も多く、観光資源として活用を図れるものは多い。また、南京町春節祭や須磨大茶会・有馬大茶会、神戸まつり、神戸ルミナリエなど神戸市の歴史や文化性と関係の深いイベントが開催されている。

令和元年(2019)の神戸市のイベントを除く観光入込客数は、日帰り客と宿泊客と合計で 3,542 万人となっている。観光客の訪問先は、六甲山系南麓地域（市街地（北野含む）、神戸港など）が多くを占めている。

神戸市では、神戸市ならではの観光資源の発掘・魅力化と滞在型観光を進めることで神戸観光の推進を図っている。市内の歴史的な建造物を活用した映画などのロケーション誘致を行い、神戸の魅力を発信している。現在は、新型コロナウイルス感染症により、インバウンド客や遠距離客のシェアが低下する一方、神戸でも関西エリアからの宿泊シェアが大きくなるなど、近距離観光が人気となっている。

神戸市としても、近距離マーケットの開拓を柱として、このエリアを重点とする広報に加えて、神戸ならではのライフスタイルをゆっくり滞在して体験できる商品の充実などに取り組んでいる。

古くから国際都市として発展してきた神戸市では、国際会議や展示会などを行うMICE（Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・研修旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition/Event（展示会・イベント））の誘致に取り組んでおり、令和元年（2019）の国際会議開催件数は 438 件と東京（23 区）に次いで多い（出典：日本政府観光局（JNTO）データ）。MICEの会場として、歴史的な建造物のユニークベニュー[※]としての活用が求められている。

※ 歴史的建造物などを会議・レセプションの会場とし、特別感や地域特性を演出できる場として利用すること。

表 11 令和元年（2019）のエリア別観光入込客数（出典：神戸市統計データ）

エリア	観光入込客数 (万人)	前年比 (%)
市街地	2,520	-1.8
うち北野	147	+6.8
神戸港	536	+10.1
六甲・摩耶	191	+2.0
有馬	161	+3.7
須磨・舞子	378	+0.7
西北神	406	+17.5

※エリア間の移動があるため、全市の合計とは一致しない

2-5 多文化共生

開港とともに神戸市に持ち込まれた外国文化が、市民の生活に取り入れられてきた。日本における活動写真やゴルフ、洋服、ジャズ、近代登山などは、神戸発祥とされている。

明治時代末期から昭和時代初期にかけて、阪神間を中心として実業家や文化人が和を基調としつつ西洋文化を取り入れた生活様式などは「阪神間モダニズム」と呼ばれ、高級住宅街や別荘、ホテル、娯楽施設などの開発が進められた。ヴォーリズが設計したフロインドリーブ本店（旧ユニオン教会）や六甲山荘（旧小寺家山荘）（いずれも国登録有形文化財）などの建造物や六甲山上のゴルフ場内の建造物など、この時期に作られたものを目にすることができる。

現在も多くの外国人が住む神戸市では、人口の約3%を外国人が占めている。外国人居住者は中央区や長田区を主とした六甲山系南麓地域に多く、様々な宗教や外国人コミュニティが形成されている。北野町の異人館、南京町、様々な宗教施設などの異国を感じさせる町並みや建物とともに、春節祭、神戸まつりで披露されるサンバなどの行事やイベントで見られるように、神戸市は多文化が共生する都市となっている。

表 12 神戸市内の外国人人口（2020年9月末）
（出典：神戸市住民基本台帳人口）

国籍	人口	全人口に対する比率 (%)
韓国または朝鮮	16,016	1.1
中国	13,028	0.9
ベトナム	7,224	0.5
フィリピン	1,388	0.1
台湾	1,328	0.1
ネパール	1,162	0.1
米国	1,045	0.1
インド	923	0.1
ブラジル	523	0.0
インドネシア	468	0.0
その他	4,434	0.3
合計	47,539	3.1



図 27 春節祭が行われている南京町の様子

2-6 市民による活動と市民参加のまちづくり

神戸市は古くから市民により様々な活動が行われてきた都市である。大正10年（1921）に日本初の市民による生活協同組合である「有限責任神戸購買組合」・「有限責任灘購買組合」（現、生活協同組合コープこうべ）が誕生している。また、市民による六甲山の緑化も古くから行われており、「六甲を緑にする会」の寄附金による植樹など様々な市民団体による緑化活動が行われてきている。

市民によるまちづくり運動は、1960年代の丸山地区や真野地区（ともに長田区）が始まりである。その後、これらの住民運動を受けて、昭和53年（1978）に制定された神戸市都市景観条例ではまちづくり協議会を制度化、昭和56年（1981）には神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）を全国に先駆けて制定し、地域提案型のまちづくりが進められている。平成16年（2004）には、協働・参画3条例（神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例）を制定し、地域組織などのゆるやかな連携によるまちづくりを推進し

ている。各区役所にはまちづくり課が設立され、地域からのまちづくりを推進する体制となっている。

阪神・淡路大震災からの復興では、協働と参画によるまちづくりが進められた。震災復興土地区画整理事業など都市計画事業の計画案の作成にあたって、まちづくり協議会の組織化、まちづくり専門家の派遣、現地相談所の設置が進められ、市民・事業者・行政による協働と参画のまちづくりが行われた。また、震災以前から地域活動が盛んであった真野地区（長田区）などにおいて、発災時の救助活動や復興に向けた取り組みが地域ぐるみで迅速に行われ、防災における地域コミュニティの重要性が再認識されたことや、消火や救助活動が行政だけでは対応しきれなかった教訓から、震災直後に防災福祉コミュニティが全市的に結成された。なお、阪神・淡路大震災が発生した平成7年（1995）は、被災地に1年間で約138万人ものボランティアが来たことから「ボランティア元年」と呼ばれ、被災者を支援するボランティア団体が数多く生まれた。ボランティア団体の中にはNPO法人となり、新たな地域の担い手として現在もなお継続的に活動を続けている団体もある。

東遊園地で毎年1月17日に行われている「阪神淡路大震災1.17のつどい」は、遺族、市民、ボランティアらと神戸市が連携して開催している。平成14年（2002）には、NPO法人「阪神淡路大震災1.17希望の灯り」が設立され、震災の体験を伝えていく活動を継続的に展開しており、鎮魂と震災経験の継承は市民が中心となって行われている。

北区や西区の農村地域は、人と自然との共生ゾーンの指定などに関する条例に基づき、地域住民などで構成される里づくり協議会が里づくり計画を定め、地域の独自の里づくりが行なわれている。

2-7 社会的状況についてのまとめ

1-3図7で示した2つの地域ごとに社会状況の特徴を整理した。

（1）六甲山系南麓地域

人口は、東部の東灘区から中央区で現在も増加しているが、兵庫区以西の西部は減少が著しい。海と山が近接している地形の制約を受け、道路・鉄道・空港・港湾など主要交通網が集中しており、それを背景に工業地帯及び住宅地が形成されている。また、大阪湾に面しており、近海漁業や海苔養殖など漁業も盛んに行われている。

六甲山系・北野異人館街・旧居留地・南京町・ウォーターフロントなど景観の優れた観光地も多い。また、現在でも外国人が居住し、近代の建造物や様々な宗教施設が含まれる町並みや春節祭などの海外に由来する行事によって外国文化を感じることができる。

六甲山系南麓地域は、震災の被害が大きかった地域ではあるが、その経験を活かしたまちづくりを行いながら、震災の鎮魂と体験を継承することも行われている。

（2）北部・西部地域

山林や農地が広がる農村地域の中にニュータウンが点在している。この地域では、人口の減少に加え、急速な高齢化が目立つ。近代以前に利用されていた旧街道のルートが現在も主要幹線として活かされている。ただし、六甲山系南麓地域と比較すると、鉄道などの公共交通機関が十分に整備されていない。野菜栽培など近郊農業や山田錦の栽培など農業が盛んに行われている。近年は、里山の環境を活かした里づくりや移住誘致活動なども行われている。また、良質の温泉と風情のある町並みが魅力の有馬温泉や北区・西区の社寺は、この地域の観光資源として重要である。

第3節 神戸市の歴史的背景

3-1 旧石器時代から縄文時代

【神戸市域最古の人々】

神戸市域で最も古い人類活動の痕跡は、今から3万年以上前の後期旧石器時代にさかのぼる。市内各地で在野の考古学者により戦後の早い頃から石器の採集が報告されてきた。

兵庫区えげやまいせきの会下山遺跡、西区かなぼういけいせきの金棒池遺跡などでは、サヌカイト製のナイフ形石器が発見されている。国府型こうがたナイフ形石器と呼ばれるもので、石核せっかく※1から連続して横長剥片よこながはくへん※2をはぎ取る技法が特徴的である。大阪平野や瀬戸内沿岸地域でよくみられ、当時の文化圏、交流圏を考えるうえで重要な資料となる。また、国府型ではない小形のナイフ形石器や石器を作り出すための石核が垂水区おおとしやまいせきの大歳山遺跡、西区おおさらいけいせきの大皿池遺跡、金棒池遺跡などで確認されている。

金棒池遺跡では、縄文時代への過渡期に位置付けられる石器である細石刃さいせきじん※3と細石刃核も採集された。後期旧石器時代を通じて人々の活動があったことがわかる。

※1 石器の素材をはぎ取った際に残った原石 ※2 石器の原石を打ち欠いて作った横長の薄い破片

※3 幅及び長さが1cm程度のカッターの刃のような形をした石器

【土器の出現と集落の形成】

縄文時代は、約16,000年前から数千年間続き、草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の6期に区分される。氷河期がおわり、暖かい気候になるとともに、定住が始まり、土器や磨製石器の使用が始まった時代である。

縄文時代草創期の遺物としては有茎尖頭器ゆうけいせんとうき※1が見つまっている。東灘区の本山遺跡、西区の玉津田中もとやまいせき遺跡、金棒池遺跡、北区の下谷上たまつたなか、灘区しもたにがみの滝ノ奥遺跡たきのおくいせきなどで発見された。しかし、単体での出土が多いため、生活の場であるかどうか明らかではない。

最も古い定住の跡を確認できるのは、中央区くもちいせきの熊内遺跡である。今から1万年ほど前の縄文時代早期の堅穴建物くもいせき※2が見つかった。中央区くもいせきの雲井遺跡では、神戸市域最古の早期の押型土器おおはなしき（大鼻式、大川式）が確認されている。このほか、大川式に続く早期の縄文土器（神宮寺式じんぐうじしき、高山寺式こうざんじしき）や石鏃せきぞく※3などが須磨区おおてちやういせきの大手町遺跡、境川遺跡さかいがわいせき、天神町遺跡てんじんちやういせきなどで見つかり、このあたりにも集落があった可能性が考えられる。また、干潟を歩く縄文人の足跡が垂水区たるみひゅうがいせきの垂水日向遺跡で見つまっている。約7,300年前の鹿児島県鬼界カルデラ噴火による火山灰でパックされた状態で発見されており、人々の生活が鮮明によみがえる遺構である。この遺跡では、縄文時代中期から晩期の土器を含む洪水の跡も確認されている。厚さ2mの土石流堆積層と巨大な流木が確認でき、自然災害の大きさがわかる。

縄文時代前期の遺跡は、あまり確認されていない。その中でも、垂水区の大歳山遺跡は戦前から調査されてきた学術上重要な遺跡である。大正時代から昭和時代にかけて、明石原人骨の発見で有名な直良信夫氏なおらのぶおが発掘調査を行った。出土した縄文土器は「大歳山式土器」と呼ばれ、縄文時代前期末の型式の一つとなっている。昭和40年代の開発と保存運動を経て、現在は一部を史跡公園として保存、整備している。

※1 槍などに使用されたと考えられている根元に突出がある石器。 ※2 地面を四角形や円形に掘り下げて造った建物。

※3 石で作られた矢の先端部分

【集落の発展と交流】

縄文時代中期には、遺跡数がやや増加する。東日本では遺跡数が爆発的に増加し、火焰形土器^{※1}などに代表される装飾性豊かな縄文土器が作られる時期である。近畿地方でもやや立体的な文様の縄文土器が作られ（北白川C式土器）、中央区の雲井遺跡では多くの土器が出土している。

縄文時代後期に入ると、中央区の生田遺跡、北区の淡河中村遺跡、原野・沢遺跡、西区の長坂遺跡など、中期までとは異なり広範囲で遺跡が確認される。西区の元住吉山遺跡は、昭和2年（1927）に発見され、直良信夫氏と小林行雄氏の研究によって広く知られた。出土した土器は「元住吉山式土器」と呼ばれ、縄文時代後期後半の土器の指標となっている。また、北区の原野・沢遺跡では、竪穴建物の一角に完形の土器が埋められた状態で見つかった。埋設土器（埋甕）と呼ばれるもので、民俗例などから乳幼児の埋葬施設、又は産後儀礼ではないかと考えられている。当時の人々の世界観を知るうえで重要な事例である。

縄文時代晩期では、代表的な遺跡として灘区の篠原遺跡が挙げられる。出土した土器は「篠原式土器」と呼ばれ、縄文時代晩期の土器の指標となっている。また、東北地方の亀ヶ岡式系土器や遮光器土偶^{※2}、北陸地方の土器なども出土しており、当時のモノや人の交流を考えるうえで重要な遺跡である。

※1 炎が舞い上がったような形をした土器。

※2 目の部分に遮光器と呼ばれるゴーグルをつけているような形をした土偶。



図 28 垂水・日向遺跡で発見された足跡(左)と原野・沢遺跡で発見された埋甕(右)

3-2 弥生時代

【弥生時代のはじまり】

弥生時代は、水稻耕作が始まり、青銅器や鉄器を使用し始めた時代である。水稻耕作は紀元前5世紀頃に北部九州に伝わり、神戸市域を含む近畿地方に広まったと考えられているが、さらに遡るという研究もある。

神戸市域における弥生時代の最も古い集落は、兵庫区の大開遺跡で見ついている。弥生時代前期前半の環濠集落^{※1}で、環濠が竪穴建物などで構成された居住域を取り囲んでいる。下層に縄文時代晩期の遺構も確認されており、縄文時代から弥生時代への過渡期に位置する遺跡として重要である。

須磨区の戎町遺跡では、弥生時代前期後半以前の水田跡が見つかり、水稻耕作が近畿地方に広まった初期のものと思われる。同時期の東灘区の本山遺跡では、弥生時代前期初めの木製農耕具や

穂摘具の石包丁などがまとまって出土しており、農耕文化開始期における重要な遺跡である。

弥生時代の墓制については、西区の新方遺跡において弥生時代前期から中期にかけての墓が見つかり、埋葬された人骨も良好な状態で出土した。鹿角製の指輪を6つ装着した状態のものや、上半身に17点もの石鏃を伴い埋葬されているものなどが見つかっている。縄文時代的な抜歯^{※2}があるものや、先述した石鏃を身に受けた人骨から想像されるその死因など当時の社会を紐解く貴重な資料である。

※1 周囲に濠（堀）を巡らせた集落 ※2 成人儀礼と考えられている健康な歯を抜き取る行為

【拠点的な集落と高地性集落】

弥生時代中期になると、平野部では、中央区及び兵庫区の楠・荒田町遺跡や西区の玉津田中遺跡などの大規模で拠点的な集落が形成される。一方で、弥生時代中期から後期にかけて六甲山系南麓地域や西区の河川沿いの標高100～200mの丘陵上に集落を形成するようになる。高地性集落と呼ばれ、特徴的な立地であるため、平野部の集落との機能差が議論となっている。代表的な高地性集落として、東灘区の東山遺跡、金鳥山遺跡、灘区の伯母野山遺跡、中央区の布引丸山遺跡、西区の頭高山遺跡、表山遺跡、城ヶ谷遺跡などが挙げられる。表山遺跡や城ヶ谷遺跡ではV字状の環壕が巡っていることが発掘調査で確認されている。また頭高山遺跡では約40棟、城ヶ谷遺跡では90棟前後の竪穴建物が確認されており、大規模な集落であったことがわかる。

弥生時代中期には、西区の玉津田中遺跡や東灘区の北青木遺跡で方形周溝墓^{※1}とその埋葬施設である木棺が確認されている。弥生時代後期には、東灘区の深江北町遺跡で円形周溝墓^{※2}、北区の北神ニュータウン内第4地点遺跡で箱式石棺を埋葬施設とする台状墓^{※3}が見つかる。

※1 方形の墳丘の周りに溝を巡らせた墓 ※2 円形の墳丘の周りに溝を巡らせた墓

※3 主に丘陵地の尾根上に造られた低い台状の墳丘の周りに溝を巡らした墓

【神戸市内出土の銅鐸】

六甲山系南麓地域では、銅鐸^{※1}など青銅器の出土が多いことも特徴的である。これまでに8か所から計21個の銅鐸と、2か所から計8個の銅戈^{※2}が見つかる。中でも灘区桜ヶ丘町では銅鐸14個、銅戈7個がまとまって出土した。弥生時代中期に製作されたもので、複数埋納されていた例は少なく、弥生時代の祭祀を考えるうえでとても貴重な資料である。特徴的な絵画銅鐸である4号及び5号銅鐸には、昆虫や動物、人などが描かれており、人々の生活の様子や精神世界が伺える。この他にも、東灘区の北青木遺跡と本山遺跡では、発掘調査によって銅鐸が発見されており、埋納の状況がわかる貴重な資料となっている。

※1 マツリなどに使用されたと考えられる青銅製の釣鐘型の鐘 ※2 戈と呼ばれる武器の形をした青銅器



図29 戒町遺跡で検出された水田遺構



図30 頭高山遺跡集落復元CG

3-3 古墳時代

【古墳の出現】

3世紀後半になると、奈良県桜井市の^{ほしほかこふん}箸墓古墳に代表されるような大型の古墳が造られ始め、規格の整った古墳がヤマト王権の影響下にあることを示すように各地に築かれた。

神戸市内では、3世紀後半の築造と考えられる灘区の^{にしもとめづかこふん}西求女塚古墳が古墳時代前期前半のもので、前方後方墳である。^{さんかくぶちしんじゅうきょう}三角縁神獣鏡※1 7面をはじめとした副葬品は、ヤマト王権との深い関わりを示している。同じく前方後方墳で東灘区の^{おとめづかこふん}処女塚古墳、前方後円墳で東灘区の^{ひがしもとめづかこふん}東求女塚古墳、へボソ塚古墳と3世紀後半から4世紀前半にかけて、東灘区から灘区に次々と大型の古墳が築かれており、ヤマト王権にとって重要な地域であったと想定できる。

六甲山系南麓地域西部では、兵庫区の^{ゆめのまるやまこふん}夢野丸山古墳、^{えげやまにほんまつこふん}会下山二本松古墳、^{とくのうざんこふん}須磨区の得能山古墳などが4世紀代の築造と考えられる。また、明石川流域では、西区の^{しらみずひさごづかこふん}白水瓢塚古墳が4世紀初頭の前方後円墳で、^{がもんたいしんじゅうきょう}画文帯神獣鏡※2や^{しゃりんせき}車輪石※3、^{いしくしろ}石釧※4などの副葬品が出土している。北区の^{しおたきたやまひがしこふん}塩田北山東古墳では、^{さんかくぶちじゅうもんたいいちぶつさんしんしじゅうきょう}三角縁獣文帯一仏三神四獣鏡という仏像をモチーフとした青銅鏡が出土している。全国でも9例しか知られていない特異なものである。

※1 鏡裏面に中国思想に基づく仙人や獣の文様が鋳出され、縁の断面が三角形の青銅製の鏡

※2 鏡裏面に中国思想に基づく仙人や獣の文様が鋳出され、縁に獣などを描いた画文帯を巡らす青銅製の鏡

※3・4 貝の形をモチーフにした石製の腕輪

【巨大古墳の時代】

4世紀後半から5世紀代には、奈良県の^{さきこふんぐん}佐紀古墳群や大阪府の^{もず}百舌鳥・^{ふるいちこふんぐん}古市古墳群にみられるような200mを超える大型の前方後円墳が造られるようになる。同時期に、神戸市域では全長194mを測る^{ごしきづかこふん}兵庫県下最大規模の古墳である垂水区の五色塚古墳が築造される。築造時期は4世紀後半と考えられ、この地域に突如として現れる大型の前方後円墳であることから、王権による何らかの政治的な情勢を反映していると見られる。また、瀬戸内海と淡路島を望む立地から、海上交通との関連も想定されるところである。しかし、五色塚古墳以後、同規模の大型前方後円墳は存在しない。

5世紀前半の前方後円墳としては、^{りょうぼさんこうち}陵墓参考地※1である西区の^{よしだおうづかこふん}吉田王塚古墳が知られている。

※1 被葬者を特定できないが、陵墓の可能性のあるもの

【変質する古墳】

5世紀後半から6世紀代には、全国各地で群集墳が確認されるようになる。神戸市では東灘区の^{すみよしみやまちいせき}住吉宮町遺跡で、5世紀初頭から造営が始まり、これまでの発掘調査で約70基の古墳が見つかっている。この他にも北区の^{なかのこふんぐん}中野古墳群、^{みなみんじよこふんぐん}南所古墳群、^{いなりじんじやうらやまこふんぐん}稲荷神社裏山古墳群、^{あまがさきがくえんこふんぐん}尼崎学園古墳群、垂水区の^{まいこふんぐん}舞子古墳群、^{たかつかやまこふんぐん}高塚山古墳群、西区の^{てんのうざんこふんぐん}天王山古墳群、^{なかむらこふんぐん}中村古墳群、^{であいこふんぐん}出合古墳群などがあり、全国的な動向と同じく、多くの古墳が築造された。

上記の古墳群のほかにも6世紀から7世紀の古墳として、垂水区の^{かりぐちだい}狩口台^{つかこふん}きつね塚古墳、中央区の^{なかみやこがねづかこふん}中宮黄金塚古墳、灘区の^{おにづかこふん}鬼塚古墳、東灘区の^{いこまこふん}生駒古墳などが現在市街地に残っている。中でも狩口台きつね塚古墳は、二重濠を有しており、首長墳と考えられている。7世紀の飛鳥時代以降、権威の象徴としての古墳の役割は徐々に終わることとなる。

【古墳時代の生活】

市内には古墳だけではなく、古墳時代の人々の生活の痕跡も発掘調査で明らかになってきている。平面形が隅丸方形の竪穴建物と、掘立柱建物からなる集落は市内各地で確認される。古墳時代後期以降には竪穴建物には、カマドが取り付けられ、須恵器^{すえき}※1や土師器^{はじき}※2が出土する。カマドや須恵器などは、朝鮮半島からの渡来人によって5世紀頃にもたらされた生活様式と考えられ、各地に広まっていく。西区の出合遺跡では5世紀初頭と考えられる陶質土器^{たうしつどき}※3を焼成した窯跡の存在が知られ、東灘区の郡家遺跡^{ぐんげいせき}では、朝鮮半島の土器の影響を受けた韓式系土器^{かんしきけいどき}が出土している。人々の交流が広く行われていたことが窺える。

西区の新方遺跡では、5世紀末以降の玉製品の工房跡が見つまっている。勾玉^{まがたま}※4や管玉^{くだたま}※5の製作を行っていたとみられ、原石から製品に至る各段階の遺物が出土している。

長田区^{まつのいせき}の松野遺跡では、6世紀初頭の豪族居館^{むなもちぼら}※6の一部と考えられる遺構が確認された。棟持柱^{むなもちばしら}※7を持つ掘立柱建物^{ほりたてばしら}※8と竪穴建物を溝や柵列で囲った遺構で、全国的にも類例の少ない貴重な遺構である。

- ※1 窯を使って高温で焼かれた青灰色で硬質の日本で作られたやきもの
- ※2 野焼きの茶褐色で軟質のやきもの
- ※3 窯を使って高温で焼かれた朝鮮半島系の青灰色で硬質のやきもの
- ※4 C字形をした石製のアクセサリー
- ※5 筒状の石製のアクセサリー
- ※6 地域の有力者の館
- ※7 屋根の棟木を支える柱
- ※8 地面に穴を掘り、礎石を使わずに柱を立てて造る建物

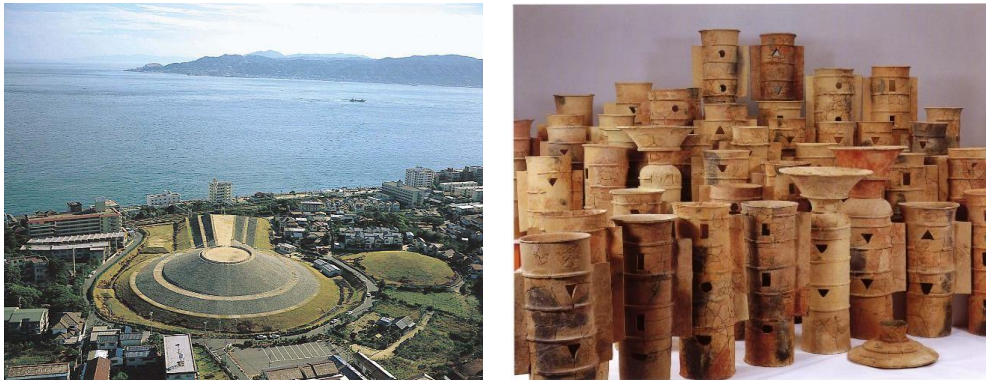


図 31 五色塚古墳の全景(左)と出土品(右)



図 32 現在の西求女塚古墳の全景(左)と出土品(右)

3-4 古代

6世紀以降、東アジア情勢の動乱の中で、日本列島においても律令制に基づく国家制度の構築を目指すこととなった。畿内^{きない}※1・七道^{しちどう}※2の行政区の基に国・郡・里^{こく・ぐん・り}が設けられ、中央集権化が進められた。

6世紀半ばにもたらされた仏教も社会に大きな変化を与えることとなる。

神戸市域は、古代摂津国と播磨国に位置する。現在の須磨区一の谷町から垂水区塩屋町にかけての海岸線が、畿内の西の境界とされる「赤しの櫛淵」に想定され、摂津国と播磨国の境もこの辺りと考えられる。畿内に位置する摂津国は、難波を中心とした摂津職^{※3}の段階から都の玄関口として重要視され、高位の官人が配置されている。また、播磨国も畿内に接する地域としての役割を重視されていたとみられ、大国としての位置づけであった。10世紀前半に作成された『倭名類聚抄』によると、神戸市域は摂津国菟原郡、八部郡、有馬郡、播磨国明石郡、美囊郡が記載されている。

※1 現在の京都府・大阪府・奈良県を中心とした5つの国 ※2 山陽道など7つの道によって区分された行政区

※3 難波官を管轄し、摂津国の行政も司った官職

【公的な施設】

各郡には郡衙^{ぐんが}と呼ばれる役所が置かれ、発掘調査により場所が推定できるものもある。東灘区の郡家遺跡では、飛鳥時代から平安時代の掘立柱建物跡が確認され、「郡家」という地名や周辺の小字名などから菟原郡衙跡ではないかと考えられている。その東に隣接する東灘区の住吉宮町遺跡では、「橘東家」「免」と墨書された土器が出土している。「免」は菟原郡の「菟」の一部ともみられ、郡家遺跡とともに郡衙との関連が想定できる。

兵庫区と長田区にまたがる上沢遺跡では、飛鳥時代から平安時代の掘立柱建物、井戸、硯、帯金具などの官衙に関わる遺構、遺物が確認されている。井戸から出土した銅鏡はほぼ完形品で、官衙だけではなく、寺院との関連も想定される。長田区の御蔵遺跡^{みくらいせき}でも、掘立柱建物、赤色顔料の痕跡のある軒平瓦、帯金具、硯などが確認されている。これらの遺跡は『延喜式』記載の八部郡、もしくはその前身とされる雄伴郡に関連すると考えられるが、菟原郡も含めた六甲山系南麓地域の郡の変遷は複雑で、須磨区の大田町遺跡からは、文献史料には記載のない「荒田郡」^{あらたぐん}と刻書された硯が出土した。

西区の吉田南遺跡は、播磨国明石郡の郡衙と考えられている。掘立柱建物が整然と並び、木簡や墨書土器、円面硯^{えんめんけん}^{※1}、帯金具などが出土した。木簡には「播磨国 播磨国司移 摂津職」と書かれているものもある。

北区の宅原遺跡^{えいばらいせき}では「評」と墨書された7世紀後半の土器が見つまっている。郡制成立前の播磨国有馬郡の前身となる官衙遺跡と考えられる。この他にも「五十戸」と書かれた墨書土器、祭祀に使用された人面墨書土器などが出土している。

山陽道沿いに設置された駅家^{うまや}^{※2}と考えられる遺跡も確認されている。東灘区の深江北町遺跡では、「驛」と書かれた墨書土器が20点以上、「蘆屋駅長」などに宛てた木簡などが出土している。古代山陽道のルートについては諸説あるが、深江北町遺跡出土のこれらの遺物から『延喜式』にみえる葦屋駅家^{あしやのうまや}の位置を示しているといえよう。このほか、須磨区の大田町遺跡は須磨駅家と想定されている。

※1 上部の平坦面が硯面となっている円形の硯 ※2 駅路（七道）の沿線に一定の間隔で設置された交通管理施設

【古代寺院】

神戸市域における古代寺院の様相は、あまりよくわかっていない。長田区の室内遺跡^{むろうちいせき}では、奈良時代から平安時代の軒瓦^{のきがわら}が採集され、「房王寺」「堂ノ前」などの地名から寺院跡ではないかと考えられている。近接する上沢遺跡出土の銅鏡も寺院関連と想定することもできる。西区の白水遺跡^{しらみずいせき}では、平安時代中期の梵鐘^{ぼんしょうちゅうぞう}造遺構^{ぞうぞういこう}^{※1}が確認された。付近の字名は「延命寺」であることから寺院の存在

が考えられる。このほか、灘区の滝ノ奥経塚など平安時代末期の末法思想の影響を受け造営された経塚^{※2}が市内各所で確認されている。

『延喜式』に記載された式内社^{しきないしゃ}は、各郡に多数挙げられている。先述した郡衙と同様に、律令制による枠組みの中で、地方の神事を司る役割があった。『延喜式』以前の様相は判然としないが、水上交通との関係から読み取れるものもある。

※1 寺院などの鐘を造った痕跡 ※2 仏教の経典を後世に残すため、銅製の筒などに経典を納め土中に埋めたもの

【水上交通】

『古事記』『日本書紀』にみえるいわゆる神功皇后^{じんぐうこうごうでんしょう}伝承では、瀬戸内海、大阪湾沿岸地域の港や祭神との関わりとみられる「広田」^{いくたながお}、「活田長峽」などの名称が出てくる。神功皇后伝承はこの地域に多く分布しており、神功皇后が姿を映した泉とされる沢の井はその一つである。灘区の敏馬神社^{みぬめじんじゃ}は、『万葉集』に「敏売浦」や「敏売埼」と歌われる沿岸航路上の港と海洋祭祀の場であった可能性がある。また、難波とともに外交使節が畿内に入つての“もてなし”の場としても重視されていた。8世紀には大輪田泊^{ぎょうき}が行基によって瀬戸内海航路の重要な港の一つとして整備され、神戸市域の沿岸部が重要な水上交通路として続いていくこととなる。



図 33 吉田南遺跡で検出された建物群



図 34 長田神社

3-5 中世

【平氏の発展と源平合戦】

西区の神出窯跡群^{かんでようせきぐん}からは、平安時代後期から鎌倉時代前期の須恵器^{すえき}の窯跡^{かまあと}が数十基発見されている。主な生産品の須恵器、瓦などは、平安京のみならず西日本各地から出土しており、播磨国の主要産業の一つであった。平安時代末期に台頭した平氏は、この播磨国を経済基盤の一つとしており、平忠盛^{たいらのただもり}やその子清盛^{はりまのかみ}は播磨守に任じられている。

清盛は、都の玄関口と言える摂津国の西部に位置する福原に雪見御所^{ゆきみのごしょ}と呼ばれる別荘を構え、大輪田泊^{おおいわたな}を拠点とした日宋貿易に力を入れた。兵庫区^{ひょうごく}の祇園遺跡^{ぎおんいせき}、中央区の楠・荒田町遺跡^{えんち}からは、園池や建物跡、中国製の陶磁器が発見されており、この地に平氏の拠点があつたと考えられている。また、清盛は兵庫の福原で千僧供養^{せんそうくよう}^{※1}を催し、丹生山明要寺^{たんじょうさんみょうようじ}に日吉山王権現^{ひえさんのうごんげん}を勧請するなど、宗教面でも活発に活動した。さらに、治承4年(1180)6月には安徳天皇らを福原に遷す福原遷都を行つたが、僅か5か月で再び平安京へ還都したとされる。その後、平氏は生田から須磨を中心とした範囲で戦闘が行われた生田森・一の谷合戦で、多くの犠牲者を出しながら敗走することとなった。後世の人々は犠牲者を悼み、腕塚や胴塚などの供養塔や塚を築いた。これらの一部は、現在に至るまで各所に残されており、地域の住民によって手厚く敬われている。

※1 千人の僧侶を招いて食を供し、法会を営むこと

【日明貿易と発展する兵庫津】

鎌倉幕府の滅亡後、後醍醐天皇ごだいごてんのうは新しい体制の下統治を行ったが、足利尊氏あしかがたかうじらが離反し、神戸では湊川などで激しい戦闘が繰り広げられた。当時の政治の中心である畿内と地方の境界であった六甲山系南麓地域全体が戦場と化したのは必然であったと言える。現在、湊川の戦いで戦死した楠木正成くすのきまさしげは「楠公なんこうさん」として市民に親しまれ、正成を祀った湊川神社内の墓碑は国指定史跡となっている。

室町幕府の守護体制下では、当初摂津及び播磨の守護職である赤松氏により、現在の市域内は統治されていた。また、日明貿易に注力した三代将軍足利義満により、外交使節を迎える場とされた兵庫津が再び繁栄期を迎えた。この頃から、興福寺が南関を、東大寺が北関を支配するようになり、文安2年(1445)の『兵庫北関入船納帳ひょうごきたせきいりふねのうちょう』の記述事項から、兵庫には年間5000隻ほどの船舶が入港していたと推定されている。しかし、応仁・文明の乱で再び焼亡し、国際港として役割は、堺へと移った。その後、安土桃山時代には西国攻めや朝鮮出兵などの兵站港へいたんこうとして整備されていくことになる。

※1 前線に軍需品や食料などを送る、戦争の後方支援のための港

【神戸における中世仏教文化の発展】

平氏の滅亡によって荒廃した大輪田泊は、東大寺の重源ちゅうげんによって修築されて以降、東大寺支配の下、兵庫北関が設けられ、津料つりょう※1の徴収が行われた。交通の要衝であった兵庫津には、律宗えいそんの叡尊や浄土宗の法然ほうねんなど、多くの宗教者が布教に訪れた。時宗の祖である一遍いっぺんは兵庫の観音堂で入滅にゅうめつしたといわれ、真光寺しんこうじには廟所びょうじょ※2が設けられている。

兵庫津が興亡を繰り返す一方で、西区や北区を中心に、被災を免れた多くの中世建築が現存している。寺院建築では、市内唯一の国宝建造物である太山寺本堂をはじめ、如意寺三重塔、南僧尾観音堂など多様な建築様式がみられる。そのほかにも、石峯寺しゃくぶじ、性海寺しょうかいじ、近江寺きんこうじなど、中世以来の寺院が存在している。これらの寺院の中には現在まで仏像などの文化財を伝えているだけでなく、主に昭和49年(1974)に、文化環境保存区域に指定され、現在も周辺の景観と調和した良好な環境が保たれている場所になっているものもある。

※1 津(港)の使用料 ※2 墓所



図 35 大輪田泊復元 CG



図 36 石峯寺

3-6 近世

【戦乱と天下統一】

永禄11年(1568)、織田信長によって摂津国も制圧され、和田惟政わだこれまさが配された。惟政の死後、荒木村重あらかむらしげが天正6年(1578)に信長に対して反乱を起こすと、一族の荒木元清は反乱に加勢した一向一揆ととも

に、兵庫津の防衛拠点として築城された花熊城はなくまじょうに立てこもり、天正8年(1580)まで抵抗を続けた。落城後は、池田恒興いけだつねおきによって花熊城の部材を用いて兵庫城が築かれた。この兵庫城をはじめとして、北区の松原城まつばらじょうや西区の端谷城はしたにじょうが近年発掘調査され、戦国時代の城郭の実態に迫る資料が発見されている。

信長の死後、後継者となった羽柴秀吉は、天正11年(1583)に甥の三好秀次に兵庫を与え、天正13年(1585)閏8月に直轄領とした。また、秀吉は、三木城攻略時からたびたび有馬湯山を訪れ、天下統一を果たした天正18年(1590)10月には、有馬茶会と称される大規模な茶会を催している。

文禄5年(1596)閏7月に発生した慶長伏見地震は、畿内に甚大な被害を及ぼし、福祥寺(須磨寺)の『当山歴代』とうざんれきだいに詳細な記録が残るだけでなく、西求女塚古墳などの遺跡にも痕跡が確認できる。また、秀吉の湯山御殿ゆのやまごてんは、この地震を契機に噴出した泉源に建てられた。



図 37 地震により崩壊した西求女塚古墳の石室



図 38 発掘された兵庫城跡

【交通と文化の発展】

市域内には、西国街道と呼ばれる主街道が西宮から灘、兵庫、須磨を経由し、明石へ向かう浜側に通っていた。そしてその脇往還わきおうかん※1として宝塚のこはま小浜、西宮のなませ生瀬から有馬、淡河を経由し、三木へ向かう山側(湯山街道)が整備された。浜側の兵庫では、岡方おかがたと呼ばれる自治組織が、この駅所を運営し、それらの記録は『岡方文書』として残されている。山側は、本陣の置かれた淡河をはじめ、有馬、道場川原どうじょうがわらが駅所として公認された。これらの街道をつなぐ峠越えの道もいくつか存在し、人や物資だけでなく、文化の広がりも促した。北区には国指定重要有形民俗文化財である下谷上の舞台をはじめ、江戸時代後期の歌舞伎舞台が現存し、農村部でも歌舞伎や人形浄瑠璃が盛んに行われていたことを伝えている。また、長田区の長田神社こしきついなしきの古式追儺式や須磨区の車大歳神社くるまおとしじんじやの翁舞おきなまいなどの伝統的な祭り・行事も現在に至るまで続いている。特に、鬼追い行事は市内西部の摂津国と播磨国の境界付近にある社寺に伝わっており、神戸市内にあっては特徴的である。

※1 山陽道などの五街道以外の主要な街道

【産業】

市内の名産としては、酒や菜種灯油せつづめいしよずえが『摂津名所図会』などから窺える。特に六甲山系南麓地域では、江戸時代中期から水車による絞油や製粉、精米など様々な産業が発展した。また、それに伴って、素麺業や灘五郷(魚崎・御影・西郷・西宮・今津)の酒造業が主要産業として成長していったのである。樽廻船たるかいせん※1を用いて江戸へ輸送された灘五郷の酒は、「下り酒」として称賛され、現代まで続く清酒の基礎となった。江戸時代当時の酒蔵は、阪神・淡路大震災により多くが倒壊したものの、沢の鶴や白鶴酒造など一部の酒蔵は、再建され酒造に関する資料館として震災前と同様に活用されている。

※1 主に上方の酒を大阪から江戸に運んでいた輸送船

【兵庫津の繁栄】

兵庫津では、河村瑞賢^{かわむらざいけん}による西廻り航路の開発後、廻船問屋^{かいせんどんや}が勃興し、江戸時代中期以降は北前船などの買積船が急増していった。高田屋嘉兵衛^{たかたやかへえ}が新たに北前船の択捉航路^{えとろふこうろ}を開拓するなど、兵庫津の商人たちは大坂商人と比肩するまでに成長した。これらの大商人の中には、江戸時代の初めから西国大名の米や特産品の販売を請け負い、参勤交代の際には邸宅を宿舎として提供した者もあり、岡方が運営する本陣^{ほんじん}に対して、浜本陣^{はまほんじん}と呼ばれた。この浜本陣には、慣例的に朝鮮通信使^{ちょうせんつうしんし}※1も滞在し、商人たちは使節の接待にあたった。さらに、商人の力が増すとともに町場も拡大し、その様子は兵庫津を描いた様々な絵図、そして発掘遺構からも読み取ることができる。

※1 将軍家に対して、朝鮮国王が国書や進物をもたらすために派遣した外交使節団

【幕末の海防】

こうして発展を遂げた市域内の沿岸部では、幕末の対外緊張の高まりにあわせて湊川台場^{みなとがわだいば}、和田岬砲台^{わだ}、明石藩舞子台場^{みさきほうだい}、あかしはんまいこだいばなどの海防施設が築造されたほか、海軍操練所が勝海舟によって開かれた。さらに、神戸港が開国後は通商条約において横浜港などとともに開港地に定められ、明治時代以降の港湾都市へと展開していくこととなる。



図 39 伝豊太閤湯山御殿跡



図 40 敏馬神社弁才船絵馬（敏馬神社蔵）

3-7 近代（明治時代から第二次世界大戦前）

【居留地と外国文化】

政治的な紆余曲折を経て、慶応3年12月7日（1868年1月1日）に神戸港開港を迎えた。当初は、神戸事件など外国人との衝突もあったものの、開港を契機に様々な外国文化を取り入れつつ、神戸が国際港湾都市として新たな歩みを始めた。

外国人の居住・営業の場として神戸外国人居留地が造成され、多くの商館などの近代的な建造物が造られた。国指定重要文化財の旧神戸居留地十五番館は、当時の建造物の様子を今に伝えている。居留地の整備にあたったのは、英国人技師 J. W. ハートで、神戸に彼の計画図が3枚伝わっている。そこには整然とした区画、下水道やガス灯といったインフラなどが書き込まれている。当時の英字新聞には、「神戸はたしかに美しく、東洋における居留地として、もっともよく設計されている。」と称されるほどであった。現在、当時の区画が継承されているだけでなく、地中には当時の煉瓦造下水道も残されている。居留地では、米・茶・マッチなどの輸出品や綿布類・毛織物などの輸入品が交易品として取り扱われていた。特に茶については、近郊で栽培、製茶したものを居留地内で再加工しており、重要な輸出品の一つであった。また、明治時代に生産を開始したマッチも神戸港の主力産業となった。

居留地が開港当初建設中であったこともあり、居留外国人は周辺での雑居が認められていた。現在の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている北野町山本通や、元町の南京町などの地域がそれにあたる。開港とともにやってきた外国人は、生活面や文化的な面でも大きな影響を与えた。西洋食や洋装や教育、そしてスポーツやレクリエーションなど多岐にわたる。レクリエーションに関する施設として、中央区の東遊園地や灘区の六甲山の別荘やゴルフ場などが挙げられる。海外からさまざまな人々がやってきたこともあり、キリスト教やイスラム教、中国の民間宗教など様々な宗教も神戸にもたらされた。

また、開港当時は神戸港の背山である六甲山がはげ山化していたため水害が多発しており、その対策として明治4年（1871）には生田川、明治30年（1897）には湊川の付け替え工事が行われ、さらに明治30年代には植林などの治山事業が始まった。

【周辺地域の状況】

一方で、神戸港開港まで港湾都市として栄えた兵庫港付近では、新川・兵庫運河の開削や湊川付け替えにより生み出された新開地しんかいちの開発が行われていた。貿易の中心は次第に神戸港へと移っていったが、新開地にはその後映画館や劇場などが次々に建設され、神戸市の一大歓楽街しゅうらっかんに成長し多くの人々が押し寄せた。聚楽館や神戸タワーなどの観光名所も建設され、「東の浅草・西の新開地」と呼ばれるほどの賑わいを見せた。

開港に伴う影響は、神戸港を中心とする海岸部だけではなく、近郊の農村部にも及んだ。西洋から安価な綿布が輸入されたため、現在の西区岩岡周辺の主要産業であった綿花栽培及び綿布生産が打撃を受けた。その対策として、稲作へ転換することを目的に北区の淡河川・山田川から疏水そすいを引いた。現在も各所で当時のため池ずいどうや隧道などを目にする事ができる。



図41 新開地の賑わい（出典：ヒョーゴアーカイブス）



図42 山田池堰堤

【近代神戸の発展と災害】

明治時代以降、神戸港は国際貿易港として重要な位置をしめ、日清・日露戦争や第一次世界大戦による好景気を背景に造船業・鉄鋼業・紡績業・ゴム工業・マッチ工業・貿易業などが発展し、六甲山系南麓地域の海岸部に多くの工場などが建設された。職を求めて神戸港周辺に労働力が集まり都市化は進んだ。明治7年（1874）には大阪神戸間に鉄道が開業し、それに続いて阪神電鉄や阪急電鉄などの民間の鉄道も開業し、宅地化が進んだ。また、六甲山系南麓地域はその立地から風光明媚な場所として認知されており、当時の実業家たちは広大な敷地を有した邸宅や別邸を住吉・御影、須磨から舞子までの海岸部に建築した。その一方で、かつての外国人居留地には大正時代から昭和時代初期にかけて銀行やオフィスビルなどの建造物が次々に造られた。また、神戸港は主にブラジル移民の出発港ともなっ

おり、日本各地から人が集まり旅立っていった。現在も移民に向かう人々が一時的に生活をした国立移民収容所が残されており、海外移住と文化の歴史を伝える場として活用されている。

このように神戸市は発展を続けてきたが、世界恐慌、米騒動など不景気による社会不安や、昭和13年(1938)に起こった阪神大水害、そして第二次世界大戦末期には、主に海岸部の造船所や軍需工場などの壊滅などを目的とした神戸大空襲があり、人的にも経済的にも打撃を受けた。この空襲で神戸市全域において様々なものが失われ、建造物や祭りなどの多数の文化財にも深刻な影響を与えた。



図 43 居留地計画図 (神戸市立中央図書館蔵)



図 44 湊川隧道

3-8 現代 (第二次世界大戦後～)

【第二次世界大戦】

第二次世界大戦敗戦後の都市部は、神戸大空襲により廃墟と化した。戦争から80年近く経過し、その記憶が薄れているが、市内各所に残る防空壕跡や、市内の発掘調査で発見される焼夷弾や爆弾、神戸市内に所蔵されている戦災資料、そして戦争の語り部がその様子を伝えている。

【市域の拡大】

神戸市は、敗戦後の都市計画を進める中で、「大神戸市」構想の一環として昭和22年(1947)から山田村や御影町など周辺の村を編入していった。その目的は、人口の分散、市街地の土地配分の適正化、都市部と農村部の交流を円滑にし、国際港湾都市として内容を充実させることにあった。そして昭和33年(1958)に淡河村を編入し、現在の神戸市域が形成された。一方で、神戸市の海岸部は平坦な土地が少なく、港湾や工業用地の確保が難しく、経済的発展には大変な足かせであった。昭和28年(1953)から昭和45年(1970)まで摩耶埠頭以東と兵庫から須磨の海岸部を、昭和41年(1966)から平成8年(1996)までポートアイランド・六甲アイランドの人工島を埋め立てにより造成した。この造成に伴う土砂は、後背山地である六甲山系や須磨区の丘陵地の造成土により賄った。いわゆる「山、海へ行く」と呼ばれた神戸方式の開発事業が展開された。これにより海上の土地が増えるだけでなく、山麓部や丘陵部に大規模な宅地を生み出した。土砂を運搬したベルトコンベアは現在も残されており、貴重な土木遺産と言える。開発の進展に伴い、遺跡が破壊される事例が増加し、遺跡の保存運動など埋蔵文化財保護に対する動きが活発になった。

【産業の変化】

鉄鋼業や造船業などの重工業、紡績業、貿易業が戦後復興を牽引していった。戦災により大きな被害を受けた灘の酒造業は、生活水準の向上とともに昭和30年代から生産量が増加した。神戸市の地場産

業の一つである真珠製品も輸出品として重要な位置を占めた。昭和 45 年（1970）以降の石油危機などの世界経済の激変に伴い、神戸市の主要産業が重工業から多角化に伴う新しい産業へと変革していった。

神戸市は、昭和 48 年（1973）には衣料や服飾だけではなく、酒造やケミカルシューズなどの地場産業を含めた概念として「ファッション都市」を宣言し、様々な産業を活かした観光なども展開された。さらに観光面では、テレビドラマ「風見鶏」の放送で始まった異人館ブームを契機に都市観光へと変化した。

【まちづくりの動向】

開発や経済的発展の一方で、工業化に伴い水質、大気の汚染、交通状況の悪化など神戸市民を取り巻く環境が変化していった。それを背景に総合的に環境を守る動きも見られるようになる。神戸市は 1970 年代に入り神戸市民の環境を守る条例を制定し、昭和 49 年（1974）にはそれらを反映した新・神戸市総合計画を策定した。さらに昭和 53 年（1978）には全国に先駆けて総合的な都市計画形成の仕組みづくりのための神戸市都市景観条例を制定した。その中で都市景観形成地域、美観地区、景観形成指定建築物等届出地域、そして伝統的建造物群保存地区の指定、それに伴う助成制度を定め、文化的、歴史的な景観を守る努力が図られるようになった。また、同時期に丸山地区や板宿地区などでは地域住民がまちづくりに参画し、影響を与える動きがみられる。そのような動きに呼応して昭和 56 年（1981）に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」が制定され、市民参加型の手法が表わされ、神戸らしいまちづくりが進められた。

【阪神・淡路大震災】

平成 7 年（1995）1 月 17 日には、兵庫県南部地震が神戸市を襲った。震度 7 の都市直下型地震で、建物の倒壊や地震に起因した火災など広範囲に大きな被害を被った。人的な被害はもちろんのこと、経済に関する被害も著しいものがあつた。港湾設備が被災し、コンテナ取扱量が減少し、神戸市の産業への影響は大きかった。造船業やケミカルシューズなどは復旧が早かったが、鉄鋼業や酒造業は、製造施設の損壊が著しく、再建に時間がかかった。特に中小の酒造会社では再建することが叶わず、廃業したところも多かった。また、六甲山周辺は、昭和 31 年（1956）に瀬戸内海国立公園に編入されたことにより、新規の宅地開発が規制され、自然を保護しながら、それまでの施設を活用して観光や行事が行われるようになっていた。しかし、震災時には、ケーブルカーや道路などが損壊したため、しばらくは六甲山に行けないというイメージが広がり、六甲山観光に大きな打撃を受けた。

【震災復興】

神戸市は、震災復興の過程で経済のみに目を向けるのではなく、神戸市のもつ多様な文化が見直され、「デザイン都市・神戸」を掲げ、都市の活性化や市民のくらしの質の豊かさを実現する都市を目指した。その過程で新しい産業振興と少子高齢社会に対応した医療・福祉サービスの体制を構築することを目的として、新たに「医療産業都市構想」を打ち立て、ポートアイランドに先端医療に関する企業誘致などを行ない、震災後の産業開発のシンボリックな存在となっている。また、神戸ルミナリエ、フィルムツーリズム、ハイキングの再興、神戸ビエンナーレをはじめ六甲ミーツアートなどの芸術イベント、六甲山ゴルフ場などの近代化産業遺産を観光資源として活かすなど、様々な手段による地域の活性化を図っている。そして震災から 27 年が経過し、「選ばれるまち」を目指し、成長している。



図 45 ポートアイランド

(出典：いずれも Feel KOBE (一財) 神戸観光局)



図 46 震災メモリアルパーク

3-9 災害史

(1) 近世以前の主な災害

【中世以前】

発掘調査により縄文時代（垂水区垂水日向遺跡）、弥生時代（須磨区戎町遺跡、西区玉津田中遺跡）、古墳時代（東灘区住吉宮町遺跡）に大規模な洪水が発生したことが明らかになっている。

また、『日本三代実録』によると、貞観 10 年（868）に播磨国大地震（推定マグニチュード 7.1）が発生し、平安京にも被害を及ぼすほどの災害であった。その 19 年後の仁和 3 年（887）には、再び畿内一円に大地震が発生し、摂津国付近は大規模な津波に襲われた。この地震は、広範囲の揺れと津波があったことから、南海地震だったと考えられている。

大風や洪水・高潮などの風水害も度々発生しており、『続日本紀』や『播磨国風土記』などにその被害状況を確認することができる。



図 47 垂水日向遺跡で出土した流木

【中世】

承徳 3 年（1099）に南海地震が発生した記録がある。神戸市域の被害についての記録はないが、周辺地域の被害記録から津波などの災害はあったと推測される。次に記録されている南海地震は、正平 16 年（1361）である。『太平記』に難波浦の大津波に関する記載があり、神戸市域の沿岸部においても同様の被害があったと考えられる。これら 2 つの南海地震の間にも南海地震が発生していたと想定されており、南海地震は 100～150 年の周期で発生し、神戸市域に津波などの被害を与えていたようである。

南海地震以外の地震災害としては、応永 13 年（1406）の大地震がある。この地震に先立って、大洪水・大風の被害があったようで、『假名年代記』や『如意寺旧記』などに記載されている。

永正元年（1504）の水害では住吉川が氾濫し、観音林（東灘区住吉本町一丁目付近）にあったとされる慈明寺が跡形もなく流失したという伝承があり、「慈明寺流れ」と呼ばれている。永正 14 年（1517）には妙法寺川が氾濫し、当時板宿村に祀られていた鳴滝明神が流失したとされる。このように風水害は度々発生しており、文明 7 年（1475）や弘治 3 年（1557）には高潮による大規模な被害もあった。

【近世】

京阪神の広い範囲に被害を及ぼした文禄 5 年（慶長元年）（1596）の慶長伏見地震により、兵庫津は

壊滅に近い被害に見舞われたことが当時の記録や発掘調査で検出されている。福祥寺（須磨寺）の『当山歴代』には、この地震によって本堂や三重宝塔、権現堂が山とともに崩れ去ったという記録がある。灘区の西求女塚古墳はこの地震により主体部を含め崩れたことが近年の発掘調査により判明している。



図 48 『当山歴代』（福祥寺蔵）

安政元年（1854）には、遠州灘を震源とする安政東海地震（推定マグニチュード8.4）、その翌日に紀伊半島沖を震源とする安政南海地震（推定マグニチュード8.4）が発生し、太平洋側を中心に甚大な被害をもたらした。大阪市内の各所に安政大津波碑が建立されており、神戸市周辺においても津波などの大規模な被害があったと考えられる。平成21年（2008）に旧神戸外国人居留地遺跡の発掘調査において江戸時代の津波に起因する堆積が確認されており、この地震もしくは、江戸時代中期に起こった地震による津波の痕跡と考えられている。

（2）近代以降の主な災害

【風水害】

六甲山系の主な地質は脆く崩れやすい花崗岩であり、市街地のすぐ背後に山があることで河川の流れが急であるため、土砂災害が発生しやすい環境にある。そうした災害発生の危険性を有しているにも関わらず、明治時代以前から薪炭利用などを目的とした過剰な森林伐採が進められた。その結果、六甲山系は部分的にはげ山と化し、風水害に対して非常に弱い状況にあった。

台風に刺激された梅雨前線による集中豪雨を原因として発生した昭和13年（1938）の阪神大水害では、市内のほぼすべての河川が氾濫した。各地で土石流が発生したことで、都市機能の破壊など甚大な被害をもたらされた。被災後、内務省神戸土木出張所六甲砂防事務所（現、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所）が設立され、以後六甲山系における砂防事業や六甲水系の河川改修は、国の直轄事業として行われている。市街地では、生田川の開渠化など河川改修が進められた。

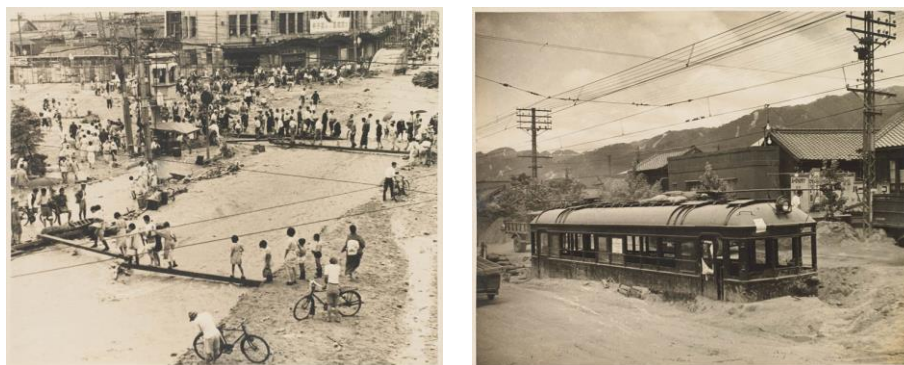


図 49 阪神大水害の様子（左：三宮交差点付近、右：都賀川（阪神国道））（神戸市立中央図書館蔵）

昭和36年（1961）6月に発生した集中豪雨では、山麓部の宅地造成地や傾斜地での被害が大きく、宅地造成等規制法の制定へとつながった。

昭和42年（1967）7月に発生した集中豪雨では、阪神大水害を上回る雨量であったにも関わらず、砂防事業や河川改修などの効果によって、被害は阪神大水害より小さく抑えられた。この成果がその

後、政令指定都市による河川改修制度の創設へとつながった。一方で、標高の高い山麓部での宅地開発が山腹崩壊や河川氾濫による大規模な被害を引き起こしたため、この災害を契機に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が制定されることとなった。



図 50 神戸市大水害スケッチ (神戸市立中央図書館蔵)
(阪神大水害：石屋川(高羽、鷹匠地区))

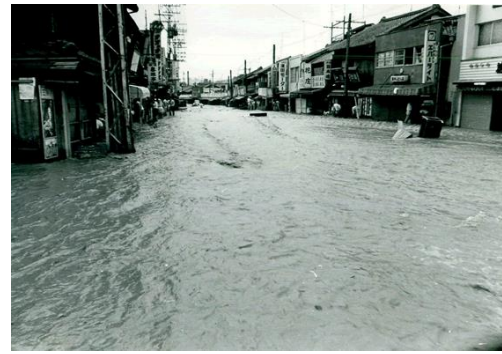


図 51 昭和 42 年水害(右：宇治川商店街)の様子
(出典：神戸市HP)

【戦災】

第二次世界大戦での本土空襲は昭和 19 年(1944)より本格化された。神戸市域では昭和 20 年(1945)2月4日に初めて行われ、その後3月17日、5月11日、6月5日の3回の大空襲により神戸市は壊滅状態となった。

3月17日の空襲では、現在の中央区東部・兵庫区・長田区を中心とする神戸市の西半分が壊滅した。5月11日の空襲では、東灘区にあった航空機工場が目標とされ、東灘区・灘区が被害を受けた。6月5日の空襲では、西宮市から垂水区までの広範囲が爆撃され、神戸市の東半分が焦土と化した。

戦後、昭和 21 年(1946)に「神戸市復興基本計画要綱」が策定されて、戦災復興事業として、最終的に 11 地区約 2,200ha の土地区画整理事業が施行された。本事業によって、浜手、中央、山手の 3 大幹線、王子公園や須磨海浜公園など都市公園などが整備され、現在の都市基盤の骨格が形成された。



図 52 神戸空襲後の新開地周辺(左)と山手地区(右) (神戸新聞社提供)

【阪神・淡路大震災】

阪神・淡路大震災の原因となった兵庫県南部地震は、戦後日本で初めての大都市直下型地震であり、神戸市域では震度 6 (東灘区から須磨区にかけて一部帯状に震度 7) の激震に襲われた。多くの死傷者や建造物の破壊といった甚大な被害となり、被災後はライフラインの寸断や市役所・病院などの重要公共施設の破損といった被害により都市機能は完全に麻痺した。被災時・復興期には、多くのボランティアや地域による復旧・復興活動、そして地域主体・市民協働による復興まちづくりが進められた。都

市基盤としては、平成7年（1995）に策定された「神戸市復興計画」に基づいて復興事業が進められ、現在の都市の姿となっている。慰霊の活動は現在も途絶えることなく実施されている。

震災は人的被害のみならず、文化財に対しても多くの被害をもたらした。北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区では、被災当時の伝統的建造物のほぼすべてがき損する被害があった。また、都市景観形成地域内にあっても、伝統的建造物に認定されていなかったフロインドリーブ邸（旧 M. J. シェー邸）など7邸は解体されることとなった。なお、フロインドリーブ邸は解体時の部材を用いて、北野物語館として平成13年（2001）に現在地に再建されている。旧居留地内では国指定重要文化財である旧神戸居留地十五番館が全壊したが、専門家など多くの協力を受けて完全に修復された。一方で灘五郷の酒蔵群が甚大な被害を受けるなど、神戸市内の歴史的風情を感じさせる景観資源であったが、当時指定文化財は少なく、多くの建造物が解体され、新しく建て替えられた。

当時文化財指定されていたものは、明治時代以前のもものがほとんどで、大正時代から昭和時代初期にかけて建築された未指定の建造物などは、部材の保存もされずに解体、処分されたものが多かった。多くの未指定文化財が失われたことは、文化財登録制度創設の契機の一つとなった。

自然災害により被災した文化財を緊急的に保全する民間による文化財レスキューが初めて組織されたのもこの震災であり、阪神・淡路大震災は文化財保護の大きな転換点となった。

復興にあたっては、まちづくりを進めるうえで地域コミュニティの再生が不可欠であった。地蔵盆やだんじりなどの伝統的な祭り・行事が重要な役割を占めていた事例や、埋蔵文化財の発掘調査成果を知ることで地域へのアイデンティティを深めた事例もあり、非常時における文化財の重要性が明らかになった。東日本大震災や熊本地震でも同様の例が報告されている。



図 53 阪神・淡路大震災の被災状況(左上：JR 新長田駅～鷹取駅付近、右上：魚崎南町5丁目櫻正宗周辺、左下：旧神戸居留地十五番館、中央下：神戸市立博物館（神戸市立博物館提供）、右下：市内埋蔵文化財収蔵施設）

表 13 近代以降の神戸市における主な災害履歴

発生年月日	災害名称	被害状況
昭和 13 年 (1938) 7 月 3～5 日	阪神大水害	死者 616 名、家屋倒壊流失 3,623 戸、埋没 854 戸、半壊 6,440 戸、床上浸水 22,940 戸、床下浸水 56,712 戸
昭和 20 年 (1945) 3 月 17 日、5 月 11 日、6 月 5 日他	神戸空襲	戦災家屋数 14 万 1,983 戸、総戦災者数は、罹災者 53 万 858 人、死者 7,491 人、負傷者 1 万 7,014 人、市街地面積約 60% (約 590 万坪) 焼失
昭和 36 年 (1961) 6 月 24～27 日	昭和 36 年水害	死者 32 名、行方不明 9 名、家屋倒壊流失 106 戸、半壊 132 戸、床上浸水 8,759 戸、床下浸水 60,524 戸
昭和 42 年 (1967) 7 月 9 日	昭和 42 年水害	死者 84 名、行方不明 8 名、家屋倒壊流失 361 戸、半壊 376 戸、床上浸水 7,759 戸、床下浸水 29,762 戸
平成 7 年 (1995) 1 月 17 日 (5 時 46 分)	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	死亡者 4,571 人、不明 2 人、負傷者 14,678 人 (H12.1.11 日)、建造物損壊 (全壊 67,421 棟、半壊 55,145 棟 (H7.12.22))、建造物焼損 (全焼 6,965 棟、半焼 80 棟、部分焼 270 棟、ぼや 71 棟、延べ焼損面積 819,108 m ²)、避難所生活 (ピーク時: 箇所数 599 か所 (H7.1.26)、避難人数 236,899 人 (H7.1.24)、避難所就寝者数 222,127 人 (H7.1.18))

第3章 神戸市の文化財の概要

第1節 神戸市における文化財保護行政の歩み

【文化財保護の始まり】

日本における文化財保護に関わる行政の取り組みは、明治時代以降の急速な西洋化や廃仏毀釈などを背景に、美術品の流出や滅失を防ぐことから始まっている。文化財保護のために法律が整備されていく一方で、民間では明治時代以降に財を成した実業家が文化財の流出を防ぐため、美術品を収集していた。そしてそれらを公開するために設立した博物館施設も多く知られている。市内では池長美術館（のちに神戸市にコレクションが移譲される）、白鶴美術館、香雪美術館などがある。

【文化財保護に関する法と条例の制定】

昭和25年（1950）に前年の法隆寺金堂焼損を契機に文化財保護法（以下法という）が制定され、国においても文化財保護の体制が確立されていくことになった。神戸市では社会教育法の改正に伴い、昭和33年（1958）教育委員会事務局社会教育課文化係が文化財を所管することになった。その後、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群の発見によって現在の神戸市立博物館の前身である神戸市立考古館を須磨離宮公園内に設置し、専門職として学芸員の採用を始めた。昭和40年（1965）からは日本で初めての古墳の国史跡整備事業が、五色塚（千壺）古墳 小壺古墳において始まった。この間、高度経済成長に伴い大規模開発が進行し、埋蔵文化財の発掘調査が大きな課題となった。未調査のまま滅失してしまう遺跡も多く、各地で遺跡の保存運動が起こった。神戸市においても大歳山遺跡が調査を経ずに消滅の危機にあったが、大学生たちの保存運動を経て、一部を公園として保存・活用することが決まった。またこの時期は、都市化の進展とともに変貌する景観や消滅する伝統的な祭り・行事への危機的な状況が顕在化した。神戸市は環境破壊に対して文化財とその周辺のある一定の範囲を文化環境保存区域とし、保護することを条例化するといった先駆的な施策をとった。

【文化財保護行政の進展】

昭和47年（1972）、教育委員会社会教育課文化係から発展して社会教育部文化課が発足した。また、法が昭和50年（1975）に改正されたことに伴い、北野町と山本通の一部を伝統的建造物群保存地区として位置づけ、その保全に向けて都市計画部局と地元住民とともに歩み始めた。この時期は太山寺本堂や如意寺三重塔など解体を伴う大修理も行われた時期であった。

業務の拡大や体制強化のために、新たな施設や組織の拡充が図られていく。昭和56年（1981）、急増する開発事業に対応するため、文化課に埋蔵文化財係を新たに置き、文化係、文化財係とともに3係体制となった。続いて神戸市立南蛮美術館と神戸市立考古館を母体として、神戸市立博物館が昭和57年（1982）に開館した。さらに組織改正により、文化係が分離され文化財保護のみを所管する組織として、昭和58年（1983）に文化財課が誕生した。その後、西神及び北神ニュータウン建設、市街地再整備、圃場整備に伴う発掘調査で、大量に蓄積した考古資料を保存・活用するために、平成3年（1991）に神戸市埋蔵文化財センターが開館した。

【阪神・淡路大震災と文化財】

文化財保護条例の制定に向けて平成5年（1993）から3か年計画で基本調査を始めたが、兵庫県南部地震が発生し、状況は一変した。建造物関係の被災状況は特に深刻であった。旧居留地内にある多くの

近代建築が被災し、国指定重要文化財旧神戸居留地十五番館は強い地震動、液状化、耐震性不足を原因として倒壊した。重要伝統的建造物群保存地区でも倒壊こそなかったが、煉瓦造煙突の落下など破損がみられた。また、多くの酒蔵が倒壊し、収蔵されていた酒造道具を含めて大きな被害を受けた。建造物には未指定文化財が多く、撤去や建て替えが進んでしまった。当時は神戸市に文化財保護条例が制定されていなかったために、指定候補の建造物の滅失に影響したとの批判もあったが、この被害規模では当時の指定制度に限界があることは明らかであった。さらに早期の復興を目指すために、公費解体の期間が定められ、瓦礫撤去推進とともに歴史資料の滅失も加速した。これらの事態を踏まえ、文化庁は文化財保護法を改正し、新たに文化財登録制度を創設した。

歴史的な建造物、古文書、仏像、古写真などの救出や修復が、様々な団体により行われた。これを契機に「文化財レスキュー」が生まれ、神戸大学を中心とする「歴史資料ネットワーク」の活動と兵庫県がはじめた「ヘリテージマネージャー」の養成は、現在全国各地に広がっている。

復興を進めるうえで、埋蔵文化財の発掘調査は必須の事業であり、全国から3年間にわたり兵庫県教育委員会に専門職員が派遣され、各市町職員とともに調査に従事した。支援を行う側、受ける側ともに手探りで調査が行われ、課題も少なからず指摘された。その後、東日本大震災、熊本地震における埋蔵文化財発掘調査の支援のため、本市学芸員も含め全国の職員が派遣された。

【文化財保護条例の制定】

平成8年(1996)、中断していた条例策定作業を再開し、平成9年(1997)「神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。条例制定により、指定等文化財の補助制度をはじめ、全分野に及ぶ登録制度、神戸らしさを伝えている名所・旧跡・祭りなどを地域文化財とする認定制度、周辺環境を含めて面的に文化財を保護する文化環境保存区域の指定など震災の経験を踏まえた保護施策の充実を図った。その後、法や県及び市条例に基づき、文化財所有者・庁内関係部局・関係機関と協力しながら、新たな指定等や修理事業、整備事業、調査事業、公開事業、情報発信などの文化財の保存・活用に努めている。令和4年(2022)4月現在、神戸市内には国、県、市の指定等文化財は581件を数える。

平成30年(2018)の法改正ののち、令和2年(2020)から文化財課、博物館、図書館などの社会教育部門を教育委員会事務局から文化スポーツ局に移管し、庁内関係部局とのより緊密な連携を目指している。そして、令和3年(2021)2月には指定未指定を含めた文化財の顕彰と支援を目的とした神戸歴史遺産制度をスタートさせ、文化財保護の強化を図っている。

表 14 神戸市の文化財に関する動向

年代		神戸市内の動向	国・県の動向
1868	明治元		神仏分離令の発令
1871	明治4		古器旧物保存方の太政官布告により目録作成、提出
1889	明治22	神戸市制発足	
1897	明治30		古社寺保存法の制定
1898	明治31		日本美術院結成
1889	明治32	外国人居留地返還	

1919	大正 8		史蹟名勝天然紀念物保存法施行
1921	大正 10	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳、和田岬砲台が国史跡指定	
1928	昭和 3		史蹟名勝天然紀念物保存法の所管が文部省に移管
1929	昭和 4		国宝保存法の制定（社寺以外の文化財の保護、輸出等の禁止等）
1933	昭和 8		重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定（認定された美術品の輸出等の禁止）
1934	昭和 9	白鶴美術館開設	
1938	昭和 13	阪神大水害	
1940	昭和 15	池長美術館一般公開開始	
1945	昭和 20	神戸大空襲	
1949	昭和 24		法隆寺壁画火災
1950	昭和 25		文化財保護法制定（文化財保護委員会設置など）
1951	昭和 26	池長美術館が市に委譲（経済局観光課所管）、市立美術館となる	
1954	昭和 29		文化財保護法改正（埋蔵文化財の保護強化、無形文化財及び民俗資料の制度化）
1955	昭和 30		文化財防火デーの開始
1958	昭和 33	経済局観光課から教育委員会社会教育課への業務の移管を含め文化係を新設	
1964	昭和 39		兵庫県文化財保護条例制定
1964	昭和 39	桜ヶ丘銅鐸・銅戈群発見	
1965	昭和 40	史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳復元整備着手 市立美術館を南蛮美術館に改称	
1968	昭和 43	学芸員採用を開始	文化財保護法改正（文化財保護審議会を設置、文化庁発足）
1969	昭和 44	神戸市立考古館開館、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群常設展示開始	
1969	昭和 45	神戸市文化財専門委員会が発足	
		桜ヶ丘銅鐸・銅戈群が国宝指定	
1972	昭和 47	教育委員会指導部から社会教育部が分離し、部内に文化課が発足	
		神戸市民の環境をまもる条例により文化環境保存区域の指定	
		市内民俗芸能悉皆調査開始（昭和 53 年終了）	
		香雪美術館開館	
1974	昭和 49	大歳山遺跡一般公開開始	
		古文書調査の開始	
		呑吐ダム水没地区文化財調査団（9 分野）（昭和 49～50 年）	
1975	昭和 50	史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の開園	文化財保護法改正（伝統的建造物群保存地区、文化財保存技術保護
		日本建築学会近畿支部に委託し古民家の調査（昭和 50～52 年）	

			の創設、埋蔵文化財制度整備と民俗文化財制度充実)
1977	昭和 52	箱木家住宅の移築復元修理 (昭和 52~54 年)	
1978	昭和 53	神戸市都市景観条例制定	
1981	昭和 56	文化課に埋蔵文化財係新設 (文化係、文化財係の 3 係体制)	
1982	昭和 57	神戸市立博物館開館	
1983	昭和 58	文化財課に改組。文化係は新たな市民局に移管	
1988	昭和 63	神戸市内の近代洋風建築物実態調査を神戸大学工学部が実施	
1990	平成 2	茅葺建物調査 (奈良文化財研究所他) (平成 2~3 年)	
1991	平成 3	神戸市埋蔵文化財センター開館	
1993	平成 5	文化財保護条例制定のための文化財基本調査開始 (3 か年計画) アーバンリゾートフェア神戸 '93 にて文化財を活用	
1995	平成 7	兵庫県南部地震発生 (阪神・淡路大震災発災)	兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所に復興調査班設置
1996	平成 8		文化財保護法改正 (文化財登録制度 (国) 創設など)
1997	平成 9	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例を制定 文化財保護審議会の設置 神戸市による文化財指定等の開始	
2000	平成 12	文化財係、埋蔵文化財指導係、埋蔵文化財調査係に組織改編 埋蔵文化財 G I S システムの運用開始・埋蔵文化財包蔵地分布図のインターネット公開開始	
2001	平成 13		兵庫県ヘリテージマネージャー養成を開始
2004	平成 16		文化財保護法改正 (文化的景観創設など)
2007	平成 19	市所有内田家住宅 (茅葺民家) 公開開始	
2010	平成 22	文化財係を文化財保護活用係とし、埋蔵文化財指導係と埋蔵文化財調査係を合わせて、埋蔵文化財係とする組織改正	
2012	平成 24	伝統的建造物グラシアニ邸火災	
2014	平成 26	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区防災計画策定	
2015	平成 27		日本遺産認定制度創設
2018	平成 30	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語に追加認定	文化財保護法改正 (文化財保存活用大綱・地域計法定法化)
2020	令和 2	史跡五色塚古墳・小壺古墳整備基本計画策定。 神戸歴史遺産制度創設 日本遺産「伊丹諸白 (もろはく)」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」認定	兵庫県文化財保存活用大綱策定
2021	令和 3		文化財保護法改正 (無形文化財及び無形民俗文化財登録制度、地方登録制度)

市内の指定等文化財について文化財の分類に則し、下記の表にまとめた。なお、美術工芸品については、細分についても記載した。第2節については分野ごとに記述するため、指定等区分については、国指定など略称表記する。また、巻末に市内指定等文化財一覧を付している。

表 15 神戸市指定等文化財件数表（令和4年4月現在）

文化財の分類		国指定(国宝含)	国登録	国選定	県指定	市指定	市登録	市認定*D	伝建認定	文環市指定	市選定	合計件数		
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		
文化財	有形文化財	建造物	23	108	-	17	26	19	0	-	-	-	193	
		美術工芸品	絵画	46	0	-	0	10	0	0	-	-	-	56
			彫刻	21	0	-	6	23	0	0	-	-	-	50
			工芸品	17	0	-	4	7	0	0	-	-	-	28
			歴史資料	0	0	-	1	1	0	0	-	-	-	2
			書跡・古文書	12	0	-	3	5	0	0	-	-	-	20
			考古資料	14	0	-	0	15	0	0	-	-	-	29
	石造物	-	0	-	(9)*A	15	0	0	-	-	-	15		
	無形文化財	芸能	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1	
		工芸技術	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1	
	民俗文化財	有形民俗文化財	2	0	-	3	1	0	0	-	-	-	6	
		無形民俗文化財	1	-	-	2	1	24	4	-	-	-	32	
	記念物	遺跡	6	0	-	2	8	0	11	-	-	-	27	
		名勝地	2	2	-	1	6	0	0	-	-	-	11	
		動物・植物・地質鉱物	1	0	-	4	7	0	0	-	-	-	12	
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	-	(1)*B	-	-	-	-	-	1	
		伝統的建造物	-	-	-	-	-	-	-	38*C	-	-	38	
文化環境保存区域	文化環境保存区域	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9		
	歴史的建造物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47		
	選定保存技術	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3		
合計件数		146	110	3	45	125	43	15	38	9	47	581		

*A: 県指定建造物17件の内9件に関しては、神戸市の分類で石造物として再掲した。
 *B: 重要伝統的建造物群保存地区は、市の指定を受けた上で国の選定を受けている。
 *C: 伝統的建造物(洋風)には重要文化財2件が再掲されている。
 *D: 地域文化財＝神戸らしさを伝えている名所・旧跡・祭り

※文化財類型の種類の分類

有形文化財	建造物	洋風建築 和風建築 民家 茅葺建物 堂宇 石造品等
	美術工芸品	絵画 彫刻 工芸品 書跡 典籍 古文書 考古資料 歴史資料等
無形文化財	演劇 音楽 工芸技術	
民俗文化財	有形民俗文化財	衣服・器具・家屋等
	無形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習 民俗芸能 民俗技術
記念物	遺跡	貝塚 古墳 都城跡 城跡 旧宅跡
	名勝地	庭園 橋梁 峡谷 海浜 山岳等
	動物 植物 地質鉱物	
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地	棚田 里山 用水路等
伝統的建造物群	宿場町 城下町 農漁村等	
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作 修理・修復の技術等	
文化環境	文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境	※神戸市独自の保護区分

2-1 有形文化財（建造物）

市内の指定等建造物の総件数は193件を数える。内訳は、東灘区30件、灘区23件、中央区31件、兵庫区7件、北区47件、長田区20件、須磨区7件、垂水区12件、西区16件である。

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、旧村山家住宅（国指定）や白鶴美術館本館（国登録）など近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちが建設した私邸などの建造物が多く存在している。また、昭和時代初期に建てられた神戸大学の校舎の一部や村野藤吾設計の甲南女子大学などの教育施設なども国の登録を受けている。一方、六甲山には、そまたにえんてい 柚谷堰堤（国登録）やごすけえんてい 五助堰堤（国登録）などの近代の治山に関する土木施設やヴォーリズ建築で有名な六甲ゴルフ倶楽部クラブハウス（国登録）や六甲山荘（国登録）など、かつての六甲山の開発を物語るような建造物が指定及び登録されている。

【中央区】

中央区は開港の場となった神戸港を有し、旧神戸外国人居留地十五番館（国指定）や風見鶏の館として有名な旧トーマス住宅（国指定）など明治時代の外国人に関連するものが多い。また、神戸市立博物館（国登録）や海岸ビル（国登録）など、現在の居留地の景観を形成した大正時代から昭和時代の様式建築なども特徴的である。それ以外にもふなやかた 船屋形（国指定）、日本真珠会館（国登録）、ポートタワー（国登録）、布引水源地五本松堰堤（国指定）など個性的な建造物が存在する。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、他区と比べ建造物の指定及び登録の件数が少ない。近年の市街地化だけではなく戦災や阪神・淡路大震災の影響が大きいと考えられる。兵庫区では、からすはら 烏原ダム（国登録）やみなとがわすい 湊川隧道（国登録）など神戸の近代化に係わりの深い土木施設がある。長田区は延喜式内社である長田神社に文化財が集中している。

【須磨区・垂水区】

須磨区及び垂水区は、市域東部と同様に近代の実業家が建設した建造物が指定及び登録されている。瀬戸内海から淡路島を望むその風光明媚な景観が、邸宅及び別荘地として選択されたためである。須磨区の西尾家住宅（県指定）や垂水区の旧武藤家別邸（国登録）などはその代表例と言える。一方で垂水区の旧ジェームス家住宅（市指定）やいじょうかく 移情閣（国指定）のように外国人実業家も邸宅を構え、独特の様式がみられる。

【北区・西区】

北区及び西区の農村部では、中世から近世の社寺建築や茅葺建物を中心に多くの指定等の建造物が存在する。北区淡河町には、石峯寺薬師堂（国指定）と石峯寺三重塔（国指定）、南僧尾観音堂（県指定）、北区大沢町にはおおぞちょう 豊歳神社本殿（国指定）、北区道場町にはとよとしじんじゃほんてん 塩田八幡宮本殿（市指定）、北区八多町にははた 八多神社本殿（市指定）、北区山田町には、八幡神社三重塔（国指定）やにやくおうじじんじゃほんてん 若王子神社本殿（国指定）など各地区に社寺建造物が存在している。茅葺建物も多く、民家としては山田町にある箱木家住宅（国指定）が室町時代ごろの建築として有名で、それ以外にも主に江戸時代から明治時代に建築された茅葺建物が北区及び西区に点在している。有形民俗文化財に分類されるが北区には江戸時代後期以降に建築された農村歌舞伎舞台も存在している。また、西区の太山寺には太山寺本堂（国宝）や太山寺

三重塔（県指定）、如意寺には如意寺阿弥陀堂（国指定）・如意寺文殊堂（国指定）・如意寺三重塔（国指定）が有名で、それ以外にも性海寺本堂（市指定）、宗賢神社本殿（県指定）や住吉神社本殿（市指定）など社寺建築に優れたものがみられる。



図 54 旧トーマス住宅



図 55 箱木家住宅



図 56 太山寺本堂



図 57 布引水源地水道施設（五本松堰堤）

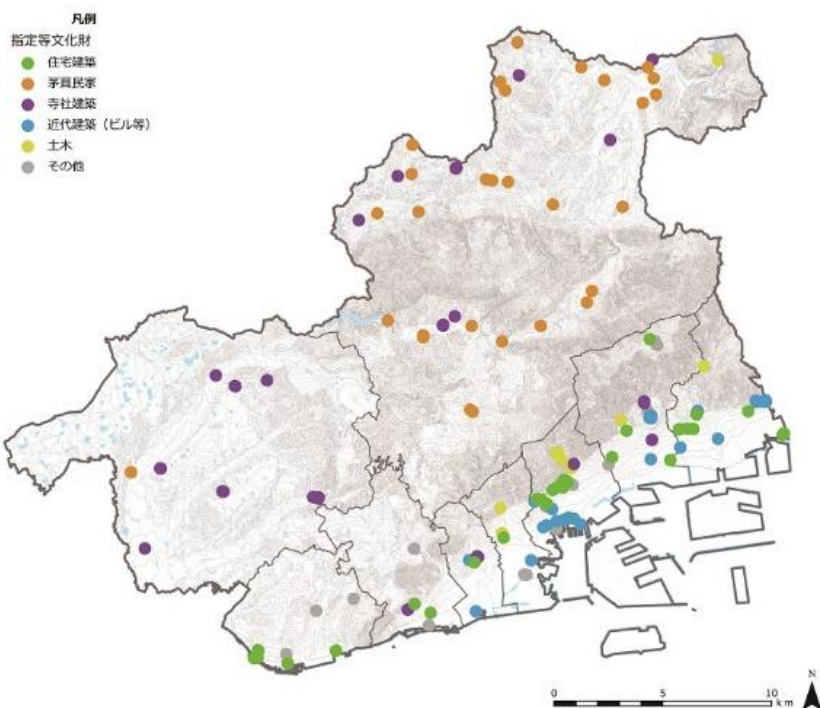


図 58 指定等文化財（建造物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報(国土地理院)）

2-2 有形文化財（美術工芸品）

有形文化財の内、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、書跡、古文書、考古資料については、美術工芸品として、その概要を述べる。

市内の指定美術工芸品の総件数は185件を数える。東灘区55件、灘区3件、中央区18件、兵庫区6件、北区23件、長田区5件、須磨区20件、垂水区5件、西区50件である。

【東灘区・灘区】

市域東部の東灘区及び灘区では、近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちによって、国や時代を問わず多数の美術品が収集されてきた。その結果、東灘区の指定件数は突出して多くなっている。また、それらの多くは、香雪美術館や白鶴美術館などの民間美術館の収蔵品であり、現在では広く市民へ公開されている。絵画では、狩野元信筆紙本金地著色四季花鳥図六曲屏風（国指定）、絹本著色聖徳太子像（国指定）、工芸品では、金欄手獅子牡丹唐草文八角大壺（国指定）、志野山水文矢筈口水指（国指定）などである。書跡は賢愚経残卷（大聖武）、大般涅槃经集解の2点が国宝に指定されている。

【中央区】

中央区には、神戸市立博物館があるため、東灘区と同様に指定品の件数が多い。絵画では、池長孟氏の収蔵品の委譲を受けた神戸市立博物館の収蔵品が多い。紙本著色聖フランシスコ・ザビエル像（国指定）、狩野内膳筆紙本金地著色南蛮人渡来図六曲屏風（国指定）などが全国的にも知られている。一方で、彫刻では、木造菩薩立像（伝如意輪観音像）（大龍寺・国指定）、木造十一面観音立像（歓喜寺・国指定）、工芸品では、段威腹巻（湊川神社・国指定）、銅鐘（徳照寺・国指定）など社寺に伝わるものが多い。神戸市立博物館に所蔵されている和田岬・湊川砲台（台場）関係資料（市指定）は港湾都市神戸の地域性を表すものと言える。また、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群（国宝）は、4号銅鐸など絵画銅鐸を含む資料で、器面に描かれた絵画は、弥生時代の世界を考えるうえで貴重な資料である。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、兵庫津が所在していたこともあり、中世に起原を持つ社寺に伝わる資料が中心となっている。絵画では、絹本著色施餓鬼図（葉仙寺・国指定）、紙本著色遊行縁起（真光寺・国指定）、彫刻では、木造大日如来坐像（宝満寺・国指定）、木造十一面観音立像（能福寺・国指定）、工芸品では、黒漆金銅装神輿（国指定）、太刀拵（長田神社・国指定）など、被災を免れ社寺に伝わっている。また、神戸市文書館に寄託されている岡方文書（市指定）は、近世兵庫津の岡方の役割を明らかにする豊富な資料群である。

【須磨区・垂水区】

市域西部の須磨区及び垂水区には、地域の中核となる寺院が点在しており、寺院の伝世品が中心となっている。須磨区では、福祥寺（須磨寺）に、紙本著色平敦盛画像（国指定）、木造十一面観音立像（国指定）など多くの優品が残されているほか、同寺の南北朝時代から江戸時代にかけての記録である当山歴代（県指定）も残されており、市内の歴史を紐解くうえでも重要である。垂水区には、国指定の彫刻として、木造阿弥陀如来坐像、木造日光月光菩薩像（多聞寺・国指定）、木造阿弥陀如来坐像（転法輪寺・国指定）など優れた仏像が伝えられている。

【北区・西区】

北区では、2-1で記述したように無動寺、石峯寺、多聞寺などの中世寺院が現在まで法灯を継いできた。彫刻類が豊富であり、木造薬師如来坐像もくぞうやくしによらいざぞう（石峯寺・市指定）、木造聖徳太子立像もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう（南無仏太子像）みなみむつたいしぞう（善福寺・国指定）、木造大日如来坐像もくぞうだいにちによらいざぞう・釈迦如来坐像しゃかによらいざぞう・阿弥陀如来坐像あみだによらいざぞう（無動寺・国指定）、木造毘沙門天立像もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう（多聞寺・国指定）など、多様性に富み、制作年代も平安時代まで遡るものが多い。湯治場として有名な有馬には、応永24年（1419）の銘を持つ黒漆厨子こくしつずし（伝信実筆）（清涼院・国指定）などが伝わり、古くから温泉のみならず、信仰の場所としても人々を集めていたことがうかがえる。絵画では廃仏毀釈はいぶつきしゃくによって廃寺となった丹生山明要寺を描いた紙本著色丹生山明要寺参詣曼荼羅図しほんちゃくしよくたんじょうさんみょうようじさんけいまんだらす（市指定）からは、繁栄した同寺の姿をみることができる。

西区では、太山寺、如意寺、性海寺、近江寺などの中世から続く寺院が多く、仏画、仏像を中心に多くの美術工芸品が残されている。中でも太山寺には、絹本著色両界曼荼羅図けんぽんちゃくしよくりょうかいまんだらす（国指定）などの絵画、木造阿弥陀如来坐像もくぞうあみだによらいざぞう（国指定）などの彫刻のほか、色々威腹巻いろいろおどしはらまき（国指定）などの工芸品、紙本墨書妙法蓮華経しほんぼくしょみょうほうれんげきょう（国指定）などの書跡といった多様な美術工芸品が伝世している。神戸市埋蔵文化財センターには、市内で出土した考古資料が収蔵されており、史跡五色塚古墳 小壺古墳出土品（国指定）や西求女塚古墳出土品（国指定）の他、市指定有形文化財が15件ある。



図 59 聖フランシスコ・ザビエル像
（神戸市立博物館蔵）



図 60 木造大日如来像（無動寺蔵）



図 61 桜ヶ丘銅鐸・銅戈群
（神戸市立博物館蔵）

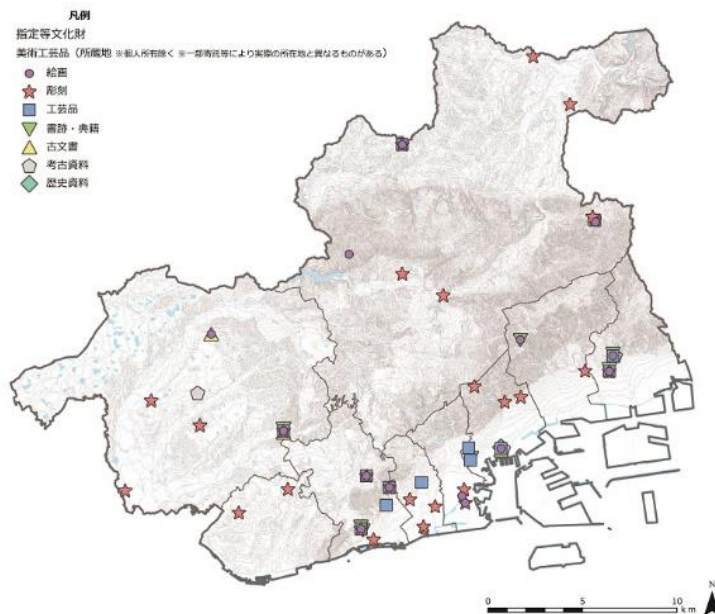


図 62 指定等文化財（美術工芸品）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-3 有形文化財（石造物）

市内の指定等がされている石造物の総数は24件を数える。内訳は、東灘区1件、兵庫区3件、北区9件、長田区1件、須磨区5件、垂水区4件、西区1件である。

国指定の石造物は市内にはなく、県指定の石造物として五輪塔・宝篋印塔・十三重塔、石燈籠があり、大半の石造物に銘文があり、基準資料としての価値が高い。兵庫区の清盛塚石造十三重塔や同区真光寺の石造五輪塔のように、神戸にゆかりのある人物に関係するものが存在する。また、市指定の石造物は北区に多く、銘文のないものもあるが、時代の特徴を表わすような優品が多い。素材は六甲山起因の花崗岩が多いが、中には砂岩や凝灰質砂岩などの素材で作られるものも見受けられる。

鎌倉時代や南北朝時代以降の石造物が指定・未指定問わず多く存在する。それは神戸市域が源平合戦や南北朝に関する争乱、そして戦国時代などを通して、歴史の舞台として絶えずあり続けた結果と考えられる。石造物の多くは、真光寺などの中世を起源とする寺院、西国街道や湯山街道などの街道筋によくみられる。



図 63 清盛塚石造十三重塔



図 64 石造五輪塔（真光寺・一遍廟所）

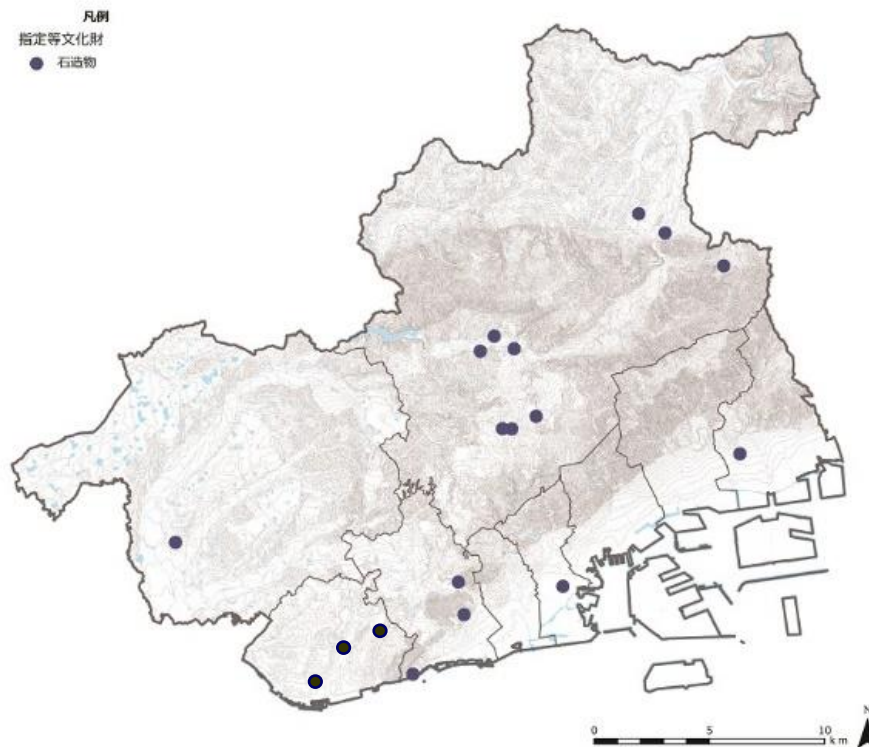


図 65 指定等文化財（石造物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報(国土地理院)）

2-4 民俗文化財・無形文化財

市内の指定等民俗文化財の総件数は無形 32 件、有形 6 件を数える。内訳は、東灘区 6 件、灘区 4 件、中央区 2 件、兵庫区 2 件、北区 13 件、長田区 2 件、須磨区 5 件、垂水区 2 件、西区 5 件である。

(1) 民俗文化財

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、酒造が盛んな地域であり、酒造に関する技術や用具、建造物が包括的に指定されている点が特徴的である。灘の酒造用具（国指定）、灘区の沢の鶴株式会社大石蔵（前蔵・大蔵）（県指定）などがある。灘の酒樽製作技術は、灘の酒づくりには欠かせない技術として国により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている。また、弁才船絵馬（敏馬神社・市指定）は、江戸時代に酒などを運ぶ廻船の航海安全のために作られ、酒造を中心に発展してきた地域性を表している。また、住吉神社のだんじり（市登録）をはじめとして、各地の神社を介しただんじりや獅子舞などの伝統的な祭り・行事が行われ、地域のコミュニティづくりに一役買っている。

【中央区】

中央区では、神戸港開港以来、雑居地に居住した華僑と関連の深い行事が行われている。南京町春節祭（市認定）では、神戸市立神港橋高等学校や神戸中華同文学校の生徒たちが龍舞や獅子舞を行い、元町中華街周辺は賑やかな雰囲気すいりくふどしょうえ かんていびょう うらぼんに包まれる。水陸普度勝会（関帝廟の盂蘭盆）（市認定）では、紙製の模型を並べる中国の様式に習った行事が行われている。

【兵庫区・長田区】

兵庫区の和田神社のだんじり（市登録）は、震災などの影響で中断しながらも、勇壮なだんじりが引き継がれている。また、兵庫木遣音頭（市登録）は、船大工らが作業の合間に唄っていたものを原型に、第 1 回神戸みなとの祭の際に歌詞が追加されるなど、市民によって手を加えられながら親しまれている。長田区の長田神社古式追儺式（県指定）は、かつて近隣寺院の修正会で行われていた行事で、明治時代以降長田神社で行われるようになった。鬼は災厄をはらうものとして位置づけられており、鬼役が厳格な精進潔斎しょうじんけっさいを行うなど古式による作法が保存されている。

【須磨区・垂水区】

須磨区くるまおとしじんじゃ おきなまいの車大歳神社の翁舞は、現在の能楽にはない部分を含み、伝統的な芸能の変遷を辿るうえでも重要であり、市内唯一の国指定重要無形民俗文化財に指定されている。須磨区から西区の市内西部には、妙法寺など真言宗・天台宗系の寺院で修正会に伴う鬼追い行事が数多く執り行われているのが特徴的である。

【北区・西区】

西区では布団太鼓や獅子舞（一部指定等）の行事も行われており、地域のコミュニティづくりに重要な役割を果たしている。

北区では、鎌倉時代から続くといわれる淡河八幡神社御弓神事（県指定）おうごはちまんじんじゃおゆみしんじがあり、巨大な的に鬼の字を書き、それを塗り潰す鬼封じを行った後に、4 人の射手が的に向かって矢を射る。神事の最後は、地元中学生など 36 人が連続して的に射る三十六人的射が行われる。また、有馬温泉の正月行事として行われている有馬温泉入初式（市認定）ありまおんせんいりぞめしきでは、明治時代以降、江戸時代から続く行列に湯女ゆなによる湯もみや祓はらえが付け加えられ、独特な民俗行事となっている。農村歌舞伎舞台が多く残っているのも特徴であ

り、下谷上の舞台（国指定）、農村歌舞伎舞台^{ながとこ}（長床）（県指定）、上谷上農村歌舞伎舞台^{かみたにがみ}（県指定）が存在する。いずれも江戸時代に建てられ、舞台装置を備えており、この地域で農村歌舞伎が盛んであったことを示している。

（２）無形文化財

無形文化財については、須磨^{はいる}に配流された在原行平^{ありわらのゆきひら}にまつわる伝承を持つ1本の弦のみで奏でる簡素な琴の演奏を行う須磨区^{すまごと}の須磨琴^{いちげんきん}（一弦琴）（県指定）、寺社筆の伝統的な技術を活かした筆づくりである北区の有馬筆（書画用）技術（県指定）、といった、特徴的な文化財が存在している。



図 66 灘の酒樽製作技術（出典：Feel KOBE（一財）神戸観光局）



図 67 長田神社古式追儺式

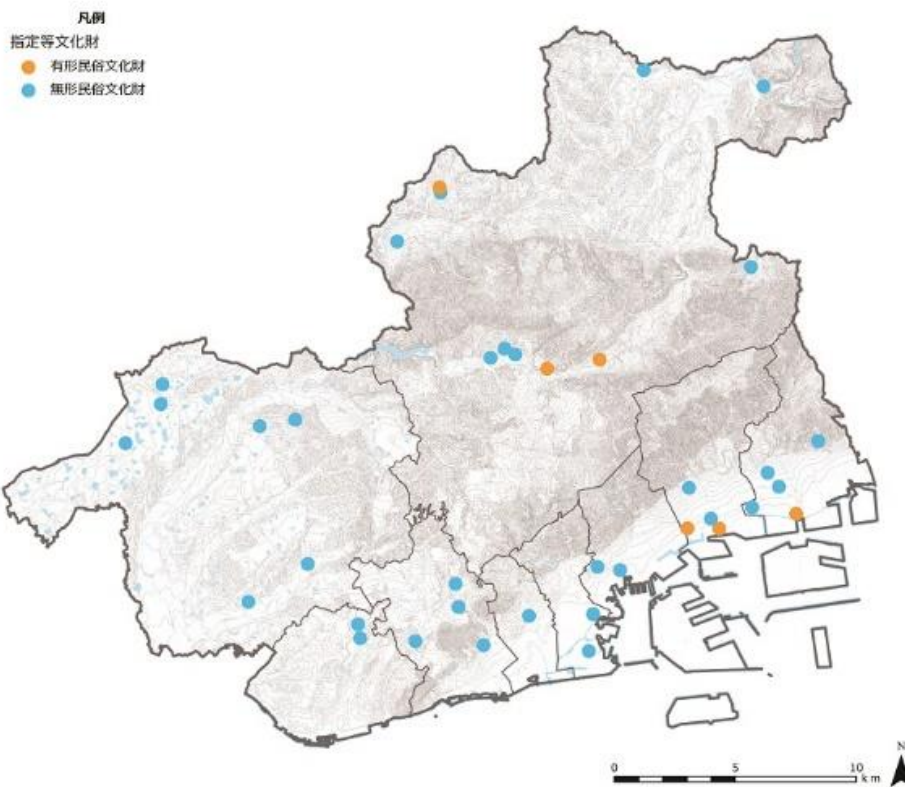


図 68 指定等文化財（民俗文化財）の分布状況（下図出典：基盤地図情報（国土地理院））

2-5 記念物

(1) 遺跡（史跡）

市内の指定等史跡の総数は27件を数える。内訳は、東灘区2件、灘区1件、中央区2件、兵庫区3件、北区3件、長田区5件、須磨区2件、垂水区4件、西区5件である。

種類は古墳、墓碑・墓所、砲台、磨崖仏^{まがいぶつ}、城郭、遺跡、石碑など多岐に及んでいる。

【古墳】

古墳は、東灘区1件、灘区1件、垂水区2件、西区1件を数える。その中でも、特筆すべきものは、垂水区にある五色塚（千壺）古墳 小壺古墳（国指定）である。全長は194mで、兵庫県最大の前方後円墳である。古くは『日本書紀』に記述があるなど、その存在は古くから知られていた。大正10年（1921）3月3日には和田岬砲台とともに、兵庫県ではじめての国史跡に指定された。その後、10年に及ぶ整備事業を経て昭和50年（1975）には全国初の築造当初の姿を復元した古墳として、整備及び公開に至った。また、灘区の西求女塚古墳（国指定）は三角縁神獣鏡（国指定）などの青銅鏡が多量に出土したことでも有名である。

【砲台】

砲台は、兵庫区の和田岬砲台（国指定）と垂水区の旧明石藩舞子台場跡（国指定）がある。なお、兵庫区にはもう1基の湊川砲台が存在していたが、明治24年（1891）に木造部の火災により解体され滅失した。これらは幕末の諸外国に対する大阪湾防備のために建設された西洋式砲台で、当時の政治的な緊張を現代に伝えている。

【城郭】

神戸市域は、平安時代末から戦国時代に起こった様々な争いの舞台となっており、それに伴う戦跡や城郭が残されている。城郭で指定されているものは、西区の端谷城跡（市指定）のみであるが、それ以外にも100を超える城郭が確認されている。

【地域文化財（史跡）】

神戸市では、独自に神戸らしい特色ある文化財を顕彰することを目的に、地域の歴史や伝統・文化を伝え、地域のシンボルとしても人々に親しまれ、長年大切に守られてきた文化的価値の高いものを地域文化財として認定している。東灘区の沢の井をはじめ市内で11か所が認定されている。源平合戦の舞台の一つとなった神戸市域では、腕塚や那須與市墓所^{なすのよいちぼしよ}などの源平ゆかりの史跡が認定されており、現在も地域住民によって清掃活動など維持管理が行われ、保存・活用も図られている。



図 69 和田岬砲台（三菱重工業（株）提供）



図 70 端谷城址



図 71 平忠度腕塚

(2) 名勝地 (名勝)

市内の指定等名勝の総数は11件を数える。内訳は、東灘区1件、中央区2件、北区3件、須磨区1件、西区4件である。

【寺院の庭園】

名勝の中で最も多いものは、寺院に伴う枯山水式庭園である。西区の太山寺・如意寺と北区の石峯寺の塔頭寺院に存在する。この中でも太山寺の塔頭寺院にある安養院庭園(国指定)は、庭園の構成などから安土桃山時代の作庭と考えられ、優れた構造と背後の原生林を借景した優美な枯山水式庭園である。

【明治時代以降の名勝地】

外国人居留地が返還された後、様々な企業が拠点を置いたことに加え、六甲山系南麓地域が実業家や中産階級の住宅地として開発されたこともあり、近代以降の優れた庭園が存在している。東灘区の旧乾家庭園(市指定)や中央区の相楽園(国登録)、須磨区の西尾邸庭園(市指定)は、戦前の実業家が神戸市に建築した邸宅に伴うものである。旧乾家庭園は、洋館と和館に伴い、洋式庭園と流水観賞式の和式庭園を作庭している。相楽園は池泉回遊式庭園で、昭和16年(1941)に神戸市に譲渡され都市公園となり、現在は原位置を留めた旧小寺家厩舎(国指定)だけではなく、旧ハッサム住宅(国指定)や船屋形(国指定)が移築されている。また、外国人のレクリエーションの場として作られた中央区の東遊園地(国登録)や、北区の再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地(国指定)は、近代神戸の発展を物語る歴史的な遺産と言える。



図 72 安養院庭園 (安養院提供)



図 73 神戸外国人墓地 (神戸市森林整備事務所提供)

(3) 動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)

市内の指定等天然記念物の総数は12件を数える。内訳は、東灘区2件、灘区2件、中央区1件、北区2件、長田区2件、須磨区1件、垂水区1件、西区1件である。

【動物】

地域を定めない天然記念物であるオオサンショウウオは、かつて北区の河川で生息していたことが報告されている。また、兵庫区の石井川や同河川が流れ込む長田区の新湊川の河口などで不定期に発見されているが、詳細な調査が行われていないため、実際の生息状況は不明である。そして、近年では、兵庫県立コウノトリの郷公園(豊岡市)で野生復帰を進めているコウノトリ(特別天然記念物)が北区や西区に飛来している。

【植物】

樹木については、灘区の神前の大クス(県指定)、東灘区の弓弦羽神社のムクノキ(市指定)、灘区

みょうぜんじ
 の 妙 善寺のソテツ (市指定)、長田区の長田神社のクスノキ (市指定)、須磨区の白川の石抱きカヤ (市指定) などがある。いずれも樹齢 100 年～500 年の巨木で、地域のランドマークとして親しまれている。近年では、平成 29 年 (2017) に、台風により東灘区の鷺の森のケヤキ (市指定) が倒木し、滅失する事例も発生している。

植生については、西区の太山寺の原生林 (県指定)・垂水区の転法輪寺の原生林 (県指定) や北区の素盞鳴尊神社の社叢 (市指定)・同区の有間神社の社叢 (市指定)・中央区の大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落 (市指定) がある。いずれも社寺林として古くからの植生が守られている。

【地質鉱物】

唯一の国指定天然記念物は、長田区の丸山衝上断層である。この断層は、六甲山地を形成している花崗岩がそれを覆っているはずの神戸層群の上に逆に衝き上げている逆断層で、渦ヶ森スラスト (県指定) とともに今から 70 万年から 20 万年前にかけて起こった六甲変動と呼ばれる六甲山地の隆起の貴重な痕跡である。また、指定にはなっていないが、戦後の開発工事の際に、六甲山系南麓地域の様々な場所で断層が発見されており、かつて起こった大きな地形変動の痕跡が明らかになった。



図 74 鷺の森のケヤキ

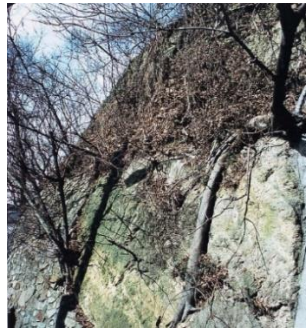


図 75 丸山衝上断層



図 76 太山寺の原生林

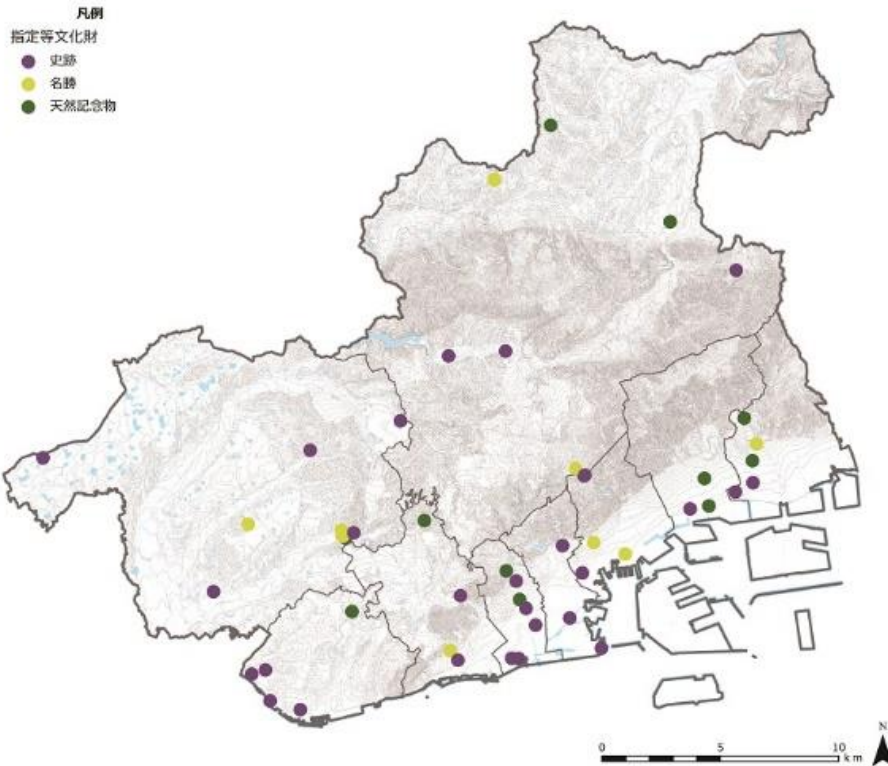


図 77 指定等文化財 (記念物) の分布状況 (下図出典：基盤地図情報(国土地理院))

2-6 伝統的建造物群保存地区

「異人館街」と呼ばれ、神戸市の魅力の一つとなっている「北野町山本通伝統的建造物群保存地区」は、今からおよそ150年前の神戸港開港当時、見晴らしの良い田園地帯であった。その後、外国人住宅地として開発が始まり、明治20年代から本格的に整備が進められ、第二次世界大戦までに、200棟以上の洋風建築物と和風建築物が並び建ち、独特の雰囲気のある住宅地となった。その後、戦災による焼失や経済成長期の再開発に加え、建物の老朽化も進んだため、阪神・淡路大震災以前には約80棟にまで減っていた。しかし、今なお残っている洋風建築物は、それぞれ個性的な建ち姿を見せ、異国情緒豊かな当時の面影を残している。その特徴は、それぞれの意匠や色調に個性があり、現在の機能本位の建築物では味わえないゆとりのある空間に認められる。これらの建築物の優れた特徴や和風建築物が混在する町並みが評価され、昭和55年(1980)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。その後、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災により、甚大な被害を受けたが、行政や住民などの協力により復興された。

保存地区内には旧トーマス住宅(風見鶏の館)と小林家住宅(萌黄^{もえぎ}の館)の2件の国指定重要文化財と、旧ドレウエル邸(ラインの館)をはじめとする40件の伝統的建造物が存在しており、神戸市では都市景観と文化財の両面から保護している。また、国により保存地区に選定された翌年の昭和56年(1981)には、地元住民を中心に「北野・山本地区をまもり、そだてる会」が設立され、官民一体となってまちづくりに取り組んでいる。

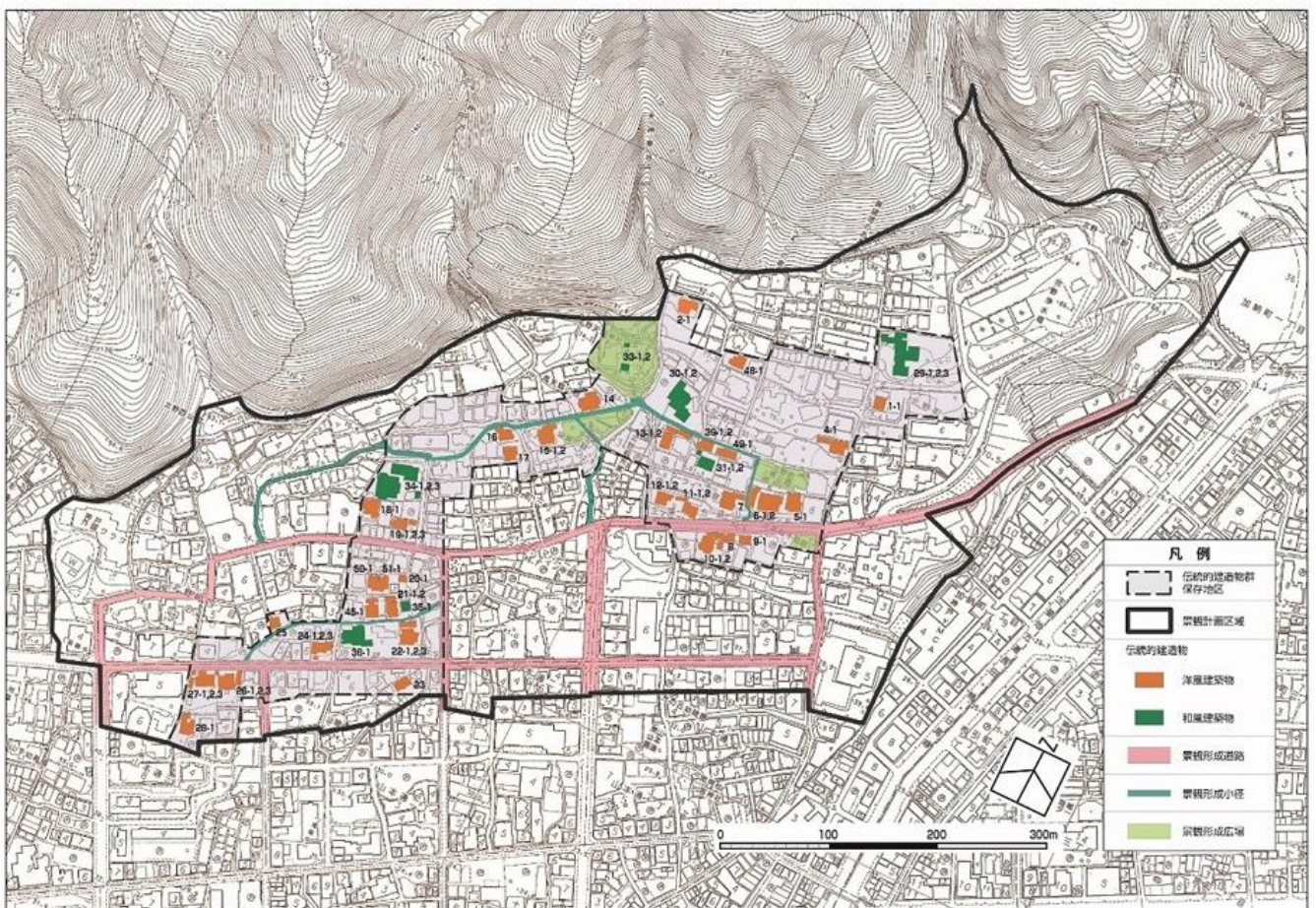


図78 北野町山本通伝統的建造物群保存地区及び景観計画区域の指定区域

2-7 文化環境保存区域

文化環境とは、所有者と地域の人々が継続して守り親しんできた文化財と、その周辺の自然環境が一体となって形成された文化的且つ歴史的な環境である。そして、それらを総合的に保護するために、一定の範囲を指定したものが、文化環境保存区域である。

昭和47年（1972）に制定された旧「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、市民一人ひとりがより豊かな人間性を回復する基礎となる文化環境の保存と育成が、人間環境都市を掲げた当時の神戸市にとって中心的な施策であるという認識の基に生み出された。

文化財を周辺の環境も含め広く保護する手法は、「神戸市都市景観条例」に基づく景観形成重要建築物等（現：景観資源）の指定と並び、周辺環境を含めた保護は、全国的にも先駆的な取り組みで、神戸市独自の施策と言える。

その後、平成9年（1997）に制定された神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に組み込まれ、区域内の保全に関する助成や開発指導を行っている。

現在、文化環境保存区域は、以下の9か所が指定されており、現地には、指定範囲とその範囲内で許可が必要な行為について明示した看板を設置している。

- ① 白鶴美術館及びその周辺（東灘区：指定面積約0.4 ha）
国登録有形文化財：3件
- ② 徳光院及びその周辺（中央区：指定面積約0.9 ha）
国指定重要文化財：1件 歴史的建造物：5件
- ③ 福祥寺（須磨寺）及びその周辺（須磨区：指定面積約18 ha）
国指定重要文化財：1件 県指定重要文化財：1件 歴史的建造物：8件
- ④ 石峯寺及びその周辺（北区：指定面積約5.1 ha）
国指定重要文化財：2件 県指定重要文化財：1件 歴史的建造物：7件
- ⑤ 無動寺・若王子神社及びその周辺（北区：指定面積約2.2 ha）
国指定重要文化財：1件 歴史的建造物：3件
- ⑥ 八幡神社及びその周辺（北区：指定面積約0.9 ha）
国指定重要文化財：1件 市指定有形文化財：3件 歴史的建造物：2件
- ⑦ 太山寺及びその周辺（西区：指定面積約17.9 ha）
国指定重要文化財（国宝含む）：3件 歴史的建造物：6件
- ⑧ 如意寺及びその周辺（西区：指定面積約28.0 ha）
国指定重要文化財：3件 歴史的建造物：5件
- ⑨ 性海寺及びその周辺（西区：指定面積約5.0 ha）
市指定重要文化財：2件 歴史的建造物：12件

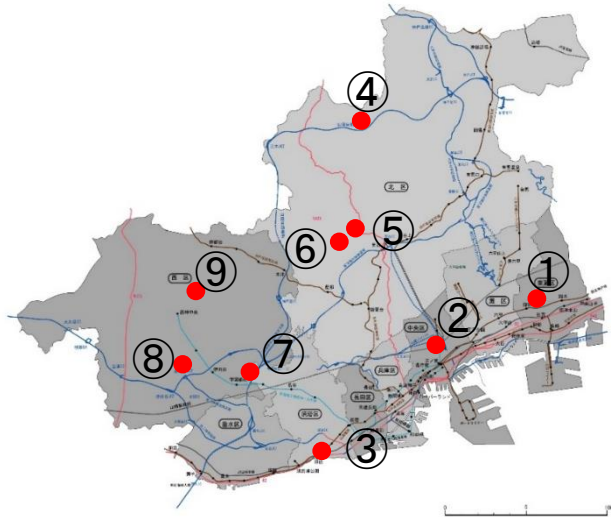


図 79 文化環境保存区域の指定箇所



図 80 文化環境保存区域内の範囲等を示す看板

2-8 行政区別の指定等文化財の分布状況

各分野の指定等文化財について、各区の分布状況の概要を示し、表にまとめた。

【東灘区】

香雪美術館や白鶴美術館といった民間博物館施設の収蔵品である美術工芸品の比率が高い。灘五郷のうち魚崎郷と御影郷が存在し、酒造に関する文化財も指定されている。また、住吉神社など地域の神社の氏子などによりだんじりが盛んに行われている。

【灘区】

六甲山荘など六甲山・摩耶山の開発や、神戸大学本館をはじめとする教育施設など神戸の近代化に伴う文化財の比率が高い。また、灘五郷のうち西郷が存在し、酒造に関する文化財も特徴的である。

【中央区】

北野町山本通伝統的建造物群保存地区や旧神戸外国人居留地十五番館など神戸港開港に伴う文化財が特徴的にみられる。さらに南京町春節祭など華僑文化に関連する無形民俗文化財が認定されており、国際色豊かな神戸市の一面が表れている。また、神戸市立博物館があることから、多くの美術工芸品や歴史資料が伝わっている。

【兵庫区】

真光寺や能福寺など中世以来の寺院が数多く存在しており、一遍廟所など港湾都市である兵庫津の歴史を物語る文化財が残る。また、和田岬砲台は垂水区の旧明石藩舞子台場跡と併せて、幕末の神戸の政治的な緊張を伝える特徴的な文化財と言える。

【北区】

茅葺建物が集中して分布しており、この地域を特徴づける文化財である。また、石峯寺や六條八幡神社などの指定等を受けた社寺建築が点在し、仏像などの美術工芸品、枯山水式庭園などの名勝、御弓神事などの伝統的な祭り・行事も数多く伝わっている。伝豊太閤湯山御殿跡や有馬温泉入初式など古くからの温泉場である有馬に関する文化財も存在する。

【長田区】

式内社である長田神社に文化財が集中する傾向がみられ、長田神社の追儺式や、社殿、神輿などが伝わっている。また、腕塚や胴塚など平家の伝承に由来する史跡も多い。

【須磨区】

西尾家住宅に代表されるような実業家が建設した建造物が存在する一方で、福祥寺（須磨寺）や妙法寺といった寺院に伴う建造物や美術工芸品が多く、修正会の鬼の芸能（鬼追・追儺式・鬼踊）を行うところもある。また市内では数少ない無形文化財である須磨琴（一弦琴）がある。

【垂水区】

須磨区と同様に海岸部に旧武藤家別邸洋館をはじめ実業家の別邸が多く建築されている。また、兵庫県下最大の前方後円墳である五色塚（千壺）古墳 小壺古墳が存在する。垂水区の丘陵部には転法輪寺などの中世由来の寺院が存在し、仏像などの美術工芸品が伝わっている。さらに転法輪寺と明王寺では追儺式が行われている。

【西区】

太山寺などの中世寺院が地域の拠点として点在している。そこには建造物だけではなく仏像・絵画・古文書などの美術工芸品や、追儺式などの伝統的な祭り・行事が伝えられている。伊川谷町や神出町の神社で奉納される獅子舞なども市無形民俗文化財に登録されている。戦国時代には三木合戦に関わる戦場となっており、端谷城跡をはじめとした城館跡も残されている。西神ニュータウンには神戸市埋蔵文化財センターがあり、五色塚古墳出土品をはじめとした市内各地の出土品が収蔵・展示されている。

表 16 神戸市区別指定等文化財件数表（東灘区・灘区・中央区）（令和4年4月現在）

文化財の分類	東灘区										灘区										中央区														
	国指定	国登録	国選定	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計		
有形文化財	建造物	1	27			2					30	1	20		1	1							23	8	23									31	
	美術工芸品	絵画	24								24					1								1	6										6
		彫刻	2								2				1									1				1							3
		工芸品	10								10													0	2			1	2						5
		書跡	8								8				1									1	1				1						2
		歴史資料									0													0						1					1
		考古資料	11								11													0	1										1
石造物					1				1													0											0		
無形文化財	芸能									0												0											0		
	工芸技術									0												0											0		
民俗文化財	有形民俗文化財	1								1				1	1							2											0		
	無形民俗文化財					4				4						2						2						2					2		
記念物	遺跡	1					1			2	1											1	1					1					2		
	名勝地					1				1												0	2										2		
	動物・植物・地質鉱物				1	1				2				1	1							2						1					1		
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区									0												0	1										1		
	伝統的建造物									0												0							38				38		
文化環境保存区域	文化環境保存区域								1	1												0								1			1		
	歴史的建造物									0												0									5		5		
選定保存技術				2						2												0											0		
合計件数		58	27	2	1	5	4	1	0	1	0	99	2	20	0	5	4	2	0	0	0	0	33	22	25	0	2	6	0	2	38	1	5	101	

※東灘区：書跡の国指定に国宝1件を含む

※中央区：考古資料の国指定に国宝1件を含む

表 17 神戸市区別指定等文化財件数表（兵庫区・北区・長田区）（令和4年4月現在）

文化財の分類	兵庫区										北区										長田区													
	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	
有形文化財	建造物		5		2						7	6	5		4	15	17					47	19		1								20	
	美術工芸品	絵画	2								2	1				4							5										0	
		彫刻	2			1					3	8			2	5							15	1			2						3	
		工芸品									0	1			1								2	1		1							2	
		書跡				1					1												0										0	
		歴史資料									0				1								1										0	
		考古資料									0												0										0	
石造物				1					1					9							9										0			
無形文化財	芸能								0												0										0			
	工芸技術								0				1								1										0			
民俗文化財	有形民俗文化財								0	1			2								3										0			
	無形民俗文化財					2			2			1		7	1						9			1			1				2			
記念物	遺跡	1		1		1			3				2		1						3					5					5			
	名勝地								0	1			2								3										0			
	動物・植物・地質鉱物								0				2								2	1			1						2			
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区								0												0										0			
	伝統的建造物								0												0										0			
文化環境保存区域	文化環境保存区域								0											3	3										0			
	歴史的建造物								0												12	12									0			
合計件数		5	5	0	3	3	2	1	0	0	0	19	18	5	0	12	39	24	2	0	3	12	115	3	19	0	3	3	0	6	0	0	0	34

表 18 神戸市区別指定等文化財件数表（須磨区・垂水区・西区）（令和4年4月現在）

文化財の分類	須磨区										垂水区										西区											
	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定
有形文化財	建造物	1	3		3						7	1	6	4	1							12	5		2	7	2					16
	美術工芸品	絵画	1			4					5											0	12			1						13
		彫刻	2			1	5				8	3			2							5	1		1	8						10
		工芸品	1			1	3				5											0	2			2						4
		書跡				2					2											0	3			3						6
		歴史資料									0											0										0
		考古資料									0											0	2			15						17
石造物				3					3											0				1						1		
無形文化財	芸能				1				1												0										0	
	工芸技術								0												0										0	
民俗文化財	有形民俗文化財								0												0										0	
	無形民俗文化財	1				3			4					2							2			1	4						5	
記念物	遺跡						2		2	2		2									4		1	3		1					5	
	名勝地				1				1					1							0	1	1	2							4	
	動物・植物・地質鉱物				1				1			1									1			1							1	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区								0												0										0	
	伝統的建造物								0												0										0	
文化環境保存区域	文化環境保存区域								1	1											0								3		3	
	歴史的建造物								6	6											0									24	24	
選定保存技術				1					1												0										0	
合計件数		6	3	1	8	17	3	2	0	1	6	47	6	6	5	5	2	0	0	0	0	24	26	0	6	43	6	1	0	3	24	109

※西区：国指定に国宝建造物1件を含む

第3節 埋蔵文化財

現在神戸市には、東灘区 48 件、灘区 28 件、中央区 43 件、兵庫区 30 件、北区 276 件、長田区 26 件、須磨区 27 件、垂水区 24 件、西区 238 件で合計 740 件を数える遺跡が存在している。(令和 4 年 3 月 31 日現在)

遺跡の件数は、面積の広い北区及び西区が全体のおよそ 7 割を占めている。昭和時代後半以降に大規模なニュータウン建設や広範囲に行われた圃場整備事業に伴い、広範囲に及ぶ分布調査・試掘調査が行われたため、主に縄文時代から中世までの遺跡が確認されている。西区には弥生時代の拠点集落と考えられる玉津田中遺跡や高地性集落である頭高山遺跡、古墳時代前期の前方後円墳である白水瓢塚古墳などがあり注目される。北区には、山間部に古墳時代後期の群集墳や淡河城跡などの城館も多数存在している。

残りの 3 割は、東灘区から垂水区までの六甲山系南麓地域の狭小な平野部に密集している。瀬戸内海や山陽道及び西国街道などの存在から古くから交通の要衝として、多くの人や物が行き交っていたため、縄文時代以降の遺跡が各所で確認されている。中央区と兵庫区にまたがる楠・荒田町遺跡や須磨区の戎町遺跡などの大規模な弥生時代の拠点集落や、兵庫区の港湾都市遺跡である兵庫津遺跡、垂水区の五色塚(千壺)古墳 小壺古墳など枚挙にいとまがない。また、国宝桜ヶ丘銅鐸・銅戈群をはじめとして数多くの出土品が発見されている。六甲山系南麓地域は阪神・淡路大震災で大きな被害を受けたため、住宅の復旧などで広大な面積の発掘調査が必要になったが、全国からの調査協力により比較的短期間の調査が可能となった。これらの調査の積み重ねにより現在では、市街地の遺跡の分布状況が詳細に把握されつつある。

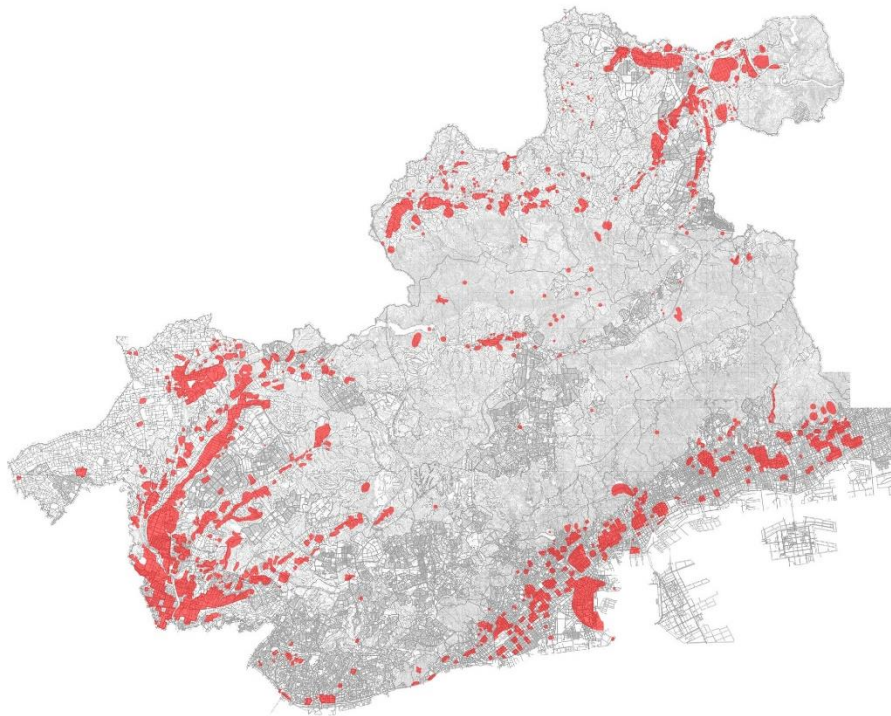


図 81 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況(赤塗部)

第4節 未指定文化財

これまで、調査などにより把握した中から、神戸市の歴史、文化、自然を理解するうえで重要なものを指定、そしてそれに準ずる価値を有するものを登録、そして、伝承性など神戸らしい特色を持つものを認定し、保存・活用の対象としてきた。その一方で、その価値の位置づけが定まらない未指定の文化財が多数存在する。茅葺建物（金属板で屋根を被覆するものも含む）、近代化遺産、近代洋風建築物、近代和風建築物、近代産業遺産、古文書などの文献史料、伝統的な祭り・行事、伝統芸能、巨樹や植生、石造物などである。後述する第5章第1節に挙げる調査などをはじめ様々な分野の調査が行われている。その結果、これまでに挙げた指定等文化財及び埋蔵文化財以外にも、建造物 3,627 件、古文書 266 件、石造物 119 件、無形民俗文化財 845 件、無形文化財 1 件、城館等 104 件、植物 59 件、歴史資料 49 件の未指定文化財を数える。調査が行われてから数十年を経過しているものが多く、現状把握が不十分であるため、現状確認調査を行いデータ整理が必要と言える。

また、現在指定されていない地蔵盆などの伝統的な祭り・行事は、震災復興の地域コミュニティづくりで一定の役割を果たしたとの評価があり、詳細な調査を行う必要がある対象と考えられる。

そして、令和3年（2021）の法改正に伴い、今後は食文化や伝統的な娯楽といったこれまで文化財類型として捉えてこなかったものも対象とした調査を検討する必要がある。

表 19 神戸市内における未指定文化財数（※神戸歴史遺産を含む）

種類	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	その他	合計
建造物	175	355	459	361	1353	210	177	159	377	1	3627
美術工芸品（古文書）	8	30	172	5	18	8	13	3	8	1	266
石造物	1	4	1	9	84	5	5	5	5	0	119
無形民俗文化財	24	22	28	6	97	28	44	170	426	0	845
無形文化財	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
記念物（城館等）	4	2	5	2	66	0	3	2	20	0	104
記念物（植物）	10	4	4	5	11	5	11	5	4	0	59
歴史資料	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	49
合計	222	417	718	388	1630	256	253	344	840	2	5070

第5節 日本遺産

神戸市には、平成30年（2018）に追加認定された北前船に関するストーリー（「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」）と令和2年（2020）に認定された酒造に関するストーリー（「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷）の2件の日本遺産がある。いずれも複数の自治体が申請したシリアル型の日本遺産であるため、他自治体とも連携しながら事業を推進している。

①「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」

ストーリーの概要	<p>「動く総合商社」ともいうべき北前船は、「買積」によって一攫千金を夢見た男たちが、港々で仕入れた特産品を積み込み、日本各地と北海道を結び、北海道だけでなく全国の特産品の流通に一役買った。関西の食文化は北前船が作ったといっても過言ではない。 大坂とともに北前船の拠点港であった兵庫。天然の良港として古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄え、江戸時代末期には高田屋嘉兵衛が択捉航路を開き、北海道物産交易の基地としても大いに賑わった。現在にも彼らが残した遺産が各所に遺されている。</p>			
申請自治体	<p>北海道（函館市、松前町、小樽市、石狩市）・青森県（鱒ヶ沢町、深浦町、野辺地町）・秋田県（秋田市、にかほ市、男鹿市、能代市、由利本荘市）・山形県（酒田市、鶴岡市）・新潟県（新潟市、長岡市、佐渡市、上越市、出雲崎市）・富山県（富山市、高岡市）・石川県（加賀市、輪島市、小松市、金沢市、白山市、志賀町）・福井県（敦賀市、南越前町、坂井市、小浜市）・京都府（宮津市）・大阪府（大阪市、泉佐野市）・兵庫県（神戸市、高砂市、新温泉町、赤穂市、洲本市、姫路市、たつの市）・鳥取県（鳥取市）・島根県（浜田市）・岡山県（倉敷市）・広島県（尾道市、呉市、竹原市）・香川県（多度津町）</p>			
神戸市内構成文化財	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
	神戸大学海事博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	東灘区
	敏馬神社「弁才船絵馬」	有形民俗	市指定	灘区
	神戸海洋博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	中央区
	高田屋嘉兵衛献上灯籠	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	苦楽松右衛門の墓	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	高田屋嘉兵衛本店跡地	史跡	未指定	兵庫区
	舞子延命地蔵（たたき地蔵）	建造物（石造）	未指定	垂水区

②「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷

ストーリーの概要	<p>江戸時代、伊丹・西宮・灘の酒造家たちは、優れた技術、良質な米と水、酒輸送専用の樽廻船によって、「下り酒」と称賛された上質の酒を江戸へ届け、清酒のスタンダードを築いた。酒造家たちの技術革新への情熱は、伝統ある酒蔵としての矜持と進取の気風を生み、「阪神間」の文化を育んだ。六甲山の風土と人に恵まれたこの地では、水を守り、米を育てる人々、祭りに集う人々、酒の香漂う酒造地帯を訪れ、蔵開きを楽しむ人々がともにあり、400年の伝統と革新の清酒が造られている。</p>			
申請自治体	伊丹市、神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市			
神戸市内構成文化財	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
	兵庫県の酒造習俗	無形文化財	国選択	東灘区
	灘五郷・酒造り唄	無形文化財	未指定	東灘区・灘区
	魚崎郷・櫻正宗山邑家酒造用具、酒造関連資料	有形民俗文化財 歴史資料	未指定	東灘区
	魚崎郷・浜福鶴酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	灘の酒造用具	有形民俗文化財	国重文	東灘区
	御影郷・菊正宗嘉納家酒関連資料及び樽酒 マイスターファクトリー	歴史資料 無形民俗文化財 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・白鶴旧本店壱号蔵出土遺構・遺物 白鶴酒造用具	建造物 考古資料 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・神戸酒心館酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	沢の鶴株式会社大石蔵附灘の酒造用具	有形民俗文化財	県指定	灘区

一式 槽場遺構	史跡	未指定	
灘の酒樽製作技術	無形民俗文化財	国記録	東灘区
兵庫津・樽屋権兵衛家酒樽・桶づくり道具一式	有形民俗文化財	未指定	
兵庫津・酒造稼名前帳	古文書	未指定	
敏馬神社弁才船絵馬	有形民俗文化財	神戸市指定	灘区
神戸大学海事博物館樽廻船資料	歴史資料	未指定	東灘区
賢愚経残卷(大聖武)甲卷四百六十一行乙卷五百三行多数	有形文化財 (美術工芸)	国宝 重要文化財	東灘区
白鶴美術館本館、白鶴美術館事務棟、白鶴美術館土蔵、白鶴美術館茶室(松庵)	建造物	国登録	東灘区
私立灘中学校・高等学校本館	建造物	国登録	東灘区
甲南漬資料館(旧高嶋家住宅主屋)	建造物	国登録	東灘区
御影公会堂	建造物	国登録	東灘区

第4章 神戸市の歴史文化の特徴

神戸市の自然・地理的、社会的、歴史的な環境及び文化財の状況を踏まえ、神戸市の歴史文化の特徴として、下記の3つの特徴を抽出した。

①兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち（交流の側面からの特徴）

神戸市は、摂津国と播磨国に位置しており、山陽道や瀬戸内海航路など陸海の交通の要衝として古来重要な位置を占め、海外や日本各地の文物が集まってきた。

その重要性は、畿内への入り口と言える場所である明石海峡を見渡す位置に、兵庫県下最大で、かつ大王級の古墳である五色塚古墳が築かれたことから明らかである。奈良時代には、行基により重要な港の一つとして大輪田泊が築かれたことに始まり、平清盛による改修を経て近世に兵庫津と呼ばれた港を中心に栄えてきたこと、そして、開港五港として兵庫（実際は神戸港）が選ばれたことなどが示している。その後、神戸開港を機に建設された神戸外国人居留地が諸外国からの窓口となり、様々な出自の人々が訪れた。神戸港が国際港として開かれるとともに、関西でいち早く鉄道が開通した。現在では空の玄関として神戸空港も建設され、陸・海・空の結節点として多くの人やモノが神戸市域を行き交っている。

神戸に集まった人々は、様々な地域コミュニティを形成し、海と山が近接する地形を活かしながら暮らしやすい町を作った。そこで育まれた多様な価値観・開放性・ゆとりのある生活様式を基に、神戸らしい文化や芸術が醸成された。

また、六甲山系を挟み、北側にも東西をつなぐ街道が通っており、各時代を通じて人や文化を運んだ。それを示すように街道に沿って北区や西区に社寺や石造物が築かれ、現在に至っている。さらに都市部と農村地域は、街道や河川など様々な“みち”を通して有機的な繋がりを持ち交流を続けてきた。

このような歴史が、地域コミュニティを基盤として新しいものをいち早く取り入れる一方で、伝統的な行事などを大切にする文化的な寛容さを育て、多様な文化が融合する都市となった。

②六甲山系と瀬戸内海とともに生きるまち（環境と文化の側面からの特徴）

瀬戸内海に面し、六甲山系やその北や西に広がる農村地域を有する神戸市は、非常に豊かな自然環境に恵まれている。人々はこの優れた海と山の景観を財産として親しみ享受してきた。さらにその地の利を活かし、須磨海岸や有馬温泉、六甲山でレジャーを楽しみ、社寺や公園の木々に癒され、瀬戸内海や農村地域でとれた新鮮な海の幸・山の幸を手に入れることができる。

このような環境の多くは、手付かずの自然環境というのではなく、地域の人々との関係により形成されたものである。時には過度な開発により阪神大水害のような災害を被る一方で、北区・西区の里山整備や明治時代の六甲山の砂防植林による植生回復を行うなど自然環境の保全にも取り組んできた。このように人々は様々な開発により常に新しい都市文化を創造してきた。その一方で、自分たちの地域コミュニティが安定して営まれるために、祭礼や習俗を継承してきた。そうした人々の活動により作り上げられてきたのが現在の神戸市と言える。大都市でありながらも今も伝統文化と自然に触れ合うことができる環境を守り育んだ。

③復興と創造のまち（災害復興の側面からの特徴）

平成7年（1995）1月17日、巨大地震が神戸市を襲った阪神・淡路大震災から早くも27年の月日が経過した。この地震により数多くの建造物が倒壊、焼失し、町の様子や人々の生活を一変させた。このような災害は決して初めてではなく、過去に様々な災害に見舞われている。文禄5年（1596）に発生した慶長伏見地震は、福祥寺（須磨寺）に伝わる『当山歴代』などにも記録され、発掘調査などでも市内各地でその痕跡が見つかっている。昭和13年（1938）の阪神大水害などの自然災害、源平合戦をはじめとした多くの戦災、そして第二次世界大戦における神戸大空襲などの人的災害など多くの災害があった。これらの災害は、神戸の地形や歴史的背景に起因するところであり、各時代を通じて重要な場所としてあり続けたためであった。

神戸市はこのような様々な災害に見舞われ、その度に復興を果たしたことを遺跡や歴史資料、人々の記憶の中に見ることができる。今も地域に多くの文化財が伝えられているのは、復興の過程で人々の暮らしにとって大切なものとして意識され、守られてきたからである。現在も伝わる伝統的な祭り・行事は、地域コミュニティの維持のために、重要な役割を持ち、継承されてきたと言える。また、阪神・淡路大震災では、復興の過程で失われる危機にあった被災文化財を保護することを目的として、文化財レスキューの活動やヘリテージマネージャーの養成が始まり、今ではその活動は全国に広がっている。

このように様々な災害の苦難を乗り越え、文化財を守り、活かして復興を遂げてきた。災害と復興の過程から得られた経験や知識を活かし、文化を創造し発信するまちである。

第5章 神戸市の文化財の保存・活用に関する現状

第1節 既存の文化財所在調査の概要

神戸市域においてこれまで国・県・市により下記のような文化財の把握に関する調査が実施されてきた。その他神戸大学のような研究機関や地域団体が郷土史などの作成に際して調査を行ってきた。ただし、神戸市がその成果について取りまとめが十分できていない。

現在把握している調査から、建造物、石造物、民俗文化財、伝統的建造物については、比較的調査が進んでおり、一定の成果を挙げている。しかし、これらの調査から一定の年月が経過しているため、所在の有無など現状把握が必要と言える。美術工芸品や無形文化財、そして遺跡以外の記念物については、市内において十分な調査が行われていないことが明確になった。

表 20 神戸市内における文化財所在調査

調査主体	分野	年代	報告書名
文化庁	名勝	H24	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』
		H25	『名勝に関する総合調査』
	近代遺跡	H26	『近代遺跡調査報告書-政治（官公庁等）-』
		H27	『近代遺跡調査報告書-軽工業-』
		H28	『近代遺跡調査報告書-重工業-』
		H30	『近代遺跡調査報告書-交通・運輸・通信業-』
		R2	『近代遺跡調査報告書-商業・金融業-』
		H14	『近代遺跡調査報告書-鉱山-』
	文化的景観	H15	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』
		H22	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』
兵庫県	建造物	S55	『兵庫県の近世社寺建築』
		H26	『兵庫県の近代和風建築－兵庫県近代和風建築総合調査報告書－』
	史跡	H24	『淡河川山田川疏水調査報告書』
		H25	『兵庫県の台場・砲台』
		H27	『広域に所在する文化財群の調査と活用－幕末・明治の海防関連文化財群の調査研究－』
	植生	H 7	『兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック－』
	民俗	S51	『兵庫の民俗芸能』
		S56	『兵庫県の民謡－兵庫県民謡緊急調査報告書－』
		S62	『兵庫県民俗地図－兵庫県緊急民俗文化財分布調査報告書－』
		S63	『兵庫県の諸職－兵庫県諸職関係民俗文化財調査－』
		H1	『兵庫県の方言－兵庫県方言収集緊急調査報告書－』
		H9	『兵庫県の民俗芸能－民俗芸能レッドデータブック－』
		H31	『兵庫県の祭り・行事－兵庫県の祭り・行事調査事業報告－』
	城館	S57	『兵庫県の中世城館・荘園遺跡－兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告－』
	近代化遺産	H18	『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－』
生産遺跡	H20	『徳川大坂城東六甲採石場－国庫補助事業による詳細分布調』	

			査報告書ー』
	埋蔵文化財	S40	『兵庫県遺跡地名表』
	総合	H3	『歴史の道調査報告書第1集 西国三十三所巡礼道』
		H4	『歴史の道調査報告書第2集 山陽道（西国街道）』
		H24	『平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究報告書』
		H25	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群の調査研究1－』
		H26	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群の調査研究2－』
神戸市	建造物	S39	『神戸市文化財調査報告7 神戸の農村舞台－歌舞伎舞台を中心に－』
		S56	『酒のふるさと・灘の酒蔵 東灘・灘酒蔵地区伝統的建造物群調査報告書』
		S59	『神戸市内の近代洋風建築』
		H2	『神戸の近代洋風建築』
		H5	『神戸市の茅葺民家・寺社・民家集落』
		H10	『神戸市の茅葺民家・寺社・民家集落 補遺編』
	石造物	S42	『神戸市文化財調査報告10 神戸の石造美術』
	美術工芸	S53 ~ H27	『神戸市文献史料』1~28巻
	民俗	S50~54	『神戸市の民俗芸能』東灘区~垂水区（5巻）
		H20	『無形民俗文化財調査報告書 東灘区のだんじり祭り』
	埋蔵文化財	S48	『神戸市埋蔵文化財遺跡分布図及び地名表〈垂水区・兵庫区〉第一集』
		S58~	『神戸市埋蔵文化財分布図』
	伝統的建造物群	S51	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査概要』
		S57	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査報告』
		H12	『異人館のある町並み 北野・山本』

表 21 文化財の所在把握状況

種類・分類		調査状況	
建造物		○	兵庫県・神戸市により調査が実施されており、多くの建造物を把握している。ただし、定期的な現状調査が行われていないものが多い。
美術 工芸品	絵画	×	全市的な調査は行われていない。
	彫刻	×	全市的な調査は行われていない。
	工芸品	×	全市的な調査は行われていない。
	書跡	×	全市的な調査は行われていない。
	典籍	×	全市的な調査は行われていない。
	古文書	△	官民により継続的な調査が行われているが、調査成果の集約ができていない。
	考古資料	○	市内発掘調査に伴い資料が蓄積されている。
	歴史資料	×	全市的な調査は行われていない。
石造物		○	神戸市内において所在調査が実施されており、多くの石造物を把握している。ただし、それ以外にも石造物が存在していることが予想されるため、継続的な把握調査は必要。
無形文化財		△	兵庫県により諸職の調査が行われたが、現状調査は行われていない。
民俗 文化財	有形民俗	△	農村歌舞伎舞台など限定的な分野において調査が行われているが、祭り・行事に用いる道具や民具などの調査は行われていない。
	無形民俗	○	神戸市内において伝統的な祭り・行事について悉皆調査が行われたが、それ以降十分な現状調査が行われていない。
記念物	遺跡	○	城館や古墳をはじめとして多くの遺跡が把握されている。また、幕末の台場跡や疎水に関する調査が行われている。
	名勝地	△	文化庁により全国的な調査が行われたが、市内の調査は十分ではない。
	動物、植物、地質鉱物	△	市内の動植物の生息・生育状況の変化を反映させるため、概ね5年に一度レッドデータの改訂を行っており、それに伴い調査を行っているが、文化財分野からの調査は行われていない。また、地質・鉱物については全市的な調査は行われていない。
文化的景観		×	文化庁により全国的な調査が行われたが、市内の調査は十分ではない。
文化財の保存技術		△	近年では文化庁により酒造技術の調査が行われたが、それ以外の分野については調査が及んでいない。
埋蔵文化財		○	開発に伴い調査が適切に行われており、包蔵地の範囲の把握などが行われている。
その他		-	兵庫県により、石切り場や歴史の道などのテーマを絞った調査が継続して行われている。

第2節 文化財の保存・活用に関するアンケート調査の概要

文化財についての意識と継承についての現状を把握するために市民、文化財所有者、観光事業者に文化財の保存・活用に関するアンケート調査を実施した。各調査の概要は下記のとおりである。

○市民意識調査

実施期間	令和2年(2020)9月28日～10月18日
対象	神戸市ネットモニター約5500人
回答数	1,639件
調査内容	市内文化財の認知度と保存・活用に対する意識
調査結果概要 (主な問題点・ニーズなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財だと思うものについて、建造物や美術品など有形文化財は6割以上を占めるが、天然記念物や身近にある石碑や地蔵を文化財と思う人は4割以下と少ない。 ・約9割の人が市内の文化財に関係するところに訪れており、その内訳としては博物館や美術館、旧居留地や異人館などの歴史的な建物が8割以上を占める。一方で、北区・西区の茅葺建物や伝統的な行事、地域の祭りは3割以下と少ない。 ・文化財の情報を得た媒体は、新聞・広報誌やHPが5割前後を占める。 ・文化財や関連する施設に行く目的は、「実物をみるため」が9割弱を占める。 ・8割の人が文化財に関するイベントに参加したいと回答し、参加してみたいイベントとしては、非公開の文化財施設の公開や伝統行事・祭りの見学、まち歩きなどツアーの参加が多い。 ・文化財を保存・継承していくのに適した団体は、9割弱の人が行政と回答し、企業やボランティア団体、一般市民と回答した人は3割前後となっている。 ・文化財を保存・継承していくためにすべき取り組みとしては、文化財の指定等が8割弱を占め、維持管理に係る金銭的・技術的援助や学校教育との連携も5割以上を占める。 ・約6割の人が市内の文化財を保存・継承するために協力したいと回答し、その内容としては、文化財に関するアンケートへの協力や講演会・公開イベントへの参加が多い。一方で、伝統行事の担い手としての参加は2割弱と少ない。

○文化財所有者調査

実施期間	令和2年(2020)10～11月頃配布・回収
対象	文化財所有者及び管理団体
回答数	165件
調査内容	文化財管理の意識・問題・防犯、及び活用の意思
調査結果概要 (主な問題点・ニーズなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を所有(管理)していることについて、約半数の人が誇りに思っている一方で、約4割の人が負担に感じている。 ・文化財を所有(管理)するうえで困っていることは、維持管理費用が約7割と最も多く、災害対策や管理・継承に係る人材についても多い。 ・防火機器の設置や侵入防止措置を施している人が半数近くいる一方で、何も対策をしていない人が1割強を占める。 ・文化財を守っていくために、維持管理に係る費用の補助を求める声が約8割。 ・3割強が原則常時公開としている一方で、2割弱が非公開となっている。その内訳としては、住居として利用されている建造物が多い。 ・7割弱の人が所有(管理)する文化財を公開など活用することが望ましい

	<p>と思う一方で、居住しているなどの理由により 3 割弱の人は望ましくないと回答している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましいと思う活用内容としては、公開の他、イベント開催や魅力の発信、地域住民・教育の場としての利用など様々な意見があげられている。また、活用するうえで協力したい団体は、地域住民が 5 割強で、行政も 5 割弱を占めている。 ・公開など活用を考える際の不安や問題点としては、公開・活用のための人材不足や損傷・劣化に対する不安が 3 割以上と、この質問では高い比率を示している。 ・5 割弱の人が所有（管理）している文化財を今後も自分で所有（管理）・活用したいと回答している一方で、地域での管理や文化財の譲渡・寄託、次世代への継承を求める声も 1 割程度みられる。 ・行政に期待することとしては、維持管理に係る資金援助が多く、保存・活用に係る助言・仲介など相談窓口の充実や普及啓発、記録・調査などもあげられている。
--	--

○観光企業調査

実施期間	令和 2 年(2020)11 月～12 月頃配布・回収
対象	神戸市内にある観光プログラムなどを造成する観光事業者
回答数	11 件
調査内容	文化財の活用について現在の取り組みと活用方法の提案
調査結果概要 (主な問題点・ニーズなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・回答された全事業者が神戸市の文化財の活用について好意的である。 ・活用したいと思う文化財は建造物が最も多く、史跡や名勝、伝統的建造物群、神戸市の歴史文化の中で育まれた地域資源（有馬温泉、灘のお酒、異国の文化など）も比較的多いが、美術工芸品や民俗文化財、天然記念物については 1 割以下と少ない。 ・文化財を活用するうえで支障になっていることは、文化財に関する知識の不足が最も多い。また、文化財を活用するうえであればよいと思う支援やツールは、歴史が分かるガイドブック・マップの発行や文化財を紹介する HP の整備、財政的補助が 5 割前後を占める。 ・文化財を活用した取り組み（市外含む）や今後行いたい取り組みは、観光コースへの組み入れが回答として最も多かった。 ・行政に期待することとしては、主に文化財の活用に関する情報発信や活用に向けた窓口の設置などを求める声があげられている。

3-1 神戸市の文化財の保存・活用に関する取り組み

現在の神戸市が実施している文化財の保存・活用に関する取り組みを、主に保存に関するものと活用に関するものに分けて以下に記載する。

【主に保存に関する取り組み】

(1) 指定等文化財の現状把握とデータの管理

指定等文化財の現状把握については、神戸市による所有者等への連絡や現状確認だけではなく、平成9年(1997)の条例制定に伴い設置された文化財巡視員制度を活用している。この制度は、ヘリテージマネージャーや文化財に関する有識者を文化財巡視員として委嘱し、定期的に市内各所にある指定等文化財を目視により現状確認するものである。巡視報告により文化財の現状把握が可能になり、速やかな対応に繋がっている。

埋蔵文化財については、昭和40年(1965)に兵庫県教育委員会が兵庫県遺跡地名表を作成し、神戸市でも昭和47年(1972)から神戸市埋蔵文化財分布図を発行し、周知に努めてきた。その後も分布調査や試掘調査及び発掘調査などの成果から、毎年遺跡範囲の修正などを行っている。平成12年(2000)からGIS(地理情報システム)を活用した管理システムの運用を開始している。作成の背景には、昭和50年代以降からの様々な開発と阪神・淡路大震災により莫大な量の埋蔵文化財データを蓄積していたが、紙媒体による管理を行っていたため、埋蔵文化財に関する取扱いに十分活用できない状態であった。管理システムを導入することにより、住所や遺跡名から申請地の情報を確認し、周辺の既往の情報も含めて参照することができ、迅速な対応が可能となった。令和2年(2020)からは、伝統的建造物群保存地区や文化環境保存区域についてもGISを活用し修理履歴などの管理を始めている。

(2) 文化財の指定・登録・認定と修理等助成

神戸市では、平成9年(1997)から市条例に基づき文化財の指定・登録・認定を行っている。神戸市文化財保護審議会委員や有識者との詳細調査を実施し、神戸市文化財保護審議会において諮問し、答申を受けている。また、神戸らしい特色のある史跡や伝統的な祭り・行事などは地域文化財として認定し、管理や継承などについての助成を行うことや、文化財とその周辺の一定の範囲を指定して保護する文化環境保存区域など、市独自の取り組みも規定している。

国・県の指定文化財の修理等事業については、国・県の補助金に対して随伴補助を行っている。市指定等の文化財のうち、有形文化財及び記念物は、修理・復旧・防災設備設置及び改修、無形民俗文化財は、用具などの修理及び新調と保存・継承に関する取り組み、伝統的建造物や文化環境保存区域内の歴史的建造物なども有形文化財と同様の事業を対象として助成を行っている。修理においては、文化庁・兵庫県の担当者・文化財保護審議会委員の助言の下、所有者、修理業者などと協議したうえで、実施している。建造物などでは修理経費が高額になり、所有者の経費負担が過度となる場合がある。そのため、個人や任意団体については、財政規模に応じて段階的な補助率の適用を行い、金銭的負担の軽減を図っている。

(3) 埋蔵文化財発掘調査

神戸市では、埋蔵文化財発掘届出書及び通知が年間およそ 700 件程度提出されており、各届出者と協議を行い、設計変更などにより埋蔵文化財の保護に努めている。工事により損壊する箇所が必要最小限になるように調整しているが、損壊の免れない箇所については、発掘調査により記録保存を行っている。

発掘調査は、昭和 50 年代以降の西神及び北神ニュータウンの開発や圃場整備など大規模開発が急増した。さらに阪神・淡路大震災以降は、震災復興事業に伴う市街地再開発や区画整理事業など大規模な開発ほか、個人住宅の再建や共同住宅の建設など住宅供給や社屋再建などに伴い実施されてきた。現在、発掘調査件数は、民間の共同住宅などを中心に過去 5 年間平均 25 件程度で、令和元年度（2019）は 26 件を数える。現地調査終了後は、神戸市埋蔵文化財センターで出土遺物及び現地で取得した写真や図面などの資料の整理を行い、その成果を発掘調査報告書として刊行し、一般に公開している。平成 21 年（2009）からは、現在、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が運営しているデジタルコンテンツ「全国遺跡報告書総覧」に報告書を順次掲載し、調査内容の公開の充実を図っている。なお、震災関連などの調査については、近年、刊行ができていなかった震災復興として行われた個人住宅建設に伴う調査を対象として計画的に整理作業を進めており、発掘調査報告書刊行をはじめ調査成果の公開を行っている。

(4) 景観の保全と建造物等活用への支援

神戸市では、全国に先駆けて昭和 53 年（1978）に制定された「神戸市都市景観条例」と平成 16 年（2004）に制定された「景観法」に基づき、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、作るための施策を推進してきた。そして良好な景観の形成に関する計画を定める区域として、旧居留地地区をはじめとして 13 か所を景観計画区域のうち重点地域・地区として指定している。これらの地区の中には様々な歴史ある建造物が存在し、神戸らしい景観を作り出している。それを守るために、市内にある近代洋風建築と茅葺建物などを対象として神戸市指定景観資源に指定し、保全・活用を図っている。それらの中には、国及び市の登録有形文化財も含まれており、多角的な保存・活用が可能になっている。

神戸市の魅力の一つである茅葺建物の活用を行ううえでは、注意しなければならない様々な法制度による規制がある。そのため、それらの制度や規制をまとめた活用のガイドラインとして「こうべ茅葺トリセツ」を作成し、活用の事例や具体的な規制を明示し、適切な手続きについて周知している。また、北野町山本通伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物などについては、その外観を維持しながら大規模な修繕などを行うことができるよう建築基準法を緩和する条例を策定した。

さらに「神戸市空家等対策計画」に基づき、空家に関する調査及びデータベース化や所有者への助言などを行っている。市内の文化財及び歴史的な建造物についても、相続などに伴い空き家化・解体される可能性もあるため、庁内関係部局及びすまいまちづくり公社と情報を共有し、文化財に該当するものの有無など状況の把握に努めている。



図 82 こうべ茅葺トリセツ

（５）民俗文化財をはじめとした未指定文化財等への支援

だんじりなどの伝統的な祭り・行事については、未指定のものも多く、支援には、文化庁助成事業である「地域文化財総合活用推進事業」を活用している。各区役所では、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民俗芸能などの伝統文化に関する物的資源に対して、修理や購入などの費用の一部を助成し、地域に特化した事業などを行っている。例えば、東灘区、灘区、垂水区、西区などでは伝統的な祭り・行事に、北区では地域団体と協力して農村歌舞伎の上演、茅場育成や茅葺建物への理解を深めるためのイベントなどを行っている。

また、市内に所在する古文書については相談のあったものを中心に調査し、記録化を行っている。ただし、未指定の仏像や古文書などの美術工芸品、法や条例による保護を受けてない建造物など、現在支援が及んでいないものも多い。

神戸市では、令和3年（2021）から、「神戸歴史遺産制度」を創設し、幅広い分野の文化財を認定することで、指定・未指定を問わず神戸歴史遺産として広く周知し、ふるさと納税を活用した助成を行うことで保護の強化に取り組んでいる。



図 83 だんじりパレード



図 84 農村歌舞伎（上谷上）

（６）大規模災害における文化財に関する防災対策

神戸市では、阪神・淡路大震災の被災地として、その経験から神戸市立博物館や神戸市埋蔵文化財センターなどの展示資料の転倒防止・免震化や建造物の耐震化などを進めている。旧ドレウエル邸など市所有の文化財では耐震化を進めているが、費用が高額になることなどもあり、多くの建造物で対策が進んでいるとは言えない。

阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓を基に、支援を要する業務や受入れ体制などを事前に、かつ具体的に定めた「神戸市災害受援計画」

（令和3年に「神戸市業務継続・受援計画」に統合）を策定している。大規模災害時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関などの多方面からの支援を最大限に活かすことを目的としている。計画の中では、文化財についても緊急時の業務フローと受援に関する必要事項をまとめた受援シートを作成し、初動体制の構築、迅速な応援要請への対応、ボランティアの受入れなどについて定め、業務を行う体制を構築している。



図 85 旧外国人居留地十五番館免振装置と点検状況（撮影協力：株ノザワ）

（7）指定等文化財の防火指導及び文化財防火デーに合わせた防火訓練など

文化財防火デーは、昭和 24 年（1949）1 月 26 日の法隆寺金堂の火災に起因するもので、文化財の愛護に関する意識の向上を目的に、昭和 30 年（1955）から毎年 1 月 26 日に全国一斉に行われている。

神戸市でも、文化財防火デーの取り組みとして、社寺や市内にある文化財に関連する施設で、関係者による通報、消火、文化財救出、そして消防署による放水訓練などを行い、所有者への防火指導も併せて行っている。さらに訓練の様子を一般にも公開することで、市民に対しても文化財の防災への理解を促している。令和元年（2019）に起こったノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け、今後は一層の理解と対策が必要になっている。指定等文化財については、自動火災報知機や防火施設が設置されている。主に国指定文化財の建造物については、防災設備の点検費用について助成を行っている。

北部・西部地域に点在する茅葺建物は、火災に非常に弱く、さらに個人所有のものも多いため、消防設備点検経費の助成をはじめ、消防設備に関する支援を強化している。



図 86 文化財防火デーの消防訓練の様子
(太山寺本堂)

（8）文化財の修理材料の確保

茅葺建物は、神戸市にとって貴重な文化財の一つであるが、その維持には茅の安定的な供給が必須と言える。かつては、身近にあった材料であるが、農地整理や生活様式の変化などから地元で手に入れることができず、現在は熊本県産や静岡県産などの茅を使用している。これからも茅葺建物を継承していくために、神戸市では平成 28 年（2016）から神戸市の施設内で茅の育成を開始している。また、地域住民を主体とした民間団体も茅場の育成を行っており、神戸市内での素材供給への動きがみられる。



図 87 神戸市内で育成中の茅場

（9）文化財の収蔵と維持管理

市所有の美術工芸品などの有形文化財については、神戸市立博物館・神戸市立中央図書館・神戸市文書館・神戸市埋蔵文化財センターなどに収蔵されている。特に埋蔵文化財調査の出土遺物については、膨大な量であり、かつ継続的に増加していくため、廃園になった校舎の空き教室なども活用して収蔵している。

いずれの施設についても収蔵スペースに制限がある。継続的な資料収集に加え、文化財所有者の高齢化や後継者不足などによる、文化財の寄託などの対応の増加が想定され、将来的な収蔵設備の改善や拡充が必要となってくる。また、施設の老朽化などによる、文化財の収蔵環境の悪化も懸念されており、リニューアルなどを含めた対応が必要となっている。

(10) 希少動植物の保護など生物多様性の保全

計画期間を平成28年度(2016)から令和7年度(2025)と設定した「生物多様性神戸プラン」に基づき、生物多様性の保全に関する取り組みを進めている。文化財に関連する事業としては、神戸版レッドデータの改訂、生物多様性への理解を深めるための生き物観察会などの開催、里山を含めた自然環境を保全する活動への助成などである。これらの様々な取り組みによって市内の天然記念物の直接的な保護だけでなく、祭礼などに関わる素材の確保や景観の維持をはじめとした文化財を取り巻く環境が保護されることにつながっている。

(11) 市民の木・市民の森の指定や六甲山系の保全活動

古木や大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から、神戸市にとって重要なものを市民の木・市民の森として指定し保護している。その中には神前の大クスや白川の石抱きカヤなどの県及び市指定天然記念物も含まれている。神戸市からは維持管理費用の一部について助成などの支援を行っている。

また、都市部の背山である六甲山系については、「六甲山グラウンドデザイン」を策定し、六甲山の活性化を図っている。「こうべ森の学校」などの市民・企業・行政の協働による再度公園の保全・活用や、神戸外国人墓地の保全と一般公開なども含まれている。



図 88 「こうべ森の学校」の活動状況

【主に活用に関する取り組み】

(12) 神戸市立博物館など文化財施設や区役所での文化財を活かした保存・活用

主な文化財展示施設として、神戸市立博物館と神戸市埋蔵文化財センターがある。それぞれの収蔵品や特色を活かし、文化財の保存・活用を行っている。

神戸市立博物館では、「国際文化交流・東西文化の接触と変容」をテーマとして、神戸の歴史形成に関する資料を収集・収蔵している。テーマに沿った特別展や収蔵している資料を活用した展示をはじめ、一般向けの講座や史跡巡りやワークショップを行うとともに、小学生などを対象としたワークショップや観賞会も行っている。館外でも市内小学校を中心として、指導主事や学芸員による連携授業や移動博物館車「おきしお夢はこぶ号」を活用した出張展示などを行い、博物館活動並びに文化財を活用し、広い世代に地域の歴史への理解を深めてもらう事業を展開している。また、学習支援交流員(ボランティア)を公募し、自主事業を含めた活動を行っている。さらに令和元年(2019)には常設展示のリニューアルを行い、展示内容の充実や施設の利便性の向上を図っている。

神戸市埋蔵文化財センターは、修復・調査作業の終了した遺物及び写真・図面などの記録類を収蔵するだけでなく、これらの資料を公開活用事業や調査研究などの利用に供している。具体的には、発掘調査資料を活用した展示をはじめ、最新の発掘調査成果などを活かした講演会や体験講座を実施している。

これらの施設以外にも兵庫区役所や須磨区役所などでは、地域の歴史を知ってもらうために地域に密着した歴史講演会などを開催している。また、各区文化センターでも神戸市立博物館や神戸市埋蔵

文化財センターなどの出張展示や講演会を開催している。



図 89 茅葺技術の体験



図 90 体験講座の様子



図 91 移動博物館車による出張展示
(神戸市立博物館提供)

(13) 神戸市立中央図書館や神戸市文書館の貴重資料などの保存・活用

神戸市立中央図書館や神戸市文書館には、郷土資料として貴重な資料が収集・收藏されている。中央図書館は、主には桃木書院図書館という私設図書館のコレクションを引き継いだ資料、文書館は新修神戸市史の編纂作業に基づき収集された資料や寄贈を受けた資料である。現在は、これらの資料の整理を行い、閲覧などの公開を行っている。今後はさらに活用の利便性を高めるために、市内社会教育施設や神戸大学などの研究機関と連携を図る必要がある。中央図書館については、所蔵している貴重な資料のデジタル化を行い、高精細画像で観察できる「貴重資料デジタルアーカイブズ」を構築し、インターネットで公開し、活用に努めている。文書館は、今後、歴史的公文書の保存・管理を行う公文書館機能を有する施設を整備し、現文書館の機能についても移転・集約を行う予定である。

(14) 神戸市が管理する建造物及び史跡の保存・活用

指定及び未指定の建造物や史跡を各担当部局が主体になって管理・公開している。

建造物については、旧トーマス住宅（風見鶏の館 国指定）や旧ドレウエル邸（ラインの館 市認定）で指定管理者制度を活用している。また、内田家住宅（県指定）では、近隣住民による団体に維持管理を委託し、「お月見会」などのイベントや小学校の見学対応などについて神戸市と共同で実施している。他の施設でも定期的に内部の公開などを実施している。また、神戸市立博物館や神戸市文学館のように国登録有形文化財の建造物を博物館施設として、神戸市指定景観資源に指定されている旧生糸検査所をデザイン・クリエイティブセンター神戸（K I I T O）として活用するなど、歴史的な建造物の転活用も積極的に行っている。

史跡については、五色塚（千壺）古墳 小壺古墳（国指定）をはじめ、大歳山遺跡（市指定）などがあり、その大半が公園として整備され、市民の憩いの場となっている。その中でも五色塚（千壺）古墳 小壺古墳は昭和 40 年（1965）から 50 年（1975）に本格的な史跡整備が行われた神戸市を代表する史跡である。現在は地域住民による NPO 法人に管理を委託し、見学者の対応や草刈りなど日常の維持管理に努めている。さらに活用についても官民協力して行っている。例えば、「五色塚古墳まつり」は、史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳に近接する神戸市立霞ヶ丘小学校へ出張授業と、まつり当日の小中学生によるパレードを連携して行っている。また、管理を行っている NPO 法人が自主的に「五色塚古墳から初日の出を見よう」などのイベントを行っており、様々な形で五色塚古墳 小壺古墳を周知する活動が行われている。



図 92 市所有の指定等文化財建造物の見学会の様子



図 93 五色塚古墳まつりの様子

(15) 文化芸術活動の発表の場としての文化財の活用

平成 29 年度（2017）、第 9 回フルートコンクールの開催に際し、市民の認知度向上や機運醸成を目的として「神戸国際フルート音楽祭」を開催した。この音楽祭では、コンサートやワークショップの会場として、旧ハッサム住宅（国指定）、旧ハンター住宅（国指定）、旧小寺家厩舎（国指定）、内田家住宅（県指定）といった指定等文化財の建造物や神戸聖ミカエル大聖堂、湊川神社神能殿といった歴史的な建造物を活用した。

また、神戸市では、平成 16 年度（2004）から市内で活躍するアーティストの活躍機会の創出とともに、市民や観光客がまちなかで気軽に音楽に触れる場として、市内各所でジャズやフルートのコンサートを実施しており、令和元年度（2019）は旧トーマス住宅（風見鶏の館 国指定）や旧ドレウエル邸（ラインの館 市認定）をコンサート会場として活用した。

神戸市が令和 3 年（2021）1 月に策定した「神戸市文化芸術推進ビジョン」では、「神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用」を基本方針の 1 つとして掲げており、これからも文化芸術活動の発表の場として、積極的に文化財の活用を図っていく。

(16) 文化財を活用したフィルムコミッション事業

神戸市の外郭団体である一般財団法人神戸観光局内に設置されている神戸フィルムオフィスにより、神戸市内のロケ地誘致などを進めている。神戸市内にある文化財についても、ロケ地として使用されており、旧ハンター住宅（国指定）や旧乾家住宅（市指定）、そして未指定の洋館などを映画やテレビなどの撮影場所として活用している。



図 94 旧ハンター住宅での撮影風景

表 22 市で所有する指定等文化財における近年のロケ地(映画・ドラマ)使用例

旧乾邸	<ul style="list-style-type: none"> ・映画「アルキメデスの大戦」 ・映画「日本独立」 ・テレビ朝日 木曜ミステリー「科捜研の女」 ・関西テレビ「探偵・由利麟太郎」
旧ハンター住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・映画「鋼の錬金術師」 ・映画「天外者」
旧ハッサム住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK 連続テレビ小説「べっぴんさん」

(17) 観光と酒蔵文化に関する文化財の活用

以前から「北野町山本通伝統的建造物保存地区」が観光名所として多くの観光客を誘致しているが、それ以外にも近年では「神戸らしさ」を存分に堪能できる「特別感」のあるまち歩きや体験といった旅行プログラムを作成し、その中には歴史的な建造物を活かしたプログラムなども設定されている。特に西区では、観光部局と区役所が協力して、区に所在する古刹である太山寺を素材にしてプログラムを作成した。また、神戸市観光サイトで、観光スポットとして神戸市内の文化財や博物館などを紹介し、周知に努めている。ただし、MICEへの活用などの文化財の利用については、条件が合わないことも多く、今後も利用方法などの検討が必要と言える。

酒造は、神戸市の重要な地場産業であり、かつ歴史的な文化と捉え、支援を行っている。令和2年(2020)に日本遺産に認定された「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷について、今後阪神間日本遺産推進協議会を主体として日本遺産講座の開催、周遊プランの造成、情報コンテンツ作成などの事業が予定されている。神戸市では、灘五郷の酒造に関する文化財が構成文化財になっており、これまでも、神戸市と西宮市と灘五郷酒造組合と民間が協力し、日本酒振興の各種イベントを行い、首都圏・海外などへのPR活動を積極的に行ってきた。認定後もこれまで行ってきた事業とともに、日本遺産に関連した事業とも連携を図り、構成要素となっている文化財についても保存・活用を進めている。



図 95 灘五郷関連イベント様子

また、令和3年(2021)に伝統的酒造りが国の登録無形文化財となり、伝統的なこうじ菌を使った灘の酒造に関する関心が高まることとなった。

(18) 小学校教育での文化財をはじめとした地域資源の活用

市内の小学校では、地域の歴史や産業などをまとめた「わたしたちの神戸」という副読本を活用し、現地見学などを通して地域の歴史について学習を行っている。また、小規模特認校として認定されている六甲山小学校と藍那あいなしょうがっこう小学校は、規模にとらわれず、都市部の子供たちを受け入れている。前者は六甲山、後者は里山という豊かな自然環境を活かし、特色ある学習活動や学校行事を展開している。

認定を受けていない小学校でも地域資源を活かした教育を行っている。例えば、北区の山田小学校では、現在も地域住民と連携した地域学習が行われている。3年生では地域住民から昔の道具を借用し使用方法などを学習する。4年生では山田町で明治時代からの特産品である菊栽培を体験、5年生では米作り体験、全校児童で町内の文化財などを巡る「ふるさとオリエンテーリング」、そして有志による丹生神社のこども相撲への参加などがある。今後はこれまで行ってきた活動を基礎にして、地域資源を有効に活用した地域学習を強化し、子供たちが地域の魅力を発信していく中で、文化財の活用を進める。



図 96 山田小学校の地域資源を活かした教育の様子（左：オリエンテーリング 右：菊栽培）

（19）大学などの教育及び研究機関との協働事業

神戸大学を神戸市域における“知”の拠点として7つのシンボリックな連携事業について包括的な連携協定を平成25年（2013）に結んでいる。その中の一つに歴史文化に関する連携があり、協働で神戸市内の歴史文化の担い手の育成支援の充実を図っている。近年では、平成27年（2015）から神戸市立中央図書館所蔵の『神戸村文書』の翻刻作業及びワークショップなどを行っている。また、令和2年（2020）からは、神戸市北区を中心とした農村部での悉皆調査や過去に整理を行った資料を用い、地域の歴史を継承に関する方法などについても検討を行う。さらに令和3年（2021）から園田学園女子大学と民俗文化財に関する調査を行っている。

博物館施設では、博物館実習を受け入れているが、それ以外にも文化スポーツ局文化財課では神戸学院大学との包括連携協定に基づいた博物館学芸員課程に関する展示実習の指導、神戸市立博物館では神戸市外国語大学、神戸松蔭女子学院大学と連携協定を締結し、大学での講義や博物館資料を活用した共同研究を行っており、近年では明治時代の洋装や洋菓子の再現を行っている。



図 97 大学連携による展示実習への協力



図 98 「明治時代の洋装再現」展示解説会のチラシ

（20）農村地域の活性化に伴う活用

北区及び西区には、都心に隣接して優良な農地がまとまって存在し、美しい農村景観を有している。その景観を含め環境を守ってきた農村地域を活性化するために、様々な取り組みをまとめ「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」を策定し、3つの柱からなるテーマに分け政策を展開している。その一つの柱である自然文化環境の保全の施策として、文化財の保護や地域の文化資源保存活動の支援及びネットワーク化が位置付けられている。



図 99 北区に広がる里山の風景

農村部への移住支援や都市住民との交流などの事業の中には、歴史的な建造物や史跡などの保存・活用を計画しているものもある。さらに神戸市が管理しているホームページである「神戸・里山暮らし空き家バンク」や「神戸かやぶき古民家倶楽部」などの、茅葺建物を含めた古民家の保存・活用も進められている。また、地元有志による里づくり協議会が作成した里づくり計画に基づく事業についても、助成などの支援を行っており、その中には文化財などを活用した事業も多く含まれている。

3-2 民間の文化財に関する保存・活用の取り組み

(21) 所有者による建造物の保存・活用

指定及び登録されている社寺建築は、信仰の場としてだけではなく、伝統的な祭り・行事の場として、氏子や檀家など地域住民などにより保存・活用が行われている。また、指定及び登録の茅葺建物や近代建築については、住居やオフィスとして利用されているものが多い。その一方で北野町山本通伝統的建造物群保存地区内にある旧小林家住宅（萌黄の館 国指定）をはじめとして公開されているものもあり、観光客を受け入れている。また、歴史的な建造物であることを活かして、レストランなどの施設として活用が行われている例もある。

(22) 地域団体などによる指定等文化財の保存・活用

自治会・^{ほうさんかい}奉賛会・保存会・ボランティア団体など様々な団体が地域に根差した活動を行っている。

文化財に直接関連するものとしては、認定地域文化財の管理及び保存団体による史跡の維持管理や伝統的な祭り・行事の保存継承に係る取り組み、文化環境保存区域における環境保全団体による保全活動、北野町山本通伝統的建造物群保存地区における「北野・山本地区をまもりそだてる会」によるインフィオーラータなどまちづくりに関する活動などがある。

それ以外にも、市民の木・市民の森の保全活動やまちづくり・里づくりに関連した文化財の保存・活用などがある。また、再度公園では、「こうべ森の学校」による環境保全活動があり、六甲山系の一つである摩耶山では、「摩耶山再生の会」が旧摩耶観光ホテル（国登録）や摩耶山天上寺旧境内周辺を「マヤ遺跡」としてガイドツアーを行うなど様々な資源を活用し、六甲山系一帯の活用が図られている。



図 100 インフィオーラータこうべ（北野坂）

(23) 地域団体などによる地域資源を活かした保存・活用

市内には自治会やまちづくり協議会及び里づくり協議会などが組織されており、それぞれに地域のコミュニティづくりに関する活動を行っている。策定したまちづくり構想や里づくり計画には、地域の財産として社寺や行事など様々な地域の資源が挙げられており、保存・活用が規定されているものが少なくない。

それ以外にも、様々な団体により活動が行われている。例えば、灘区では阪神・淡路大震災後のまちづくりを進める中で、灘区の魅力資源を再発見するべく、区民に文化財を含めた地域資源を募集し『灘

百選』という形にまとめた。そしてそれを活かしたまちづくりを進めるため『灘百選の会』を立ち上げ、灘の魅力の発掘・伝承・発信活動や、灘の歴史や文化などをテーマとした地域学講座などを行っている。運営は主に住民が主体で区役所がサポートを行っている。事務局に大学生を取り込むことにより、運営の補助を得られるだけでなく、学生と地元住民をつなぐ役割も果たしており、官民学の友好的連携が形成されている。また、北区山田町では、地元有志により結成された「山田民俗文化保存会」により、地元郷土史や歴史的な地域資源を記載したマップの作成、歴史的な地域資源の説明板の設置や整備などが積極的に行われ、地域の魅力の発信に取り組んでいる。



図 101 灘百選の会の活動状況



図 102 山田民俗文化保存会による見学会

(24) 伝統文化の継承に伴う取り組み

能楽や茶道など日本の伝統文化については、様々な民間団体により継承の取り組みが行われている。神戸市でも 20 を超える団体が国の「伝統文化親子教室事業」を活用し、主に小学生を対象として放課後や休日に専門家の指導のもと体験教室を行い、伝統文化の普及や後継者の育成に努めている。いずれの教室でも、参加者から好評を得ている。また、北区に所在する農村歌舞伎舞台を活用して、地元団体が歌舞伎を行っている。

学校教育では、授業の一環として、地域の伝統的な祭り・行事への参加、和楽器演奏体験などの伝統文化に親しむための取り組みが行われている。

(25) 民間博物館施設による取り組み

神戸市内には、神戸市立博物館などの公共の博物館施設以外にも民間博物館が多数存在している。先述のとおり近代の工業や酒造業にかかる実業家が住居・別邸を構えていたことや、神戸で発展した企業が存在するためである。例えば実業家の個人のコレクションを基礎とする白鶴美術館や香雪美術館、酒造文化を伝える沢の鶴資料館、大工道具を収集展示する竹中大工道具館、そして旧村の貴重な資料を保存・活用するため、財産区により設置された神戸深江生活文化史料館などがある。また、中国と日本との交流の足跡をたどり、神戸華僑の生活と活動について、美術品から生活用具まで貴重な文物、文献、資料を展示し、華僑自らが運営する神戸華僑歴史博物館などがある。いずれも神戸らしい歴史文化の特徴を伝える施設であり、資料の収集や保存だけではなく、それぞれに魅力的な展示、講演会やワークショップなどを行い、神戸の魅力を発信している。これらの博物館は、地域にゆかりのある企業及び地元企業などが設置したものや、地元の団体が設置したものが多く、景観への寄与や地域との連携など様々な形での文化財の保存・活用が期待される。

また、平成 31 年(2019) 4 月からは神戸市内の公立・民間の博物館・美術館で構成する「K O B E ミ

ミュージアムリンク」という団体を組織し、緩やかな連携のもと館相互の交流などの協力体制の構築を図っている。

表 23 K O B Eミュージアムリンクメンバーリスト（令和4年4月1日現在）

No.	施設名	カテゴリー
1	神戸市立博物館	歴史・美術
2	KOBE とんぼ玉ミュージアム	とんぼ玉・体験
3	神戸パールミュージアム	真珠・歴史
4	神戸海洋博物館	船舶・歴史
5	カワサキワールド	ものづくり・歴史
6	アシックススポーツミュージアム	体験・道具
7	UCC コーヒー博物館	コーヒー・歴史
8	竹中大工道具館	大工道具・歴史
9	神戸北野美術館	美術
10	スペース 11 ダルビッシュミュージアム	スポーツ選手・歴史
11	兵庫県立美術館	美術
12	横尾忠則現代美術館	美術
13	有馬玩具博物館	おもちゃ・歴史・体験
14	菊正宗酒造記念館	日本酒・歴史
15	白鶴酒造資料館	日本酒・歴史
16	沢の鶴資料館	日本酒・歴史
17	神戸市立小磯記念美術館	美術
18	神戸ファッション美術館	ファッション・歴史
19	神戸ゆかりの美術館	美術
20	B B プラザ美術館	美術
21	兵庫県立兵庫津ミュージアム	歴史

※パートナーとして、神戸市中央区役所・神戸観光局・神戸市総合インフォメーションセンター・株式会社 JTB・日本旅行・神戸市（広報課・つなぐラボ・文化交流課）・J R 西日本 神戸支社・NPO 法人 Unknown Kobe・(株)神戸デザインセンター

第6章 神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿とその課題

第1節 文化財の保存・活用についての目指すべき姿

文化財の保存・活用については、これまで所有者及び文化財部局をはじめとして、組織ごとに様々な方法で取り組んできたが、その取り組みや今回実施した「所有者意識調査」などを通して、多くの課題が浮かび上がってきている。またその一方で、「市民意識調査」や「観光企業調査」などを通して、文化財に対する新たなニーズも提示されている。「市民意識調査」では、文化財の保存・活用を行う主体は行政であると多くの方が回答している。神戸市としては、保護について今後とも主体的に関わっていくが、数多く所在する神戸市の文化財を行政だけで支えるには限界があり、所有者はもちろん、広く市民を含めた様々な人々の協力を得ることがこれまで以上に重要であると考えている。

本計画の上位計画である『神戸2025ビジョン』においても、「多様な文化・芸術・魅力づくり」とともに「多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化」を基本目標の一つに掲げている。少子高齢化の進行など社会情勢の急速な変化に対応し、文化財の保存・活用を推進するのは、地域総がかりで取り組む必要がある。以下にその将来像を示す。

1-1 主体から見た文化財の保存・活用における目指すべき姿

①文化財が地域の誇りとなり、永く継承される「まち」

国指定重要文化財をはじめとする「指定等文化財」はもちろんのこと、価値が十分に定まっていない「地域特有の文化財（未指定文化財）」について、これらが地域の歴史文化を醸成してきた重要な地域のアイデンティティであることを内外に周知する。あわせて市民が容易に触れる機会をつくる。

その結果、地域コミュニティにとって、より身近な存在として文化財が地域の誇りとなり、永く継承される「まち」を目指す。

②多様な人々が文化財の魅力共有し、協働し継承することができる「まち」

文化財は、身近な暮らしや地域経済（地場産業）、教育など様々な場に関わることで、市民生活を豊かにする。そしてその魅力や大切さを共有し、幅広くともに関わる人々を増やす。

その結果、多様な人々が文化財の保存・活用を協働して行い、次世代に継承できる「まち」を目指す。

1-2 地域性から見た文化財の保存・活用における目指すべき姿

第4章で述べたように、神戸市の歴史文化の特徴は、「兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち」、「六甲山系と瀬戸内海とともに生きるまち」、「復興と創造のまち」として示したように多様な特性を持っている。それを具体的に地域的に展開するために、以下に挙げる2つの地域において目指すべき姿を示すことができる。

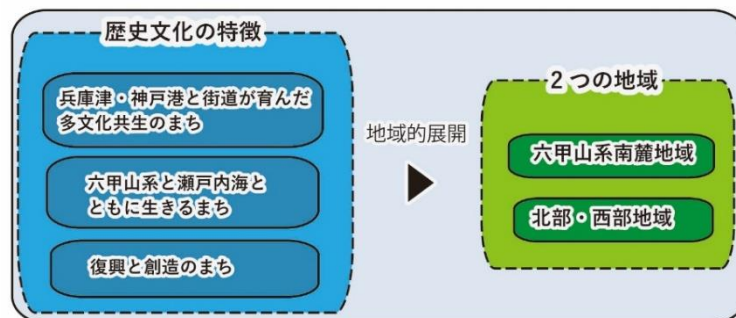


図103 歴史文化の特徴と地域の相関図

神戸市域においては、その中央に連なる六甲山や帝釈山・丹生山などの山系によって地域が分けられ、文化財の置かれた状況が異なる。すなわち、一つは主要東西交通路と港を中心として発展した商工業地及び、主に阪神間で働く人々の住宅地が形成された六甲山系南麓地域であり、もう一つは農村地域と、それに近接する丘陵地帯に造られた大規模なニュータウンが広がる北部・西部地域である。大きく2つの地域に分けることができる。



図 104 神戸市内の地域分け図

このため、その地域ごとに特徴的な文化が育まれており、それぞれの特徴を活かした保存・活用の姿を目指す必要がある。

①六甲山系南麓地域における目指すべき姿

六甲山系南麓地域は、交通至便であり、古くから住宅や社寺などが営まれ、現在も様々な形で文化財が存在している。そのため、それぞれの文化財の特性や実情に沿って、保存・活用を考えることが必要である。古くからの住民と新たに加わった住民が一緒に暮らすこの地域では、身近に文化財に触れることのできる機会を増やししながら、地域の歴史的な魅力を新旧住民が共有し、文化財とともに生きるまちを目指す。

また、北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区や灘五郷酒蔵地区、五色塚古墳を中心とした垂水・舞子地区など、地域に存在する文化財を面的にまとめ積極的に発信し、観光ツールとしてまちの活性化につなげることも視野に入れ、さらなる保存・活用に取り組む。

②北部・西部地域における目指すべき姿

北部・西部の農村部は、歴史ある社寺建築や茅葺建物などの建造物、あるいは伝統的な祭り・行事が数多く残っている地域である。この豊かな農村文化の特徴を残し、それを活かしながら継承することを目指す。そのためには、文化財が地域コミュニティにおいて、地域の魅力であり核であることを地域住民が再認識し、主体となって継承することが重要と言える。

しかし、この地域においては少子高齢化・人口減少がより顕著であるため、地域コミュニティだけではその存続が難しくなりつつある。そのため、農村地域に近接するニュータウン住民も文化財の保存・活用に参画することが必要である。また都市部と農村部を市域とする神戸市の特徴を活かし、文化財を観光や教育などにも活用することで、都市部の住民も取り込んだ保存・活用に取り組む。

1-3 保存・活用に関する方向性についての展望

第2章でも触れたように神戸市は、多くの町村が合併して成り立っており、それが現在まで続く地域の特色につながっている。しかし、現在、神戸市が十分な文化財の把握ができていないので、その特色を示すことができておらず、大きく2つの地域の目指すべき方向性を設定するに留まっている。

今後は、本計画に位置付けた文化財の現状調査や地域における文化財の掘り起こしなどの事業を進めるとともに、①と②で示した2つの地域の方向性を基に、関連する文化財の抽出や文化財の保存・活用を重点的に行う地域の設定などを進める。そして、今回示した2つの地域の実情を把握し、さらに詳細な地域における文化財の保存・活用に関する将来像を改めて描く必要がある。

2-1 課題の整理

前節で示した目指すべき姿を実現させることを目的として、第5章で明記した既存の文化財調査の概要や文化財の保存・活用の取り組みと、市民意識調査、所有者の保存・活用に関する意識調査、観光団体への意識調査などから、現在、文化財の保存・活用の妨げとなっている課題を抽出した。さらにその内容ごとに所在把握、文化財を取り巻く環境、防犯・防災、保存環境、情報発信・公開、日常活動における活用、産業・観光における活用、教育の場における活用、人材育成及び活用事業の連携、継承方法、価値観の多様化の11項目に分類した。

文化財の保存・活用を行っていくうえで、“まもる”こと（保存）、“いかす”こと（活用）、そして“つたえる”こと（継承）が重要である。それらが相互に関連して行われることにより、文化財が市民にとってかけがえのないものになる好循環が生まれていくと考えている。このような考えから、今後の文化財の保存・活用の推進にあたり「文化財をまもる」・「文化財をいかす」・「文化財をつたえる」という3つのカテゴリーを設定し、先述の課題をそれぞれに分類した。さらに前節1-2で六甲山系を境に二つの地域を設定したことに伴い、それに特化した課題も抽出した。

2-2 「文化財をまもる」にあたっての課題

（1）文化財の所在把握に関する課題

建造物、無形民俗文化財、石造物などは、過去に把握調査が実施され一定の成果を挙げているが、近年は定期的な現状調査が行われていないものが多い。埋蔵文化財については、開発などに伴う確認調査などにより、継続的な把握が行われている。それ以外の美術工芸品・有形民俗文化財・記念物については、十分な調査が行われていないため、所在把握に努める必要がある。

これらの作業は専門的で膨大なものであるため、専門知識を持った職員を確保したうえで、産官民学が協力した調査体制の整備を行う必要がある。

（2）文化財を取り巻く環境に関する課題

近年の社会経済状況や文化財所有者の世代交代などに伴い、文化財が売却される例が増加している。神戸市でも、国登録有形文化財の建造物であっても売却などにより解体された事例があり、近年、多くの文化財が滅失の危機に瀕していると言える。

住居や店舗などに活用している建造物などの文化財は、文化財的価値の保存と活用の利便性を両立させることが課題である。また、住環境など文化財の置かれている環境が著しく変化し、所有者や地域住民の文化財の維持や継承に関する意識が薄れていくことが予想される。法や条例による保護を図っているが、次世代の所有者や地域住民の保存に関する意思確認の把握は十分とは言えず、それを踏まえたいうえで必要な措置を講じる必要がある。

(3) 防災・防犯対策に関する課題

近年、日本各地で多くの災害が多発している。災害の種類は、阪神・淡路大震災のような大規模で複合的な災害をはじめ、火災、台風、地震、獣害、虫害など様々である。

阪神・淡路大震災で文化財に多大な被害があったことを踏まえ、平常時から文化財の耐震化の推進をはじめ、文化財関係者の防災意識の醸成・向上や防災担当部局との情報共有、防災研修会などの開催による注意喚起、そして被災時の文化財レスキューの方法や体制の構築が必要である。

火災については、これまで消防訓練や防火設備点検などの対策が進められてきた。令和元年(2019)に起こったノートルダム大聖堂及び首里城の火災を教訓として、更なる対策の強化が進められている。神戸市でも、平成24年(2012)に伝統的建造物旧グラシアニ邸が火災により大きな被害を受けるといふ事例があり、建造物をはじめとした文化財の防火対策が必要である。しかし、設備の改修・新設については多額の費用がかかるうえに、点検費用をはじめ維持管理に伴う経費も発生するため、文化財所有者の負担は大きい。

近年のゲリラ豪雨や巨大な台風の上陸などにより、文化財の損壊の危険性が高まっている。平成30年(2018)には度重なる台風の影響で、茅葺屋根の損傷や文化財に近接する樹木の倒木が多発したことがあり、その経験を基に平常時から災害対策と発生時の対応について備える必要がある。

獣害・虫害などの生物による災害については、神戸市内でもアライグマなどの害獣だけではなく、シロアリやキクイムシなどによる文化財の損傷が報告されている。発生を確認した場合は、迅速な対応が必要となる。

これらの災害に加え、文化財に対する落書きや仏像などの盗難などの人災も全国的な問題となっている。神戸市でも人が常駐していない社寺も見受けられることから、被害を受ける可能性が高い。防犯カメラの設置など対策を進めているが、多くの文化財には及んでいない。

(4) 保存環境に関する課題

所有者の交代とともに、文化財保護に対する意識が希薄になり、継承が危ぶまれる可能性が生じている。さらに、伝統的な祭り・行事を支えてきた社寺の檀家や氏子をはじめ地域住民が、高齢化や世代交代によって少なくなっている。そのため、修理費用が大きな負担となるだけでなく、伝統的な祭り・行事の開催が困難になっている場合もある。

文化財は、適切に処置していくことで、さらに次の世代に継承されるものであるが、修理履歴などの情報が未整理のものも多く、管理上の課題となっている。そのうえ劣化防止の対策、保存に関する必要な技能者や材料の確保は十分とは言えない。また、美術工芸品や出土品などは、適切な処置を行ったうえで保管場所を確保することが求められているが、収蔵場所をはじめ十分に対処できているところは少ない。

このような課題に対して、活用とバランスをとって計画的に進めていく必要があるが、現状では保存管理計画などを策定しているものは少ない。

埋蔵文化財発掘調査については、開発に伴う調査が大半であり、重要な遺跡であっても現地で保存することは難しいことが多い。

2-3 「文化財をいかす」にあたっての課題

(1) 情報発信・公開に関する課題

現在、書籍の刊行やホームページなどによる情報発信を行っているが、市民の意識調査によると、文化財の情報を得る手段としては、新聞及び広報紙とホームページが大半を占めているため、そのニーズに対応する必要がある。さらに観光団体への意識調査でも、市内の文化財を活用するためのツールが必要とされており、様々な分野のニーズに合わせ、多様なメディアを活かした情報発信を行っていくことが求められている。

現在、様々な理由で公開できていない文化財も多く、文化財への理解を促すためにも公開に関する措置を検討する必要がある。ただし、プライバシーの問題や文化財の盗難などの危惧から、所有者が文化財に関する情報の公開を希望しない場合も多い。

(2) 日常活動における活用に関する課題

これまで多くの文化財は、所有者や地域コミュニティにより日常生活の中で保護されてきた。ただし、公開場所や日時が限定されていることも多く、一般市民が目にする機会が少ないものもある。さらに少子高齢化による担い手不足や、最近では新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により行事を中止するなど開催が困難になることが増加し、日常の場で文化財に触れる機会が減少している。また、交通アクセスの未整備や現地説明板の整備不足なども課題である。

現在、博物館などによる展示及び講座、地域団体による文化財の活用が行われている。しかし、市民の文化財の保存・活用に関する意識の把握が不十分である。アンケートなどによりそれらを把握し、より効果的な事業となるように努める必要がある。

(3) 観光など産業における活用に関する課題

観光資源などになっている文化財は社寺だけではなく、灘五郷の酒造や有馬筆など地場産業に関連するものも存在し、酒造に関しては、観光資源として活用されている。さらに近年、2つの日本遺産が認定されており、地域活性化計画を基に活用事業計画が展開されている。しかし、そのような動きがある一方で、文化財及びその活用方法に関する情報が観光団体に十分共有されておらず、その多くが観光資源として有効に活用されていない。

本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場（ユニークベニュー）として文化財を活用することについては、映画のロケ地や演奏会場として建造物などの利用が一部で進められているが、活用される文化財が限定されている。

(4) 教育の場における活用に関する課題

学習指導要領や神戸市教育振興基本計画においては、日本や地域の伝統や文化を学ぶことが明記されている。現在も、神戸市立博物館や神戸市埋蔵文化財センター、そして民間団体が、市内の小中学校と連携した取り組みを実施しており、今後はより連携を深め活用することが求められている。

また、市内及びその周辺には研究機関でもある大学がいくつも所在しており、文化財調査などの協力のみならず、専門職育成のためにも連携した事業の展開が望まれている。

(5) 人材育成及び活用事業の連携に関する課題

建造物や地域で守られてきた遺跡（史跡）の維持管理を担ってきた人や、伝統的な祭り・行事における主体的な役割を担ってきた人々だけでなく、それを支える役割を持つ人々も少子高齢化によって減少している。文化財の公開をはじめ、その活用には多様な人材を必要としており、主体的に保護に関わる人材の養成と文化財の保存・活用への理解と協力を促していくことが重要である。

地域コミュニティにおいては、文化財が地域の資産として認識されてはいるが、地域住民と文化財に関連する部署や団体との連携不足などから、情報共有や人材育成への支援などをはじめ、活用を行うための協力体制の整備や活用方法の検討が不十分と言える。

2-4 「文化財をつたえる」にあたっての課題

(1) 継承方法に関する課題

文化財の継承については後継者不在、檀家や氏子など文化財に関係する人口の減少、所有者や管理者が不在になった場合の維持管理の対応などが課題となっている。また、建造物を残す意思があっても、これまでその手段や方法などを相談できる窓口が整備されていなかった。現在マッチングなどの相談を受けることを外郭団体で始めているが、まだ十分とは言えない。

また、外部からの移住者などは伝統的な祭り・行事などに参加できない場合もあり、地域に住民がいるにも関わらず行事などの継承が困難となっている場合がある。また、文化財を伝えるにあたり、子供たちの存在は重要である。しかし、生活環境の変化とともに文化財との関わりが希薄になっており、存在を意識することが少なくなっている。

地域の伝統的な祭り・行事などを継続的に実施できなくなった場合や、樹木などの天然記念物が高齢化により衰弱し、存続が危ぶまれる場合などに備え、所有者及び管理団体が市役所関連部局と協力して継承方法を検討する必要がある。

現在のところ所有者及び管理団体とともに継続的に保存・活用を推進していくための体制は十分とは言えない。行政は専門職や新規職員の採用などを実施し、所有者等を支援する体制を整えることが必要である。

(2) 価値観の多様化による課題

所有者の世代交代や所有権の移動などに伴い、後継者が前所有者と同じように文化財保護への意識を持っていないことがあり、売却・廃棄による文化財の滅失が懸念される場合がある。また、住宅開発などにより、新規住民が増加することで、地域の文化財などに対する意識の変化が生じている。地域の伝統的な祭り・行事なども内容を記録していない場合も多い。そのため、中断した行事を地域コミュニティの維持のために再開を図ろうとしても、実現が叶わない事例も生じている。

なお、文化財を伝えるには、神戸市の歴史文化への理解を深める必要がある。そのためにも新たな資料の収集及び調査研究が求められる。

現在は、神戸市全体にかかわる文化財について価値観が多様化する中、保存・活用に関する方向性や目標が明確ではなく、文化財の保存・活用の重要性について周知は十分ではない。

2-5 地域を特定した課題

(1) 六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に関する課題

この地域は、阪神・淡路大震災の被害が大きかった地域であり、建造物などの文化財も大きな影響を受けた。それとともに都市部であるがゆえに、相続や売買などにより建造物などの文化財が滅失し、かつての景観が失われているところも多い。個別に文化財保存管理計画などが作成されない状態であり、計画的な保存・活用をするうえで、支障となっている。

数多くの文化財が存在しており、伝統的建造物群保存地区に指定されている北野町山本通をはじめとして、住民が主体となって文化財をまもり、活かすまちづくりが行われてきた地域も存在する。しかし、新旧住民の交流ができていない地域もある。

また、灘五郷や兵庫津のように日本遺産として認定されているものや、五色塚古墳のように有名な文化財なども多いが、十分に保存・活用が行われているとは言えない。併せて、それを観光資源として活用することも求められている。

(2) 北部・西部地域における文化財の保存・活用に関する課題

農業従事者の高齢化や若年層の都市部への流出が進み農村人口の減少は著しい。このような状況が進むと、耕作放棄地が増え、里山やため池などの農村景観を維持することも難しくなり、文化財を育んできた環境に大きな影響を与えることになる。さらに未指定の社寺の建造物などは、防火・防犯設備が必ずしも備わっているわけではなく、建造物の焼損や仏像の盗難など所在不明もしくは滅失する恐れが生じている。

この地域には茅葺建物や社寺などの文化財が多数存在しており、これまで以上に地域の拠点として活用することが求められている。しかし、現状として公共交通機関によるアクセスが都市部に比べると弱いことや、文化財の周知や現地の案内の未整備など活用には多くの課題がある。また、都市と近接した北部・西部地域は、農業を志す若者や里山暮らしに憧れる人々にとって非常に暮らしやすい環境であると同時に、多くの文化財が存在する歴史ある場所である。しかし、多くの文化財では、その魅力が神戸市内外に周知できておらず、有効に活用できていない。

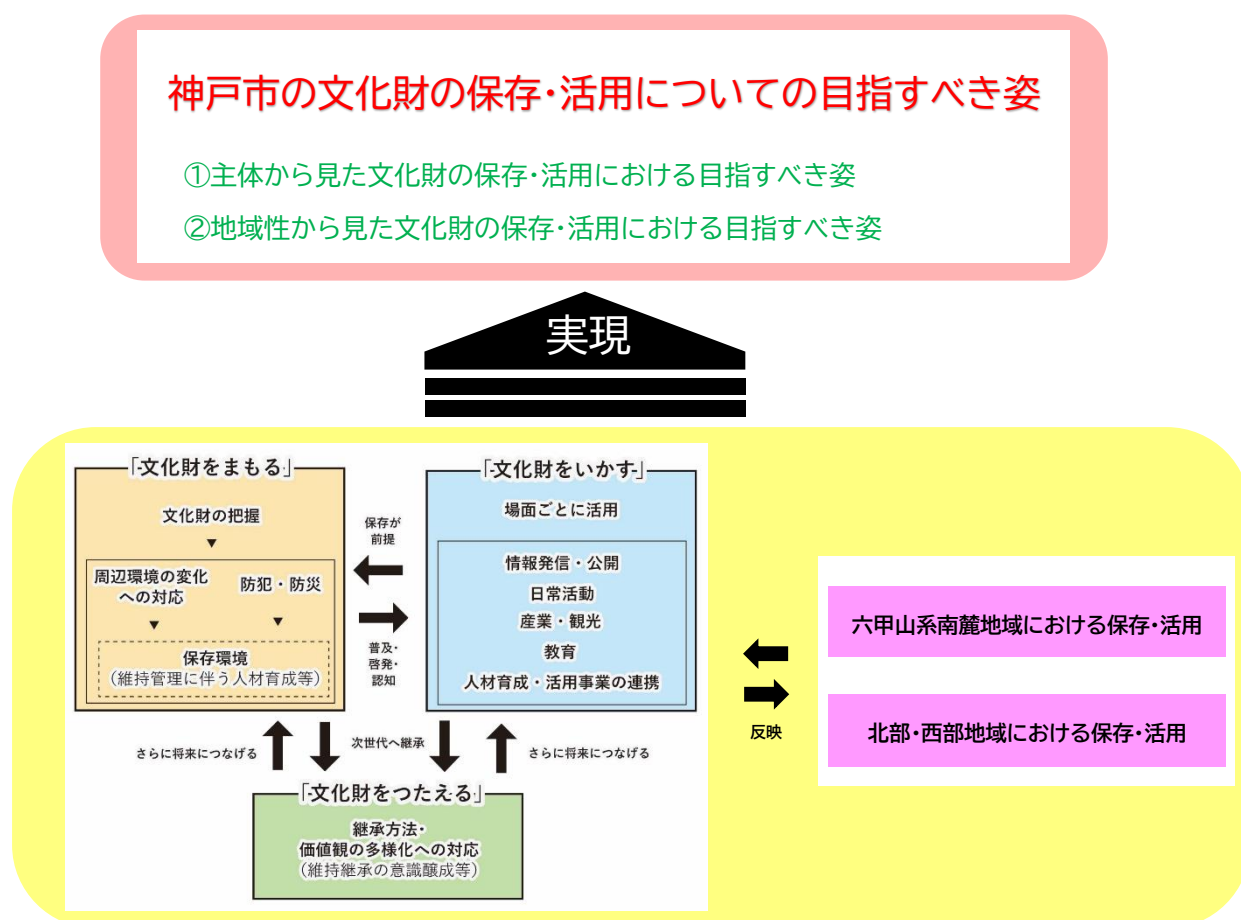
第7章 神戸市の文化財の保存・活用に対する方針

第1節 文化財の保存・活用に対する方針の考え方

第6章第1節で示した神戸市の目指すべき姿を実現させるためには、同章第2節で抽出した様々な課題を克服する必要がある。そのためには、課題の抽出時に設定した①「文化財をまもる」、②「文化財をいかす」、③「文化財をつたえる」の3つのカテゴリーに沿った方針を立て、それぞれに関して措置を推進し課題の解決を図りたい。すなわち、①については「所在把握」を行うと同時に、「取り巻く環境」「防災・防犯対策」「保存環境」といった現状の改善を行う。②については「情報発信・公開」「日常活動」により周知に努め、「観光等産業」「教育」での積極的な活用、効果的な活用を行うための「人材育成・連携」を図る。そして①・②を踏まえ文化財を将来に伝えていくために、③の「継承方法」「価値観の多様化」に対して取り組む。

また、第6章第1節で設定した2つの地域における課題について、前述の方針を反映させ、地域に応じた方針を立て、措置を実施し解決を図る。

なお、これらの措置を行うには、古くから様々な文化を取り入れ育まれてきた進取の精神と、伝統文化を受け継ぐ精神を併せ持った神戸らしい文化を醸成させてきた市民の気質が不可欠である。このため専門家だけではなく、市民・地域団体などと協力して措置を推進していくことが必要である。あわせて「文化財をまもる」、「文化財をいかす」、「文化財をつたえる」という実際の行動に従事する人材に対しても、適切な措置の推進が重要である。



なお、神戸市では、イノベーションを通じた SDGs の実現に向けて、積極的な取り組みを進めている。地方創生を一層促進するうえでも、SDGs の考え方を取り入れて、戦略的に取り組みを進めていくことが重要であり、神戸市 2025 ビジョンにおいても、これらの目標を意識し、ビジョンの実現を通じて神戸における SDGs の達成を目指している。本計画はビジョンの下位計画であることに加え、神戸市がこれから進める文化財の保存・活用が、文化財そのものの保存・活用に留まらず、自然環境をはじめとして周辺環境も対象とし、教育・産業・まちづくりなど様々な分野との連携を取りながら進めていくものである。したがって、文化財の保存・活用に関する事業も SDGs に寄与するものと解することから、各方針に関連する目標のロゴを付す。

第2節 「文化財をまもる」ための方針

2-1 文化財の所在把握に対する方針

市内に存在する文化財を把握するために、庁内関係部局をはじめ大学や地域住民などと協力し、建造物などの現状調査や、第5章第1節で示した状況を踏まえ、美術工芸品をはじめとした所在把握が不十分な文化財の悉皆調査を継続的に行う。埋蔵文化財については分布調査や確認調査などを重ね、遺跡の分布状況の把握を行う。

把握した文化財を次世代に継承していくために、データベースを整備し、保存・活用に努める。これらの業務を継続して行うためには、神戸市の文化財に関わる庁内関係部局、民間博物館や大学など文化財の収蔵・調査・研究を行う機関において、専門職員確保などの体制の整備が必要である。そのうえで産官民学が協力して所在把握に努める。

2-2 文化財を取り巻く環境の変化に対する方針

相続などによる文化財の散逸及び滅失、開発事業に伴う景観や地域コミュニティの変質などによる滅失を防ぐため、法や条例による指定等を行い、文化財やそれを取り巻く環境に対する保護措置をとる。そして文化財担当部局が文化財所有者や活用事業者などに対して、保存・活用に関する助言など様々な形での支援を行う。未指定文化財については、神戸歴史遺産制度を活用し、緩やかな保護を図る。さらに庁内関係部局との情報共有に努め、連携事業を進める。

また、文化財の保存・活用は、文化財所有者や地域住民が主体的な立場であるため、今後の保存・活用の方向性を図るために、それぞれの意識を把握する。

2-3 防災・防犯対策に対する方針

防災については、豪雨や地震などによる大規模な自然災害や人災による文化財の棄損、滅失などに対応するため、兵庫県及び大学などの研究機関や地域団体などと協力して検討を行う。また、消防局など関連する機関と情報共有をしていくと同時に、ハザードマップの作成や文化財防災マニュアルなど



を定め、その周知に努める。発災時にはそれに基づき、所有者・行政、関係団体で迅速な対応を行うことができるように努める。

火災については、消防局による防火指導及び周知活動を継続して行うとともに、防火設備の設置・改修などの促進に努める。その際は、文化庁が作成した「世界遺産・国宝等」における防火対策5か年計画、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を活用する。

市所有の文化財建造物については、耐震診断及びそれに基づく耐震工事を順次実施し、民間所有のものについても対策を図ることを促していく。

獣害及び虫害については、早期に把握し、県市の文化財及び農政担当部署など関係機関とも連携し、被害を最小限に留めることに努める。

台風など自然災害については、危険木の伐採など平常時からの対策を進めると同時に、被害が生じた場合に備え、助成だけではなく関係機関との連絡体制も整える。

防犯については、これまでも注意喚起や防犯カメラの設置を行ってきたが、今後とも、所有者等に対して、防犯への意識を高める取り組みを継続的に取り組むことに加え、警察や地域団体などとの協力についても調整を進める。



2-4 保存環境に対する方針

文化財を保存していくために、指定等を行い所有者の継承意識の醸成を図り、文化財巡視員制度による日常的な文化財の状況把握、個々の文化財に関する保存管理計画や保存活用計画の作成などを推進する。また、助成制度の拡充により所有者等の修理費用などの負担軽減や、適切な保存管理環境の整備に努める。同時に文化財の維持管理に必要な人材育成や修理のための素材確保に努める。

埋蔵文化財については、開発事業者と十分に協議し、可能な限り現地での保存を図る。滅失を避けられない部分については、今後の活用なども念頭に入れ最善の調査方法を検討し、記録保存に努める。さらに、整備に関して必要な調査や現地保存などの協議も積極的に行っていく。

第3節「文化財をいかす」ための方針



3-1 情報発信・公開に対する方針

市内に存在する魅力的な文化財を活かすためには、広く一般に周知する必要がある。積極的に報道機関への情報提供に加え、効果的な情報発信を行うために、神戸市の文化財関連書籍の継続的な刊行、ホームページなどデジタル媒体を活用し、市内の文化財情報の発信を推進する。

文化財への理解を促すためには、市民や所有者等への意識調査を通じて、活用についてのニーズを把握したうえで、SNSをはじめとした様々な媒体を利用して周知を行う。そして現地での公開をはじめ、博物館や文化センターなど様々な場所において文化財を公開するとともに、現在公開できない文化財を含め、VRやARなどの最新技術も利用した公開方法について検討し実施する。



3-2 日常活動における活用に対する方針

地域コミュニティが主体となって、地域にある文化財を町のシンボルとして活かすまちづくりを進めるとともに、伝統的な祭り・行事などを継続して開催していくことに努める。行政も日常生活のなかで身近に文化財に触れることができるように、文化センターなどを利用した各地域での展示や講座などを行う。市民が農村歌舞伎舞台など地元が存在する文化財を活用するにあたって支援するなど、市民のニーズの把握に努め、様々な方法を検討し実施する。現地での案内や説明板については、多言語化も視野に入れ、設置及び改修を進める。



3-3 観光等産業における活用に対する方針

文化財を観光などに活かすために、観光部局など関連機関と協力して文化財の紹介や活用に関するマニュアルの作成を行う。また、文化財を活用した観光プランなど体験型観光などを展開する。

酒造など文化財に関連する伝統産業や地場産業を振興するとともに、フィルムコミッションへの協力やMICEの誘致をはじめとしたユニークベニューの推進や、日本遺産を活用した新たなビジネス開発などを関係機関と協議検討する。



3-4 教育の場における活用に対する方針

神戸市立博物館などの文化財を所蔵する施設と小中学校などの学校現場との連携を深め、学校と協力して教材研究用資料の作成や、地域の文化財を題材とした授業や体験講座などを行い、子供たちが地域の歴史や伝統文化を学習する機会の拡充に努める。

次世代の研究者などの人材育成の観点からも大学と文化財に関わる連携事業の検討及び実施を図る。その結果明らかになった成果を、広く市民に還元できるような調査研究を進める。



3-5 人材の育成及び活用事業の連携に対する方針

建造物などの継続的な利用や、史跡の維持管理や伝統的な祭り・行事の継続的な実施のためには、所有者、地域コミュニティ、地域の企業、学校、行政などさまざまな立場の人々が連携して事業を推進する。

また、所有者等の要望に応じて、活用についての相談や活用事業者などとの橋渡し、そして所有者に代わって保存・活用を行うことも視野に入れ、文化財保存活用支援団体※の導入も検討する。

※行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくため、文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、行政が認定する地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体。

第4節「文化財をつたえる」ための方針



4-1 継承方法に対する方針

文化財を伝えていくために、費用負担の軽減や相談窓口の確保、文化財保存活用支援団体導入の検討など所有者が安心して文化財を維持管理してく環境を整える。さらに文化財を地域の核として位置付け、新旧住民が協力して文化財を継承する方法を検討する。そして、次世代を担う子供たちに対し、文化財に触れる機会を増やし、文化財の維持継承についての意識を醸成する。

継承にあたっては、様々な形で行政が関わっていく必要があるため、文化財に関わる職員の育成と確保に努める。

様々な措置を講じたうえでも滅失を避けることができない文化財については、記録保存などを含め取り扱い方法についても検討する。なお、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）や民俗文化財など、時代とともに変化することが前提となる文化財についても、継承方法や記録方法など、これからの保護のあり方を検討する。



4-2 価値観の多様化に対する方針

文化財を伝えていくために、これまでと同様に継続して文化財の収集・調査・研究・公開を行うとともに、指定・登録等を進めることにより、その重要性を周知し、所有者及び市民の文化財への理解を深める。

市民に対して文化財の保存・活用に関する意識・ニーズを把握するとともに、文化財所有者の保存・活用に関する課題や管理・公開についての意識も把握する。それを踏まえ、必要に応じて関係部署との調整を行い、継承のための支援を行う。

神戸市内に存在する多くの文化財を効果的に保存・活用するために、関連文化財群^{※1}や文化財保存活用区域^{※2}の設定を検討する。

計画期間においては、文化財保存活用地域計画協議会を定期的を開催し、措置の進捗状況などの把握に努める。

※1 地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの

※2 文化財が特定の地域に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域

第5節 地域を特定した文化財の保存・活用に関する方針



5-1 六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に対する方針

六甲山系南麓地域については、近代の建造物が数多く残されており、それらの保護に努める。指定等文化財の建造物については文化財保存活用計画を作成し、計画的な文化財の保存・活用を進める。

文化財を核として、まちづくりや観光などの活用事業を住民とともに進めることを重点的に行う。北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（灘五郷・兵庫津）、五色塚古墳を中心とした垂水・舞子地区である。これらの地域に存在する文化財を面的に捉えることにより、それを活かしたガイドツアーや周遊ルートの開発、景観の保全などを推進する。これらの取り組みを通じ、住民間の交流も図る。特に五色塚（千壺）古墳 小壺古墳については、整備基本計画に基づき、整備に伴う確認調査やガイダンス施設などの周辺整備、近隣の文化財を含めた周遊ルートの整備を検討する。



5-2 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針

北部・西部地域に多数残っている茅葺建物は、神戸市に特徴的な文化財でもあり、農村景観を構成する地域資源でもある。今後も安定して継承していくために、茅葺屋根の素材確保や茅葺技術の継承に努める。火災による滅失などを防ぐためにも、防火設備の整備を進める。さらに継承者の不在や活用をめどが立たないものについては、新たな利用者との橋渡しや地域の拠点としての活用を検討し、地域の活性化に努める。そのために、地域や庁内関係部局との情報共有を進める。

神戸の近代化の足跡を体感できる場所として再度公園の保全や外国人墓地の公開を継続して行い、六甲山周辺の魅力向上につなげる。

北区に存在する農村歌舞伎舞台は、かつての農村文化を伝える貴重な文化財であるため、地域に生きる文化財として、地域団体による歌舞伎公演を実施するなどの芸能活動の場としてさらに活用を進める。

また、社寺や茅葺建物を神戸市の新たな魅力として広め、地域住民が主体となって文化財を活用した周遊マップの作成やツアーの企画・運営などの農村ツーリズムについて支援する。さらに、特色ある教育活動の教材として文化財を活用し、将来の担い手である小学生に文化財に親しんでもらう。このように地域が主体となって里づくりを進め、それと並行して文化財を取り巻く環境についても整備を進める。

第8章 神戸市の文化財の保存・活用に関する措置

第1節 神戸市の文化財の保存・活用に関する具体的な措置

第6章第1節で明示した神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿を実現させるためには、その支障となっている課題を克服する必要がある。そこで第7章で規定した「文化財をまもる」・「文化財をいかす」・「文化財をつたえる」の3つの方針に基づき設定した措置及び地域を特定した措置は、以下のとおりである。なお、次節に記載した措置における重点事業を明確にするために、該当する事業には★印を付した。

措置の実施にあたっての経費については、文化庁及びその他の関係省庁の国庫補助金や地方創生推進交付金、県市補助金など、ふるさと納税による寄附などの様々な方法で予算の確保に努め、関係各所と連携して進める。

■措置表の見方

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体					行政 ※3	財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者 ※1	企業 ※2	教育	大学			R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～13
(1)	弾力的	な文化財の利活用の検														
55	★	歴史的建造物等の積極的な活用	登録文化財などの建造物の店舗利用など様々な活用を推進する。	◎	◎	◎			◎	市・市民習						

事業番号

重点事業には★

措置（事業名）
※【新規】とあるものは、本計画より新たに始める措置

措置内容（事業内容）の概要

事業主体（行政以外）

《凡例》
◎：主体的に実施
○：事業に協力

事業の財源

事業期間

《凡例》

既存事業 →

新規事業 →

条件が整えば
執行する事業

事業主体（行政）

《凡例》

文：文化財課 博：博物館 景：景観政策課 区：区役所
建安：建築安全課 農：農政計画課 公：公園部計画課 森：森林整備事務所
環：都市環境課 観：観光企画課 フ：ファッション産業課 文流：文化交流課
危：危機管理室 消：消防局 図：図書館 書：文書館 保：文化財保護審議会
協：文化財保存活用地域計画協議会 日：日本遺産連絡協議会

※1 所有者には、博物館施設も含む

※2 外郭団体は、企業として分類

(一財)神戸観光局、(公財)神戸市民文化振興財団、(一財)神戸シティ・プロパティ・リサーチ

※3 行政は、すべての事業に関与するものし、担当部署を明示している。

1-1 「文化財をまもる」ための措置

文化財の保存・活用を進めるうえで基本となる市内の文化財を把握し、文化財の価値づけと保存のための規制・支援を行い、併せて防災・防犯に関する対策を図る。そのために以下の(1)～(4)の措置を実施する。

(1) 文化財の所在把握に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置(事業名)	措置内容(事業内容)	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 文化財の継続的な現状確認																	
1		【新規】既存データの追跡調査	建造物や民俗文化財など過去に把握した文化財について、大学や区役所など庁内関係部局と連携して現状確認などの追跡調査を行う。		○				○	◎文・区	市						
2		埋蔵文化財包蔵地の把握調査	埋蔵文化財の分布調査、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の範囲などの見直しを行う。		○					◎文	国・県・市						
(2) 総体的な市内文化財の把握																	
3		文化財悉皆調査	過去に十分な調査が行われていない古文書などの美術工芸品、名勝地などの記念物について博物館などと協力して悉皆調査を行うとともに、食文化など新たな分野についても調査方法を含め検討を行う。	○	○				◎	◎文・博	市						
4		【新規】地域における文化財の把握調査	主に自治会・まちづくり協議会・里づくり協議会などの団体を対象にワークショップ形式により地域で大切にされている歴史的資源を掘り起こし、未指定の文化財を把握する。	◎					○	◎文	市						
(3) 調査データの電子化及び管理																	
5		【新規】総合的な文化財データベース作成	歴史的な建造物や古文書など庁内関係部局・大学などが管理している文化財に関連する情報を収集し、神戸市が把握している情報と合わせたデータベースを作成する。それと併せて情報の追加修正など相互に情報共有できる体制を整える。							◎文	市						
(4) 文化財の所在把握に係る体制整備の強化																	
6		文化財の保存・活用の体制整備	文化財の悉皆調査やその整理など文化財の把握の精度を高めるとともに、調査成果を活かした後の保存・活用を行うために、専門性を持った職員の配置を行うなど、体制の整備に努める。							◎文・関係部署	市						

(2) 文化財を取り巻く環境の変化に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置(事業名)	措置内容(事業内容)	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 文化財の保護施策の充実																	
7		文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○					◎文・保	市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
8	★	【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化などの社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。	○	○					◎文	市						
9		神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○					◎景	市						
10		市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○					◎公	市						
11		文化環境保存区域内の開発行為の抑制	文化環境保存区域において、工作物の新築・改築、土地の区画形状の変更、工作物の色彩の変更などについて規制を行い、区域内の文化財を取り巻く環境を面的に保全する。		○					◎文	市						
12		生物多様性神戸プランに基づく事業の推進	生物多様性に関する普及啓発や保全活動に取り組む団体への支援、希少種の保全、外来種対策などの取り組みにより生物多様性の保全を推進する。	○						◎環	市						
13		【新規】庁内関係部局との情報共有・共同事業の推進	地域計画に位置付けた措置の実施状況の共有や、悉皆調査、連携事業など関連する部局と情報共有・事業内容の検討など連携をとり、事業を推進する。							◎文他	市						
(2) 地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握																	
14		【新規】地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握	各区まちづくり課と文化財課が協力し、文化財の保存・活用に関する地域住民の意向などを調査し、情報共有を行う。	○						◎文・区	市						
(3) 所有者への文化財の規制内容などの周知																	
15		文化財所有者への重要事項の説明	文化財を継続して保護していくために、所有者の交代時だけでなく、定期的に、所有者へ文化財を保護するうえでの重要事項の周知徹底を行う。		○					◎文	市						

(3) 防災・防犯対策に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 関係各所との災害時の連携の強化																	
16		【新規】大規模災害時の文化財保護対応検討	これまでの災害時対応の情報集約、課題抽出を行い、危機管理室・消防局など関係機関と「神戸市業務継続・受援計画」に記載のある情報処理活動・指揮調整体制・現場対応環境について、具体的な行動内容を検討する。また、市内文化財の防災計画が未策定のものについて計画策定を促す。	○	○				○	◎県・危・消	市						

(2) 日常時からの連絡体制強化												
17		【新規】危機管理室・消防局などへの情報共有	非常時に備え、危機管理室・消防局・警察へ文化財リストなどの情報を共有する。 防災対策のために関連部署（危機管理室・消防局・警察）への文化財情報の提供について、所有者に許可の承諾を促す。		○					◎ 文・ 危・ 消	市	
(3) 防災に関する周知及び設備の整備												
18		防火指導	指定等文化財の所有者に対して定期的に防火に関する注意喚起や、消火設備などの査察を行い、防火指導を行う。		○					◎ 消	市	
19		文化財防火デーに伴う訓練などの実施	文化財防火デーに伴い、テレビなどのメディアを通じた広報活動を行う。市内文化財施設において消防訓練及び指導し、併せてそれ以外の施設についても立ち入り検査を実施し、防火体制の強化に努める。	○	○					◎ 消	市	
20		文化財防火設備の維持	国指定建造物は、国助成を活用した防災点検、市指定などの建造物について市助成により防火設備の設置に、市指定の茅葺建造物は、防火設備の点検について、それぞれ助成を行い、防火対策を行う。	○	◎					◎ 県・ 文	国・ 県・ 市	
21		【新規】文化財ハザードマップの作成	所有者や防災関係部局と協力して、各文化財における危機要素を抽出して、ハザードマップを作成する。それを周知することで、非常時の対応や日常管理に役立てる。	○	○			○		◎ 文・ 危・ 消	市	
22		防災マニュアルの周知	文化庁・兵庫県などが作成した防災防犯マニュアルの内容を文化財担当者、文化財所有者に周知し、防災意識の向上を図る。		○					◎ 文	市	
23		防災研修会の検討・実施	兵庫県や神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターなど関係機関と協力し、文化財担当者や所有者向けの防災などに関する研修会の内容・方法を検討し、実施する。		○				◎	◎ 県・ 文	市	
24		建造物の耐震調査及び改修工事	指定等文化財建造物の耐震調査及び改修工事を行う。 市所有文化財を先導して耐震化を施し、耐震化のモデルとして情報提供を行う。大規模な耐震化に限らず、修理工事に併せて部分的な耐震化が図れるよう技術支援や助成を行う。		◎					◎ 文・ 景	国・ 県・ 市	
25		台風など自然災害への対策	台風などにより天然記念物の樹木の倒木、隣接する樹木の倒木による文化財建造物の損壊などの予防対策として、危険が予想される樹木の強剪定や伐採について、行政が所有者等に助言等支援を行い、対策を促進する。	◎	◎					◎ 文	国・ 県・ 市	
26		獣害及び虫害への対応	アライグマなどの害獣やシロアリなど害虫の被害に対して、駆除や予防措置などを行う。		◎					◎ 文・ 農	市	
(4) 防犯に関する周知及び設備の整備												
27		防犯意識醸成の促進	所有者に防犯に関する注意喚起、助言などを行い、防犯意識の醸成を図る。		○					◎ 文	市	

28		防犯設備設置などの支援	防犯カメラの設置などを支援し、防犯対策の強化に努める。	○	◎					◎文	市					
29		【新規】警察との情報共有	警察と文化財リストなど共有し、平時から情報共有を行う。盗難などが発生した場合に、協力して対応する体制を整える。		○					◎文	市					

(4) 保存環境に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間								
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13			
(1) 文化財の指定等の推進																			
7		【再掲】文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○					◎文・保	市								
8	★	【再掲】【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化などの社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。	○	○					◎文	市								
9		【再掲】神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○					◎景	市								
10		【再掲】市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○					◎公	市								
(2) 計画的な文化財の保全と整備の推進																			
30		【新規】文化財所有者への維持管理・意識調査の実施	所有者にアンケートや聞き取りなどを定期的実施し、継続的に維持管理に関する課題や継承の意向などの調査、把握に努め、計画的な保全に活かす。		○					◎文	市								
31		【新規】文化財保存活用計画の作成	神戸市所有の国指定重要文化財旧小寺家厩舎・船屋形・旧ハッサム住宅・旧ハンター住宅について、大規模修繕などを見据えた文化財保存活用計画の作成を順次進める。							◎文	国・県・市								
32		市所有の指定等文化財の管理及び公開	五色塚古墳・旧トーマス住宅など市所有の指定等文化財の適切な管理及び公開を行う。							◎文他	市								
33		【新規】市内名勝の再整備	東遊園地（国登録）は令和5年度共用開始を目指して、歴史性も配慮したうえで魅力的な公共空間を創出するべく再整備を行う。また、その他の指定等名勝についても、名勝としての価値を向上させるため、整備などの検討を行う。		◎					◎公・文	国・県・市								

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
34		【新規】文化財カルテの作成・管理	伝統的建造物群・文化環境保存区域・近代建築・茅葺建物・美術工芸品の修理や調査履歴など詳細なデータを作成する。GISなどを活用して管理し、計画的な修理などの保全、継承に活かす。		○					◎文 ○景	市						
35		文化財巡視員制度などの運用	兵庫県文化財保護指導委員、神戸市文化財巡視員により、市内文化財の管理状態やき損の状況などの定期的な現状確認を行う。							◎県・文	県・市						
(3) 助言や助成等の支援体制の充実																	
36	★	市内文化財の修理等事業への助成	指定等文化財の修理などについては既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理などの費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。また、伝統行事などの人材育成についても神戸歴史遺産などの助成を活用し支援する。							◎文	国・県・市						
37		神戸市指定景観資源への助成	神戸市指定景観資源の活用に向けた修理などについて助成を行い、有効かつ安定的な継承の支援を行う。							◎景	市						
38		地域文化資源への助成	未指定の各区の伝統的な祭り・行事などの地域に根差した文化資源の継承のために道具修理に対しても助成を行う。							◎文 区	市						
39		市民の木・市民の森助成	市民の木・市民の森の管理・運営へ助成を行う。							◎公	市						
(4) 文化財の収蔵環境の充実																	
40		【新規】文化財の保管環境の現状把握	文化財を継続して保護していくために、公共・民間ともに市内の文化財の保管状況を調査し、その対策を検討する。緊急性の高いものについては、状況の改善を図る。		○					◎文	市						
41		収蔵施設の充実	神戸市立博物館・神戸市立中央図書館・神戸市文書館・神戸市埋蔵文化財センターの所蔵資料の保管・活用について、市内施設の再利用なども含め文化財の収蔵状況を改善する方法を検討する。							◎文・博・書	市						
(5) 保存技術に係る物的人的資源の確保・育成																	
42		計画的な文化財修理による修理など保存技術の継承	管理カルテに基づき、計画的な文化財修理の推進を図り、継続的な修理事業を実施することで、技術の継承や後継者育成を行う。		○	○				◎文	国・県・市						
43		茅場育成など修理などに使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅を育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理などの素材の安定的な確保に努める。	◎						◎区・文	市						
(6) 埋蔵文化財の適切な調査及び保存																	
44		埋蔵文化財の調査及び保存	発掘届出書・通知書の提出を徹底し、開発事業計画に基づいた適切な調整を行う。それとともに遺跡の現地保存についての調整や、出土遺物や調査記録が有効に活用できるような保存方法を検討する。		○	○				◎文	国・県・市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
62		フィルムコミッション・ユニークベニューの推進	文化財の目的外使用について、フィルムコミッションへの協力や、市所有の指定等文化財建造物などのユニークベニューについて検討する。活用の実績を積み、課題や改善点などを踏まえ、民間所有の文化財にも広げることを検討する。	○	○	◎				◎ 文・文流・観	市						

（４） 教育での活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１） 教育機関と協力した文化財の活用																	
63		【新規】学校教育のための教材研究用資料作成の検討	市内小中学校の教諭などと協力し、歴史学習を有効に進めるために各地域の特性を反映した教材研究用資料の作成を検討する。				○			◎ 文	市						
64		学校と連携した事業の推進	勾玉づくりなどの体験講座、移動博物館を利用した連携授業、学芸員による専門性を活かした授業など小中学校及び高校と連携した事業を実施する。				○			◎ 文・博	市						
65		大学など教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財などを題材にした特別講座の実施、古文書など市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した歴史的な事象の再現について協力する。						◎	◎ 文博	市						

（５） 人材育成及び活用事業の連携に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１） 文化財を活用する人材育成・確保への支援																	
65		【再掲】大学など教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財などを題材にした特別講座の実施、古文書など市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した歴史的な事象の再現について協力する。							◎ 文博	市						
66		地域団体などとの情報共有・共同事業の推進	文化財の効果的な活用を行うために、所有者、地域住民、管理団体などと意見交換し、地域の文化財を活用した共同事業の開催について検討する。	○	○					◎ 文・区	市						
67		【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関する事業内容の検討を行う。	○	○	○				◎ 文	国・県・市						

1-3 「文化財をつたえる」ための措置

文化財の継承のために、指定等による価値づけや助成などの支援を継続するとともに、地域や子供への積極的な働きかけや外部の人材などを活かした支援、滅失を踏まえた文化財保護のあり方を検討する。そのために以下の(1)～(2)の措置を実施する。

(1) 継承方法に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置(事業名)	措置内容(事業内容)	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 助言や助成等の支援体制の充実																	
36	★	【再掲】市内文化財の修理など事業への助成	指定等文化財の修理などについては既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理などの費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。 また、伝統行事などの人材育成についても神戸歴史遺産などの助成を活用し支援する。	○	○					◎文	国・県・市						
67		【再掲】【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関して事業内容などを含め検討を行う。	○	○					◎文	国・県・市						
68	★	【新規】歴史的建築物保存活用事業	外郭団体（(一財)神戸シティ・プロパティ・リサーチ）と連携し、歴史的建築物などの所有者と活用事業者などのマッチング・技術的支援・情報発信を行う。		○	◎				◎景・文	市						
69		無形民俗文化財保存継承団体補助及び道具など修理購入への支援	市登録及び認定民俗文化財の保存団体に行事に関する道具や材料の調達などの費用について助成を行うことにより、伝統的な祭り・行事の継承を支援する。							◎文	市						
70		【新規】文化財保護に関する体制の強化	文化財行政を円滑に進めるために、庁内関係部局及び市内文化財関係者による保護体制の仕組みを構築する。	○	○	○	○	○	○	◎文	市など						
71		文化財保護に関する人材の確保	継続的に神戸市内の文化財を保護していくために神戸市の専門職などの確保に加え、博物館など研究機関の人材確保なども働きかける。	○	○				○	◎市	市など						
(2) 後継者の育成や継承意識の醸成の推進																	
72		民俗文化財や伝統文化の人材育成	伝統文化親子教室事業、地域文化遺産総合活用事業、神戸歴史遺産助成や地域文化資源助成などを活用し、指定・未指定を含めた伝統的な祭り・行事などの民俗文化財の継承に係る用具の修理・後継者育成・記録作成、主に小学生を対象とした体験型授業を行い伝統文化の普及に努める。	◎	◎					◎文・区	国・県・市						
73		後継者の育成・確保	文化財の継承に向けた地元保存会などの入会条件の見直しや行事の参加条件の見直しなどを行う一方で、行事などに関する技術・知識についてのマニュアル化について協議・検討する。	◎	◎					○文・区	市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
81		伝統的建造物の修理などへの助成	伝統的建造物の修理を計画的に進め、助成などの支援を行う。		○					◎文	国・県市						
82		【新規】旧トーマス住宅・旧ハンター住宅の耐震化工事	市所有の国指定有形文化財旧トーマス住宅・旧ハンター住宅について、耐震化工事を実施する。							◎文	国・市						
(2) 市街地に存在する文化財を活かした地域活性化の推進																	
83		まちづくりに伴う事業の実施	北野町山本通地区や旧居留地や兵庫運河周辺などに所在する地域の文化財をまちづくりに活かし、住民間の交流を促し地域コミュニティの強化を図る。	◎	○					◎区・農・文	市						
84		五色塚古墳まつり、大歳山まつりの開催	市所有の史跡を活用した五色塚古墳まつりや大歳山まつりを継続して実施する。	○			○			◎文・区	市						
85		伝統的建造物の公開	伝統的建造物の公開を継続して行う。現在非公開物件の公開も検討し、地域の活性化を図る。		◎	◎				◎文・景	市・民間						
86	★	【新規】五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画に基づく事業の推進	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画に基づく事業を推進し、史跡の維持だけでなく、地域の活性化を図る。	○	○	○				◎文・区（垂水）	国・県市						
87		日本遺産の活用（北前船）	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」に関する事業を実施する。地元団体により北前船に関する史跡をめぐるガイドツアーや周遊サインの設置などを実施する。北前船に関する講演会を実施する。	◎	○	○				◎日・観・文	国						
88		日本遺産の活用（日本酒）	日本遺産「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷に関する事業を実施する。ボランティアガイドなどの育成、ワークショップやシンポジウムの開催、未指定文化財の資料収集、マーケティング調査、ホームページ作成、案内施設などの改修を行う。	◎	○	○				◎日・観・フ・文	国						

(2) 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 北部・西部地域に所在する文化財の保護																	
89		【新規】市内文化財の防災設備設置事業の実施	指定等文化財について、防火設備が整っていないものを対象として、自動火災報知機などの防火設備を設置する。令和4年度には、若王子神社（国指定）に防火水槽や放水銃などの防災設備を新設する。	◎	◎					○文	国・県市						
43		【再掲】茅場育成など修理などに使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅場育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理などの素材の安定的な確保に努める。	◎						◎区・文	市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
90		茅葺建物の保存・活用方法の検討	景観・農政・文化財・住宅・区役所などの庁内関係部局が茅葺建物について行っている事業について情報を共有し、茅葺建物の情報などの基礎的なデータの共有の検討など保存・活用の方法について検討する。							◎文・景・農・区・建安	市						
91		茅葺建物利活用の推進	茅葺建物に関するイベントや関連団体の情報を集約するための神戸かやぶき古民家倶楽部（HP）を利用し、茅葺建物についての情報の発信と所有者や活用者の相談の窓口として活用する。	○	◎					◎景	市						
92		再度公園及び外国人墓地における活動の実施	市民参加による環境整備「こうべ森の学校」の実施、神戸外国人墓地の定期的な公開を行う。	○	○					◎森	市						
(2) 文化財を活用した農村部の活性化の推進																	
93		里づくり計画に伴う事業の実施	地域住民が設定した里づくり計画に記載された文化財を活用した事業を実施することにより、住民間の交流を促し地域コミュニティの強化を図る。	◎						○文・区・農	市						
94		神戸・里山暮らし空家バンクを活用した建造物の継承	「神戸・里山暮らし空家バンク」を活用し、活用のめどが立たない茅葺建物について新たな利用者とマッチングし、保存・活用を推進する。	○	◎					◎農	市						
95		里づくり計画事業への支援	里づくり計画に基づく事業へ助成を行うことで、文化財を活用した農村地域の活性化に関する事業についても支援を行う。	○	○					◎農	市						
96		里づくりの拠点施設など改修支援事業	茅葺建物をはじめとした農村地域の空き家などになった古民家を活用し、里づくり拠点施設としての整備や、神戸・里山暮らし空家バンクに登録した建物への移住に係る改修などを支援し農村地域の活性化を図る。	○	○					◎農	市						
(3) 北部・西部地域に所在する文化財の観光・教育への活用																	
97		農村歌舞伎舞台の活用	地元団体が主体となって、農村歌舞伎舞台を活用した農村歌舞伎上演会の開催を継続して行う。その活動について行政は助成などの支援を行う。	◎	○					◎区・文	市						
98		【新規】農村ツーリズム事業への支援	地域団体が行う農村の地域資源の発掘、魅力発信及び地域活性化に資する取組と認められる農村ツーリズム（周遊マップ制作、ツアーの企画・運営など）について支援を行う。	○	○					◎農	市						
99		【新規】特色のある小学校づくり	主に農村部などの小規模学校を対象として、地域の社寺や旧跡、地場産業などの地域資源を活かした授業や学校行事に取り組み、地域学習を通して、地域の魅力を発信できる次世代の育成を図る。	○	○		◎			○文他	市						

2-1 神戸歴史遺産制度

(1) 創設の背景

少子高齢化や地域コミュニティの変容などの社会状況の変化や価値観の多様化により、地域で継承されてきた歴史的な遺産の継承者や支援者が減少し、それに伴い所有者等の経済的負担が増加し、最も重要な人から人への継承が困難になっている。その結果、伝統的な祭り・行事の継続や歴史的な建造物の維持が困難になっている。すでに法や条例により保護や評価の対象になっている指定等文化財においても、その負担は大きく、それ以外の未指定文化財においてはさらに厳しい状況にある。この状況を改善するために、これらを合わせて、再評価し、所有者や地域住民、さらに多くの人々に歴史的な遺産を再認識していただく契機とするとともに経済的な支援を行うために、新たな制度を令和3年(2021)に創設した。

(2) 制度の内容

法や条例によりすでに指定等を受けているものは、自動的に神戸歴史遺産となる。未指定文化財は、所有者等からの申請を受けて、神戸市が認定する。この認定は、指定等文化財とは異なり、現状変更の事前承認などの制限は伴わない。

神戸歴史遺産の認定によって、所有者等が、その内容や意義、経緯について理解を深め、さらにそれを広く伝えることにより、多くの共感

者が増え、継承気運の醸成が図られる契機となることを目指している。このことにより、今後の継承のあり方が模索され、新たな変化が起きる可能性もある。所有者等が認定を受けたことを評価し、価値として情報発信にも活用することを期待している。神戸歴史遺産の所有者等は、継承に関する事業を行う場合、必要な事業費の内、補助対象になる経費を目標に、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に登録し、助成を受けることができる。

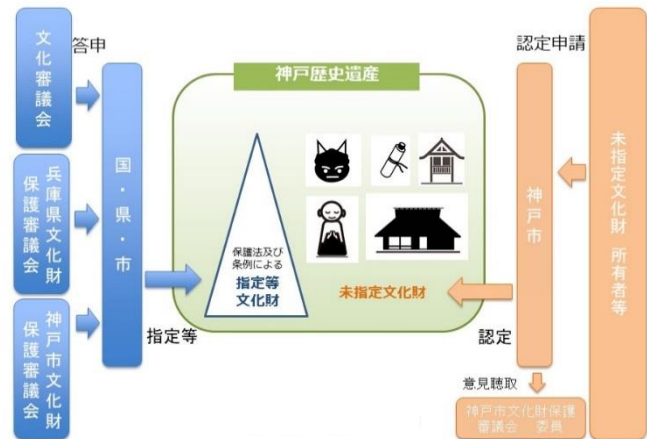


図106 神戸歴史遺産の仕組み

(3) 認定の要件等

未指定文化財が認定を受けるためには、その募集に対して所有者等が申請する必要がある。認定の要件は次の5点である。

- ① 概ね法、県条例、条例に定める文化財の種類に属するもの。
- ② 神戸市域の歴史的特性を現わすもの。
- ③ 概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- ④ 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- ⑤ 所有者、管理者、保持者又は保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。

申請内容が上記の要件に合致していることを確認したうえで、その分野の神戸市文化財保護審議会委員の意見を聴取し、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで、認定の可否を決定する。

- ① 神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること。
- ② 市民の遺産として伝えていく必要があること。

認定を受けた後は、内容に変更があった場合は届出が必要であるが、事前の承認は必要としない。

(4) 助成の要件等

神戸歴史遺産は、継承などに必要な保存修理事業や活用事業において、様々な助成を受けることができる。その助成は、補助対象経費のうち、指定等文化財については国・県・市の指定等に伴う補助金以外の負担、未指定文化財については所有者等の負担に対して行う。対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものである。

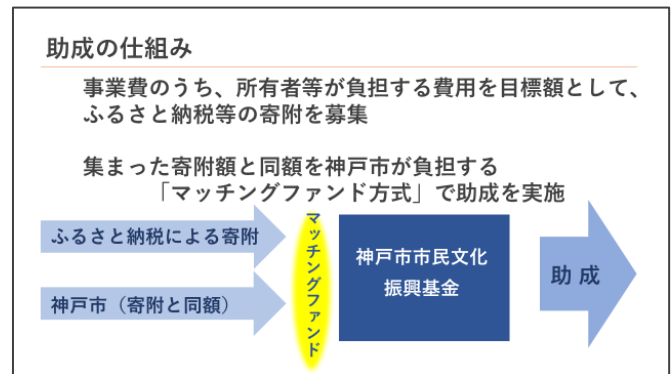


図 107 神戸歴史遺産助成の仕組み

- ① 継承のために必要な事業
- ② 所有者等の同意が得られている事業
- ③ 所有者等に活用の展望がある事業
- ④ 成果を公開することができる事業

補助の対象となる経費は下記のとおりであるが、神戸歴史遺産の保存・活用・継承に必要とみなされない経費、経常的な維持管理経費、主に営利を目的とした経費等は助成の対象とはならない。

- ① 修理にかかる経費
- ② 継承者育成にかかる経費
- ③ 記録作成にかかる経費
- ④ 災害等による被害の復旧にかかる経費
- ⑤ 公開・活用のための改修にかかる経費
- ⑥ 防犯・防災設備の設置・改修にかかる経費
- ⑦ 継承のための活用事業にかかる経費

助成を受けるためには、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に、所有者等が希望する助成額を事業計画などとともに申請する必要がある。助成は、集まった寄附額を基にマッチングファンド方式で行う。令和3年1月から制度が運用され、神戸歴史遺産の認定及び助成が開始されている。

2-2 様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業

神戸市内には多くの歴史的建造物が存在しており、これまで行ってきた指定等文化財の様々な支援策や、神戸歴史遺産制度などにより、指定等文化財及び未指定文化財の保存・活用を進める。

さらに令和3年（2021）に、「歴史的建築物の保存活用推進に関する基本協定」を神戸市と神戸市の外郭団体である株式会社OMこうべが設立した一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチとの間で結んでいる。その主な内容は、指定等文化財、景観資源あるいはその同等の歴史的建築物の保存・活用を図るために、所有者と活用者とのマッチングや技術的支援を、神戸市の依頼により神戸シティ・プロパティ・リサーチが行う。

対象となる建築物は多様であるため、様々な手法を模索し、活用を推進することにより、継承を図ろうとしている。行政と民間企業の社会貢献事業との連携により、神戸市にとって歴史的、景観的に重要な建築物の活用の推進を目指している。

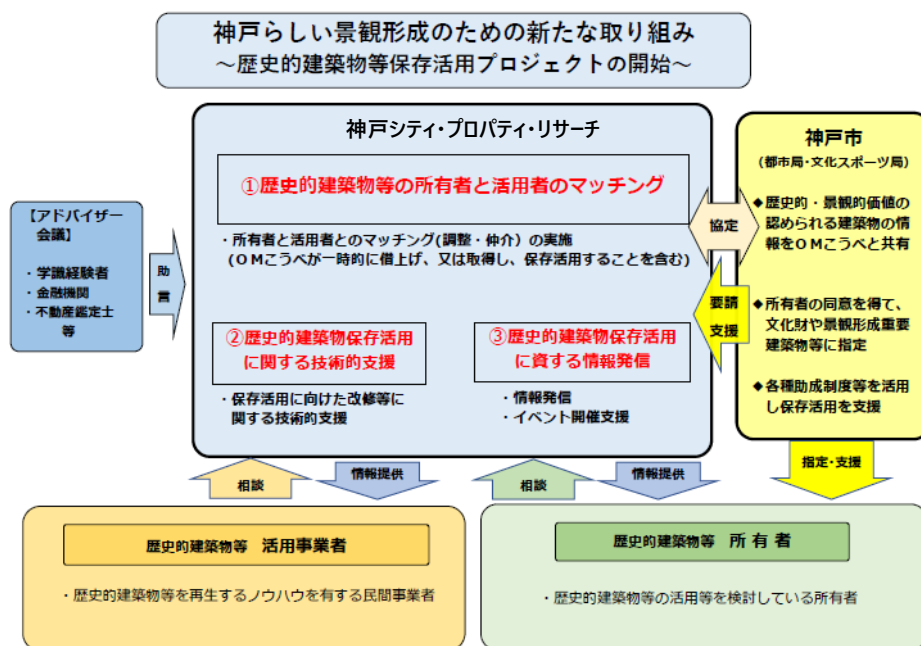


図 108 歴史的建造物の保存・活用に関する相関図

2-3 史跡等の整備

神戸市では、史跡をはじめ多くの指定等文化財を有しているが、保存・活用を計画的に進めているものは少ない。今後は順次、保存・活用計画を作成し、実行する必要がある。その中で五色塚古墳については、令和2年（2020）に「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画」を作成しており、本計画に史跡整備のモデル事業として位置付ける。

(1) 史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の概要

垂水区に所在する全長 194mの兵庫県下最大規模の前方後円墳と、径 70mの大型円墳である。五色塚古墳は、4世紀後半に築かれた前方後円墳としては列島内で最大級の規模を誇る古墳である。

昭和40年（1965）から10年にわたる発掘調査・整備工事が行われ、昭和50年（1975）に全国初の築造当時の姿に復元された古墳公園として開園した。

指定名称 : 五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳

指定年月日 : 大正 10 年(1921) 3 月 3 日

追加指定 : 昭和 49 年(1974) 5 月 22 日、昭和 54 年(1979) 7 月 2 日、

平成 18 年(2006) 7 月 28 日

指定面積 : 45,778.81 m²

(2) 整備基本計画策定の経緯と目的

史跡公園開園後、昭和 59 年(1984)には古墳北側の旧市営住宅敷地内で周濠の外側に二重目となる周溝が発見され、さらなる整備に向けて準備を進めていたが、平成 7 年(1995)の阪神・淡路大震災の被災により計画は中断を余儀なくされた。

その後、平成 18 年(2006)には市営住宅跡地などを国の史跡に追加指定をし、24 年(2012)には出土品の一部(大型円筒埴輪など)が国の重要文化財に指定された。

また、古墳北側の史跡整備予定地を取得したものの 20 数年を経過し、古墳本体も整備後 40 数年を経て痛みも随所に見られるようになった。このため、史跡を将来にわたって適切に保存・活用するために必要な整備に関する計画を策定することとなった。考古、遺跡整備、修景、市民参画などに関する有識者による「史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会」を設置し、協議検討を行った。平成 30 年(2018)から令和 2 年(2022)にかけて委員会を 6 回開催し、令和 2 年(2020)3 月に「史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳整備基本計画」を策定した。

(3) 整備の基本理念

五色塚古墳は住宅地に囲まれ、早くから都市化が進んでおり、最寄りの交通機関からのアクセスも便利である。周辺には多様な文化財が点在し、大型集客施設が立地しているなど、産業・観光振興の視点からも整備・活用を考えていくことも必要である。

史跡の本質的価値(学術的重要性)を確実に保存・継承することを第一に考え、学校教育や地域振興などにおいても積極的な活用を図るとともに、その本質的価値をわかりやすく伝え、市民に広く愛され親しまれる都市公園として整備することを基本理念とする。

史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳の本質的価値

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①古墳時代前期後半から末頃の大規模古墳 | ④大量に見つかった埴輪 |
| ②明石海峡に臨む立地とその眺望 | ⑤周濠の外側を巡る堤と周溝 |
| ③保存状態が良好な墳丘 | ⑥同時期に類例の少ない墳丘付随施設 |

(4) 整備の基本方針

①本質的価値の保存に関する整備

- ・五色塚古墳前方部の葺石露出展示を維持し、保護や修復方法を検討する。
- ・すでに復元されている五色塚古墳・小壺古墳の復元内容をより充実させる。

- ・市営住宅跡地部分は遺構を確実に保護し、遺構等を復元的に表示する。

②史跡の価値を顕在化する整備

- ・解説板を適切な配置や多言語での解説、AR・VRなどの開発を検討する。

③歴史文化資産を活かした地域づくりに貢献する整備

- ・団体見学解説や体験学習が行える機能も備えた展示・サービス施設を設置する。
- ・展示・サービス施設では重要文化財の五色塚古墳出土品を公開・収蔵・保管する。
- ・都市公園として、緑地の整備や休憩用設備及び防災設備の設置を検討する。

④周辺の歴史文化遺産を活用する整備

- ・展示・サービス施設に近隣地域の文化財周遊の拠点ともなる機能を付加する。

(5) 事業計画 (案)

下記のとおり、整備方針に基づく計画、調査、設計、整備に関する事業を実施する。

項目		令和元年度	〃 2年度	〃 3年度	〃 4年度	〃 5年度	〃 6年度	〃 7年度	〃 8年度	〃 9年度	〃 10年度	〃 11年度
計 画	整備基本計画	→										
	現地調査	→ 測量調査										
調 査	非破壊調査			→								
	発掘調査		→	→								
設 計	基本設計			→	→							
	実施設計				→	→						
整 備	市営住宅跡地整備					→	→					
	展示・サービス施設整備							→	→			
	五色塚古墳墳丘修理・ 埴輪列復元等								→	→	→	
	小壺古墳整備									→		
	管理事務所撤去・整地								→			
	民有地買い上げ											→
	デジタルコンテンツ 開発							→	→			
	サイン・解説板設置				→	→	→	→	→	→	→	→
有識者会議	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	整備基本計画策定委員会											
						整備指導委員会						

図 109 五色塚古墳・小壺古墳整備にかかる工程 (基本計画)

(6) 全体計画図

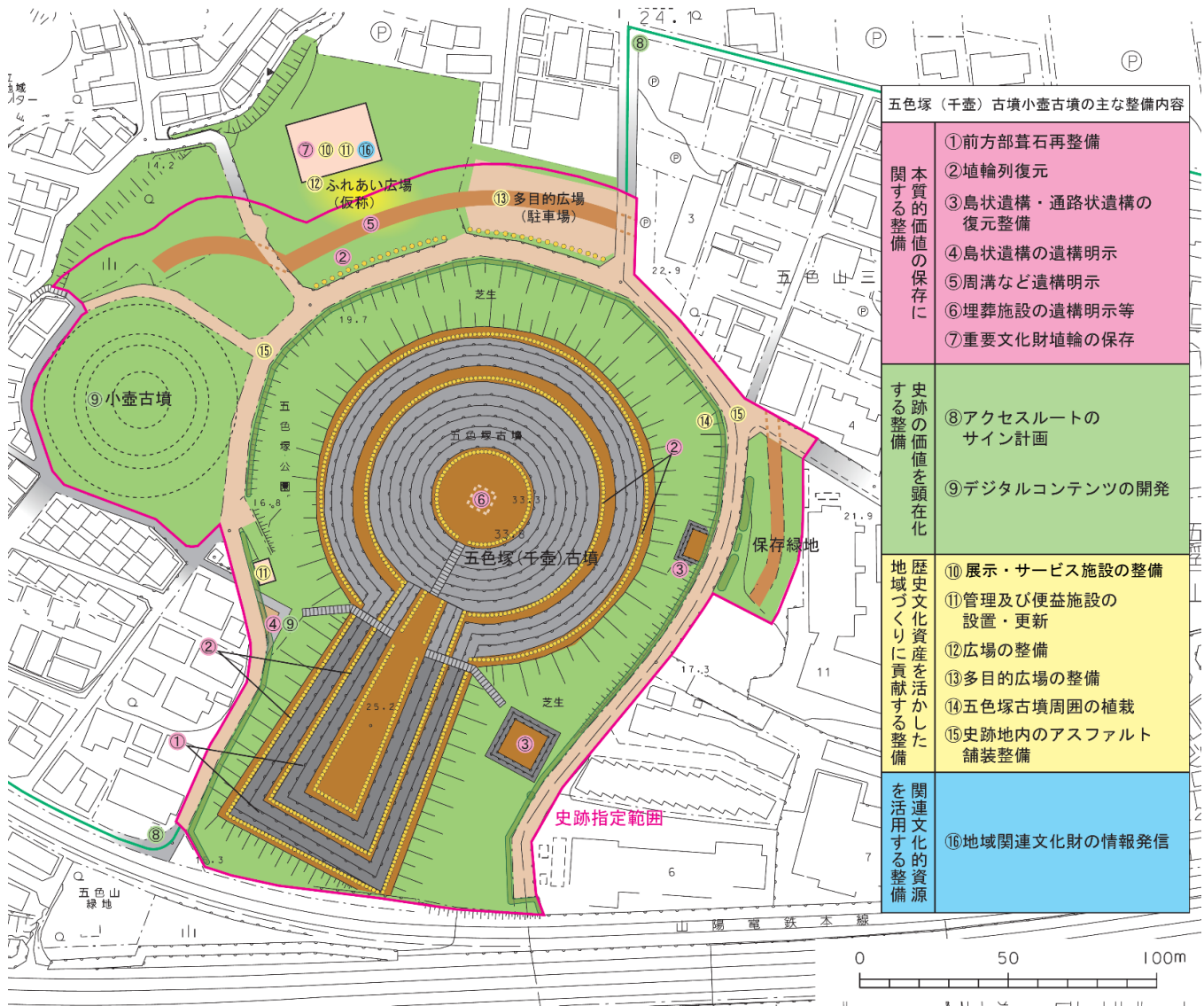


図 110 五色塚古墳・小壺古墳整備予定図

第9章 神戸市の文化財の保存・活用の推進体制

第1節 文化財の保存・活用の推進体制

本計画を実行するにあたっては、神戸市文化スポーツ局文化財課が行政内部において文化財に関わる事案に対して、関係部局と連携を図りながら、主体的に企画・調整の役割を担う。そして、本章に挙げた所有者（博物館施設を含む）・官公庁・地域団体・企業・教育・大学だけでなく市民も含めて、それぞれが主体となり、一体となって取り組む必要がある。そのためには、個々が保存・活用に関する事業を進めるだけでなく、文化財課が必要に応じて窓口となり、互いに連携しあえる体制の構築を進める。

市の基幹となる事業については、文化財に係る様々な関係者で構成される文化財保存活用地域計画協議会や文化財保護審議会で意見聴取しながら、持続可能な文化財の保存・活用を進める。

次節以降に神戸市の具体的な組織と計画を進めるうえで、協力を要する民間の組織を示した。

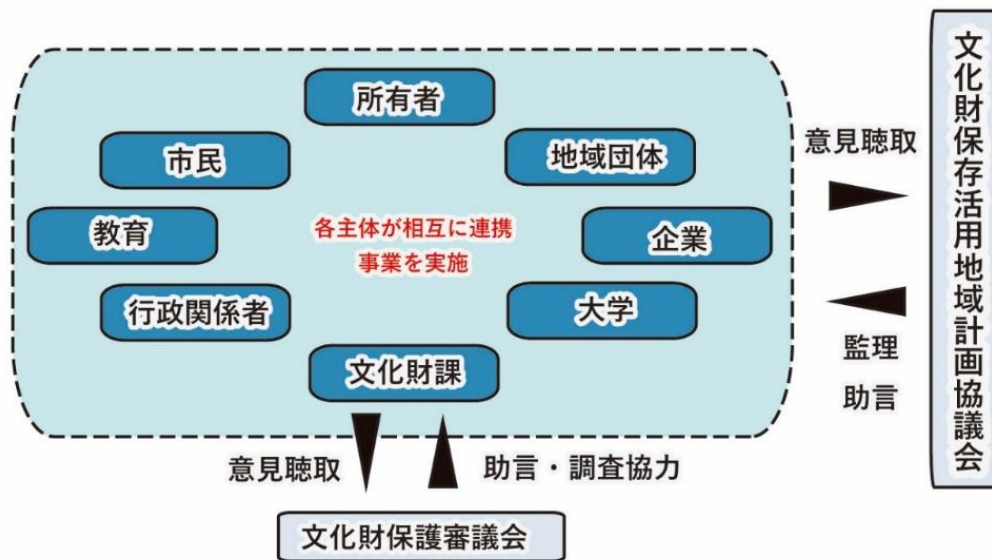


図 111 文化財の保存・活用の推進体制

第2節 現在の神戸市等行政の体制（令和4年度）

2-1 文化財を所管する部署・組織

市役所内で文化財の保存・活用について主体的に取り組む組織は、以下のとおりである。

神戸市文化スポーツ局文化財課（文化財保護活用係・埋蔵文化財係）

業務内容 文化財に関する相談受付及び連絡調整
市内文化財の把握及び指定等に伴う調査
文化財の修理・継承に伴う助成等支援
埋蔵文化財の調査・保存・活用・収蔵

職員数 33名（埋蔵文化財専門職・建築職・事務職）

5名（神戸市文化財巡視員：市内文化財の現況確認及び意見の提言を行う）

神戸市立博物館（小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館も含む）

業務内容 所蔵品は主に考古・歴史資料、南蛮紅毛美術など美術資料、古地図資料の3分野から構成され、神戸の歴史と「国際文化交流・東西文化の接触と変容」をテーマとした資料の収集・保存及び普及啓発

職員 39名（考古・歴史を専門とする職員・美術を専門とする職員・歴史地理を専門とする職員・その他事務職員）

神戸市文化財保護審議会

審議する事項 文化財指定等文化財保存活用に関する重要事項を審議

委員 15名

神戸市文化財保存活用地域計画協議会

業務内容 文化財保存活用地域計画の運用等の監理及び計画の見直しに係る意見の提言

委員 14名（上限15名）

2-2 関係部局及び部署

市役所内において、文化財を所管する部署と協力して文化財の保存・活用に取り組む組織は以下のとおりである。

神戸市文書館（企画調整局政策企画部企画課・文書の保存・活用）

危機管理室（防災）

文化スポーツ局文化交流課（文化芸術）

神戸市立中央図書館（郷土資料の保存と活用）

経済観光局観光企画課（観光）

経済観光局ファッション産業課（地場産業振興）

経済観光局農政計画課（農村・里山活性化）

都市局景観政策課（都市景観）

建築住宅局建築安全課（建築基準法による規制調整・検討）

建設局公園部計画課（市民の木・市民の森）

建設局公園部森林整備事務所（再度山・神戸外国人墓地）

環境局都市環境課（生物多様性）

消防局予防課・査察課（防火）

区役所まちづくり課（地域活動の振興）

教育委員会（学校教育・教科指導）

2-3 兵庫県関係部署

計画を進めるにあたり、協力・助言・支援を受ける兵庫県の組織は以下のとおりである。

兵庫県教育委員会文化財課（文化財の保存・活用及び助言）

兵庫県企画県民部地域創生局／兵庫県立歴史博物館／兵庫県立考古博物館／兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室／兵庫県立人と自然の博物館／兵庫県立コウノトリの郷公園／兵庫県立美術館／兵庫陶芸美術館

第3節 主な外郭団体及び地域の文化財関係機関

計画を進めるにあたり、保存・活用にかかる様々な場面で協力が必要となる主な団体・機関は以下のとおりである。

文化財所有者等で構成された団体

神戸市文化遺産活用実行委員会／北野・山本地区をまもり、そだてる会／兵庫県博物館協会及び加盟施設／K O B E ミュージアムリンク

保存・活用を行う団体

一般財団法人神戸観光局／公益財団法人神戸市民文化振興財団／日本遺産連絡協議会／N P O 法人神戸茅葺ネットワーク／灘百選の会／摩耶山再生の会／山田民俗文化保存会

保存・活用を支援する団体

一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ／一般財団法人神戸すまいまちづくり公社／N P O 法人茅葺座／ひょうごヘリテージ機構H²O／兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会 (MHM) ／庭ヘリテージマネージャー会 (庭HM) ／N P O 法人ひょうごヘリテージ機構H²O神戸

調査研究をする団体

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター／園田学園女子大学／歴史資料ネットワーク

資料1 神戸市指定等文化財一覧

1. 建造物

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	旧村山家住宅	国指定	
東灘区	木水家住宅主屋	国登録	
東灘区	古澤家住宅主屋	国登録	
東灘区	古澤家住宅附属屋	国登録	
東灘区	富永家住宅主屋	国登録	
東灘区	富永家住宅附属屋	国登録	
東灘区	白鶴美術館本館	国登録	
東灘区	白鶴美術館事務棟	国登録	
東灘区	白鶴美術館土蔵	国登録	
東灘区	白鶴美術館茶室（松庵）	国登録	
東灘区	私立灘中学校・高等学校本館	国登録	
東灘区	甲南漬資料館（旧高嶋家住宅主屋）	国登録	
東灘区	五助堰堤	国登録	
東灘区	旧鍵野家住宅主屋	国登録	
東灘区	御影公会堂	国登録	
東灘区	武藤家住宅主屋	国登録	
東灘区	武藤家住宅蔵	国登録	
東灘区	武藤家住宅女中部屋	国登録	
東灘区	武藤家住宅宅門	国登録	
東灘区	甲南女子大学管理棟	国登録	
東灘区	甲南女子大学3号館	国登録	
東灘区	甲南女子大学渡廊下	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校管理棟	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校特別棟	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校体育館	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校体育研究室	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校講堂	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校守衛室	国登録	
東灘区	旧乾家住宅主屋・土蔵2棟付廊下・ガレージ・塀・待合所	市指定	
東灘区	塩野家住宅（旧稲畑家住宅）	市指定	
灘区	神戸大学 本館	国登録	
灘区	神戸大学 講堂	国登録	
灘区	神戸大学 兼松記念館	国登録	
灘区	神戸大学 人文社会系図書館	国登録	
灘区	神戸文学館（旧関西学院大学ランチ・メモリアル・チャペル）	国登録	
灘区	六甲山荘（旧小寺家山荘）	国登録	
灘区	ロイ・スミス館本館（旧大谷家住宅主屋）	国登録	
灘区	ロイ・スミス館車庫（旧大谷家住宅車庫）	国登録	
灘区	ロイ・スミス館門柱及び石垣（旧大谷家住宅門柱及び石垣）	国登録	
灘区	神戸大学武道場（旧神戸商業大学道場）	国登録	
灘区	杣谷堰堤	国登録	
灘区	神戸ゴルフ倶楽部クラブハウス	国登録	
灘区	神戸ゴルフ倶楽部チェンバー	国登録	

灘区	大土神社本殿	国登録	
灘区	大土神社拝殿及び幣殿	国登録	
灘区	大土神社摂社住吉社本殿	国登録	
灘区	大土神社摂社天満社本殿	国登録	
灘区	大土神社蔵	国登録	
灘区	大土神社鳥居	国登録	
灘区	旧摩耶観光ホテル	国登録	
灘区	六甲八幡神社厄神宮本殿附銘板並びに修理棟札	県指定	
灘区	六甲八幡神社本殿附擬宝珠4基	市指定	
中央区	旧ハンター住宅	国指定	
中央区	徳光院多宝塔	国指定	
中央区	船屋形	国指定	
中央区	旧ハッサム住宅	国指定	
中央区	旧小寺家厩舎	国指定	
中央区	旧トーマス住宅（風見鶏の館）	国指定	
中央区	小林家住宅（旧シャープ住宅）萌黄の館	国指定	
中央区	旧神戸居留地十五番館	国指定	
中央区	布引水源地水道施設	国指定	
中央区	神戸市立博物館	国登録	
中央区	神戸市水の科学博物館	国登録	
中央区	海岸ビル	国登録	
中央区	うろこの家（旧ハリヤー邸）主屋	国登録	
中央区	浅木家住宅主屋	国登録	
中央区	フロインドリーブ本店（旧ユニオン教会）	国登録	
中央区	北野物語館（旧 M. J. シェー邸）	国登録	
中央区	兵庫県公館（旧兵庫県庁舎）	国登録	
中央区	アメリカンハウス（旧ハムウェイ邸）	国登録	
中央区	海岸ビルヂング	国登録	
中央区	旧神戸居留地煉瓦造下水道	国登録	
中央区	フットテクノビル	国登録	
中央区	日本真珠会館	国登録	
中央区	李・山下家住宅主屋	国登録	
中央区	李・山下家住宅塀	国登録	
中央区	新港貿易会館（旧新港相互館）	国登録	
中央区	増田家住宅主屋	国登録	
中央区	増田家住宅石垣及び塀	国登録	
中央区	坂井家住宅主屋	国登録	
中央区	坂井家住宅北面東棟門及び塀	国登録	
中央区	坂井家住宅南面塀	国登録	
中央区	松尾ビル（旧小橋屋呉服店神戸支店）	国登録	
中央区	神戸ポートタワー	国登録	
中央区	旧坂家住宅主屋	国登録	
兵庫区	神戸市水道局鳥原立ヶ畑堰堤（鳥原ダム）	国登録	
兵庫区	長田家住宅	国登録	
兵庫区	旧岡方倶楽部（小物屋会館）	国登録	
兵庫区	湊川隧道	国登録	
兵庫区	清盛塚石造十三重塔	県指定	
兵庫区	石造五輪塔（真光寺）	県指定	

北区	八幡神社三重塔（六條八幡神社）	国指定	
北区	若王子神社本殿	国指定	
北区	箱木家住宅	国指定	
北区	石峯寺薬師堂	国指定	
北区	石峯寺三重塔	国指定	
北区	豊歳神社本殿	国指定	
北区	神戸市水道局千苜堰堤（千苜ダム）	国登録	
北区	旧駿河屋	国登録	
北区	御所坊本館	国登録	
北区	御所坊新館	国登録	
北区	御所坊土蔵	国登録	
北区	南僧尾観音堂	県指定	
北区	川向家住宅	県指定	
北区	内田家住宅	県指定	
北区	石造五輪塔（石峯寺）	県指定	
北区	塩田八幡宮本殿	市指定	
北区	八多神社本殿	市指定	
北区	八多神社本殿（六條八幡神社）	市指定	
北区	八幡神社舞台（六條八幡神社）	市指定	
北区	八幡神社本殿（淡河八幡神社）	市指定	
北区	谷家住宅	市指定	
北区	前田家住宅	市指定	
北区	永福家住宅主屋・北物置小屋・南物置小屋	市指定	
北区	百濟家住宅	市指定	
北区	大前家住宅主屋・納屋	市指定	
北区	溯上家住宅	市指定	
北区	箱木家住宅土蔵	市指定	
北区	番匠家住宅	市指定	
北区	大前家住宅	市指定	
北区	素盞鳴尊神社本殿	市指定	
北区	大前家住宅	市登録	
北区	片山家住宅	市登録	
北区	南部家住宅	市登録	
北区	溝下家住宅	市登録	
北区	乗池家住宅	市登録	
北区	清内家住宅	市登録	
北区	赤井家住宅	市登録	
北区	薬師堂	市登録	
北区	寿福寺庫裏	市登録	
北区	永徳寺本堂	市登録	
北区	林家住宅	市登録	
北区	島田家住宅	市登録	
北区	林家住宅	市登録	
北区	天満神社本殿覆屋	市登録	
北区	辻尾家住宅	市登録	
北区	平井家住宅	市登録	
北区	岡家住宅主屋	市登録	
長田区	長田神社 本殿	国登録	

長田区	長田神社 幣殿	国登録	
長田区	長田神社 拝殿	国登録	
長田区	長田神社 東楽所	国登録	
長田区	長田神社 西楽所	国登録	
長田区	長田神社 透塀及び門	国登録	
長田区	長田神社 天照社	国登録	
長田区	長田神社 八幡社	国登録	
長田区	長田神社 月読社	国登録	
長田区	長田神社 出雲大社	国登録	
長田区	長田神社 蛭子社	国登録	
長田区	長田神社 松尾社	国登録	
長田区	長田神社 神門	国登録	
長田区	長田神社 神符授与所及び附属屋	国登録	
長田区	長田神社 廻廊及び脇門	国登録	
長田区	長田神社 神楽殿	国登録	
長田区	槌橋家住宅 主屋	国登録	
長田区	兵庫県立長田高等学校神撫会館	国登録	
長田区	旧駒ヶ林公会堂	国登録	
長田区	石造燈籠（長田神社）	県指定	
須磨区	福祥寺本堂内宮殿及び仏壇	国指定	
須磨区	旧和田岬灯台	国登録	
須磨区	荒井家住宅 主屋	国登録	
須磨区	荒井家住宅 蔵及び納屋	国登録	
須磨区	石造十三重塔（福祥寺）	県指定	
須磨区	石造宝篋印塔（妙法寺）	県指定	
須磨区	西尾家住宅主屋、松風閣、真珠亭、石炭庫、車庫	県指定	
垂水区	移情閣	県指定	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 主屋	国登録	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 土蔵	国登録	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 納屋	国登録	
垂水区	旧武藤家別邸洋館	国登録	
垂水区	K家別邸主屋	国登録	
垂水区	K家別邸離れ	国登録	
垂水区	移情閣（国指定部分を除く）	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔（遊女塚）	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔（久昌寺）	県指定	
垂水区	旧ジェームス家住宅主屋・倉庫・連結棟・プール付附属棟 1, 2・東屋・門及び塀	市指定	
西区	太山寺本堂	国宝	
西区	太山寺仁王門	国指定	
西区	如意寺阿弥陀堂（常行堂）	国指定	
西区	如意寺三重塔	国指定	
西区	如意寺文殊堂	国指定	
西区	太山寺三重塔	県指定	
西区	宗賢神社本殿	県指定	
西区	近江寺本堂	市指定	
西区	住吉神社本殿	市指定	

西区	春日神社本殿	市指定	
西区	春日神社拝殿・幣殿	市指定	
西区	春日神社舞台	市指定	
西区	八幡神社本殿	市指定	
西区	性海寺本堂	市指定	
西区	田中家住宅	市登録	
西区	龍象院本堂	市登録	

2. 美術工芸品

区名	名称	指定区分	備考
絵画			
東灘区	紙本墨画淡彩瀟湘八景図	国指定	白鶴美術館
東灘区	紙本著色高野大師行状図	国指定	白鶴美術館
東灘区	紙本金地著色四季花鳥図(六曲屏風)	国指定	白鶴美術館
東灘区	絹本著色稚児大師像	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画布袋図	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色聖徳太子像	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色二河白道図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色児観音縁起	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色病草紙(残闕)	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色法華経絵巻	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本淡彩湛碧斎図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本淡彩瀟湘八景図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画維摩図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画山水図	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色毘沙門天像	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色レバント戦闘図・世界地図	国指定	香雪美術館
灘区	絹本著色絹本著色弥勒曼荼羅	市指定	天上寺
中央区	紙本金地著色泰西王侯騎馬図	国指定	市立博物館
中央区	絹本著色織田信長像	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色四都図・世界図	国指定	市立博物館
中央区	紙本金地著色南蛮人渡来図	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色相州鎌倉七里浜図	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色聖フランシスコ・ザビエル像	国指定	市立博物館
兵庫区	絹本著色施餓鬼図	国指定	薬仙寺
兵庫区	紙本著色遊行縁起 (詞行蹟筆)	国指定	真光寺
北区	絹本著色熊野曼荼羅図	国指定	湯泉神社
北区	紙本著色丹生山明要寺参詣曼荼羅図	市指定	—
北区	絹本墨画群猫図	市指定	—
北区	絹本著色一万三千仏図	市指定	—
北区	絹本著色釈迦三尊画像	市指定	石峯寺
須磨区	絹本著色普賢十羅刹女像	国指定	福祥寺
須磨区	紙本著色平敦盛画像	市指定	福祥寺
須磨区	絹本著色月庵宗光禪師頂相	市指定	禅昌寺
須磨区	絹本著色天台四祖像	市指定	福祥寺
須磨区	絹本著色両界曼荼羅	市指定	妙法寺
西区	絹本著色如意輪観音画像	市指定	性海寺

西区	絹本着色不動四童子像	国指定	太山寺
西区	絹本着色両界曼荼羅図	国指定	太山寺
西区	絹本着色釈迦三尊像	国指定	太山寺
西区	絹本着色金剛經十六善神像	国指定	太山寺
西区	絹本着色不動二童子像	国指定	太山寺
西区	絹本着色法華曼荼羅図	国指定	太山寺
西区	絹本着色愛染曼荼羅図	国指定	太山寺
西区	絹本着色白衣観音像	国指定	太山寺
西区	絹本着色十六羅漢像	国指定	太山寺
西区	絹本着色両界曼荼羅図	国指定	太山寺
西区	絹本着色十一面観音像	国指定	太山寺
西区	紙本墨画淡彩四季山水図	国指定	太山寺
—	絹本着色大日如来像	国指定	—
—	著色絵料紙墨書観普賢經殘闕（扇面写経）	国指定	—
—	白描絵料紙墨書金光明經 卷第二（目無経）	国指定	—
—	紙本墨画護摩壇様並三十七尊三昧邪形	国指定	—
—	紙本着色浄土五祖絵	国指定	—
—	紙本白描建保六年中殿御会図	国指定	—
—	絹本着色一字金輪曼荼羅図	国指定	—
—	紙本淡彩駿牛図断簡	国指定	—
彫刻			
東灘区	木造薬師如来立像	国指定	香雪美術館
灘区	不動明王及二童子像	県指定	善光寺
中央区	木造菩薩立像（伝如意輪観音像）	国指定	大龍寺
中央区	木造十一面観音像	国指定	歓喜寺
中央区	木造持国天立像 増長天立像	県指定	徳光院
兵庫区	木造薬師如来坐像	国指定	薬仙寺
兵庫区	木造十一面観音立像	国指定	能福寺
兵庫区	木造十一面観世音菩薩立像	市指定	薬仙寺
北区	木造波夷羅大将立像	国指定	温泉寺
北区	木造聖徳太子立像（南無仏太子像）	国指定	善福寺
北区	木造毘沙門天立像	国指定	多聞寺
北区	木造吉祥天立像	国指定	多聞寺
北区	木造地藏菩薩立像	国指定	多聞寺
北区	木造大日如来坐像・釈迦如来坐像・阿弥陀如来坐像	国指定	無動寺
北区	木造不動明王坐像	国指定	無動寺
北区	木造十一面観音像	国指定	無動寺
北区	木造阿弥陀如来坐像	県指定	無動寺
北区	木造薬師如来立像	県指定	寿福寺
北区	木造阿弥陀如来立像	市指定	寿福寺
北区	木造聖観音立像	市指定	寿福寺
北区	木造薬師如来坐像 附 如来坐像残欠4片	市指定	平田薬師堂
北区	木造毘沙門天立像	市指定	温泉寺
北区	木造薬師如来坐像	市指定	石峯寺
長田区	木造大日如来坐像	国指定	宝満寺
長田区	木造阿弥陀三尊像	市指定	海泉寺
長田区	木造板五輪卒塔婆	市指定	常福寺
須磨区	木造十一面観音立像	国指定	福祥寺

須磨区	木造毘沙門天立像	国指定	妙法寺
須磨区	木造不動明王像	県指定	福祥寺
須磨区	木造聖観音坐像	市指定	福祥寺
須磨区	木造聖観音立像	市指定	妙法寺
須磨区	木造薬師如来坐像	市指定	妙法寺
須磨区	木造十二面観音菩薩像	市指定	禅昌寺
須磨区	木造伎楽面・崑崙(社伝抜頭)	市指定	網敷天満宮
垂水区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	多聞寺
垂水区	木造日光月光菩薩立像	国指定	多聞寺
垂水区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	転法輪寺
垂水区	転法輪寺木彫群	市指定	転法輪寺
垂水区	木造四天王立像	市指定	転法輪寺
西区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	太山寺
西区	塑像金剛力士像	県指定	如意寺
西区	木造阿弥陀如来立像	市指定	常纂寺
西区	木造阿弥陀如来坐像	市指定	如意寺
西区	木造金剛力士像	市指定	薬師寺
西区	木造不動明王立像	市指定	太山寺
西区	木造獅子・狛犬	市指定	太山寺
西区	木造伝三所権現坐像	市指定	太山寺
西区	木造四天王立像	市指定	太山寺
西区	木造十一面観音菩薩坐像	市指定	如意寺
—	銅造菩薩半跏像	国指定	—
工 芸 品			
東灘区	宋白地黒搔落竜文瓶	国指定	白鶴美術館
東灘区	金襴手獅子牡丹唐草文八角大壺	国指定	白鶴美術館
東灘区	蓮華唐草蒔絵螺鈿蝶形卓 附半月形曲物箱	国指定	白鶴美術館
東灘区	金銅小幡ほか1件一式	国指定	白鶴美術館
東灘区	太刀	国指定	香雪美術館
東灘区	太刀	国指定	香雪美術館
東灘区	志野山水文矢筈口水指	国指定	香雪美術館
中央区	段威腹巻	国指定	湊川神社
中央区	銅鐘	国指定	徳照寺
中央区	南蛮人桜花文蒔絵鞍	市指定	神戸市
中央区	銅製経箱(有馬温泉寺伝来)	市指定	神戸市
北区	黒漆厨子	国指定	温泉寺
北区	鱈口	県指定	石峯寺
北区	銅製経箱	県指定	有馬温泉観光協会
長田区	黒漆金銅装神輿	国指定	長田神社
長田区	太刀拵	県指定	長田神社
須磨区	金銅密教法具ほか3件一式	国指定	勝福寺
須磨区	鱈口	県指定	福祥寺
須磨区	銅製鍍金釣燈籠	市指定	福祥寺
須磨区	銅製鍍金釣燈籠	市指定	妙法寺
須磨区	九条袈裟 伝月庵宗光所用	市指定	禅昌寺
西区	色々威腹巻 ほか7件一式	国指定	太山寺
西区	銅製鍍金宝珠鈴	市指定	太山寺
西区	青磁花瓶並びに青磁盤	市指定	太山寺

西区	刺繍種子両界曼荼羅図	国指定	太山寺
—	桜山鶴蒔絵硯箱	国指定	—
—	短刀〔銘景光〕	国指定	—
—	短刀〔銘国光〕	国指定	—
—	三鈷柄剣〔銘重吉入道作〕	国指定	—
—	花鳥文磬	国指定	—
—	銕絵滝山水図茶碗 尾形乾山作	国指定	—
歴 史 資 料			
中央区	神戸外国人居留地計画図 3幅	市指定	神戸市
北区	天正七年制札（1579年）・天正八年制札（1580年）	県指定	—
書 跡			
東灘区	賢愚経残卷（大聖武）	国宝	白鶴美術館
東灘区	大般涅槃经集解（71卷）附大般涅槃经後分	国宝	白鶴美術館
東灘区	画図讃文卷第廿七	国指定	白鶴美術館
東灘区	註楞伽经卷第二・三	国指定	白鶴美術館
東灘区	根本百一羯磨卷第五	国指定	白鶴美術館
東灘区	法華经卷第八（色紙）	国指定	白鶴美術館
東灘区	大慧宗杲墨蹟	国指定	香雪美術館
東灘区	藤原俊成自筆消息案	国指定	香雪美術館
灘区	紺紙金字妙法法華经（伝待賢門院御筆）	県指定	仝利天上寺
中央区	紙本墨書法華经奥書	国指定	湊川神社
中央区	和田岬・湊川砲台（台場）関係資料	市指定	神戸市
兵庫区	岡方文書	市指定	岡方協議会
須磨区	当山曆代	県指定	福祥寺
須磨区	古筆貼交屏風	県指定	正覚院
西区	紙本墨書妙法蓮華经	国指定	太山寺
西区	紙本墨書大塔宮令旨及注進状	国指定	太山寺
西区	紺紙金字仏説大吉祥陀羅尼经仏説宝賢陀羅尼经	市指定	太山寺
西区	曾我物語（仮名本）	国指定	太山寺
西区	太山寺文書	市指定	太山寺
西区	性海寺文書	市指定	性海寺
考 古 資 料			
東灘区	硬玉勾玉付金鎖頸飾	国指定	白鶴美術館
東灘区	饗餐文方直（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	象頭兕觥	国指定	白鶴美術館
東灘区	犧首饗餐夔鳳文尊	国指定	白鶴美術館
東灘区	犧首饗餐夔竜文方壘（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	饗餐夔鳳文方尊（文字六）	国指定	白鶴美術館
東灘区	鍍金銀渦雲文壺	国指定	白鶴美術館
東灘区	鍍金竜池文銀洗	国指定	白鶴美術館
東灘区	夔鳳象文直	国指定	白鶴美術館
東灘区	夔鳳象文尊 臣辰尊	国指定	白鶴美術館
東灘区	饗餐き鳳文壘（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	鍍金花鳥文銀杯	国指定	白鶴美術館
中央区	桜ヶ丘出土銅鐸 銅戈群	国宝	神戸市
西区	西求女塚古墳出土品	国指定	神戸市
西区	五色塚古墳出土品	国指定	神戸市
西区	狩口台きつね塚古墳出土品	市指定	神戸市

西区	滝の奥経塚出土品	市指定	神戸市
西区	本山遺跡出土弥生時代前期木製品等	市指定	神戸市
西区	新方遺跡（野手・西方地点）出土人骨	市指定	神戸市
西区	銅鐸鑄型未製品	市指定	神戸市
西区	白水瓢塚古墳出土品	市指定	神戸市
西区	塩田北山東古墳出土品	市指定	神戸市
西区	史跡五色塚古墳・小壺古墳出土品	市指定	神戸市
西区	北青木遺跡出土銅鐸	市指定	神戸市
西区	本山遺跡出土銅鐸	市指定	神戸市
西区	深江北町遺跡出土木簡・墨書土器	市指定	神戸市
西区	上沢遺跡佐波理鏡他井戸出土品	市指定	神戸市
西区	白水遺跡梵鐘鑄造遺構出土品	市指定	神戸市
西区	祇園遺跡出土玳瑁釉小碗 附同遺跡第3次調査出土貿易陶磁器	市指定	神戸市
西区	高津橋大塚古墳出土品	市指定	神戸市

3. 石造物

区名	名称	指定区分	年代
東灘区	伝平野備前守忠勝参り墓石室	市指定	鎌倉時代後期[延慶3年(1310)]
兵庫区	石造十三重塔(清盛塚)	県指定	鎌倉時代後期[弘安9年(1286)]
兵庫区	石造五輪塔(一遍上人廟所：真光寺)	県指定	鎌倉時代後期～南北朝時代、震災時に遺骨確認
兵庫区	題目板碑(久遠寺)	市指定	鎌倉時代後期
長田区	石造灯籠(長田神社)	県指定	鎌倉時代後期
北区	石造五輪塔(石峯寺)	県指定	南北朝時代[暦応2年(1339)]
北区	石造五輪塔(温泉寺)	市指定	鎌倉時代後期
北区	石造宝篋印塔(清光寺)	市指定	南北朝時代
北区	石造宝篋印塔(切畑)	市指定	南北朝時代[永徳2年(1382)]～室町時代初期
北区	石造五輪塔(柳谷)	市指定	南北朝時代[永徳3年(1383)]
北区	石造灯籠(杉尾神社)	市指定	南北朝時代[応安元年(1368)]
北区	石造灯籠(大歳神社)	市指定	室町時代初期[応永7年(1400)]
北区	石造灯籠(杉尾神社)	市指定	室町時代前期
北区	石造宝篋印塔(小部峠塔)	市指定	室町時代初期
須磨区	石造十三重塔(福祥寺)	県指定	鎌倉時代後期[嘉暦2年(1327)]
須磨区	石造宝篋印塔(妙法寺)	県指定	南北朝時代[応安3年(1370)]
須磨区	石造五輪塔(敦盛塚)	市指定	室町～安土桃山時代
須磨区	地藏石仏(有馬家墓所)	市指定	南北朝時代
須磨区	石造傘塔婆(北向八幡神社)	市指定	南北朝時代
垂水区	石造宝篋印塔(遊女塚)	県指定	南北朝時代[建武4年(1337)]
垂水区	石造宝篋印塔(西名)	県指定	南北朝時代[康暦2年(1380)]
垂水区	石造宝篋印塔(下畑)	県指定	南北朝時代[観応3年(1352)]
垂水区	石造宝篋印塔(畑ノ辻)	市指定	南北朝時代[康安元年(1361)]
西区	しばり地藏石仏	市指定	鎌倉時代後期～南北朝時代

4. 民俗文化財

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	灘の酒造用具	国指定有形	
東灘区	弓弦羽神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	東明八幡神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	保久良神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	本住吉神社のだんじり	市登録無形	
灘区	兵庫県の酒造習俗（昭43完結）	国選定無形	
灘区	沢の鶴株式会社大石蔵（前蔵・大蔵）	県指定有形	
灘区	弁才船絵馬	市指定有形	
灘区	河内国魂神社の猿田彦	市登録無形	
灘区	船寺神社の獅子舞	市登録無形	
中央区	水陸普度勝会（関帝廟の盃蘭盆）	市地域無形	
中央区	南京町春節祭	市地域無形	
兵庫区	兵庫木遣音頭	市登録無形	
兵庫区	和田神社のだんじり	市登録無形	
北区	下谷上の舞台	国指定有形	
北区	農村歌舞伎舞台（長床）	県指定有形	
北区	上谷上農村歌舞伎舞台	県指定有形	
北区	淡河八幡神社御弓神事	県指定無形	
北区	熊野神社の獅子舞	市登録無形	
北区	南僧尾神楽獅子	市登録無形	
北区	六條八幡神社の流鏝馬神事	市登録無形	
北区	無動寺のオコナイ	市登録無形	
北区	原野六斎太鼓念佛	市登録無形	
北区	淡河八幡神社の御旅神事	市登録無形	
北区	雀のお頭	市登録無形	
北区	有馬温泉入初式	市地域無形	
長田区	長田神社古式追儺式 附 鬼面 7面	県指定無形	
長田区	長田マダン	市地域無形	
須磨区	車大歳神社の翁舞	国指定無形	
須磨区	勝福寺の追儺式	市登録無形	
須磨区	妙法寺追儺式	市登録無形	
須磨区	多井畑カネタタキ	市登録無形	
垂水区	転法輪寺の追儺式	市登録無形	
垂水区	明王寺の追儺式	市登録無形	
西区	性海寺の鬼追	市指定無形	
西区	伊川谷惣社の獅子舞	市登録無形	
西区	神出町、三坂神社・大歳神社・嶋姫神社の獅子舞	市登録無形	
西区	近江寺の修正会	市登録無形	
西区	前開八幡神社のシュウシ	市登録無形	

5. 無形文化財

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	灘の酒樽製作技術	国選定保存技術	
北区	有馬筆（書画用）技術	県指定（工芸技術）	
須磨区	須磨琴（一絃琴）	県指定（芸能）	

6. 史跡

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	処女塚古墳	国指定	
東灘区	沢の井	市認定	
灘区	西求女塚古墳	国指定	
中央区	楠木正成墓碑	国指定	
中央区	再度山大龍寺磨崖梵字岩	市指定	
兵庫区	和田岬砲台	国指定	
兵庫区	一遍廟所	県指定	
兵庫区	塞神の碑及び塞神の松跡の碑	市認定	
北区	伝豊太閤湯山御殿跡	市指定	
北区	丹生山・明要寺参道丁石群	市指定	
北区	栗落花の井	市認定	
長田区	腕塚	市認定	
長田区	菅公の匂いの梅旧跡	市認定	
長田区	平忠度洞塚	市認定	
長田区	監物太郎頼賢の碑	市認定	
長田区	平盛俊塚の碑	市認定	
須磨区	松風村雨堂	市認定	
須磨区	那須与一墓所	市認定	
垂水区	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳	国指定	
垂水区	旧明石藩舞子台場跡	国指定	
垂水区	狩口台きつね塚古墳	市指定	
垂水区	大歳山遺跡	市指定	
西区	白水瓢塚古墳	県指定	
西区	太山寺磨崖不動明王	市指定	
西区	木津の六地藏磨崖仏	市指定	
西区	端谷城址	市指定	
西区	野中の清水	市認定	

7. 名勝

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	旧乾家庭園	市指定	
中央区	相楽園	国登録	
中央区	東遊園地	国登録	
北区	再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地	市指定	
北区	十輪院庭園	市指定	石峯寺塔頭寺院
北区	竹林寺庭園	市指定	石峯寺塔頭寺院
須磨区	西尾邸庭園	市指定	
西区	安養院庭園	国指定	太山寺塔頭寺院
西区	成就院庭園	県指定	太山寺塔頭寺院
西区	歓喜院庭園	市指定	太山寺塔頭寺院
西区	福聚院庭園	市指定	太山寺塔頭寺院

8. 天然記念物

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	渦ヶ森スラスト	県指定	
東灘区	弓弦羽神社のムクノキ	市指定	
灘区	神前の大クス	県指定	
灘区	妙善寺のソテツ	市指定	
中央区	大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落	市指定	
長田区	丸山衝上断層	国指定	
長田区	長田神社のクスノキ	市指定	
北区	素盞鳴尊神社の社叢	市指定	
北区	有間神社の社叢	市指定	
須磨区	白川の石抱きカヤ	市指定	
垂水区	転法輪寺の原生林	県指定	
西区	太山寺の原生林	県指定	

※市指定天然記念物の東灘区の「鷺の森のケヤキ」は平成29年の台風により倒木。

9. 伝統的建造物群

区名	名称	指定区分	備考
中央区	旧アボイ邸（イタリア館・プラトン装飾美術館）	市認定	
中央区	旧トーセン邸主屋，門	市認定	
中央区	旧サッスーン邸	市認定	
中央区	旧ムーア邸	市認定	
中央区	旧アメリカ領事館官舎（神戸北野美術館）	市認定	
中央区	旧ドレウエル邸（ラインの館）	市認定	
中央区	旧舛田・橋邸（洋館長屋）	市認定	
中央区	旧フェレ邸（ベンの家）	市認定	
中央区	旧フデセック邸（英国館）	市認定	
中央区	旧ヒルトン邸（旧パナマ領事館・神戸トリックアート・不思議な領事館）	市認定	
中央区	パラストイン邸	市認定	
中央区	レイン邸	市認定	
中央区	旧トーマス住宅（風見鶏の館）	市認定	
中央区	小林家住宅（萌黄の館）	市認定	
中央区	山田邸主屋・付属屋	市認定	
中央区	マリニン・フタレフ邸	市認定	
中央区	丹生邸主屋，門・レンガ塀・板塀	市認定	
中央区	鄭邸主屋・付属屋，レンガ塀	市認定	
中央区	神戸華僑総会	市認定	
中央区	旧スタデニック邸	市認定	
中央区	旧グラシアニ邸	市認定	
中央区	ボリビア領事館主屋	市認定	
中央区	門邸主屋・付属屋・車庫，門・レンガ塀（旧ディスレフセン邸）	市認定	
中央区	シュウエケ邸	市認定	
中央区	キャセリン・アンダーセン邸	市認定	
中央区	寺西邸主屋・付属屋，門・レンガ塀・街灯	市認定	
中央区	下村・渋谷邸主屋，門・レンガ塀	市認定	
中央区	旧ヴォルヒン邸（香りの家オランダ館）	市認定	
中央区	上久保邸主屋，門・レンガ塀・鉄柵	市認定	
中央区	モッシュ邸西棟	市認定	
中央区	モッシュ邸東棟	市認定	

中央区	八千代主屋・蔵、門・板塀	市認定	
中央区	北野天満神社	市認定	
中央区	浄福寺本堂	市認定	
中央区	前田邸主屋、門・レンガ塀	市認定	
中央区	J R西日本三宮ゲストハウス	市認定	
中央区	旧バクレー邸主屋	市認定	
中央区	林邸主屋・付属屋、門	市認定	
中央区	山口邸主屋・蔵・車庫、門	市認定	
中央区	神戸女子短大北野寮主屋・蔵、門・レンガ塀	市認定	

10. 文化環境保存区域

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	白鶴美術館及びその周辺（指定面積約 0.4 ha）	市指定	
中央区	徳光院及びその周辺（指定面積約 0.9 ha）	市指定	
北区	石峯寺及びその周辺（指定面積約 5.1 ha）	市指定	
北区	無動寺・若王子神社及びその周辺（指定面積約 2.2 ha）	市指定	
北区	八幡神社及びその周辺（指定面積約 0.9 ha）	市指定	
須磨区	福祥寺（須磨寺）及びその周辺（指定面積約 18 ha）	市指定	
西区	太山寺及びその周辺（指定面積約 17.9 ha）	市指定	
西区	如意寺及びその周辺（指定面積約 28.0 ha）	市指定	
西区	性海寺及びその周辺（指定面積約 5.0 ha）	市指定	

11. 歴史的建造物

区名	名称	指定区分	備考
中央区	徳光院本堂	市選定	徳光院及びその周辺
中央区	徳光院開山堂	市選定	徳光院及びその周辺
中央区	徳光院鐘楼	市選定	徳光院及びその周辺
中央区	徳光院弁天堂	市選定	徳光院及びその周辺
中央区	徳光院山門	市選定	徳光院及びその周辺
北区	石峯寺本堂	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺鐘楼	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺鼓楼	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺仁王門	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	十輪院（土塀と門）	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	竹林寺（土塀と門）	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	竹林寺本堂	市選定	石峯寺及びその周辺
北区	無動寺本堂	市選定	無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	無動寺鐘楼	市選定	無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	無動寺庫裡	市選定	無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	六條八幡神社拝殿	市選定	八幡神社及びその周辺
北区	六條八幡神社神饌所	市選定	八幡神社及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）本堂	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）護摩堂	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）大師堂	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）鐘楼	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）書院	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）仁王門	市選定	福祥寺（須磨寺）及びその周辺
西区	太山寺観音堂	市選定	太山寺及びその周辺
西区	太山寺羅漢堂	市選定	太山寺及びその周辺
西区	太山寺釈迦堂	市選定	太山寺及びその周辺

西区	太山寺経蔵	市選定	太山寺及びその周辺
西区	太山寺護摩堂	市選定	太山寺及びその周辺
西区	太山寺阿弥陀堂	市選定	太山寺及びその周辺
西区	如意寺仁王門	市選定	如意寺及びその周辺
西区	福聚院 本堂	市選定	如意寺及びその周辺
西区	福聚院 文殊堂 附 棟札1枚	市選定	如意寺及びその周辺
西区	福聚院 庫裡	市選定	如意寺及びその周辺
西区	福聚院 表門	市選定	如意寺及びその周辺
西区	性海寺土蔵	市選定	性海寺及びその周辺
西区	性海寺鐘楼	市選定	性海寺及びその周辺
西区	性海寺手水舎	市選定	性海寺及びその周辺
西区	性海寺仁王門	市選定	性海寺及びその周辺
西区	福智院薬医門	市選定	性海寺及びその周辺
西区	福智院庫裏	市選定	性海寺及びその周辺
西区	福智院土蔵	市選定	性海寺及びその周辺
西区	福智院納屋	市選定	性海寺及びその周辺
西区	龍華院門	市選定	性海寺及びその周辺
西区	龍華院土塀	市選定	性海寺及びその周辺
西区	龍華院庫裏	市選定	性海寺及びその周辺
西区	龍華院土蔵	市選定	性海寺及びその周辺
西区	龍華院井戸	市選定	性海寺及びその周辺

12. 神戸歴史遺産（未指定）

区名	名称	指定区分	備考
灘区	六甲ケーブル六甲山上駅	市認定	
北区	湯女を起源とする有馬芸妓文化	市認定	
須磨区	「武井家文書」及び「武井家伝来絵画資料（粉本）」	市認定	
須磨区	安徳帝内裏跡伝説地	市認定	
垂水区	宮野尾神社の獅子舞	市認定	

資料2 代表的な神戸市域の郷土誌等

資料名	発行年
神戸市史 本編総説	大正 10 年
神戸市史 本編各説	大正 13 年
神戸市史 別録 一	大正 11 年
神戸市史 別録 二	大正 12 年
神戸市史 資料 一	大正 12 年
神戸市史 資料 二	大正 12 年
神戸市史 資料 三	大正 13 年
神戸市史 附図	大正 12 年
神戸市史 年表・書目・索引 編纂顛末	大正 14 年
神戸市史 第二輯 本編 各説 総説	昭和 12 年
神戸市史 第二輯 別録	昭和 12 年
神戸市史 第二輯 附図 資料 年表 書目 索引 編集顛末	昭和 12 年
神戸市史 第三集 行政編	昭和 37 年
神戸市史 第三集 社会文化編	昭和 40 年
神戸市史 第三集 産業経済編	昭和 42 年
神戸市史 第三集 年表索引編	昭和 43 年
神戸市史 第一集 本編各説	昭和 46 年
新修神戸市史 歴史編Ⅰ 自然・考古	平成 元年
新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世	平成 22 年
新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世	平成 4 年
新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代	平成 6 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅰ 第一次産業	平成 2 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅱ 第二次産業	平成 12 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅲ 第三次産業	平成 15 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 行政編Ⅰ 市政のしくみ	平成 7 年
新修神戸市史 行政編Ⅱ 暮らしと市政	平成 14 年
新修神戸市史 行政編Ⅲ 都市の整備	平成 17 年
新修神戸市史 生活文化編	令和 2 年
兵庫県百年史	昭和 42 年
兵庫県史 第1巻	昭和 49 年
兵庫県史 第2巻	昭和 50 年
兵庫県史 第3巻	昭和 53 年
兵庫県史 第4巻	昭和 54 年
兵庫県史 第5巻	昭和 55 年
兵庫県史 別巻	昭和 57 年
兵庫県史 考古資料編	平成 4 年
兵庫県史 史料編 古代一	昭和 59 年
兵庫県史 史料編 古代二	昭和 60 年
兵庫県史 史料編 古代三	昭和 61 年
兵庫県史 史料編 中世一	昭和 58 年
兵庫県史 史料編 中世二	昭和 62 年
兵庫県史 史料編 中世三	昭和 63 年
兵庫県史 史料編 中世四	平成 1 年
兵庫県史 史料編 中世五	平成 2 年
兵庫県史 史料編 中世六	平成 3 年
兵庫県史 史料編 中世七	平成 5 年
兵庫県史 史料編 中世八	平成 6 年
兵庫県史 史料編 中世九 古代補遺	平成 9 年
兵庫県史 史料編 近世一	平成 1 年
兵庫県史 史料編 近世二	平成 4 年
兵庫県史 史料編 近世三	平成 5 年
兵庫県史 史料編 近世四	平成 7 年

兵庫県史 幕末維新一	平成 10 年
兵庫県史 幕末維新二	平成 10 年
兵庫県市町村合併史 上巻・下巻・附図	昭和 37 年
西撰大観 上巻・下巻	明治 44 年
武庫郡誌	昭和 48 年
有馬郡誌 上巻・下巻	昭和 49 年
本庄村史 地理編・民俗編 神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ	平成 16 年
本庄村史 歴史編 神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ	平成 20 年
御影町誌	昭和 11 年
魚崎町誌	昭和 32 年
西灘村史	昭和 50 年
有野町誌	昭和 63 年
大沢町誌	平成 3 年
道場町誌	平成 16 年
八多町誌	平成 20 年
山田村郷土誌	大正 9 年
山田村郷土誌 第二編	昭和 54 年
神戸古今の姿	昭和 4 年
兵庫県大百科事典	昭和 58 年
うはらの歴史再発見〜ちょっと昔の東灘〜	平成 12 年
灘百選	平成 13 年
灘の歴史	平成 23 年
神戸歴史トリップ 新・中央区歴史物語 (改訂版)	平成 17 年
由緒あるまち 兵庫 町名・史跡・民話をたずねて	昭和 63 年
兵庫の歴史 ー古代から幕末までー	平成 5 年
兵庫の歴史 ー明治維新から前後現代までー	平成 7 年
北区の歴史	平成 6 年
丹生山田ガイドマップ第2版	令和 2 年
須磨の歴史散歩	平成 9 年
須磨の歴史	平成 2 年
垂水郷土史	平成 3 年
垂水百年のあゆみ	平成 6 年
垂水百年のあゆみ 続編	平成 11 年
緑と太陽のまち ー西区ー	昭和 62 年
西区ふるさと自慢百選	平成 15 年
兵庫県神社誌 上巻・中巻・下巻	昭和 12 年
兵庫県民俗芸能誌	平成 52 年
神戸の史跡	昭和 56 年
写真で見る 神戸の石仏 巡礼ガイドブック	昭和 53 年
神戸の道標	昭和 60 年

資料3 アンケート調査結果

1. 市民意識調査

(1) アンケート概要

実施期間：2020年9月28日(月)～10月18日(日)

方法：文化財課HP上でのネットアンケート

有効回答件数：1639件

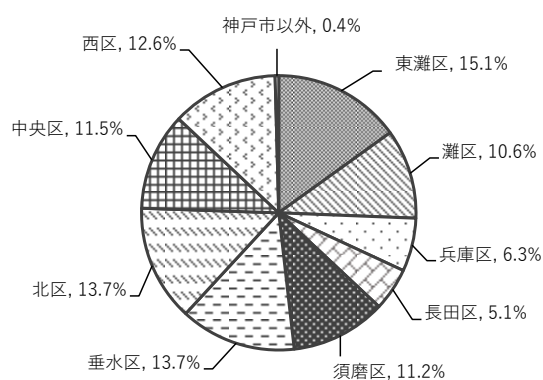
備考：10月2日(金)に神戸市ネットモニター向けに周知メールにて周知

(2) 回答者の属性

Q1. あなたのお住まいをお答えください

回答者の居住地で、最も多いのは15.1%の東灘区であり、最も少ないのは0.4%の神戸市以外、市内に限ると5.1%の長田区となっている。回答者の居住地にばらつきがあることに留意する必要がある。

	総計(件)	割合(%)
東灘区	247	15.1
灘区	173	10.6
兵庫区	103	6.3
長田区	83	5.1
須磨区	184	11.2
垂水区	224	13.7
北区	224	13.7
中央区	188	11.5
西区	206	12.6
神戸市以外	7	0.4
総計	1639	100.0

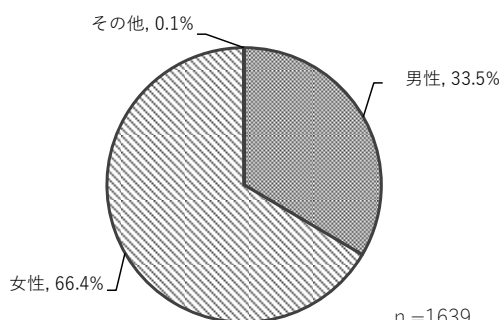


n=1639

Q2. あなたの性別をお答えください

回答者の性別は、男性33.5%、女性66.4%であり、男性より女性の方が多い。

	総計(件)	割合(%)
男性	549	33.5
女性	1089	66.4
その他	1	0.1
総計	1639	100.0

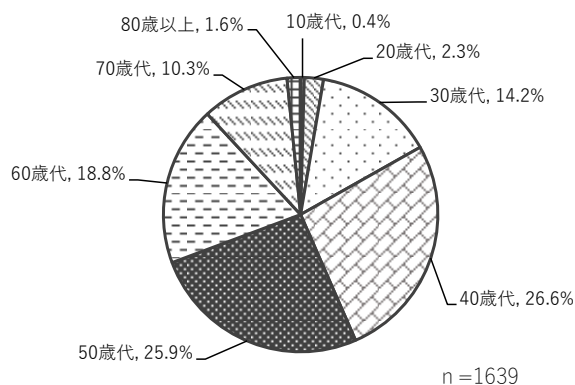


n=1639

Q3. あなたの年齢をお答えください

回答者の年齢は、40歳代が26.6%と最も多く、次いで50歳代25.9%となっている。一方で、10歳代、20歳代、80歳以上は5%未満であり、若年層や後期高齢者層の意見は比較的少ない結果となっている。

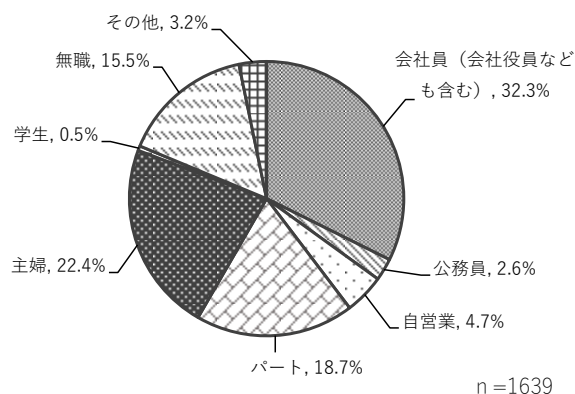
	総計(件)	割合(%)
10歳代	7	0.4
20歳代	37	2.3
30歳代	232	14.2
40歳代	436	26.6
50歳代	424	25.9
60歳代	308	18.8
70歳代	169	10.3
80歳以上	26	1.6
総計	1639	100.0



Q4. あなたのご職業をお答えください

回答者の職業は、会社員（会社役員なども含む）が32.3%と最も多く、次いで主婦22.4%、パート18.7%となっている。

	総計(件)	割合(%)
会社員（会社役員なども含む）	530	32.3
公務員	43	2.6
自営業	77	4.7
パート	306	18.7
主婦	367	22.4
学生	9	0.5
無職	254	15.5
その他	53	3.2
総計	1639	100.0

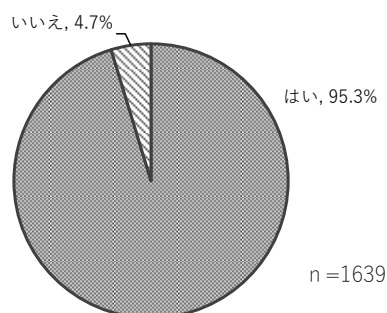


(3) 文化財の保存活用について

Q5. 神戸市に愛着はありますか

神戸市への愛着について、「はい」と回答された方は95.3%であり、ほとんどの方が神戸市に愛着があるという結果になっている。

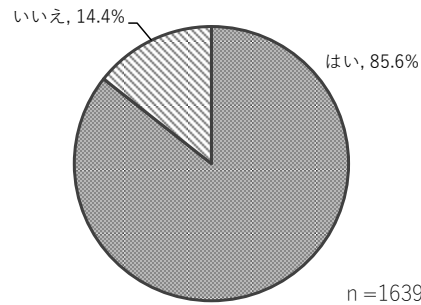
	総計(件)	割合(%)
はい	1562	95.3
いいえ	77	4.7
回答者数	1639	100.0



Q6. 文化財に興味はありますか

文化財への興味について、「はい」と回答された方は85.6%であり、「いいえ」を大きく上回る結果となっている。

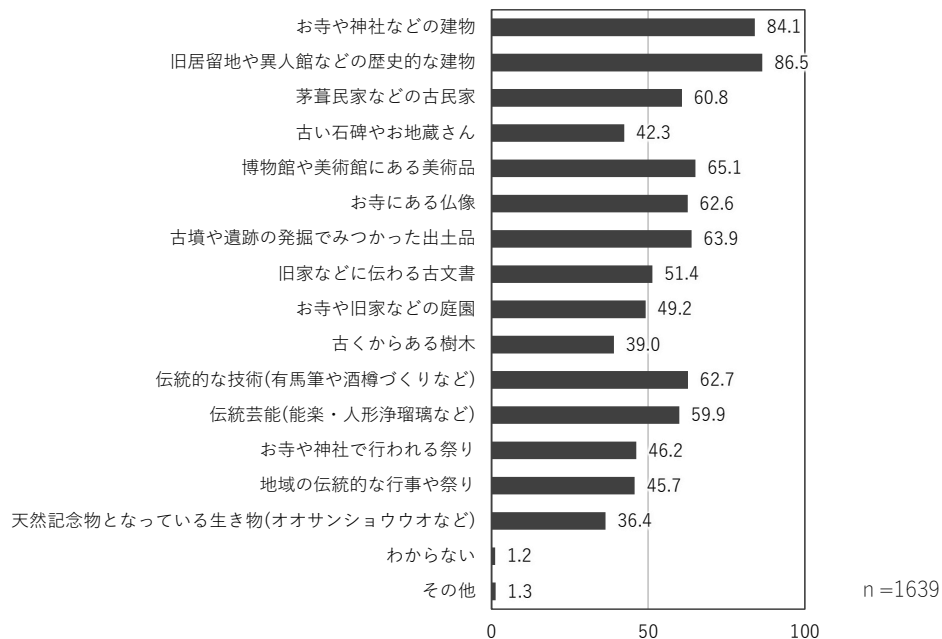
	総計(件)	割合(%)
はい	1403	85.6
いいえ	236	14.4
回答者数	1639	100.0



Q7-1. あなたが文化財だと思うのはどのようなものですか（複数回答）

文化財と思うものは、「旧居留地や異人館などの歴史的な建物」が86.5%と最も多く、次いで「お寺や神社などの建物」84.1%、「博物館や美術館にある美術品」65.1%であり、有形文化財に対して文化財だと認識される方が多い結果となっている。

「わからない」、「その他」を除くと、「天然記念物となっている生き物(オオサンショウウオなど)」36.4%、「古くからある樹木」39.0%、「古い石碑やお地蔵さん」42.3%の順に少なく、天然記念物や身近にある石碑や地蔵を文化財と思う人は比較的少ない。

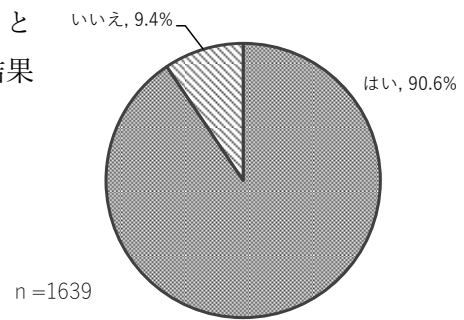


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
お寺や神社などの建物	1378	84.1	古くからある樹木	640	39.0
旧居留地や異人館などの歴史的な建物	1417	86.5	伝統的な技術(有馬筆や酒樽づくりなど)	1028	62.7
茅葺民家などの古民家	996	60.8	伝統芸能(能楽・人形浄瑠璃など)	982	59.9
古い石碑やお地蔵さん	694	42.3	お寺や神社で行われる祭り	758	46.2
博物館や美術館にある美術品	1067	65.1	地域の伝統的な行事や祭り	749	45.7
お寺にある仏像	1026	62.6	天然記念物となっている生き物(オオサンショウウオなど)	597	36.4
古墳や遺跡の発掘で見つかった出土品	1047	63.9	わからない	19	1.2
旧家などに伝わる古文書	842	51.4	その他	22	1.3
お寺や旧家などの庭園	806	49.2			
回答者数				1639	100.0

Q8. 神戸市内で博物館や社寺など文化財に関係するところに行ったことがありますか

市内の博物館や社寺など文化財に関係するところに行ったことがある方は90.6%であり、行ったことがない方を大きく上回る結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
はい	1485	90.6
いいえ	154	9.4
回答者数	1639	100.0

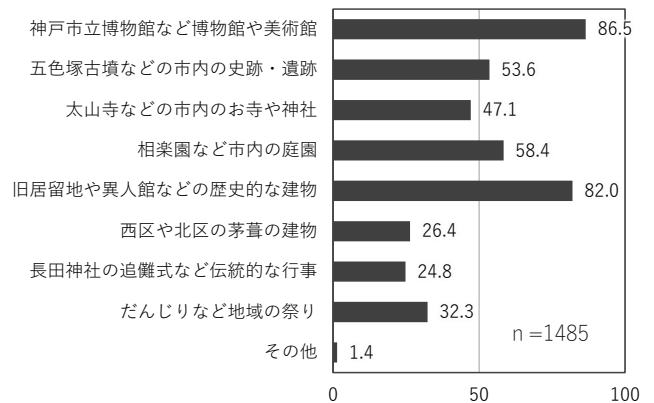


Q9-1. (Q8で“はい”と答えた方)具体的にどこに行きましたか(複数回答)

市内の文化財に関係するところへの訪問先は、「神戸市立博物館など博物館や美術館」が86.5%と最も多く、次いで「旧居留地や異人館などの歴史的な建物」82.0%、「相楽園など市内の庭園」58.4%であり、観光資源としても集客力のある箇所が比較的多い結果となっている。

「その他」を除くと、「長田神社の追儺式など伝統的な行事」24.8%、「西区や北区の茅葺の建物」26.4%、「だんじりなど地域の祭り」32.3%の順に少なく、祭礼などの無形民俗文化財や農村地域の茅葺き民家への訪問が比較的小さい結果となっている。

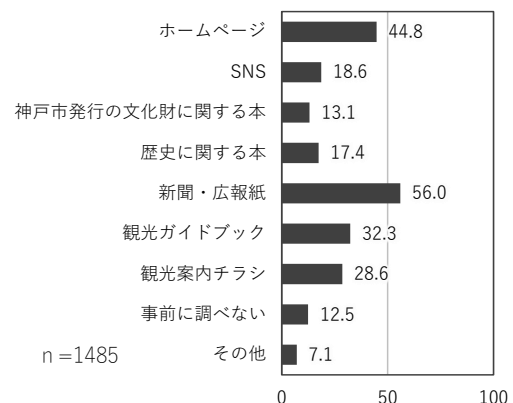
	総計(件)	割合(%)
神戸市立博物館など博物館や美術館	1285	86.5
五色塚古墳などの市内の史跡・遺跡	796	53.6
太山寺などの市内のお寺や神社	700	47.1
相楽園など市内の庭園	867	58.4
旧居留地や異人館などの歴史的な建物	1218	82.0
西区や北区の茅葺の建物	392	26.4
長田神社の追儺式など伝統的な行事	368	24.8
だんじりなど地域の祭り	480	32.3
その他	21	1.4
回答者数	1485	100.0



Q10-1. (Q8で“はい”と答えた方)文化財の情報をどのような媒体で知りますか(複数回答)

文化財の情報を得た媒体は、「新聞・広報紙」が56.0%と最も多く、次いで「ホームページ」44.8%、「観光ガイドブック」32.3%となっている。「神戸市発行の文化財に関する本」や「歴史に関する本」を情報源としている方は比較的小さい結果となっている。また、「事前に調べない」は12.5%いる結果となっている。

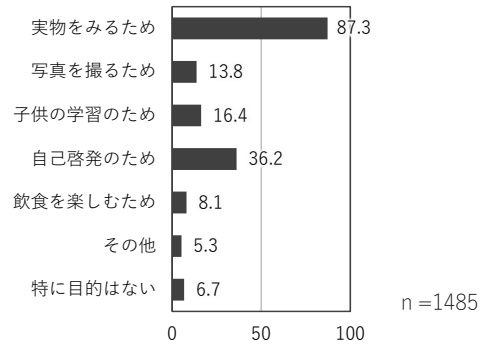
	総計(件)	割合(%)
ホームページ	665	44.8
SNS	276	18.6
神戸市発行の文化財に関する本	195	13.1
歴史に関する本	259	17.4
新聞・広報紙	831	56.0
観光ガイドブック	480	32.3
観光案内チラシ	424	28.6
事前に調べない	185	12.5
その他	105	7.1
回答者数	1485	100.0



Q11-1. (Q8で“はい”と答えた方)文化財や関連する施設に行く目的は何ですか(複数回答)

文化財や関連する施設に行く目的は、「実物をみるため」が87.3%と最も多く、実物展示・公開の重要性が窺える結果となっている。

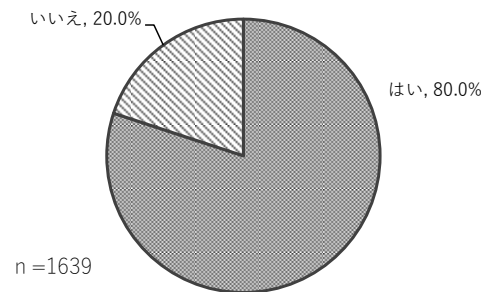
	総計(件)	割合(%)
実物をみるため	1296	87.3
写真を撮るため	205	13.8
子供の学習のため	243	16.4
自己啓発のため	538	36.2
飲食を楽しむため	120	8.1
その他	78	5.3
特に目的はない	100	6.7
回答者数	1485	100.0



Q12. 文化財に関するイベントがあれば参加してみたいですか

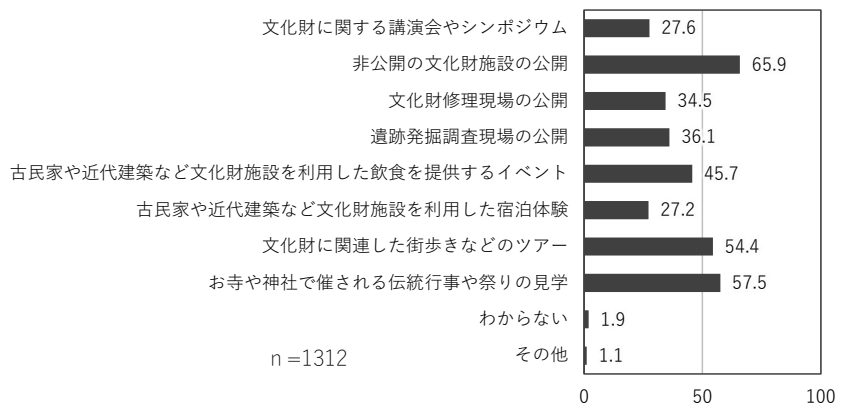
文化財に関するイベントへの参加意向は、「はい」が80.0%であり、「いいえ」を大きく上回る結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
はい	1312	80.0
いいえ	327	20.0
回答者数	1639	100.0



Q13-1. (Q12で“はい”と答えた方)どのようなイベントに参加してみたいですか(複数回答)

参加してみたいイベントは、「非公開の文化財施設の公開」が65.9%と最も多く、次いで「お寺や神社で催される伝統行事や祭りの見学」57.5%、「文化財に関連した街歩きなどのツアー」54.4%となっている。「わからない」、「その他」を除くと、「古民家や近代建築など文化財施設を利用した宿泊体験」27.2%、「文化財に関する講演会やシンポジウム」27.6%の順に少ない結果となっている。

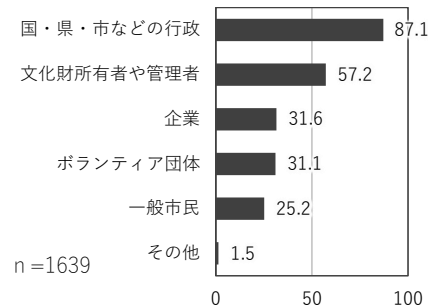


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
文化財に関する講演会やシンポジウム	362	27.6	古民家や近代建築など文化財施設を利用した宿泊体験	357	27.2
非公開の文化財施設の公開	864	65.9	文化財に関連した街歩きなどのツアー	714	54.4
文化財修理現場の公開	452	34.5	お寺や神社で催される伝統行事や祭りの見学	755	57.5
遺跡発掘調査現場の公開	473	36.1	わからない	25	1.9
古民家や近代建築など文化財施設を利用した飲食を提供するイベント	599	45.7	その他	15	1.1
回答者数				1312	100.0

Q14-1. 文化財を守り、後世へ引き継いでいくのはどのような団体が適切だと思いますか（複数回答）

文化財を保存・継承していくのに適した団体は、「国・県・市などの行政」が87.1%と最も多く、次いで「文化財所有者や管理者」57.2%となっている。「一般市民」や「ボランティア団体」、「企業」は約3割前後と比較的少なく、地域の文化財を地域で守るという意識が深く醸成されていないことが窺える結果となっている。

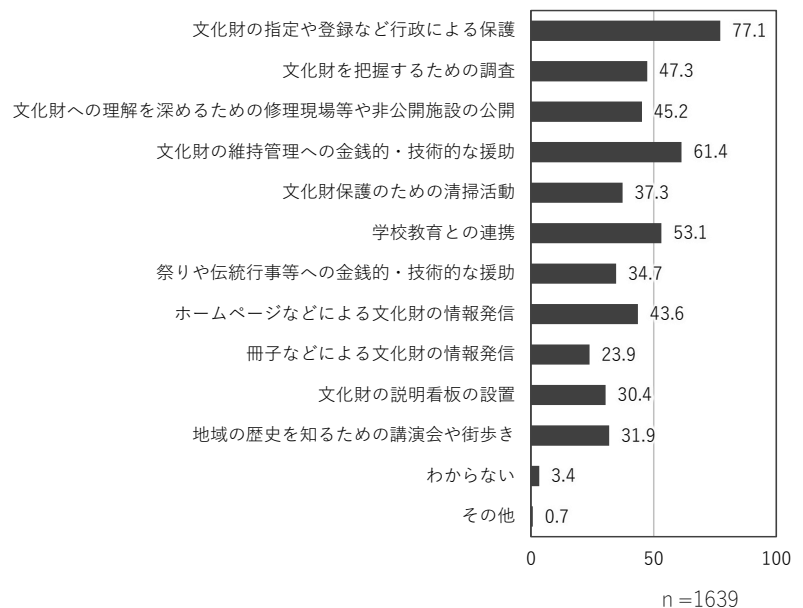
	総計(件)	割合(%)
国・県・市などの行政	1427	87.1
文化財所有者や管理者	938	57.2
企業	518	31.6
ボランティア団体	510	31.1
一般市民	413	25.2
その他	24	1.5
回答者数	1639	100.0



Q15-1. 文化財を守り、後世へ引き継いでいくために、どのような取り組みをしたらよいと思いますか（複数回答）

文化財を保存・継承していくためにすべき取り組みは、「文化財の指定や登録など行政による保護」が77.1%と最も多く、次いで「文化財の維持管理への金銭的・技術的な援助」61.4%、「学校教育との連携」53.1%であり、行政的な取り組みを求める意見が比較的多い結果となっている。

「わからない」、「その他」を除くと、「冊子などによる文化財の情報発信」、「文化財の説明看板の設置」、「地域の歴史を知るための講演会や街歩き」の順に少なく、一部の情報発信の取り組みが比較的小さい結果となっている。

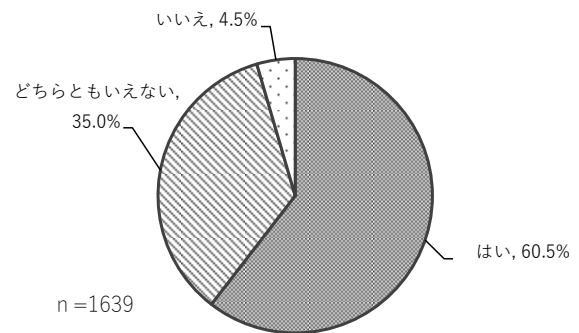


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
文化財の指定や登録など行政による保護	1264	77.1	ホームページなどによる文化財の情報発信	715	43.6
文化財を把握するための調査	776	47.3	冊子などによる文化財の情報発信	391	23.9
文化財への理解を深めるための修理現場や非公開施設の公開	741	45.2	文化財の説明看板の設置	499	30.4
文化財の維持管理への金銭的・技術的な援助	1006	61.4	地域の歴史を知るための講演会や街歩き	523	31.9
文化財保護のための清掃活動	612	37.3	わからない	55	3.4
学校教育との連携	871	53.1	その他	12	0.7
祭りや伝統行事などへの金銭的・技術的な援助	569	34.7			
回答者数				1639	100.0

Q16. 市内の文化財を守り、後世へ引き継いでいくために協力したいと思いますか

市内の文化財を保存・継承するための協力に関する意向は、「はい」が60.5%であり、「どちらともいえない」と「いいえ」を上回る結果となっている。

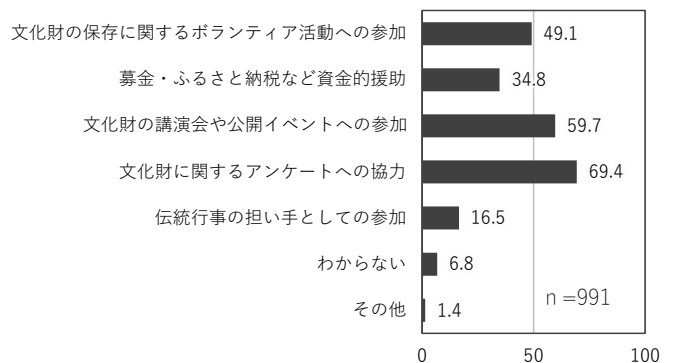
	総計(件)	割合(%)
はい	991	60.5
どちらともいえない	574	35.0
いいえ	74	4.5
回答者数	1639	100.0



Q17-1. (Q16で“はい”と答えた方) どのような活動に協力したいと思いますか (複数回答)

市内の文化財を保存・継承するために協力したい活動は、「文化財に関するアンケートへの協力」が69.4%と最も多く、次いで「文化財の講演会や公開イベントへの参加」59.7%となっている。49.1%の方が「文化財の保存に関するボランティア活動への参加」と回答されている一方で、「伝統行事の担い手としての参加」は16.5%と最も少ない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
文化財の保存に関するボランティア活動への参加	487	49.1
募金・ふるさと納税など資金的援助	345	34.8
文化財の講演会や公開イベントへの参加	592	59.7
文化財に関するアンケートへの協力	688	69.4
伝統行事の担い手としての参加	164	16.5
わからない	67	6.8
その他	14	1.4
回答者数	991	100.0

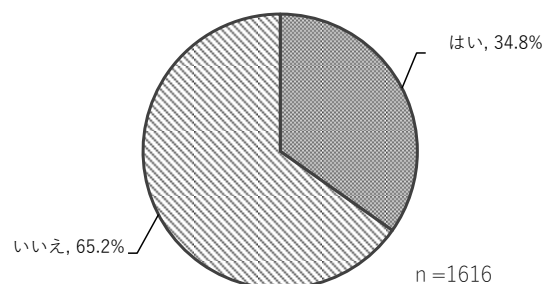


(4) ふるさと納税について

Q18. ふるさと納税をしたことがありますか

ふるさと納税の経験は、「いいえ」が65.2%であり、ふるさと納税をしたことがない方が過半数を占める。

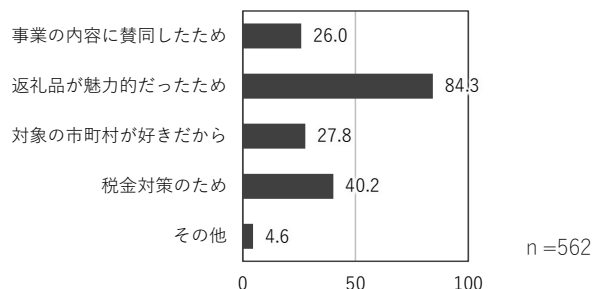
	総計(件)	割合(%)
はい	562	34.8
いいえ	1054	65.2
回答者数	1616	100.0



Q19-1. (Q18で“はい”と答えた方) どのような目的でふるさと納税をしようと思いましたか(複数回答)

ふるさと納税をした目的は、「返礼品が魅力的だったため」が84.3%と最も多い結果となっている。一方で、「事業の内容に賛同したため」や「対象の市町村が好きだから」は3割未満である。

	総計(件)	割合(%)
事業の内容に賛同したため	146	26.0
返礼品が魅力的だったため	474	84.3
対象の市町村が好きだから	156	27.8
税金対策のため	226	40.2
その他	26	4.6
回答者数	562	100.0

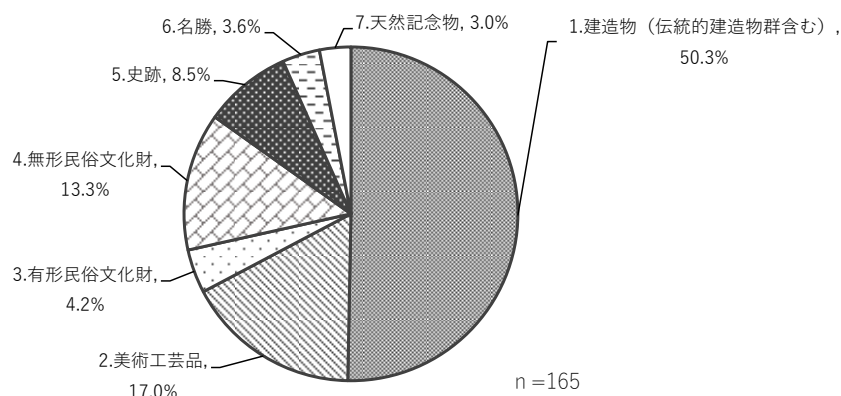


2. 文化財所有者調査

(1) 回答者の属性

所有(管理)する文化財別の回答者の構成は、各分類の指定件数に差があることに留意する必要があるが、「1.建造物(伝統的建造物群含む)」が50.3%と最も多く、次いで「2.美術工芸品」17.0%、「4.無形民俗文化財」13.3%となっている。

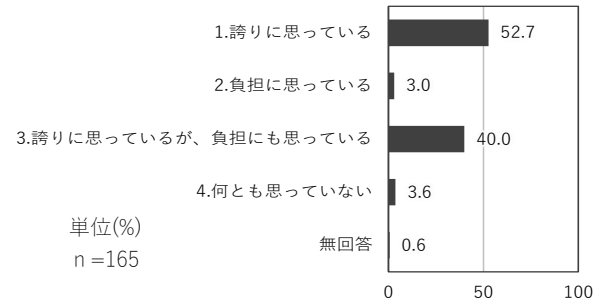
所有(管理)する文化財の種類	回収数	構成比(%)	備考(例)
1.建造物(伝統的建造物群含む)	83	50.3	太山寺、箱木家住宅、海岸ビルディングなど
2.美術工芸品	28	17.0	温泉寺蔵木造波夷羅大将立像、岡方文書など
3.有形民俗文化財	7	4.2	灘の酒造用具、下谷上の舞台など
4.無形民俗文化財	22	13.3	車大歳神社の翁舞、南京町春節祭など
5.史跡	14	8.5	伝豊太閤湯山御殿跡、平盛俊塚など
6.名勝	6	3.6	安養院庭園、竹林寺庭園など
7.天然記念物	5	3.0	太山寺の原生林、妙善寺のソテツなど
総計	165	100.0	



(2) 文化財の保存・管理について

問1 文化財を所有（管理）していることについてどのように思われますか。（あてはまる番号1つに○）

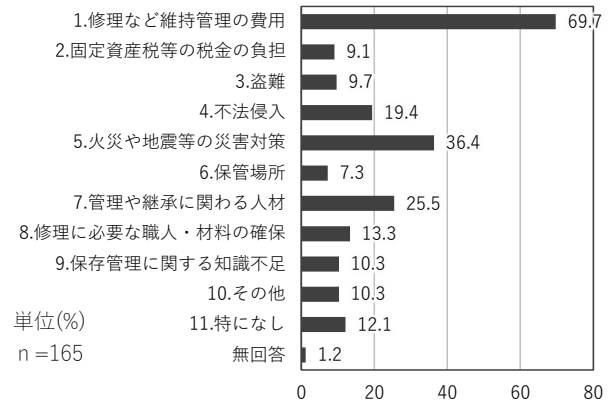
文化財の所有（管理）についての考えは、「1.誇りに思っている」が52.7%と最も多く、次いで「3.誇りに思っているが、負担にも思っている」37.6%となっている。「2.負担に思っている」「4.何とも思っていない」と回答された方は、それぞれ約3%見受けられた。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.誇りに思っている	36	21	2	16	7	2	3	87	52.7
2.負担に思っている	4		1					5	3.0
3.誇りに思っているが、負担にも思っている	40	6	4	5	5	4	2	66	40.0
4.何とも思っていない	3	1			2			6	3.6
無回答				1				1	0.6
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問2 文化財を所有（管理）するうえで、困っていることはありますか。（あてはまる番号すべてに○）

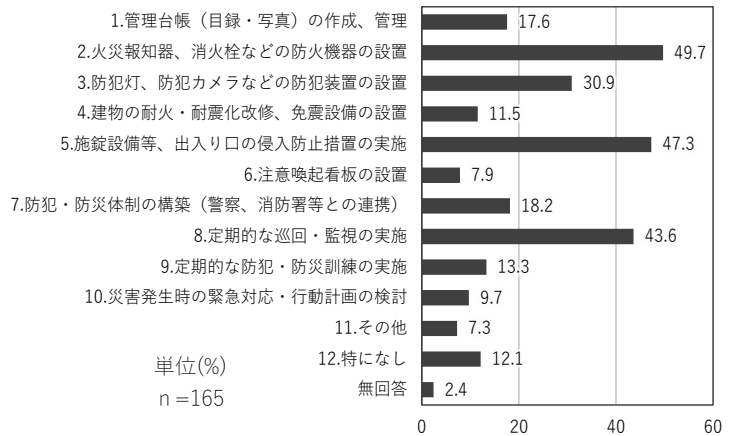
文化財を所有（管理）するうえで困っていることについて、「1.修理など維持管理の費用」が69.7%と最も多く、次いで「5.火災や地震などの災害対策」36.4%、「7.管理や継承に関わる人材」25.5%となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.修理など維持管理の費用	74	13	6	10	5	4	3	115	69.7
2.固定資産税等の税金の負担	15							15	9.1
3.盗難	6	6	2	1		1		16	9.7
4.不法侵入	17	7	1		3	3	1	32	19.4
5.火災や地震などの災害対策	38	12	4	2	1	2	1	60	36.4
6.保管場所	2	6	2	1		1		12	7.3
7.管理や継承に関わる人材	17	2	2	13	5	3		42	25.5
8.修理に必要な職人・材料の確保	11	2	2	3	1	2	1	22	13.3
9.保存管理に関する知識不足	12	3	1		1			17	10.3
10.その他	9	5		1		2		17	10.3
11.特になし	4	7		3	5		1	20	12.1
無回答				2				2	1.2
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問3 対象の文化財（無形民俗文化財の場合は用具など）に対して、どのような防犯、防災対策をしていますか。（あてはまる番号すべてに○）

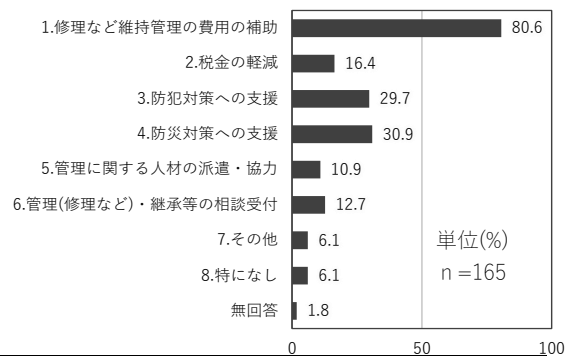
対象の文化財に対して実施している防犯・防災対策は、「2.火災報知器、消火栓などの防火機器の設置」が49.7%、「5.施錠設備等、出入口の侵入防止措置の実施」47.3%、「9.定期的な防犯・防災訓練の実施」43.6%が4割以上を占めている。「12.特になし」と回答された方は12.1%おられ、指定等文化財を所有（管理）されている約1割以上の方が防犯・防災対策を実施していない結果となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.管理台帳(目録・写真)の作成、管理	9	8	3	5		4		29	17.6
2.火災報知器、消火栓などの防火機器の設置	52	15	6	7	1	1		82	49.7
3.防犯灯、防犯カメラなどの防犯装置の設置	27	13	3	3	4	1		51	30.9
4.建物の耐火・耐震化改修、免震設備の設置	13	1	2	3				19	11.5
5.施錠設備等、出入口の侵入防止措置の実施	38	20	5	8	3	4		78	47.3
6.注意喚起看板の設置	5	3	2	2	1			13	7.9
7.防犯・防災体制の構築（警察、消防署等との連携）	15	7	2	3	2	1		30	18.2
8.定期的な巡回・監視の実施	32	12	4	6	8	5	5	72	43.6
9.定期的な防犯・防災訓練の実施	13	4	3	1		1		22	13.3
10.災害発生時の緊急対応・行動計画の検討	7	2	2	1	3	1		16	9.7
11.その他	7	4		1				12	7.3
12.特になし	9	3		4	4			20	12.1
無回答	1	2		1				4	2.4
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問4 文化財を守っていくために、どのような支援があればよいと思われますか。（あてはまる番号すべてに○）

文化財を守っていくために要望する支援は、「1.修理など維持管理の費用の補助」が80.6%と最も多く、次いで多い「4.防災対策への支援」30.9%、「3.防犯対策への支援」29.7%と約50ptの差がある。「5.管理に関する人材の派遣・協力」10.9%、「6.管理(修理など)・継承等の相談受付」12.7%について要望される回答は、比較的少ない結果となっている。

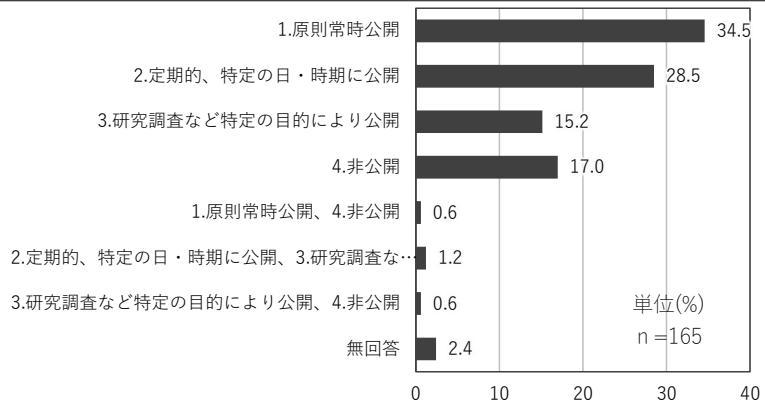


	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.修理など維持管理の費用の補助	74	21	7	17	7	5	2	133	80.6
2.税金の軽減	21	3	1		1	1		27	16.4
3.防犯対策への支援	24	14	5	3	3			49	29.7
4.防災対策への支援	30	9	3	2	5		2	51	30.9
5.管理に関する人材の派遣・協力	12	2		1	1	1	1	18	10.9
6.管理(修理など)・継承等の相談受付	13	2	1	4			1	21	12.7
7.その他	6	3			1			10	6.1
8.特になし	3	1		3	2		1	10	6.1
無回答	1			1	1			3	1.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

(3) 文化財の活用について

問5 所有（管理）する文化財の公開状況についてお聞かせください。（あてはまる番号1つに○）

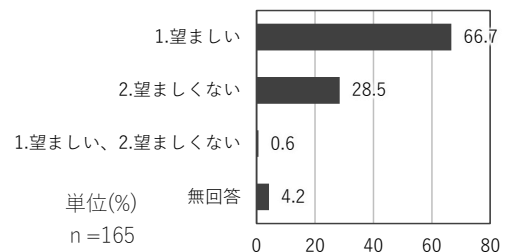
所有（管理）する文化財の公開状況については、「1.原則常時公開」が34.5%と最も多く、次いで「2.定期的、特定の日・時期に公開」28.5%となっている。住居として利用されている建造物は「4.非公開」とされている方が多い結果になっている。



	1.建造物	2.美術工艺品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合 (%)
1.原則常時公開	28	3	5	3	13		5	57	34.5
2.定期的、特定の日・時期に公開	20	8		14	1	4		47	28.5
3.研究調査など特定の目的により公開	8	10	1	4		2		25	15.2
4.非公開	23	4	1					28	17.0
「1.原則常時公開」かつ「4.非公開」	1							1	0.6
「2.定期的、特定の日・時期に公開」かつ「3.研究調査など特定の目的により公開」		1		1				2	1.2
「3.研究調査など特定の目的により公開」かつ「4.非公開」	1							1	0.6
無回答	2	2						4	2.4
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問6 所有（管理）する文化財を公開など活用することは望ましいと考えますか。（あてはまる番号1つに○）

所有（管理）する文化財の公開など活用することに対する意向は、「1.望ましい」が66.7%、「2.望ましくない」が28.5%と、「1.望ましい」の方が多く結果となっている。

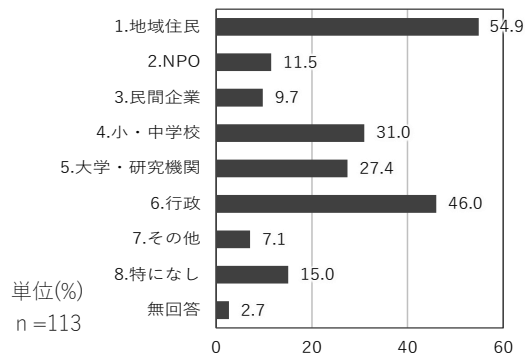


	1.建造物	2.美術工艺品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合 (%)
1.望ましい	50	16	6	17	12	4	5	110	66.7
2.望ましくない	29	9	1	4	2	2		47	28.5
1.望ましい、2.望ましくない	1							1	0.6
無回答	3	3		1				7	4.2
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

◇問6-1（問6で「1.（文化財を活用することは）望ましい」と答えた方）

（2）活用を行ううえで、どのような団体と協力したいと思われませんか。（あてはまる番号すべてに○）

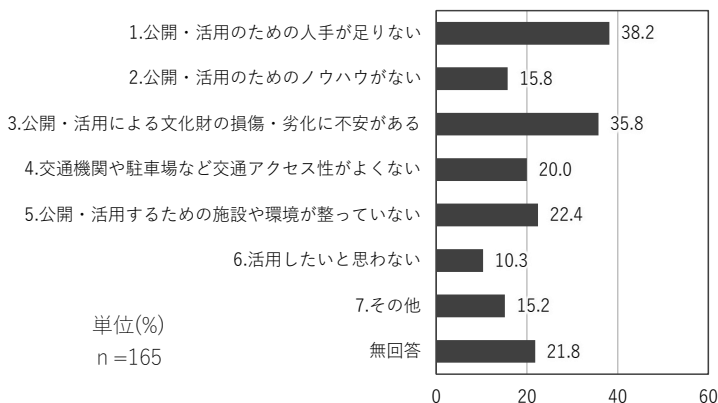
活用を行ううえで、協力したい団体は、「1.地域住民」が54.9%と最も多く、次いで「6.行政」46.0%となっている。「3.民間企業」は9.7%と約1割にあたるが、「7.その他」を除く選択肢の中で最も少ない結果となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.地域住民	26	4	5	14	9	1	3	62	54.9
2.NPO	8	1	1	1		2		13	11.5
3.民間企業	6		1	3	1			11	9.7
4.小・中学校	12	1	4	10	7	1		35	31.0
5.大学・研究機関	12	9	3	4	1	2		31	27.4
6.行政	25	9	3	6	7	1	1	52	46.0
7.その他	5	1			1	1		8	7.1
8.特になし	7	3	1	1	2	2	1	17	15.0
無回答	2						1	3	2.7
回答者数	51	16	7	18	12	4	5	113	100.0

問7 公開など活用を考える場合、どのような不安や問題点があると思いませんか。（あてはまる番号すべてに○）

公開など活用を考える場合の不安や問題点について、「1.公開・活用のための人手が足りない」が38.2%、「3.公開・活用による文化財の損傷・劣化に不安がある」が35.8%と多く、次いで「5.公開・活用するための施設や環境が整っていない」22.4%、「4.交通機関や駐車場など交通アクセス性がよくない」20.0%となっている。無回答も21.8%みられた。

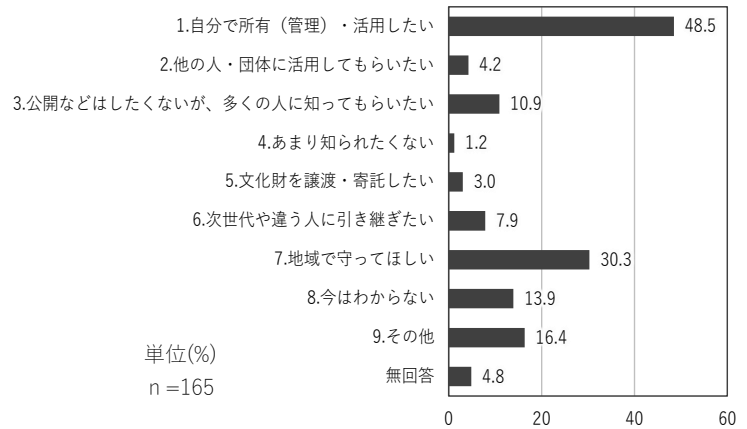


	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.公開・活用のための人手が足りない	32	10	3	9	4	4	1	63	38.2
2.公開・活用のためのノウハウがない	16	4	2	2		3	1	26	15.8
3.公開・活用による文化財の損傷・劣化に不安がある	37	13	3	4		2		59	35.8
4.交通機関や駐車場など交通アクセス性がよくない	25	3	2	1	2			33	20.0
5.公開・活用するための施設や環境が整っていない	20	13	2			2		37	22.4
6.活用したいと思わない	12	3	1	1				17	10.3
7.その他	14	1		5	3	2		25	15.2
無回答	10	7	1	9	5		4	36	21.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

(4) 今後の保存活用などについて

問8 所有（管理）している文化財を今後どのようにしたいとお考えですか。（あてはまる番号すべてに○）

所有（管理）している文化財に対する今後の意向について、「1.自分で所有（管理）・活用したい」が48.5%と最も多く、自ら保存活用したいと思われる方が約半数おられる。一方で、「7.地域で守ってほしい」（30.3%）や「6.次世代や違う人に引き継ぎたい」（7.9%）、「5.文化財を譲渡・寄託したい」（3.0%）を回答される方もおられ、今後自ら保存活用していくことに難しさを感じられる回答も見受けられる。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.自分で所有（管理）・活用したい	44	16	3	5	4	5	3	80	48.5
2.他の人・団体に活用してもらいたい	5		1	1				7	4.2
3.公開などはしたくないが、多くの人に知ってもらいたい	11	1		4	1	1		18	10.9
4.あまり知られたくない	1		1					2	1.2
5.文化財を譲渡・寄託したい	3	2						5	3.0
6.次世代や違う人に引き継ぎたい	4	2		3	4			13	7.9
7.地域で守ってほしい	20	2	4	13	6	1	4	50	30.3
8.今はわからない	13	3	2	2	2	1		23	13.9
9.その他	14	4		4	3	2		27	16.4
無回答	2	5		1				8	4.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

3. 観光企業調査

(1) 回答者の属性

回収数は計11件であり、神戸観光局（各部署）と市内観光業者はほぼ同数となっている。

回収数が少なく、団体によって活動内容が異なるため、観光事業者全体の傾向とは言えないことに留意する必要がある。

	回収数	構成比(%)
市内観光業者	5	45.5
神戸観光局	6	54.5
総計	11	100.0

(2) 文化財を活用した取組みの現状・意向について

問1 神戸市の文化財を活用したいと思われませんか。(あてはまる番号1つに○) また、その回答理由についてお聞かせください。

市内の文化財の活用意向は、「既に活用している」が最も多く、次いで「機会があれば活用したい」となっている。「活用したくない」と回答された団体はみられない。

	総計(件)	割合(%)
1.既に活用している	6	54.5
2.積極的に活用したい	1	9.1
3.機会があれば活用したい	4	36.4
4.活用したくない		0.0
回答者数	11	100.0

回答理由

1.既に活用している	<ul style="list-style-type: none"> ・北野異人館等を活用した観光誘客事業の展開 ・映画・ドラマ等のロケ地 ・他都市からの誘客 ・顧客からの希望 ・周遊券をセットにした商品の販売 ・旅行ツアーの販売
2.積極的に活用したい	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE でユニークベニューとして提案できる会場の少なさ
3.機会があれば活用したい	<ul style="list-style-type: none"> ・関心の持ってもらいやすさ ・旅行商品として、神戸ならではの文化財の活用のしやすさ ・行事等での絵図や文書、写真等の活用希望 ・各文化財の価値や良さ等の知識・理解不足

問2 神戸市のどのような文化財を活用したいと思われませんか。現在、活用されている文化財も含めてご回答ください。(あてはまる番号すべてに○)

市内の活用したい文化財は、「建造物」が最も多く、次いで「史跡」、「名勝」・「伝統的建造物」・「神戸の歴史文化の中で育まれた地域資源」であり、外にある文化財が比較的多い結果となっている。一方で、「絵画」、「出土品」を回答された団体はいない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
1.建造物(寺社、民家、近代建築物など)	10	90.9
2.絵画(仏画、人物画など)		0.0
3.彫刻(仏像、人物像など)	1	9.1
4.工芸品(鎧や陶磁器など)	1	9.1
5.文書資料(本、絵図、文書など)	2	18.2
6.出土品(土器、石器など)		0.0
7.民俗文化財(お祭り、風習など)	2	18.2
8.史跡(五色塚古墳など)	7	63.6
9.名勝(安養院庭園、相楽園など)	6	54.5
10.天然記念物(社寺林、古木など)	2	18.2
11.伝統的建造物群(北野町)	6	54.5
12.神戸の歴史文化の中で育まれた地域資源(有馬温泉、灘のお酒、異国の文化など)	6	54.5
13.その他		0.0
回答者数	11	100.0

問3 一般的に文化財を活用するうえで支障になっていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

文化財を活用するうえで支障になっていることは、「文化財に関する知識が不足している」が最も多く、次いで「活用の方法が分からない」・「所有者の意向と合わない」・「駐車場や公共交通機関など交通環境が不十分である」・「周遊ネットワークが組みにくい」・「文化財保護法以外の法律(建築基準法、消防法、旅館業法等)による規制」が多い。一方で、「説明板がない」を回答された団体はみられない。

	総計(件)	割合(%)
1.文化財に関する知識が不足している	7	63.6
2.活用の方法が分からない	2	18.2
3.所有者の意向と合わない	2	18.2
4.広報発信ツールが不十分である	1	9.1
5.駐車場や公共交通機関など交通環境が不十分である	2	18.2
6.トイレが整備されていない	1	9.1
7.説明板がない		0.0
8.周遊ネットワークが組みにくい	2	18.2
9.文化財保護法による規制	1	9.1
10.文化財保護法以外の法律(建築基準法、消防法、旅館業法等)による規制	2	18.2
11.その他	2	18.2
回答者数	11	100.0

11. その他

MICE のユニークベニューとして提案できる会場の少なさ
英語表記のない説明板

問4 一般的に文化財を活用するにあたって、どのような支援やツールがあるとよいと思われますか。(あてはまる番号すべてに○)

文化財を活用するうえであればよい支援やツールは、「歴史が分かるガイドブックやマップの発行」が最も多く、次いで「文化財を紹介する HP の整備」であり、情報発信の重要性が窺える結果となっている。一方で、「文化財専門家の派遣」、「所有者とのマッチング斡旋」、「文化財に関する研修の実施」は比較的少ない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
1.財政的補助	4	36.4
2.文化財専門家の派遣	2	18.2
3.観光振興など活用に関する専門家の派遣	3	27.3
4.歴史が分かるガイドブックやマップの発行	6	54.5
5.文化財を紹介する HP の整備	5	45.5
6.所有者とのマッチング斡旋	2	18.2
7.文化財に関する研修の実施	2	18.2
8.文化財の活用に関する相談窓口の設置	3	27.3
9.その他		0.0
回答者数	11	100.0

(3) 文化財を活用した取り組み内容について

問5 現在、行われている文化財を活用した取り組み内容についてお聞かせください。(神戸市以外も含む)

現在、行われている文化財を活用した取り組みについて、17件の回答があった。その内訳として、「観光コースへの組み入れ」が6件と最も多く、次いで「まち歩き」4件となっている。具体的な内容としては、旅行商品の販売や建造物の施設利用、グッズ作成などがあげられている。

回答のあった取り組み	総計 (件)
1.体験メニューの実施	0
2.まち歩き	4
3.観光コースへの組み入れ	6
4.関連イベントの開催	2
5.観光資源としてグッズ等の作成	1
6.その他	4
回答数(取り組み数)	17
(無回答)	1

※回答者により、回答数0~3とばらつきがあるため、数(事例数)のみを整理

	取り組み内容(概要)
2.まち歩き	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド向け観光スポットとして紹介 ・周遊券とセットにした旅行商品の販売 ・地元めぐりツアー(通常は非公開) ・着地型観光のプログラムとして活用
3.観光コースへの組み入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターでの遊覧 ・一般公開前の時間外貸し切り・特別拝観
4.関連イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財での観劇プランの販売
5.観光資源としてグッズ等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・グッズ開発等への、商標の使用許可 ・パンフレット作製
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の文化財の一般公開 ・地域の歴史紹介 ・着地型観光のプログラム ・レストランやパーティー会場等としての活用 ・ホテルとして活用 ・映画・ドラマの撮影 ・パンフレットの作成 ・マップの作成

問6 今後、神戸市で行いたいと考える文化財を活用した取り組みについてお聞かせください。

今後、神戸市で行いたいと考える文化財を活用した取り組みについて、14件の回答があった。その内訳として、「観光コースへの組み入れ」が4件と最も多く、次いで「まち歩き」・「関連イベントの開催」2件となっている。具体的な内容としては、観光コースやツアーへの組み入れ、ユニークメニューなどがあげられている。

回答のあった取り組み	総計 (件)
1.体験メニューの実施	1
2.まち歩き	2
3.観光コースへの組み入れ	4
4.関連イベントの開催	2
5.観光資源としてグッズ等の作成	0
6.その他	5
回答数(取り組み数)	14
(無回答)	2

※回答者により、回答数0~2とばらつきがあるため、数(事例数)のみを整理

	取り組み内容(概要)
1.体験メニューの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・異人館巡りコースの設定
2.まち歩き	<ul style="list-style-type: none"> ・オシャレなガイドとの街歩き ・神戸の歴史にちなんだまち歩き ・各施設と連携した新たなコース設定やプログラムの検討
3.観光コースへの組み入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・研修も兼ねたツアーへの組み込み ・お酒好きな団体へのツアー組み込み ・各神社をめぐるツアー ・異人館巡りの昼食場所としての利用
4.関連イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事帰りに立ち寄れるイベント ・コンサート・映画上映
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携事業(教材の作成、出前授業など) ・飲食を伴うユニークメニューとしての利用 ・公開異人館での、館内飲食・パーティー・ウェディング等の更なる活用 ・映画・ドラマの撮影

(4) その他行政に期待することについて

問7 貴団体が文化財を守り、活用しやすくするために、市など行政にどのようなことを期待しますか。(枠内に具体的に記述)

行政に期待することについては、主に文化財の活用に関する情報発信や活用に向けた窓口の設置等を求める声が多くあげられている。

文化財の維持管理 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の維持管理に対する支援 ・文化財を紹介する広報の充実（HPの見やすさ向上、ガイドブックの作成） ・文化財を取りまとめた案内情報の発信 ・知識不足を補う分かりやすい資料の提供 ・駐車場やトイレの有無、バスツアーの受け入れ可否の情報公開 ・文化財活用のための事業者向けの説明会や講習会の実施 ・旅行会社としては常に新しい観光地を探しているため、より文化財のPRやタイアップできることを期待 ・旅行者の方から神戸市の文化財をツアーに組み込んで欲しいと依頼を受けるような神戸市の文化財の魅力の発信と整備を期待
文化財活用に関する仲介・窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者と事業者との引き合わせや仲介 ・一元的な文化財の活用に関する相談窓口の設置 ・問い合わせ窓口の一本化 ・活用できる文化財のデータベースの公開 ・契約書のスムーズな締結 ・内容により簡易にスタートができる仕組み
文化財の施設利用・規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能なユニークメニューとなりうる場所の整理（特徴、魅力ポイント、広さ、活用方法、利用料金など） ・観光客目線でより柔軟な対応（前売り券等の販売、旅行会社への手数料、開館日・開館時間の延長、館内飲食等の解禁等）